

平成27年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

平成27年9月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 1日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告
2	9月 2日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	9月 3日	木		○休 会
4	9月 4日	金		○休 会
5	9月 5日	土		○休 会
6	9月 6日	日		○休 会
7	9月 7日	月		○休 会
8	9月 8日	火	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	9月 9日	水	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	9月10日	木	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 委員会付託
11	9月11日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	9月12日	土		○休 会
13	9月13日	日		○休 会
14	9月14日	月	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	9月15日	火		○休 会
16	9月16日	水		○休 会
17	9月17日	木	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月1日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 1日	適任
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 1日	適任
報告第 3号 町長の専決処分事項の報告について	9月 1日	承認
議案第35号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 1日	同意
議案第36号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	9月 1日	同意
発委第 6号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について	9月17日	可決
議案第37号 平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第38号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第39号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第40号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第41号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第42号 平成26年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第43号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第44号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について	9月17日	可決
議案第45号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について	9月17日	可決
議案第46号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について	9月17日	可決
議案第47号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について	9月17日	可決
議案第48号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月17日	可決
議案第49号 平成27年度坂城町同和地区受託新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	9月17日	可決

議案第 5 0 号	平成 2 7 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 1 7 日	可決
議案第 5 1 号	平成 2 7 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	9 月 1 7 日	可決
議案第 5 2 号	平成 2 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 1 7 日	可決

9 月 1 7 日上程

議案第 5 3 号	平成 2 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について	9 月 1 7 日	可決
発委第 7 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発委第 8 号	国の責任による 3 5 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発議第 6 号	安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書について	9 月 1 7 日	可決

平成 2 7 年第 3 回坂城町議会定例会

目 次

第 1 日 9 月 1 日 (火)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	4
○人権擁護委員の推薦～議案第 3 6 号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	1 1
○発委第 6 号、議案第 3 7 号～議案第 5 2 号の上程、提案理由の説明、詳細説明	1 3
○監査報告	

第 2 日 9 月 8 日 (火)

○議事日程	4 4
○一般質問 塩入 弘文 議員	4 4
山崎 正志 議員	5 7
朝倉 国勝 議員	6 8
滝沢 幸映 議員	7 6
大森 茂彦 議員	8 6

第 3 日 9 月 9 日 (水)

○議事日程	1 0 2
○一般質問 中嶋 登 議員	1 0 2
入日 時子 議員	1 1 5
塩野入 猛 議員	1 2 7
西沢 悦子 議員	1 4 0

第 4 日 9 月 1 0 日 (木)

○議事日程	1 5 6
○一般質問 柳沢 収 議員	1 5 6
小宮山定彦 議員	1 6 8
塚田 忠 議員	1 8 0

吉川まゆみ 議員	1 9 2
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	2 0 3
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	2 2 3
第5日 9月17日(木)	
○議事日程	2 3 0
○請願採決	2 3 1
○発委第6号、質疑、討論、採決	2 3 1
○議案第37号～議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 1
○議案第44号～議案第52号の質疑、討論、採決	2 5 8
○追加議案上程、提案理由の説明	2 6 8
○議案第53号、発委第7号～発委第8号、発議第6号の質疑、討論、採決	2 7 1
○町長閉会あいさつ	2 7 8

平成27年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月1日
 2. 招集の場所 坂城町議会議場
 3. 開 会 9月1日 午前10時00分
 4. 応招議員 14名

1番議員	塚 田 正 平 君	8番議員	吉川 まゆみ 君
2 "	塩野入 猛 君	9 "	塩 入 弘 文 君
3 "	朝 倉 国 勝 君	10 "	山 崎 正 志 君
4 "	小宮山 定 彦 君	11 "	中 嶋 登 君
5 "	柳 沢 収 君	12 "	大 森 茂 彦 君
6 "	滝 沢 幸 映 君	13 "	塚 田 忠 君
7 "	西 沢 悦 子 君	14 "	入 日 時 子 君

5. 不応招議員 なし
 6. 出席議員 14名
 7. 欠席議員 なし
 8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
保健センター所長	村 田 よし子 君
まち創生推進室長	関 貞 巳 君
総 務 課 長 補 佐	臼 井 洋 一 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
財 政 係 長	大 橋 房 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	

9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小宮山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 8 議案第 35 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 36 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 10 発委第 6 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 11 議案第 37 号 平成 26 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 38 号 平成 26 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第 39 号 平成 26 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第 40 号 平成 26 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第 41 号 平成 26 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第 42 号 平成 26 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 議案第 43 号 平成 26 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 議案第 44 号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 45 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 46 号 平成 27 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 21 議案第 47 号 平成 27 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 22 議案第 48 号 平成 27 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 23 議案第 49 号 平成 27 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第24 議案第50号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第25 議案第51号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第26 議案第52号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（塚田君） 会議規則第120条の規定により、7番 西沢悦子さん、8番 吉川まゆみさん、9番 塩入弘文君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塚田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月17日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前8時30分とします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（塚田君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、平成27年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、本日、南条小学校におきまして、始業前に「新校舎はじまりの会」が開催され、いよいよ新校舎での授業が始まりました。

南条小学校につきましては、校舎の老朽化と耐震性の確保が大きな課題でありました。私が1期目の町長に就任した平成23年度から学校施設のあり方の検討を開始し、全面改築の方針を決定、そして基本設計、実施設計を行い、昨年8月から改築工事を行ってまいりました。足かけ3年の歳月を経て、このたび、新校舎が完成の運びとなり、8月28日には内覧会、見学会を行い、関係する皆様、地域の皆様に新校舎をご覧いただいたところであります。ここに至るまでには、大勢の皆様の多大なご理解とご協力をいただき、改めて厚くお礼申し上げる次第であります。新校舎への引っ越しにつきましては、PTA作業として、保護者の皆様にもご協力をいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

今後、改築工事は、旧校舎の解体、グラウンドの造成、外構工事などを行い、平成28年3月の竣工を目指し、引き続き、安全な施工に努めてまいります。子供たちが新校舎での生活に早期になれ親しんでもらい、豊かに成長できるよう期待をするところであります。

続いて、坂城町を取り巻く経済状況について申し上げます。

中国経済の減速懸念を背景に世界の金融市場の動揺が続いております。中国人民銀行は、世界で続いた株安の連鎖を阻止するため、緊急の追加利下げに踏み切りました。中国政府の発表では、4月から6月期のGDPの成長率は、政府目標であった7%台を維持したようですが、輸出の減少、地方を中心とした景気の減速感が続いております。アメリカでは、緩やかな回復傾向が見られますが、日本の、とりわけ輸出産業にとっては、依然として、先行きが不透明な状況が続くと考えます。今後も、世界経済につきましては、注視をしていく必要があると考えております。

日本国内の状況につきましては、政府が発表いたしました4月から6月期の国内総生産（GDP）の速報値は、輸出と消費が振るわず、三四半期ぶりにマイナス成長となりましたが、落ち込みは一時的で、7月から9月期以降はプラス成長に戻るという見方であります。

また、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査では、生産・売り上げとも前回調査時の3カ月後の見込みと比較して若干の減少とはなったものの、ほぼ横ばいの状態であり、前年同期との比較でも、7期連続のプラスであります。ほぼ横ばいの傾向であ

ります。3カ月後の見込みにつきましては、全体的には回復していると感じている企業は多いものの、得意先の生産変動等のリスクを抱えている企業もあります。

このような町を取り巻く経済状況の中、設立から20年を迎えた「さかきテクノセンター」では、6月に「テクノセンター見直し検討委員会」を立ち上げ、現在、これまでの20年の実績を踏まえながら、次の20年を見据えた町内企業への技術支援などのあり方について、検討を進めているところであります。

町といたしましても、引き続き、商工会、テクノセンター及びテクノハート協同組合と連携し、町内企業の優れた技術と製品の紹介、ものづくり力の発信や人材確保及び育成を図るとともに、本年度で3年目となる「坂城町コトづくりイノベーション補助金」事業など、時代の変化を先取りした取り組みに対する支援を積極的に実施していくため、経済状況調査を初めさまざまな情報を収集し、企業ニーズを把握する中で、対応を図ってまいりたいと考えております。

さて、平成26年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町民税は、景気の回復基調により、個人、法人とも前年を上回る税収となり、特に法人については円安などの追い風も受ける中で、輸出関連企業の業績が好調だったことから、トータルでは、前年度比プラス40.6%の大幅な伸びとなりました。固定資産税につきましては、土地価格の下落等によりマイナス0.1%とわずかながら減少いたしましたが、町税全体ではプラス15.3%、3億5,600万円の増収となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税において、算定の基礎となる基準財政需要額が増額算定されたことで交付額が増額となり、交付税全体でプラス5.9%、7,250万円の増額となりました。基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3カ年の平均値が0.639で、県内における順位につきましては昨年と同じく、77市町村中6番目、町村の部では軽井沢、南相木村に続いて第3位となっております。

国庫支出金につきましては、南条小学校建設にかかわる「学校施設環境改善交付金」や、消費税率の引き上げに伴い実施しました「臨時福祉給付金」等に対する補助金により、プラス36.3%、1億4,900万円の増額となりましたが、県支出金につきましては、一昨年の特別養護老人ホームに対する補助等が終了したことに伴い、マイナス12.1%、4,950万円の減額となっております。

また、繰入金につきましては、前年度に対し2億3,600万円の増、町債につきましても9,800万円の増と、いずれも南条小学校の建設事業に伴う、文教施設整備基金からの繰入金及び学校教育施設等整備事業債の発行により大幅に増加しております。

歳入全体では、前年度対比プラス17.1%となる68億9,600万円であります。

一方、歳出につきましては、歳出の中でも比較的大きな割合を占めております扶助費について、障害者自立支援給付の増加などに加え、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金

事業等の実施により前年度対比プラス 8.6%と増加しております。

普通建設事業費につきましては、継続事業の町道 A01 号線道路改良事業や橋梁修繕事業のほか、南条小学校建設の本工事に着手したことで、前年度に比べ 2 倍を超える大幅な増となりました。

その他経費のうち、物件費は有害鳥獣対策や松くい虫防除対策事業の増額等に伴い 8.3%の増、補助費等は坂城駅エレベーター設置工事負担金などの支出により 9.8%の増となったほか、積立金については文教施設整備基金への積み立てなどにより前年度に対し 3.1 倍となっております。

また、人件費は、国の要請に基づく職員給与の減額措置が終了したことにより、8.1%の増、一方、公債費については、地方債残高の減少に伴いマイナス 4.5%と減少している状況であります。

歳出全体では、前年度対比プラス 19.8%となる 68 億 1,300 万円の決算であります。

なお、平成 26 年度決算を受けての財政健全化法による財政指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに、一般会計及び全ての特別会計において黒字であります。起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率については、前年対比マイナス 2.3 ポイントとなる 11.3%、公債費等の将来負担の重さをあらわす将来負担比率についても、地方債残高の減少などにより、マイナス 23.3 ポイントとなる 1.6%と、いずれの指標につきましても改善しており、健全と言える状況にありますが、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。なお、詳細の決算状況につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

さて、27 年度事業の進捗状況並びに 9 月補正に計上いたしました、主な内容について述べさせていただきます。

国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」事業を活用し、町の消費喚起、地域経済の活性化を図ることを目的とした「坂城町プレミアム付商品券」につきましては、7 月 1 日から 5 日まで販売いたしました一般枠 7,650 セットの商品券について、大勢の皆さんにご購入いただき完売をいたしました。同じく、子育て世帯枠の商品券については、これまで 7 割の世帯にご購入いただいております。対象となる子育て世帯には、引換証を配付しております。引換証をお持ちの方は、お早めに購入されますようお願い申し上げます。

なお、商品券の利用状況につきましては、5 割を超える商品券が利用されており、5 千万円以上の消費がされております。商品券の利用期限は、今年の 12 月 31 日までとなっておりますので、お忘れなくご利用いただきますようお願い申し上げます。

さて、これからの進むべきまちづくりの方向性を示す「第 5 次長期総合計画後期基本計画」につきましては、前期における施策の評価を行い、まちづくりの主要課題を整理して、今後

5年間の計画をまとめる作業を進めております。

また、「坂城町人口ビジョン」及び「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定につきましては、策定支援業務についてプロポーザル選考会で委託業者を決定し、まず、人口ビジョンについて現状分析に必要な調査を行い、8月31日に「長期総合計画策定審議会」にあわせ開催しました、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会」において、目指すべき将来の方向や人口の将来展望をお示しさせていただいたところであります。

今後につきましては、町民の皆さんや転出者向けの抽出アンケート調査を実施、その結果を踏まえ、人口ビジョンの作成を行い、説明会などを開催する中で、来年2月には人口減少対策として総合戦略の策定を進めてまいります。

さて、ワイナリー形成事業につきましては、町の試験圃場で栽培しています6銘柄のうち3銘柄について、この圃場初の収穫が見込まれますので、試験的ではありますが、ワインの委託醸造を予定しております。なお、昨年ワインブドウが鳥獣被害に遭ったことを踏まえまして、本年度は圃場周囲にハクビシンなどの侵入防止対策などを行ったところであります。

また、6次産業化に向けた取り組みといたしましては、長野大学と連携し、ワイナリー事業全体のビジネスデザインを作成する計画となっております。ワイナリー形成を進める中で、町内事業者の参画による新たな産業づくりや、ワイン用ブドウの生産振興による農業の活性化など、町民の皆様が参加するまちづくりを想定したビジネスデザインを作成していく予定であります。

さて、平成27年国勢調査が本年11月1日を基準日として、全国一斉に実施されます。この調査は、日本国内に住む全ての人の世帯を対象とする国の重要な統計調査で、その結果は私たちの「暮らし」や「まちづくり」に重要な資料として生かされます。今月から来月にかけて、調査員がお願いに伺いますので、町民の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

また、9月21日の敬老の日を迎えるに当たり、町では長寿のお祝いと敬老の意を表し、9月5日と6日の2日間にわたり、米寿、白寿、100歳以上の方々を対象とした敬老訪問事業を実施いたします。本年度は、88歳の米寿の方が94名、99歳の白寿の方が4名、100歳以上の方が15名、全体では113名の方が対象で、最高年齢の方は、明治43年生まれの105歳の女性でございます。

さて、消費税率の引き上げによる経済的負担を緩和するための臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、昨年度に引き続き、所得の低い方や子育て世帯に対し臨時福祉給付金が対象者1人につき6千円、子育て世帯臨時特例給付金が対象者1人について3千円が支給されます。坂城町におきましても、7月上旬に該当と思われる方、または世帯に対し申請書類を送付いたしました。現在、提出いただいた書類の確認作業を進めており、9月末までの受け付け分については、10月中に申請者の指定口座に振り込む予定であります。

また、県では多子世帯への支援事業として、多子世帯応援クーポン券の配付を実施いたします。対象となる世帯は、年度末の年齢で18歳以下の子供が3人以上の世帯であります。クーポン券につきましては、第3子以降の子ども1人につき1万円分のクーポン券が発行され、利用できる期間は9月中旬から来年1月末が予定されております。対象となる世帯には、町を通して申請をしていただくようになりますので、今後、町から該当する世帯に順次、申請書等を送付してまいります。対象となる世帯の皆さんにおかれましては、ぜひご活用いただきたいと思います。

さて、8月1日、「第38回坂城どんどん」が開催され、オープニングでは、観世流能楽師で重要無形文化財総合指定保持者である松木千俊さんを坂城町特命大使に委嘱いたしました。松木さんは、びんぐしの里薪能での公演やこども能楽教室において、町の小学生に能楽の指導をされるなど、町の芸術文化の振興にご尽力いただいております。伝統芸能の能楽の第一人者に坂城町をPRしていただく特命大使をお引き受けいただいたことを大変喜ばしく思っております。

また、夜の踊り流しでは47連、約1,300人の方にご参加いただき、加えて、今回も、ガングルオンの皆様のご協力により、3回目の踊り流しは生演奏で行いました。参加された皆さんは、真夏の暑さを吹き飛ばす盛り上がりを見せ、とてもうれしく感じたところであります。

さて、9月4日金曜日には「第22回テクノさかき工業団地まつり」が開催されます。工業団地内企業の福利厚生事業の一環として行われてきたお祭りも、コンサートや花火大会などの大勢の町民の皆さんにご好評いただいております。地元のお祭りとして定着いたしました。今年は、坂城町在住の歌手の出演や歌謡コンサートが予定されているほか、花火大会では、昨年に引き続き工業団地以外の企業の皆さんにもご協賛いただき、盛大に花火が打ち上がるとお聞きしております。多くの町民の皆さんに会場までお越しいただき、お祭りを楽しんでいただければと思います。

また、鉄の展示館では「高倉健さんからの贈りもの」と題した企画展を、本日から9月27日日曜日まで緊急開催いたします。昨年11月にお亡くなりになられました高倉健さんは、刀剣にも造詣が深く、生前、宮入小左衛門行平刀匠とも親交があり、そのようなご縁でこの7月にご遺族から宮入刀匠を通じて高倉さんが所蔵されていた刀剣8振りと、約50冊の刀剣に関する蔵書を寄贈いただきました。企画展では、寄贈いただいた刀剣と蔵書を展示いたしますので、日本刀をこよなく愛された高倉さんの貴重な思い出の品々をぜひ、大勢の皆さまにご覧いただきたいと思います。

また、県道坂城インター先線につきましては、都市計画道路坂都5号線として国道バイパスまで都市計画決定がされている区間のうち、国道からテクノさかき工業団地までの約400m間について先行して事業化を図るものであり、県が今年6月に計画内容を地元に提示いたしま

した。この区間は、しなの鉄道をまたいで工業団地まで盛り土による道路整備のため、8月より土地の高さや建物の位置の測量及び道路詳細設計を始めており、平成28年8月には詳細設計に基づく地元説明会が開催される予定であります。

また、町の橋梁修繕につきましては、かけかえに要する費用の縮減を図るため、平成24年度に策定しました「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、順次修繕を実施しております。橋梁の中でも昭和橋は損傷が激しく、また延長も長いため、工事期間の長期化と多額の修繕工事費を要することから、今まで以上に補助事業費を見込むことができる「大規模修繕・更新補助事業」に事業移行することにいたしました。本年度は、当初、国道側から一連分、これは42mですが、を予定していた修繕工事を国道側から三連分、126mに事業量を増加させる補正予算を今議会に計上いたしました。

公共下水道事業につきましては、南条小学校北側の旧道から産業道路までの区域と上平島地区、出浦沢川南側の区域の整備工事を発注いたしました。今後、工事説明会等を開催し工事を実施してまいります。

また、緊急経済対策として3年目を迎え最終年度となります「坂城町住宅リフォーム補助金」につきましては、この3年間で約100件のご利用をいただきました。本年度につきましても、既に当初予定をしておりました30件に達したことから、今議会に新たに20件分の補正予算を計上させていただきました。町民の皆さんにおかれましては、ぜひご利用いただきたいと思っております。

さて、来月5日にマイナンバー法が施行され、同日から住民票を有する全ての方に、12桁の個人番号を記載した「通知カード」が送付されます。このカードは、社会保障や税などの各種手続に利用される重要なカードであります。また、平成28年1月から顔写真の入った公的な身分証明書としても利用できる「個人番号カード」が希望すれば交付されるようになります。

マイナンバー制度の開始により、今後、町への申請、年金の手続、お勤め先への税務書類の提出等において、マイナンバーの記載が必要となってまいります。町民の皆様にとって大変重要な番号でありますので、両カードを大切に保管され、利用していただくようお願い申し上げます。

また、8月30日、坂城町総合防災訓練が村上小学校において、約500名の皆さんにご参加いただき開催されました。参加されました上五明、網掛、上平、小網、月見区の皆さんや関係団体の皆さんには、雨が降る中まことにありがとうございました。前日からの雨のためグラウンド状態が悪く、また、体育館はつり天井撤去改修工事で利用ができないため、規模を縮小し、自主防災会ごとの警戒本部設置訓練及び避難誘導訓練、町防災無線班による訓練、日赤奉仕団の炊き出し訓練などの一部訓練を実施する中で、有事の際の行動について確認をいたしました。また、初の試みとして、緊急速報メールを利用した情報配信訓練、今回の参加地域にあ

る「ともいきライフ月影」の利用者、職員の皆さんにも避難誘導訓練に参加していただきました。

さて、火災等災害発生時に消防団員の安全かつ効率的な作業と機動性を高めるため、消防団員安全装備品助成事業を活用して投光器各1台を第3分団詰所及び第10分団詰所に併設されている備蓄庫に配備するための補正予算を今議会に計上いたしました。これで投光器は4台となりますので、夜間の火災など災害発生時の活用により、消防団員等の安全確保に一層努めてまいります。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆さんの日ごろからの災害に対する備えが重要であります。今後も家庭と地域、行政、関係機関が連携し、防災意識の高揚と防災対策に努め、より一層安心・安全で災害に強い町づくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、教育関係について申し上げますと、国際交流事業として8月5日と6日の2日間、和平キャンプ場で町内の小学6年生と中学1年生の計25人が参加し、小・中学校の英語指導講師など6名の外国人と異文化交流事業「English Camp」を行いました。

済みません、先ほど国勢調査の基準日を11月1日と申し上げましたが、10月1日でありますので、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

さて、小学校高学年から取り組んでいる外国語学習の成果を試す場として、当キャンプでは会話は英語を使うことを原則として、1泊2日で開催いたしました。参加した児童・生徒は、積極的にネイティブスピーカーたちと会話をし、料理やゲームなどさまざまな活動に取り組み、今まで以上に外国の文化や言語に興味や関心が持てたと感じております。

また、8月15日開催の第60回成人式には、新成人の約7割に当たる121名の参加者により式典と成人祭が行われました。厳粛な雰囲気の中で行われた式典では、新成人の代表から、これまで支えてくれた多くの方々への感謝とともに「あらゆることに全力で取り組み、自覚と責任を持って進みたい」、あるいは「宇宙飛行士になる夢をかなえた油井さんのように、夢に向かって努力したい」との思いの発表もあり、頼もしく思えたところであります。それぞれの目標に向かい、今後大いに活躍されることを期待いたします。

さて、文化センター周辺は、社会教育施設やスポーツ施設などの教育文化施設と社会福祉協議会を初めとする福祉関係施設の集積地域となっております。これらの施設の利用状況等を勘案する中で、本年度、文化センター東側の土地2,157m²、約652坪につきまして、町土地開発公社に取得をお願いいたしました。なお、当面は町民運動会等の各種イベントや会議の際の駐車場として利用するため、整備費用を負担する補正予算を計上させていただきました。

以上、26年度の決算状況と27年度の主な事業の進捗状況並びに主な9月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、人事案件が4件、条例の一部改正が

2件、一般会計・特別会計の26年度決算の認定が7件、一般会計・特別会計の補正予算が7件、計21件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（塚田君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社坂城町振興公社に係る平成27年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、本日までに受理した請願はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（塚田君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第9「議案第36号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」までの5件を一括議題として、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第5から議案第36号まで順次ご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本件は、12月31日をもちまして、小林直美委員の任期が満了するに当たり、人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚い同氏に引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たりまして議会のご意見を求めるものでございます。

なお、任期は平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間でございます。

次に、日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由をご説明申し上げます。

本件は、12月31日をもって、若麻績節子委員の任期が満了するに当たり、人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚い同氏に引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間でございます。よろしくご審議の上ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、専決第11号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万円を増額し、歳入歳出予算の総額を71億5,107万円とするものでございます。

歳出の内容といたしましては、法人町民税につきましては確定申告による確定税額が納税額を下回った企業への税償還金・還付加算金として440万円、鉄の展示館2階展示室の空調設備の修繕料として26万円、大宮区内に設置しております湧水対策用の井戸ポンプの故障に伴う改修工事費415万円を計上したものでございます。

いずれにつきましても、日々生じます還付加算金や夏場の快適な展示空間の確保、また農作業での水需要への対応といった急を要する案件のため専決といたしましたものでございます。

なお、歳入につきましては、水資源対策・営農推進基金繰入金及び財政調整基金繰入金をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

議案第35号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、9月30日をもって小熊友和委員の任期が満了するに当たり、引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再認いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間でございます。

次に、議案第36号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、坂城町、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・坂城町等公平委員会の委員について、本年11月20日をもって堀内重徳委員の任期が満了するに当たり、引き続き、経験豊富で人格、識見ともにすぐれている同氏を再認いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成27年11月21日から平成31年11月20日までの4年間でございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時39分～再開 午前10時49分）

議長（塚田君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第7「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第8「議案第35号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第9「議案第36号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（塚田君） 日程第10「発委第6号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」から日程第26「議案第52号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの17件を一括議題とし趣旨説明及び提案理由の説明まで行います。職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

9番（塩入君） 発委第6号「坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」趣旨説明をいたします。

本案は、当議会においても男女共同参画を促進する環境整備を図るため、女性議員が出産を理由に欠席できるよう明記する一部改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる旨を追加するものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明にいたします。

町長（山村君） それでは、議案第37号から52号まで続けてご説明申し上げます。

まず、議案第37号 「平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」 ご説明申し上げます。

平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額68億9,597万

8千円、歳出総額68億1,297万5千円、歳入歳出差引額は8,300万3千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から事業の実施時期や工期の関係で27年度へ繰り越した地方創生先行型事業、町道A01号線道路改良工事など繰越事業の充当財源となる864万円を除いた7,436万3千円であります。この実質収支額から4千万円を財政調整基金に繰り入れた残額の3,436万3千円が平成27年度への繰越金であります。

歳入の主な内容について申し上げます。町税のうち町民税につきましては、緩やかな景気の回復基調に加え、国の経済対策により輸出関連企業の業績が好調に推移したことを受け、法人町民税を中心に大幅な増収となり、町民税全体では前年度に比べ40.6%の増額となりました。固定資産税については、土地の減額等により、総額でマイナス0.1%の微減となりましたが、町税全体では26億9,100万円で前年度対比15.3%、3億5,600万円の増額となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税が算定の基礎となる基準財政需要額が臨時財政対策債発行可能額の減少等で増額算定がなされたことなどで交付額が増額となり、交付税全体でプラス5.9%、7,250万円の増額となったところでございます。

国庫支出金につきましては、南条小学校建設にかかわる学校施設環境改善交付金や消費税率の引き上げに伴う経済対策として実施しました臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金に対する補助金などの交付により、36.3%の増となる5億5,900万円の歳入となりました。

県支出金につきましては、一昨年の特別養護老人ホーム建設にかかわる介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金等が終了したため、12.1%の減となる3億5,900万円の歳入となっております。

その他の歳入では、繰入金が2億7,200万円、町債が5億5,700万円と、それぞれ前年度より大幅に増加しておりますが、いずれも南条小学校建設にかかわる文教施設整備基金の繰り入れ、学校教育施設等整備事業債の借り入れが主な要因となっております。

歳入全体では、前年度対比17.1%、金額で10億555万3千円の増額となった状況であります。

次に、歳出につきましては、性質別に主な内容を申し上げます。まず、投資的経費につきましては、継続事業のA01号線道路改良事業や橋梁修繕事業などのほか、南条小学校建設事業が本工事に着手したことから、普通建設事業費全体で前年度の2倍を超える7億5,500万円の歳出となりました。

義務的経費につきましては、国の要請に基づく職員給与の減額措置の終了や障がい者の介護・訓練等給付の増加、臨時福祉給付金給付事業等の実施により、人件費、扶助費がそれぞれ

8%を超える伸びとなっていますが、公債費については地方債残高の減少に伴い4.5%の減額となりました。

その他経費につきましては、有害鳥獣対策や松くい虫防除対策事業の増額等に伴い、物件費が8.3%の増、坂城駅エレベーター設置工事負担金などの支出により補助費等が9.8%の増となったほか、積立金は文教施設整備基金への積み立て等により、前年度の3倍を超える6億6,500万円の決算という状況になっております。

歳出全体では前年度対比19.8%、金額で11億2,700万円の増額となったところであります。詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第38号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度有線放送電話特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,712万円、歳出総額3,617万2千円で、歳入歳出差引残額は94万8千円、このうち、50万円を設備基金に積み立て、残りの44万8千円を平成27年度に繰り越しをいたしましたところでございます。

歳入の主な内訳といたしまして、有線放送電話使用料3,241万5千円、各種事務手数料及び広告放送料等72万4千円、工事費負担金18万3千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、設備基金積立金1,162万7千円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料286万4千円、有線施設設置移転等工事226万5千円でございます。

次に、議案第39号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億8,487万6千円、歳出総額16億7,368万3千円で、歳入歳出差引残額は1,119万3千円、このうち130万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの989万3千円を平成27年度に繰り越しをいたしましたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、国民健康保険税3億3,744万4千円、国庫支出金3億591万1千円、療養給付費交付金1億3,471万8千円、前期高齢者交付金5億8,387万4千円、共同事業交付金1億5,011万4千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費11億6,816万1千円、後期高齢者支援金等2億618万4千円、共同事業拠出金1億6,444万3千円でございます。療養給付費、療養費、高額医療費を合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体では4.2%の減となっており、制度別の医療費の内訳では、一般被保険者分で1.8%の減、退職被保険者分では、24.2%の減となっております。後期高齢者支援金等は、前年度対比3.4%の減、共

同事業拠出金につきましては１．６％の増となっております。

次に、議案第４０号「平成２６年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成２６年度本事業の決算額は、歳入総額３１３万７千円、歳出総額３１１万４千円で、歳入歳出差引残額は２万３千円は、平成２７年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳としましては、貸付金元利収入３０５万９千円、県補助金６万３千円でございます。

歳出の主な内訳としましては、元利償還金１４０万７千円、一般会計繰出金１６０万７千円でございます。

次に、議案第４１号「平成２６年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は南条、中之条、上平地区の整備により、平成２６年度末で供用面積は４６４ｈａに達し、整備面積の進捗率は７６％となりました。

さて、平成２６年度の決算につきましては、歳入総額７億５，９７７万１千円、歳出総額７億２，６３４万５千円で、繰越明許費繰越額の３，２８９万１千円を除いた５３万５千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内訳といたしましては、受益者負担金９，１２５万６千円、下水道使用料１億２，６３２万４千円、国からの交付金７，８００万円、一般会計からの繰入金２億６，０８６万円、町債１億５，６１０万円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、上流処理区維持管理費負担金５，９８９万６千円、下水道管渠工事費１億８，５０８万円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金１，１１５万円、長期債元利償還金３億３，８７７万９千円でございます。

次に、議案第４２号「平成２６年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成２６年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１２億４，５０９万７千円、歳出総額１２億３，８３６万８千円で、歳入歳出差引残高は６７２万９千円、このうち４０万円を支払準備基金に積み立て、残りの６３２万９千円を平成２７年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、介護保険料２億６，８５５万２千円、国庫支出金２億７，７９０万７千円、支払基金交付金３億４，９７９万７千円、県支出金１億７，３４５万円、繰入金１億７，１７９万円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費１１億８，４２４万７千円、地域支援事業費１，６５５万３千円、要介護認定事務等の総務費１，４４２万９千円、基金積立金

2, 029万円でございます。

続きまして、議案第43号「平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億7,647万5千円、歳出総額1億7,614万1千円で、歳入歳出差引残額の33万4千円は、平成27年度に繰り越しをいたしましたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料1億3,591万2千円、一般会計繰入金3,993万5千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,508万6千円、事務費等総務費98万3千円でございます。

次に、議案第44号「議案第44号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法が本年10月5日から施行されることに伴い、町がマイナンバーを利用する業務において保有することとなるマイナンバーを含む個人情報である特定個人情報につきまして、その適正な取り扱いを確保するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、特定個人情報の収集、外部提供の制限につきまして、マイナンバー法で定めるところに従うこととし、条例の適用対象外とすることといたします。

また、特定個人情報の目的外利用をすることができる場合を生命、身体または財産の保護のため必要な場合であって、本人同意があり、または本人同意を得ることが困難なときに限ることといたします。このほか、特定個人情報の開示、訂正等の請求について、任意代理人による請求を認めること、ほかの制度に基づく開示請求ができる場合であっても、この条例に基づく開示請求を重複して認めることなど、いずれも国の特定個人情報にかかわる制度を踏まえ、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第45号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案もいわゆるマイナンバー法の施行に伴う条例の一部改正でございます。10月から通知カードが順次送付され、また希望者には平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されます。当初のカード交付分は、国が費用を負担するため無料となりますが、紛失等によるカードの再交付に関しては、その作成に要する費用として手数料を徴収することとなることから、両カードの再交付手数料額などを定めるものでございます。

次に、議案第46号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,946万円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億53万円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税2億9,166万5千円、社会資本整備総合交付金等の国庫支出金、1,751万2千円、多子世帯保育料減免事業費補助金等の県支出金377万9千円、前年度繰越金2,436万2千円、臨時財政対策債等の町債4,602万8千円をそれぞれ増額し、財政調整基金及び減債基金からの繰入金、合わせて3億4,805万9千円を減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、水道布設事業負担金380万円、昭和橋修繕工事費3,200万円、住宅リフォーム補助金200万円、奨学基金繰出金200万円、文化施設等駐車場整備負担金600万円をそれぞれ増額するとともに、統一地方選挙にかかわる各選挙費の精算並びに現在の職員配置に合わせた人件費の組みかえと調整を行うものでございます。

次に、議案第47号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,556万6千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては前年度繰越金43万8千円を増額し、歳出につきましては、設備基金積立金43万8千円を増額するものでございます。

次に、議案第48号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ940万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,550万3千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては前年度繰越金939万3千円、基金繰入金1万2千円を増額するものでございます。

歳出の主な内容につきましては、国庫支出金返還金434万9千円、療養給付費交付金返還金449万3千円、予備費55万1千円を増額するものでございます。

続きまして、議案第49号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を289万9千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては繰越金2万1千円を増額し、歳出につきましては一般会計繰出金2万1千円を増額するものでございます。

次に、議案第50号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５３万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を８億４，２４４万１千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、繰越金５３万４千円を増額するものでございます。歳出につきましては、一般会計繰出金５３万４千円を増額するとともに、公共下水道事業について、事業の進捗等に合わせ組みかえを行うものでございます。

次に、議案第５１号「平成２７年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６４２万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１３億８，５９８万４千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては支払基金交付金１０万円、繰越金６３２万７千円を増額するものでございます。

歳出の主な内容につきましては、国庫支出金返還金３４２万８千円、支払基金交付金返還金１６７万９千円を増額するものでございます。

次に、議案第５２号「平成２７年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億７，６４６万３千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては繰越金３３万３千円を増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金３２万４千円、予備費９千円を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 続いて、各課長等に、議案第３７号「平成２６年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

財政係長（伊達君） 平成２６年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入全般について、決算書事項別明細書の１１ページ、町税からご説明申し上げます。款１町税につきましては、収入総額が２６億９，０５４万５千円で、前年度と比較いたしまして、金額で３億５，６２４万３千円、率でプラス１５．３％の増収となりました。内訳でございますが、町民税につきましては、景気の回復基調に合わせ個人、法人とも増収となり、個人町民税は１，６５２万１千円の増、法人町民税は３億４，２０３万円的大幅増で、町民税全体では４０．６％の増という状況でございます。

固定資産税につきましては、土地価格の下落などの影響もあり、全体でマイナス０．１％と

わずかに減少しております。また、軽自動車税については率でプラス3.4%、町たばこ税はマイナス1.9%、入湯税はプラス0.8%といった状況になっております。

続きまして、12ページにかけましての款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税ともに減額となり、決算額は6,094万3千円、前年度対比4.6%のマイナスとなっております。

12ページの交付金関係でございますが、款3利子割交付金が決算額347万5千円で、前年度に対し8万7千円の減、款4配当割交付金は決算額991万3千円で471万4千円の増、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、決算額755万9千円で、115万5千円の減となっております。

次に、款6地方消費税交付金につきましては、決算額1億9,935万2千円で、消費税率の引き上げに伴いまして、前年度に対し20.4%の増となっております。

款7自動車取得税交付金、これは13ページにかけてになりますけれども、こちらにつきましては決算額が648万7千円で、エコカー減税等の影響により前年度対比63.9%の減という状況になっております。

款8地方特例交付金につきましては、住宅借入金等、税額控除にかかわる地方公共団体の減収補填という交付金でございまして、決算額は前年度に対し22万8千円の増、決算額613万9千円となっております。

次に、款9地方交付税でございます。26年度の普通交付税は、交付税の不足を補う臨時財政対策債の発行可能額が抑制されたことなどで、行政経費として算定されます基準財政需要額が1.4%増加したことに加えまして、25年度の調定額から推計した法人税割の減額算定等により、基準財政収入額は2.8%の減少となったため、普通交付税は前年度対比プラス8.1%の11億7,129万円が交付されてございます。

また、特別交付税につきましては、一昨年の坂城駅へのエレベーター設置のような増額算定となる項目がなかったこと、また算定項目の見直し等で前年度対比10.8%減の1億2,453万3千円の決算額となっており、交付税全体では5.9%増の12億9,582万3千円の決算ということでございます。

なお、財政力指数につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年平均が0.639で、県下における当町の順位につきましては、昨年同様全市町村中6番目、町村では軽井沢町、南相木村に次いで第3位という状況になってございます。

続きまして、款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額176万6千円で、前年度に対し11万6千円の減といった状況になってございます。

次に、14ページにかけての款11分担金及び負担金につきましては、第3子以降の保育園児に係る保育負担金軽減制度の導入等によりまして、児童福祉費関係の負担金の減少などで前

年度対比マイナス１５．５％の９，６４９万５千円の決算額となっております。

１６ページにかけましての款１２使用料及び手数料につきましては、決算額７，４６１万２千円で、前年度に対し２．２％の減であります。

続きまして、１６ページから１９ページまでの款１３国庫支出金につきましては、大型事業であります小学校建設への補助等により、決算額は５億５，８６７万９千円で、前年度との比較ではプラス３６．３％、１億４，８７０万３千円の大幅な増額となっております。

次に、１９ページから２２ページにかけましての款１４県支出金につきましては、決算額３億５，８７９万８千円で、前年度に比べ４，９４５万５千円の減となりました。一昨年にごございました特別養護老人ホーム建設などの県補助対象事業が完了したことに伴います減額が主なもので、前年度対比マイナス１２．１％となったところでございます。

２３ページにかけましての款１５財産収入につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売却収入として土地の売り払い、また基金積立金利子が主なものでございます。決算額は３，２２１万４千円で、前年度に比べ１，２６２万５千円の増となっております。

続いて、２３ページから２４ページにかけての款１６寄附金につきましては、土木、教育、民生関係及びふるさと寄附金としてご寄附をいただいたものでございます。決算額は１２７万円となっております。

次に、２４ページ、款１７繰入金につきましては、事業目的に応じた特定目的基金からの繰り入れが主なもので、南条小学校建設に伴います文教施設整備基金からの繰り入れなどにより、決算額は前年度と比べ２億３，６３２万８千円増の２億７，１７８万２千円となっております。

款１８繰越金につきましては、決算額１億５，９４４万５千円で、坂城駅へのエレベータ設置工事負担金などの大きな繰越明許費繰越金があったため、前年度に比べ１億２，１８４万７千円の増ということになってございます。

２４ページから２７ページにかけての款１９諸収入につきましては、決算額５億３４９万１千円で、前年度対比１．３％の増となっております。主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等でございます。

歳入の最後、２７ページの款２０町債でございます。決算額は５億５，７１９万円で、町道Ａ０１号線道路改良事業等に係る公共事業等債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債のほか南条小学校建設事業に伴う起債発行により、前年度と比べ９，８３７万５千円の増となったところでございます。

以上、歳入総額は、６８億９，５９７万７，８９４円で、前年度と比較いたしましてプラス１７．１％、金額で１０億５５５万３千円の増額となりました。なお、調定額に対します収納率でございますが、全体で９５．９８％でございます。

以上で、歳入につきまして詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 次に歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（田中君） それでは、歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成26年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

それでは32ページをご覧ください。32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費と経常的経費でございます。健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員が受診しており、全職員が何らかの検診を受け、健康管理に努めているところでございます。職員研修事業といたしましては、人事評価制度業務の委託及び接遇研修を実施いたしました。

34、35ページ、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、文書配達委託費、コピー機の賃借料が主なものでございます。同じく35ページ、目3財政管理費の積立金は財政調整基金、減債基金への積み立てでございます。

なお、決算状況につきましては「広報さかき」に掲載し、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（春日君） 続きまして、35ページから36ページにかけまして目4会計管理費でございますが、印刷製本費につきましては決算書などの印刷、役務費につきましては公金収納、派出業務の手数料等でございます。

企画政策課長（柳澤君） 目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る経費でございます。

主なものは、六ヶ郷用水改修事業による鼠区管理の共有地売却に伴うもので、事前協議により節19において環境整備等補助金として支出をいたしました。

次に、目6企画費ですが、企画政策推進費では、節9にて現在準備を進めております町内在住高校生を対象としたタイ国研修の事前調査としての経費の支出、37ページ、節19において長野・上田両広域連合への負担金のほか、太陽光発電システムの設置補助金を交付いたしました。温泉管理事業につきましては、節15にて温泉循環ろ過装置などの改修工事、節19では町民優待券の利用実績に応じた割り引き入館料の2分の1負担、節25では、振興公社からの納付金を基金として積み立てました。

38ページにかけましての、まちづくり推進事業では節1にて行政協力員の報酬、節13にて文書配布等の行政事務委託など、節19では地域づくり活動支援としてコミュニティ活動に助成を行いました。国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会へ補助金の交付でございます。

39ページにかけてのスマートコミュニティ構想事業では、産学官連携によるテクノさかき

工業団地内における電力の効率的利用に向けた調査研究を行うとともに、スマートタウンに係るホームページを制作いたしました。

目 7 広報広聴費ですが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境保持等に係る経費で、主なものは節 1 3、インターネット系のサーバーとシステムの保守を委託したほか、節 1 4 ではこれらハードウェアのリース料と回線の使用料などがございます。広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷が主なものでございます。有線放送電話特別会計繰出金事業では、節 2 8 において同特別会計へ繰り出しを行いました。

4 0 ページにかけての電子自治体事業につきましては、国の施策として行政情報の提供や申請、届け出手続の電子化に向けて市町村行政ネットワークが構築されています。これに係る経費として節 1 4 ではデータセンター使用料、節 1 9 では県へのネットワーク負担金の支出が主なものでございます。

目 8 電算費につきましては、窓口業務等に係る電算化の主たる経費の支出でございます。節 1 3 において機器などの保守料、国で進める社会保障・税番号制度開始に向けてのシステム改修、節 1 9 では同制度運用に必要な中間サーバープラットフォーム構築に係る負担金でございます。

総務課長（田中君） 4 0、4 1 ページ、目 1 0 業務管理費は役場庁舎全般に係る光熱水費、エレベーター等の設備の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。

なお、昨年度も節電対策に取り組んでおり、役場庁舎の窓の一部に遮光フィルムの設置や 1 階ロビーの照明の一部を LED 照明へと交換を行いました。

住民環境課長（金子君） 4 1 ページ、目 1 1 防犯対策費でございますが、節 1 1 需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕でございます。節 1 9 は更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして 4 2 ページ、目 1 2 交通安全対策費は、節 1 交通指導員の報酬のほか、節 1 1 需用費のうち毎年、新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、節 1 9 の千曲交通安全協会坂城支部等に対する補助金が主なものでございます。

続きまして 4 3 ページにかけての目 1 3 消費生活費の主なものは、節 1 の消費生活指導員の報酬と節 1 9 の消費者の会のリサイクル作品の作成展示や、特殊詐欺や悪質商法防止等の啓発などの活動に対しての補助でございます。

企画政策課長（柳澤君） 目 1 4 男女共同参画推進費の主なものは、県の元気づくり支援金を活用した輝く女性プロジェクトの開催などに係る報償費、節 1 9 において女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行いました。

収納対策推進幹（池上君） 4 3 ページから 4 4 ページでございますが、項 2 徴税费、目 1 税務総務費は固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費でございます。また、負担

金では長野県地方税滞納整理機構への支出があり、今後も滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

同じく４４ページから４５ページ、目２賦課徴収費の印刷製本費は納税通知書等であり、通信運搬費は納税通知書及び督促状の送付に係るもの、委託料は平成２７年度の評価がえに向けての固定資産評価基礎資料整備等で、償還金・利子及び割引料は町税の還付金・還付加算金でございます。

住民環境課長（金子君） ４５ページから４６ページにかけての項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費の主なものは職員の人件費と経常的経費でございます。節１１需用費は住民票等の用紙、申請書の印刷、節１３委託料は人口統計処理、住基ネットセキュリティー対策、全国町・字ファイルの処理等の委託費、節１４は戸籍機器、戸籍システム、住基ネット機器にかかわるものでございます。

総務課長（田中君） ４６から４８ページは、項４選挙費でございます。目１選挙管理委員会費は選挙管理委員の報酬が主なものでございます。目４長野県知事選挙費は昨年８月１０日に知事選挙を実施した際の職員手当、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。４７ページ、目６県議会議員選挙費は、今年４月１２日に実施いたしました県議会議員選挙の事前準備の経費で、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。４８ページ、目８衆議院議員選挙費は、昨年１２月１４日に衆議院選挙を実施した際の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。

企画政策課長（柳澤君） ４９ページにかけての項５統計調査費、目１統計調査費、統計一般経費につきましては、県民手帳の購入費でございます。目２委託統計調査費につきましては工業統計、学校基本調査、本年度行われます国勢調査の調査区設定、世界農林業センサス、経済センサス・商業統計同時調査等に要した経費でございます。

総務課長（田中君） ４９、５０ページ、項６監査委員費、目１監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費でございしますが、ページ５０ページから５１ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費のほか福祉委員の報酬、福祉委員協議会補助金、民生委員活動費交付金などでございます。続いて、５１ページの社会福祉協議会補助事業は、ヤングヒューマンネットワーク事業及び社協が実践する地域福祉推進事業への補助金が主なものでございます。続いて、国民健康保険特別会計繰出金事業は、国保特別会計への繰出金でございます。

次に、５１ページから５２ページにかけての臨時福祉給付金給付事業は、平成２６年４月の消費税率の引き上げに伴い低所得者の経済的負担を軽減するために行った臨時的な給付措置に要した経費でございます。

住民環境課長（金子君） 続きまして５２ページ、目２国民年金事務費でございますが、国民年金業務につきましては、１号被保険者の資格取得、喪失、保険料の免除申請にかかわる届け出処理などの窓口業務を受け持っております。節１１需用費の消耗品費では、成人者への啓発として年金手帳ケースを購入し、成人式での配付を行いました。節１３委託料は、国民年金加入等の日本年金機構報告用データ作成にかかわる電算委託が主なものでございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、目３老人福祉費でございます。５２ページから５３ページにかけての老人福祉一般経費は、長野広域連合負担金、更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブに対する補助金などがございます。次に、５３ページの老人福祉町単事業は、高齢者祝賀事業への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

次に、高齢者生活支援事業は、医療機関等への送迎など外出支援サービスに要した経費でございます。続きまして、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険の給付に係る町の負担分など特別会計への繰出金でございます。５３ページから５４ページにかけての後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金などがございます。５４ページの介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。老人保健事業は、平成１９年度の老人保健への医療報酬について、医療機関の請求誤りに伴う精算分でございます。

次に、目４心身障害者福祉費でございます。５４ページから５５ページにかけての心身障害者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などがございます。５５ページの重度障害者介護慰労金支給事業では、６５歳未満の重度の障がいのある方を在宅で介護されているご家族の方などに介護慰労金を支給したものでございます。続きまして、福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出支援等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付いたしましたものでございます。

心身障害者町単事業では、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金、特別疾患者への見舞金などがございます。５５ページから５６ページにかけて福祉医療費給付事業ですが、福祉医療費の給付に係る国保連への審査委託、重度の障がいのある方への福祉医療費の給付を行ったものが主なものでございます。５６ページの自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る事務的な経費でございます。続きまして、介護・訓練等給付事業費は、居宅介護支援や生活介護支援、また就労移行支援や就労継続支援など障がい者福祉サービスの給付が主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去や軽減を図るための手術などの医療について自己負担分に係る医療費の給付を行ったものでございます。５７ページ、補装具支給等支援事業費は、身体機能を補う補装具について給付を行ったものでございます。地域生活支

援事業費は、障害者総合支援法に基づき地域生活支援センターの委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。続きまして、障害福祉計画策定事業は、障害福祉計画の策定に要した経費でございます。

企画政策課長（柳澤君） 58ページにかけての目5人権同和推進費につきましては、節13では同和対策集会所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金交付が主なものでございます。次に、目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館運営に係る経常的な経費の支出となっております。この中で福祉の向上と人権啓発の拠点としての窓口相談、各種講座の開催、隣保館ふれあいフェスティバルの交流事業を実施いたしました。

福祉健康課長（大井君） 同じく59ページの目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、60ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、臨時職員の賃金、介護予防ケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。

続きまして、老人福祉センター管理等事業は、福祉センター夢の湯の管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。生きがい活動支援事業は、高齢者の寝たきりや認知症予防のための通所事業を社協に委託して実施をしてまいりました。また、家族介護支援事業では在宅介護者の支援として介護慰労金の支給を初め訪問理美容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。続きまして、61ページの緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報酬、あんしん電話の保守等委託料が主なものでございます。

次に項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、61ページの児童福祉一般経費は保育園等運営委員の報酬、需用費、役務費などの義務的経費でございます。続きまして、児童手当は中学校卒業までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給いたしました。62ページにかけての子ども医療費給付事業は、子供の医療費の自己負担分について助成をするもので、小学生までは入院、通院、中学生は通院を対象に給付を行いました。出産祝金事業は少子化対策といたしまして、出産をした親御さんに対し町の商品券を支給いたしましたものでございます。障害児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係るサービス給付が主なものでございます。

議長（塚田君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

子育て推進室長（宮嶋君） 62ページ、目1児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業は、平

成 27 年度から 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画の策定に係る経費で主に委託料でございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、62 ページから 63 ページにかけての子育て世帯臨時特例給付金給付事業でございますが、平成 26 年 4 月の消費税引き上げに伴う子育て世帯への支援として児童手当を支給されている方に給付金を支給するための諸経費でございます。

子育て推進室長（宮嶋君） 繰越子ども・子育て支援事業は、平成 25 年度において、国により子育て支援制度の構築とそれに伴うシステム改修を実施する予定でしたが、25 年度中の制度設計が間に合わなかったため、事業を 26 年度に繰り越し、システム改修を行ったものでございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、目 2 母子父子等福祉費でございますが、同じく 63 ページの母子父子等福祉事業では、母子や父子の家庭等の児童・生徒に対し小・中学校の入学時、中学・高校の卒業時に激励祝金の支給を行ったものでございます。次の母子・父子医療給付事業は、母子や父子の家庭の福祉医療費でございます。

子育て推進室長（宮嶋君） 63 ページから 64 ページにかけて目 3 保育園総務費でございますが、主に人件費関係、給食の賄材料費及び給食調理業務の委託料でございます。また、節 19 は他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

次に、64 ページから 68 ページにかけまして、目 4 南条保育園費、目 6 坂城保育園費、目 7 村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に係る経常的な経費で、保育教材等の消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気、水道の光熱水費、保育園管理等に係る委託料でございます。通常保育のほか特別保育事業といたしまして時間外保育、障がい児保育、一時預かり保育等の実施や未就園児に保育園を開放する、なかよし広場、地域のお年寄り等と交流を図る世代間交流事業等地域活動事業を実施いたしました。

教育文化課長（宮下君） 69 ページから 70 ページにかけまして、目 8 児童館運営費、目 9 放課後児童健全育成費につきましては、町内 3 児童館の運営にかかわる経費で、人件費等経常的な経費でございます。各児童館それぞれが工夫を凝らす中で、児童が健全に過ごせる遊びの場を提供いたしました。

子育て推進室長（宮嶋君） 続きまして、70 ページから 71 ページの目 10 子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの事業運営に係る経常的な経費でございます。家庭児童相談員、臨床心理士による相談事業や子育て家庭への支援事業など子育て支援政策の推進に努めてまいりました。

福祉健康課長（大井君） 続きまして 71 ページ、項 3 災害救助費、目 1 災害救助費は、住宅火災などにより罹災された方への見舞金及び炊き出しにかかった経費を支給いたしました。

保健センター所長（村田君） 続きまして、71 ページから 73 ページの款 4 衛生費、項 1 保健

衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、人件費などの経常的な経費のほか、節19負担金補助及び交付金では、厚生連篠ノ井総合病院の施設整備について補助を行いました。

73ページから75ページの目2予防費につきましては、節11需用費では予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入にかかわる医薬材料費が主なものでございます。節13委託料では、結核の感染予防を図るため65歳以上の町民を対象に実施した結核レントゲン検診、安心して健康な赤ちゃんを出産するために実施した妊婦一般健康診査の健診委託料と予防接種医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金では、2次救急医療体制として長野地域における輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で実施している上田市内科・小児科初期救急センター、信州上田医療センター医師確保事業の負担金等でございます。

75ページから76ページの目4健康増進事業費につきましては、節13委託料では一般町民及び75歳以上の後期高齢者を対象として実施した人間ドックや一般健康診査、各種がん検診などの健診委託料が主なもので、疾病の予防と早期発見に努めたところでございます。また、節目年齢の女性に無料クーポン券を配布し、乳がん、子宮頸がん検診の受診促進を図りました。

同じく76ページ、目5保健センター管理費につきましては、保健センターの管理に要した経常的な経費のほか、節11需用費では多目的トイレの改修を行いました。

住民環境課長（金子君） 続きまして77ページにかけて、目6環境衛生費でございますが、環境衛生委員の報酬、家庭用雑排水浄化槽汚泥の処理委託、各区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみの撤去委託、獣医師会への狂犬病予防注射などの委託が主なものでございます。続きまして、目8環境保全対策費でございますが、主なものは町内の主要河川等及び地下水の水質調査にかかわる委託料と不法投棄防止対策用の啓発看板作成委託等でございます。

建設課長（青木君） 78ページにかけての目9上水道費、上水道一般経費でございますが、小網地区への上水道布設に伴う県営水道への負担金でございます。目10合併処理浄化槽設置費につきましては、合併処理浄化槽設置に係る補助金と小網地区合併処理浄化槽維持管理に対する補助金が主なものでございます。

住民環境課長（金子君） 続きまして、項2清掃費、目1清掃総務費では、節11需用費の毎年全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費、19は区が実施いたしましたごみ収集所の整備に対する補助金が主なものでございます。

続きまして、79ページにかけての目2塵芥処理費でございますが、節11の消耗品費は可燃ごみ、不燃ごみの指定袋の作成、購入であります。節13委託料は可燃・不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理、粗大ごみ不法投棄処理にかかわる委託でございます。節19は、長野広域連合及び葛尾組合の負担金とごみ減量化容器等設置補助事業補助金で、節8報償費はPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金などが主なものでございます。

続きまして、目3し尿処理費は、千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料にかかわる負担金でございます。

産業振興課長（塚田君） 79ページから81ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費です。労政一般経費では、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への運営補助と同組合が実施した中小企業人材確保推進事業の補助が主なものです。

勤労者福祉対策事業の主なものは、節19で千曲市からも負担いただいている更埴地域勤労者共済会への補助金と節21貸付金で、勤労者生活資金貸付預託金です。81ページにかけての勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料のほか、節15工事請負費でセンターの外壁工事費を支出しました。緊急雇用・企業人づくり推進事業では、テクノハート坂城協同組合に事業委託し、若手社員、女性社員、教育担当者向けの各種研修を実施しました。

次に款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費ですが、82ページにかけての農業委員会一般経費では、農業委員16名分の報酬と職員の人件費及び農地法改正による農地台帳システムの改修が主なもので、農業者年金業務では加入者の手続等の事務及び加入推進に向けた経費を支出しています。83ページにかけての目2農業総務費の農業総務一般経費は、職員の人件費等の経常経費が主なものです。

84ページにかけての目3農業振興費の農業振興一般経費では、節19で平成26年2月の豪雪に係る農作物災害対策事業や入横尾、北日名、上平島・小野沢の4集落を対象とした中山間地域直接支払事業等を実施し、45歳未満の新規就農対策として青年就農給付金を9名の方に交付いたしました。

地域営農推進事業では、節19で農業支援センターへの補助や地場産直産所への運営補助を行い、85ページにかけての需給調整推進対策事業につきましては、国の施策である米の経営所得安定対策事業に基づき水田活用の直接支払いや畑作物の直接支払い交付金などのほか、坂城町農業再生協議会を通じた生産調整農家への転作推進補助金の交付を行いました。

農振地域整備促進事業は、農業振興地域整備計画の実施と推進についての経費で、農地銀行活動促進事業は町内6カ所のファミリー農園用地借上料が主なものです。農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費が主な支出となっています。

86ページにかけてのさかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターによる、ねずこんPR大作戦の展開に伴うホームページの作成委託や、節19でさかきブランドづくり事業補助金、ねずみ大根まつり補助金を交付しました。

さかきワイナリー形成事業については、ワイン用ブドウの品種適性を実証するための試験圃場の栽培管理に係る作業員賃金やカジュアルワインセミナー開催に伴う講師謝礼が主なものです。

８７ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節１３で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節１６原材料費で上平地区において昨年に引き続き、県事業を活用して取り組んだ有害鳥獣侵入防止柵の設置に係る資材費を支出し、節１９では農産物を守る電気柵等への設置補助を交付しました。

目５農地費、農地一般経費では、節１９でこれまで実施した土地改良事業にかかわる農林漁業資金の償還負担金３７件分と六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金を支出しました。

８８ページにかけての農道等基盤整備町単事業は、町内４カ所の水路等改修工事等が主なもので、町単補助事業では自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行い、１９地区の整備を実施しました。

次の農地水環境保全向上対策事業では農業者と集落、地域住民が共同で農業・農村資源を管理し、環境を保全していく活動を行っている団体、上平緑の里に対し支援を行いました。県営かんがい排水事業では、六ヶ郷用水及び埴科用水の改修工事の負担金で、農村地域防災減災事業は地震等による災害被害の未然防止を目的に、農業用ため池の基礎調査を行ったものです。

多面的機能支払交付金事業では上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構、上沖地区農振地保全会が行う農地・農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修、更新活動に対し補助金を交付しました。

次に、８９ページにかけての項２林業費、目１林業総務費、林業総務一般経費は職員の人件費のほか、県税の森林づくり推進支援金を活用した里山景観整備や、節１９間伐対策事業補助金として、町森林造成事業による間伐事業へのかさ上げ補助が主なものです。

９０ページにかけての目２林業振興費、松くい虫防除対策事業については、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理、有人ヘリによる空中散布や無人ヘリによる薬剤散布を実施しました。なお、空中散布を実施するに当たっては、住民説明会の開催等、リスクコミュニケーションの強化及び薬剤安全確認調査を実施しました。

町有林管理事業は下草刈りや除伐、間伐等作業にかかわる賃金や林業委員の報酬が主なもので、９１ページの特用林産振興事業では、五里ヶ峰トンネル横坑前に建設した特用林産物生産施設に係る光熱水費等を支出しました。

目３林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員賃金のほか、重機借り上げ及び補修用材料の購入が主なもので、節１５の工事請負費で林道水晶線など３カ所の補修整備を行い、節１６原材料費では地域発元気づくり支援事業を活用し、地域住民が林道の舗装整備等を行う際の補修用材料の支援を行いました。

次に９２ページにかけて、款７商工費、項１商工費、目１商工総務費、商工総務一般経費ですが、その主なものは職員の人件費で、１９節において中小企業能力開発学院事業への補助、さかきテクノセンターへの職員派遣団体補助金を支出しました。

93ページにかけての目2 商工振興費、商工振興一般経費では、19節において商工業振興補助金を町内事業所22社に、商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業等への補助金を交付しました。中小企業対策事業では19節で融資に係る保証料補給金41件、東京ビッグサイトで開催された機械要素技術展等への出展補助、節21 貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出し、26年度では県制度資金、町制度資金合わせ41件、約3億円の融資を行いました。94ページにかけての中心市街地活性化事業については、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターに係る維持管理費、株式会社まちづくり坂城へのコミュニティセンターの管理委託が主なものです。

続きまして、目3 観光費、観光一般経費では南条記念公園等の桜の手入れ作業や葛尾城等の遊歩道整備について、地元区等への謝礼及び賃金。また節19においては各種観光団体等へ負担金を支出しています。95ページにかけての町民まつり事業では、実行委員会へ補助を行いました。

目4 商工企画費ですが、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱費の支出のほか、19節において、工業関係各種団体へ負担金、補助金を交付しました。また、2年目となる坂城町コトづくりイノベーション補助金を町内事業所等3団体に交付しました。96ページにかけての工業団地整備事業では、主に工業振興施設等整備基金の利子分の積み立てを行い、坂城テクノセンター支援事業については、同センターの運営補助並びに試験機器の整備補助を行いました。

97ページにかけて、鉄の展示館管理一般経費では、管理に係る経費が主な支出ですが、昨年度は、SAKAKIの美術家7人展、第5回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会等、季節ごとの展覧会を開催し、節13の委託料では、施設管理等の業務について、株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出をいたしました。

建設課長（青木君） 97ページから98ページにかけての款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費は、道路照明灯の電気料と道路台帳の保守管理業務に係る委託費が主なものでございます。町単補助事業は、町内24区が実施した土木事業33カ所に係る補助金でございます。99ページにかけての交通安全施設整備事業では、カーブミラー、転落防止柵等18カ所を整備いたしました。

目2 道路維持費の道路維持一般経費でございますが、節13は町道の街路樹の剪定、除草、道路ストック総点検に伴う舗装の点検、町内主要幹線道路の除雪、融雪剤の散布の委託が主なもので、節15は道路、側溝等の維持補修工事費、節16は道路補修材料、冬季の道路用融雪剤等の購入費でございます。

目3 道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、節13は金井工区、酒

玉工区の用地測量、設計業務委託、節 1 5 は金井工区の道路改良工事、節 1 7 は酒玉工区の用地購入費、節 2 2 は酒玉工区における立木補償費でございます。1 0 0 ページにかけての道路新設改良一般事業は、比較的小規模な道路改良工事に係る費用で、節 1 5 は上平及び南条地区の道路改良工事費、節 1 7 は南条地区の道路改良工事に伴う用地購入と戊久保地区道路敷について用地を購入したものでございます。効果促進事業では、防犯灯の整備を実施いたしました。

繰越道路改良事業（A 0 1 号線）につきましては、節 1 7 は金井工区、酒玉工区の用地購入費、節 2 2 は金井工区の建物補償の精算金でございます。

目 4 橋梁新設改良費、橋梁補修事業につきましては、節 1 3 は金井橋の橋梁詳細調査・設計業務の委託、節 1 5 は昭和橋の橋梁長寿命化修繕工事費でございます。繰越橋梁修繕事業は、幸橋の橋梁長寿命化修繕工事費でございます。

続きまして、項 3 河川費、目 1 河川総務費では、河川環境の整備を実施した愛護団体への補助金交付が主なものでございます。1 0 1 ページにかけての目 2 河川改良費、河川改良一般経費では、河川、水路のしゅんせつ工事と河川改良工事が主なものでございます。

1 0 2 ページにかけての項 4 住宅費、目 1 住宅管理費の住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕の経費でございます。公営住宅等総合改善事業は、横尾団地の下水道接続工事に係る施工管理委託及び工事請負費でございます。住宅リフォーム補助事業では、平成 2 5 年から実施している事業で、住宅の改修工事に対する補助金の交付を実施いたしました。住宅・建築物耐震改修事業費では、精密診断実施委託と、耐震補強工事に伴う補助金の交付をいたしました。

1 0 0 ページにかけての項 5 都市計画費、目 1 都市計画総務費、都市計画一般経費では、都市計画事務事業に係る職員の人件費が主なものでございます。目 3 下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

1 0 3 ページから 1 0 4 ページにかけての目 4 公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理及び事業費で、節 1 3 は坂城町振興公社への委託と遊具等設備の保守点検及び都市公園長寿命化計画策定に係る費用が主なもので、節 1 5 は、びんぐし公園の遊具施設等の維持補修工事費、節 2 5 は公園整備基金への積立金でございます。

1 0 5 ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節 7 は公園の管理を行っているローズガーデナーの賃金、節 1 3 は、バラ公園、水辺の親水公園の剪定、消毒等の委託費、節 1 5 はバラ公園の花壇の新設、アーチの改修、園路の整備などの工事費、節 1 6 は 1 2 区、2 団体への苗木の配布でございます。

1 0 5 ページから 1 0 6 ページにかけての項 6 高速交通対策費、目 1 高速交通総務費、高速交通対策一般経費は、節 1 1 需用費のうち光熱水費は坂城駅前のトイレの電気料、上下水道料、

高速バス停駐車場やテクノさかき駅外灯などの電気料、節13は、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託費並びに町内巡回バスの運行事業の委託費でございます。節14は、平成26年度に新たに更新した循環バス1台のリース料でございます。

節15は、エレベーター設置にあわせ実施した坂城駅前のバリアフリー化工事費、節19は各種団体への負担金と、しなの鉄道鉄道施設の老朽化に伴う整備事業への負担金が主な内容となっております。

繰越高速交通対策一般経費では、坂城駅エレベーター設置工事に係るしなの鉄道への負担金が主なものでございます。

107ページにかけての高速交通対策整備事業費、渇水対策事業につきましては、節11需用費のうち光熱水費では渇水対策として設置した町内8カ所の井戸の電気代、節15は老朽化した渇水対策用井戸3カ所の改修工事費でございます。

項7地籍調査費、目1地籍調査事業費は、地籍調査事業坂城3区に係る国への認証請求資料作成などの委託費が主な内容でございます。

住民環境課長（金子君） 続きまして款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

続きまして、108ページにかけての目2非常備消防費でございますが、節1報酬は消防団員に係る報酬、節8報償費は消防団員の退職報償金、節19は埴科消防協会等関係団体への負担金及び消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、消防団員出動交付金等が主なものでございます。

続きまして、108ページから110ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽、消火栓の維持管理に関する経費でございます。主なものは節18備品購入費で、各分団の更新用として消防用ホース等の購入、また第5分団の小型動力ポンプを購入いたしました。節19の消火栓工事負担金につきましては新設1基、修繕2基分でございます。また、繰り越しであります防災情報通信設備等整備事業でございますが、J-アラートの自動起動装置の設置、上田ケーブルビジョンを利用したL字放送及びさかきまちすぐメールの配信システムの整備を行いました。

建設課長（青木君） 続きまして、目4水防費でございますが、これは水防用備蓄資材の購入が主な内容でございます。

教育文化課長（宮下君） 110ページからの款10教育費について申し上げます。項1教育総務費、目1教育委員会費の一般経費は、教育委員の報酬を初め委員会を運営するための経常的経費でございます。

目2事務局費の一般経費は特別職、一般職の人件費のほか、教育コーディネーターを配置しての教育相談、就学相談委員会の運営を行いました。11ページの節19負担金補助及び

交付金は、児童・生徒が加入する災害共済掛金等の負担金です。１１２ページの積立金は、文教施設整備基金への積み立てでございます。

１１２ページ、教育振興事業では、節１９負担金補助及び交付金の町奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なものです。小中学生国際交流事業では当町と友好関係にある中国上海市実験小学校へ教育訪問団が訪問し、教育・文化交流事業を行い、親善を深めたところです。また、国際交流村事業として小学５・６年生を対象に和平キャンプ場でEnglish Campを行い、国際感覚を養いました。私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園に通園する園児の就園奨励としての補助事業や町内幼稚園の振興、運営補助でございます。１１３ページ、教員住宅管理事業につきましては、教員住宅の維持管理に要する経費でございます。

学力向上事業では、小学校２年生以上中学３年生までの児童・生徒を対象に相対評価テストを実施、また、小学校４年生以上の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導を行うとともに、クラスの状況を分析し学級運営の向上を図るためＱＵテストを実施したところです。問題を抱える子ども等自立支援事業は、登校が困難な小中学生を対象に大峰教室への通室により、学校に復帰できるよう指導員や補助員を配置し、学習援助、相談活動などを行いました。１１４ページにかけての児童生徒支援事業では、各小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童・生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行ったところでございます。

項２小学校費、目１小学校総務費の一般経費では職員の人件費のほか、節１３委託料は外国語指導講師の委託料、節１５工事請負費は村上小学校のプール循環ろ過装置の工事などでございます。

１１５ページにかけての南条小学校建設事業につきましては、小学校建設にかかわる工事監理委託と工事費が主なものでございます。目２南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては各小学校ともほぼ同じ内容です。で、南条小学校について申し上げます。

節１報酬は学校医、薬剤師の報酬、節１１需用費は燃料費、電気、水道などの光熱水費など校舎管理にかかわる経費です。節１３委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託料などとなっております。

１１６ページ、目３南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は教科学習にかかわる費用が主なもので、節８報償費は体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、節１１需用費では教科学習用の消耗品と教材用品などを購入したところでございます。節１１備品購入費は理科実験用、家庭科など教科用備品を購入したものです。節２０扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費でございます。

続きまして１２０ページ、項３中学校費ですが、目１中学校総務費の一般経費では、節１３委託料の外国語指導講師にかかわる委託料が主なものです。１２１ページにかけての目２学校管理費は小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など経常経費、委託料として設備管理委託、学校庁務の業務委託等が主なものです。１２２ページにかけての目３教育振興費は、節１１需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理、節１８備品購入費では各教科で使用する教材用品等が主なものであります。節２０扶助費は就学援助費等でございます。

続きまして１２２ページ、項４社会教育費、目１社会教育総務費について申し上げます。社会教育総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、１２３ページ、節１９負担金補助及び交付金では文化協会など各団体や第２回坂城びんぐしの里薪能実行委員会への補助などでございます。１２４ページにかけての文化の館事業では、報償費としてはお茶会等の講師謝礼、警備委託などの委託料、駐車場の借上料等でございます。

１２５ページにかけての目２公民館費、公民館一般経費では、節１報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節１９負担金補助及び交付金では、分館活動費の補助が主なものです。各種公民館事業は、節８報償費は講座等の講師謝礼等で、文化講座を初め春のスポーツ大会、納涼音楽会、町民運動会、文化祭などを行い、大勢の皆さんにご参加いただきました。節１１需用費は公民館報の印刷が主なものです。分館施設整備補助事業は分館活動の基盤となる地区公民館の改修、修繕にかかわる補助を行ったものでございます。

１２６ページにかけての目３図書館費では、一般経費の節１館長の報酬、節７臨時職員賃金のほか、節８報償費は図書館講座にかかわる講師謝礼、節１３委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるものであります。節１８備品購入費は一般図書の購入費でございます。図書館ネットワークシステム事業として、上田市等構成市町村の図書館との連携により、図書の検索、予約、貸し出し等の充実を図りました。システムの保守委託、賃借料、共通経費の負担が主な支出でございます。

１２６ページから１２８ページにかけまして目４文化財保護費の文化財保護一般経費につきましては、節１報酬は文化財保護審議会委員の報酬、節７賃金は一般事務及び文化財関係作業員の賃金です。節１９負担金補助及び交付金は、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものでございます。１２８ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわるものでございます。村上義清を主体とした信濃村上氏の展示、また、恒例になりました古雛まつりを開催いたしました。

１２９ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立ち会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保護に努めたところです。節１３委託料では青木下遺跡出土の金属製品の保存処理を行いました。大木久保遺跡Ⅱ発掘調査事業は、南条小学校改築事業に伴う建設予定

地の校庭において遺跡の記録保存のための発掘調査を行った経費でございます。

130ページにかけての目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営にかかわる費用が主なものです。図書館まつりと連携を図る中で、県宝としての文化遺産のPRに努めたところです。

続きまして130ページ、目6文化センター管理費一般経費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託、エレベーター、電気保安、浄化槽等施設整備にかかわる委託等があります。

次に、目7青少年育成費一般経費では、子ども会リーダー研修会、通学合宿などに支援をし、青少年の健全育成に努めました。節19負担金補助及び交付金では、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

131ページ、目9生涯学習振興費につきましては、「いつでも、どこでも、だれでも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努めました。節8報償費は教養講座、専門講座を開催し、大勢の皆さんにご参加いただきました。その他、長野大学坂城町講座等、講師謝礼等にかかわる費用が主なものでございます。節13委託料は、ライフステージエコーの実施、小中学生のICT講座の開催にかかわる経費などでございます。

132ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、節1スポーツ推進委員等への報酬や、節8報償費では競技審判、競技役員への謝礼、大会参加賞などです。132ページ、節19負担金補助及び交付金では体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。各種スポーツ教室開設事業ではキッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室などスポーツ教室の指導者謝金が主なものです。133ページにかけての体育施設整備事業では、節14使用料及び賃借料は体育施設用地借上料、節15工事請負費は台風により被災した千曲運動場の復旧工事が主なものでございます。

目2武道館管理費の一般経費は施設の管理にかかわるもので、指導者賃金のほか光熱水費など経常的な維持管理経費が主なものとなっております。

135ページにかけての目3食育・給食センター運営費についてですが、食育・学校給食センターでは、児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図ったところでございます。主な支出は職員の給与、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送にかかわる委託でございます。

財政係長（伊達君） 続きまして、135ページの款12公債費についてであります。これは長期債の償還元金及びその利子分の支出ということでございます。款14予備費につきましては、支出はございませんでした。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率につきましては、

平成26年度は3カ年平均で11.3%となっており、前年度と比べ2.3ポイント減少をいたしております。また、同法に基づくその他の財政指標につきましては、お手元にお配りをさせていただきます主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告をさせていただいております。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字につき数値は入ってございません。

また将来負担費比率につきましては、一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業特別会計、葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金または負担金、さらに土地開発公社等に対する債務負担も含めた自治体が背負っております実質的な将来負担の重さを示す指標でございますけれども、こちらにつきましても平成26年度は1.6%と、前年度に比べまして23.3ポイント減少し、実質公債費比率とともにより健全と言われる方向に推移をしているところでございます。また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されておりますので、こちらについても数値は入りません。

以上、歳出総額は68億1,297万4,567円で、前年度対比プラス19.8%、11億2,699万5千円の増額となっております。なお、予算に対する執行率は、全体で98.06%となっております。

以上で平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 以上で各課長等によるの詳細説明が終わりました。

次に、日程第11「議案第37号」から日程第17「議案第43号」までの7件は、平成26年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。本題に入る前に貴重な時間をいただいて一言ご挨拶を申し上げます。

さきの議会におきまして皆様のご同意を賜り、この6月1日より引き続き監査委員を務めることになりました。日々研さんを重ね、常に緊張感を持って職務を全うしていきたいと考えております。皆様のご理解とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。お手元に配付されております、平成26年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は、8月31日に地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長に報告し議長に提出してございます。

まず、審査の概要についてです。審査の期間は7月22日から30日までと8月19日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査に当たり、町長から審査に付されました平成26年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳

出決算は、七つの会計がございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査にあわせまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運営状況です。地方自治法第199条第5項の規定による平成26年度に施工しました工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院の平成26年度の歳入歳出決算。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査であります。審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は記載のとおりでありまして、それぞれについて確認いたしました。

審査の方法であります。歳入歳出決算書類等をもとに会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を審査し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書をもとに事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査においても、毎月の基金残高は確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院につきましても関係書類をご持参いただき、担当者から説明を聴取し、町から支出している金額、補助金ですね。それについてその使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる書類をもとに計数の正確性を審査し、担当課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院についても、いずれも正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に決算の概要についてですが、審査の所見を添えながら詳細についてご説明いたします。なお、決算の内容については、既にそれぞれのお立場でご報告のあったところであります。それについてまた私が説明するような形になるわけですが、立場の違いがありますので、

その点ご理解をいただいております。若干角度を変えて説明もしたいと考えておりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず総括としてですが、一般会計及び特別会計について、歳入歳出決算額は記載のとおりであります。ここではその表に記載されております全会計の合計額について、ちょっと説明いたします。

全会計の歳入歳出差引残額は、1億3,565万5,464円になっております。前年度と比較して1億4,130万9,496円の減という結果になっております。その歳入総額の前年対比増額を歳出総額の前年対比増額が上回っている結果にあります。この残高に基金の積立残高を加算することによって、坂城町全体の資金残高を算定することができます。本年度は基金残高が4億4,087万8,400円増加しておりますので、坂城町全体の資金残高は増加しています。財政状態は健全な状況にあると認められます。厳しい経済環境の中ですけれども、引き続きこの状態を維持できることを期待しております。

次に、総括として財政に関する指標についてまとめました。四つの指標についていずれも比率をもって評価するものでありますが、一つの目安として受けとめていただきたい数値であります。まず、経常収支比率です。これは経常的経費、例えば人件費、交際費、物件費などですが、それに係る一般財源額について経常一般財源額の総額に対する割合でございます。比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるという見方です。本年度は分母となる町税、とりわけ法人町民税及び地方交付税の収入が増加いたしましたので、前年より4.7ポイントの減、分母が増えることによる4.7ポイントの減の79.8%という結果になりました。数値はかつて悪くなる傾向にありましたんですが、本年度は改善されております。歳入増が大きな要因になるわけですが、経費の抑制にも十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数です。これは基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合であります。それぞれが総務省の定める基準に沿って算定する理論上の数値ということであり、数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。これは基準財政収入額が基準財政需要額に満たない場合は、普通交付税の交付がされるという仕組みがあります。坂城町の状況は、単年度において数値は低くなっておりますけれども、3年平均値は微増となっております。引き続きこの水準を維持して財政健全化に向けて努めていただきたいと思います。

なお、単年度の数値が前年を下回っているのに対しまして、3年平均数値が上回っているのが今年の特徴ですけれども、算定の対象外となった平成23年度の数値が0.619と低かったことによるもので、こういう結果になりました。

次に、公債費比率であります。地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。なお、当町では実施しておりませんが、繰上償還分は除かれます。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加

し、財政規模に対する負担割合が増す関係にあるわけですが、公債費比率の9.9%、また実質公債費比率の11.3%は、財政規模に負担のない数値であると判断いたしております。事業の推進に当たりまして、起債もまた必要になることもあります。運用には財政規模との均衡を保ちながら十分留意する必要があると思います。

次に、一般会計の詳細について説明いたします。平成26年度の歳入総額は68億9,597万7,894円、歳出総額は68億1,297万4,567円、歳入歳出差引残額で8,300万3,327円となっております。そのうち4,000万円を地方自治法第233条の2の規定によって基金として積み立て、残額の4,300万3,327円を翌年度に繰り越しております。

この決算額について前年度額との比較増減をしますと、歳入総額は10億555万3,305円の増、歳出総額は11億2,699万4,675円の増、歳入歳出差引残高は、1億2,144万1,370円の減となっております。歳入増の要因は、町税の収入増が上げられ、歳出増は基金への積み立てが主な要因であります。

歳入の状況については、款別収入状況を表にしてあります。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。また、次のページですけれども、一般会計の歳入のうち構成比率が39%を占める町税について、その収入状況をまとめました。町民税の収入済額は12億4,227万9,602円で、前年度と比較して40.6%の大幅増となり、中でも法人町民税については、5億4,759万5,300円で前年より166.4%、ほぼ2倍に近いものの増となっております。町税全体の収入済額では固定資産税、町たばこ税が若干減少したものの、軽自動車税、入湯税の増収もあり、金額は26億9,054万5,559円で、前年度比15.3%の増加となりました。

一方、収入率について、町税全体では前年度比1.3ポイントの向上をしており、収入未済額の残高につきましても、前年と比較して527万2,269円減少して、徴収の成果が見られます。また、長野県地方税滞納整理機構への移管による徴収の効果もあると思います。未納額の解消について大変ご苦労されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思います。なお、不納欠損処分につきましては、地方税法の規定に基づくものであり、やむを得ないものとして認めました。

一方、歳出の状況についてです。歳出額は前年度に比較して11億2,699万4,675円の増となっておりますが、とりわけ本年度は教育費が前年度に対して9億1,684万1,464円の増となっております。歳入増に伴う歳出額の増加となっておりますが、南条小学校の建設事業に充てられるものであり、健全な財政状態にあると考えます。

款別に支出状況を表にしてあります。項目として予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比につきまして記載のとおりであります。また、平成26年度の主な事業を

聞き取りしたものをまとめております。各事務事業について誠意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な執行を望んでおります。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。このうち介護保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計における歳出決算額は、年々増加傾向にありますが、高齢化に伴う支出の増と判断いたします。一方、その他の特別会計の歳出決算額については、前年度対比減少しております。以下、収納の状況、不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明は省略させていただきます。

ページが進みまして、12ページに行きます。実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

次に、基金の運用状況についてであります。一般会計に14基金、特別会計に3基金があります。それぞれの計数は正確であり、その運用方法について一般会計については基金名でいいますと、文教施設整備基金、工業振興施設等整備基金、水資源対策・営農推進基金、びんぐし湯さん館施設整備等基金、ふるさとまちづくり基金、公園整備基金等々、また特別会計におきましてもその取り崩し額は国民健康保険及び介護保険の運用に当たり、それぞれ必要なものと認めました。また、7月30日におきまして、本年度施工された工事のうち記載の4カ所について巡検いたしました。工事等検査箇所一覧表としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しております。

次に指摘事項でございます。一般会計については各課ごとに、特別会計については会計ごとにまとめました。過日の決算審査において関係各課等より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめたものでございます。各課にとりまして対応の可能なものについて取り上げてあります。実現に向けて取り組んでいただきたいなと思っております。

なお、記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いいたしております。また、財政援助団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。個々の内容については省略いたします。お目通しいただきたいと思います。

最後に、健全化法に基づく財政健全化判断比率の結果についてであります。財政健全化判断比率の指標としまして実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の五つの指標があります。実質赤字比率は普通会計における決算が黒字でありましたので、数値が入りません。また、連結実質赤字比率につきましても、これは全ての特別会計を含んだ地方公共団体の決算額で判断いたしますけれども、これも黒字でありましたので数値が入りません。

実質公債費比率は、前段で説明しましたとおりでありまして、前年度比2.3ポイント減の11.3%であります。早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされております。将来負担比率は、一般会計等の地方債残高のほかに、例えば葛尾組合等の一部事務組合、また広域連合の坂城町の負担分、及び土地開発公社が抱える債務の総額を標準財政規模で割った比率であります。この債務額は、充当額を控除した後の金額ですので、充当額が債務額を上回ってくるとゼロになり、数字は出てこなくなります。県下地方自治体の中でも数多くはゼロのところもあると聞いております。今年に限って26年度で見ますと1.6%で、前年度比23.3ポイントの減となり、大幅に改善されています。先ほどから説明がありますように、地方債残高の減少と基金積立残高の増加による結果と認識しております。資金不足比率は、公営企業としての下水道会計の資金が充足されておりますので、これも数値が入りませんでした。

坂城町の数値は全てにおいて、早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続きまた将来に向けて健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして26年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（塚田君） 以上で趣旨説明、提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月8日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時43分）

9月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚 田 正 平 君	8番議員	吉川 まゆみ 君
2 "	塩野入 猛 君	9 "	塩 入 弘 文 君
3 "	朝 倉 国 勝 君	10 "	山 崎 正 志 君
4 "	小宮山 定 彦 君	11 "	中 嶋 登 君
5 "	柳 沢 収 君	12 "	大 森 茂 彦 君
6 "	滝 沢 幸 映 君	13 "	塚 田 忠 君
7 "	西 沢 悦 子 君	14 "	入 日 時 子 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
保健センター所長	村 田 よし子 君
まち創生推進室長	関 貞 巳 君
総 務 課 長 補 佐	臼 井 洋 一 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小宮山 和 美 君

5. 開 議 午前 8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 地方創生の問題と課題 | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 公園の整備、拡充についてほか | 山崎 正志 議員 |
| (3) 坂城バイパスの開通とまちづくりについてほか | 朝倉 国勝 議員 |
| (4) 地域づくり（その2）についてほか | 滝沢 幸映 議員 |
| (5) 障害者に対し住みやすいまちづくりへほか | 大森 茂彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 質問者は、お手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に9番 塩入弘文君の質問を許します。

9番（塩入君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

今、参議院では、憲法9条に違反し自衛隊がアメリカ軍と一緒に再び戦争ができる戦争法案を強行採決させるか、それとも国民の力でそれを食い止めることができるか、最大の山場を迎えています。8月30日には、12万人の人が国会を囲み戦争反対、憲法9条を守れ、若者を戦場へ送るな、安倍政治を許さないなどなどの声を上げました。全国でも千カ所以上で集会やデモが開かれました。

坂城町では8月29日に戦争法案反対、憲法9条を守れ等の中身で平和集会を行いました。130人を超える人が集まり、戦争体験や平和への思いが一人一人語られ、その後デモ行進し、一人一人の思いを込めて戦争法案反対の声を上げました。6月議会でも安保法案の撤回、廃案

を求めて意見書を坂城町議会の意思として多数で可決しました。戦争法案に反対する国民は過半数を超えております。

そういう中で、安倍自公政権は何が何でも本国会で採決しようとしているわけです。国会論議でも議論をすればするほど問題が噴出し問題点が明らかになりました。とても採決できるような状況ではありません。今こそ国民一人一人が主権者として反対の声を上げるときではないでしょうか。

さて、今回は、安倍内閣の地方創生の問題と課題について一般質問をします。今、どこの市町村でも地方創生総合戦略の計画で大わらわです。どこへ行っても地方創生、地方創生と騒がれています。かつての平成の大合併のときにも同じ状況がありました。私は安倍政権によって自治体が踊らされているんじゃないかと思っております。

歴史を振り返れば、歴代自民政権によって地域が壊されてきた現実があります。平成の大合併で多くの町や村が消滅しました。この合併で過疎化が急速に進み、私は坂城町が合併せず自律の道を選んだことは賢明な選択だと思っております。今、中山間地の農村では米価など農産物の価格が下がり、農業所得が激減しています。農地も荒れ不耕作地も増え、後継者もいなくなっています。この上、ＴＰＰ交渉で関税が撤廃されれば今まで中山間地を支えてきた家族経営による農業が破壊されていきます。地方創生ではありません。

また、中小企業もそうです。大型スーパーの進出により地域の商店が軒並み倒産に追い込まれております。買い物弱者が生まれております。製造業でも輸出産業は景気がよくなっておりますが、多くの企業はアベノミクスで資材が上がり、消費税アップで経営が大変になっております。倒産する企業も出ております。このような地域の産業を壊してきたのが人口減少の最大の原因だと僕は思っています。この原因に目をつぶり、地方創生、地方創生と号令をかけても、平成の大合併と同じく地方の再生はありません。私は地方創生という国からの目線ではなく、住民と行政が力を合わせどうやって安心・安全なまちづくりをしていくか、地方の再生を目指す視点に立って質問します。

イ．自治体消滅論についてどう考えているか

民間有識者でつくる日本創成会議、座長が増田寛也元総務大臣ですが、今後２０４０年までに２０歳から３９歳の女性人口が半減する市町村は８９６、その中に坂城町も含まれております。この地域はたとえ出生率が上がっても人口減少がとまらず、消滅可能性都市と定義されました。その上で、各市町村が人口ビジョン、総合戦略を策定する提言をしました。この消滅論が地方創生の発端です。この消滅論に対しては反対意見も続出しております。主なものを挙げますと、なぜ消滅するか根拠が乏しい、老若男女が住み暮らし生業を営んでいる、消滅するとすれば合併したときだけだと、平成の大合併で長野県も４０以上の市町村が消滅しました。しかし、合併した９市町村は過疎化が進み、また人口も激減しました。平成の大合併の先頭に

立った西尾勝、東大の座長は平成の大合併を振り返り、次のように反省しております。あそこまで合併が進んだのは国が財政的に締めつけをしたのが一番効いてしまった、小さな自治体を大事にする方策をもっとみんなで考えるべきだったと反省の弁を述べています。小さな自治体でも輝いている自治体があります。

二つ目は、小規模町村がなぜ消滅するのか、小規模だからこそ地域再生の力を持っている。長野県でも小さくても輝く自治体がたくさんあります。栄村は大地震もあり困難に遭っても頑張っています。人口が増加している原村を初め幾つもあります。原村は65歳以上の医療費は無料です。セロリーの生産は全国一、二を争っています。8月31日に開かれた町の総合戦略策定懇話会でも委員の1人がこうおっしゃっていました。消滅論は国民に危機感をあおっている、先進的に取り組んでいるところから学ぶことが必要ではないか、こういう発言をされました。私も同感です。

坂城町は、合併もせず小さくても輝いている町だと私は思っています。戦後いち早くものづくりを始め、バラ、リンゴ、ブドウ、ねずみ大根など坂城町の特産物をブランド品としてつくり上げてきました。私は消滅するどころか、ますます輝いていく町だと思っています。私は自治体消滅論は住民にショックを与え危機感を持たせ、平成の大合併と同じように、また中核都市に吸収合併させ、そして都道府県をなくし道州制へ進めるという安倍政権の狙いがあると思っています。

信毎の8月20日に掲載された「山ろく清談」に、京都大学教授の岡田知弘先生が、「地方を再生する力は足元から」のテーマで語っており、その中にこう書かれております。2014年の安倍政権の政権公約に、道州制の導入に向けて国民的合意を得ながら進めていく、導入までの間は、地方創生の視点に立つとはっきり政権公約に書いてあります。町としては、この消滅論について、どのように考えているか、ご答弁をお願いします。

ロ．地方創生の問題点について

安倍内閣は、日本創成会議の提言を踏まえて、まち・ひと・しごと創生法を施行し、総合戦略の四つの基本目標をつくりました。子育て支援、雇用創出、東京一極集中の是正など、地方としても賛成できる目標です。しかし、どのように実現していくかという点では、幾つか問題があります。そこで質問します。

まず第1に、安倍政権がこの短期間で人口ビジョン、総合戦略の数値目標、各施策ごとにKPIの目標数値をつくらせ、それを政府が評価してそのよしあしで新型交付金を来年度から振り分ける。このようなやり方は町民や行政の自主的な取り組みに水を差し、地方自治を壊すのではないか、交付金目当てで市町村を競わせるやり方は、平成の大合併のときの、合併に乗りおくれるなというやり方と同じだと思うがどうか。西尾前座長の反省を無駄にしてはならないと思います。

2 番目に、ほとんどの市町村が人口ビジョン、総合戦略を民間のコンサルタントに委託しているが、町としての独自性は出せるのか。

3 番目に、若い世代の支援は可能かどうか。夫婦で500万円の年間収入にするとあってありますが、坂城町の若者世帯の年間収入の実態はどうか。

4 番目に、連携中枢都市構想については、どう考えるか。また定住自立圏構想との違いはどうか。

ハ、町の「総合戦略」にどうとりくむか

1、町民の声を反映させる機会をいつごろ、どのように持つのか。地域説明会やパブリックコメントについて。

2 番目に町の人口ビジョン調査結果が出ましたけれども、どんな特徴が得られたか。またそれを総合戦略にどのように生かすか。

3 番目に、数値目標、雇用創出、流入率、出生率などをどのように決め出していくのか。

4、これから取り組む事業にKPI、重要成果目標つきで盛り込むが具体的にどのように策定されていくのか。特に子育て支援、若者の雇用と定住についてはどうか。

ニ、プレミアム商品券の販売と検証について

1 番として、販売方法に問題はなかったかお聞きします。一般枠の販売方法について、私のところへも何人からも苦情が寄せられました。7月1日から販売されましたが、朝6時から7時ごろ3回文化センターへ行って並んだが買えなかった。本当にひどいと怒っていました。商工会や役場の産業振興課へも苦情がたくさん寄せられています。徹夜組も出たり、午前1時から2時ごろから並んだ人もいたようです。このように買いたくても買えない高齢者が多くいました。また一方では1世帯で80万円も買ったとも言われています。このような実態から見て、販売方法が余りにも不公平ではないか、また子育て枠はまだ3割残っていますが、どう考えているか。

次に、2 番目にプレミアム付商品券について、どのように検証されたかについて質問します。一つは、安倍政権が地域の活性化を目的に2,500億円の交付金を投入しました。坂城町へも2千万円余が配分されました。そこで町内の店で換金された店の数の状況や業種別で多かった店の順位、5 番目ぐらいまでお聞きします。

三つ目は、町民や商店の声をアンケートにまとめる計画はありますか。

次に、2,500億円もの国税を使っこの国のやり方に効果があると考えられていますか。

四つ目には、1 世帯が何十万円も買えるのは不公平だと思いますが、購入申込書にある同居家族氏名をきちんと確認して行ったのか、不正はなかったのかどうか、その点、検証されているか。以上で第1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 地方創生の問題と課題ということで、るるご質問をいただきました。私は全体としてですね、考えますのは、いかに坂城町の独自性を盛り込んでいくかということに尽きるかなと思っておりますので、今のお話を伺いますと、坂城に対するエールを送っていただいたというふうに考えております。私からは、地方創生に対してのイ・自治体消滅論、それからロ、ハについて、全般的なお答えを申し上げたいというふうに思っております。少し整理してお話ししたいと思っております。

まず、自治体の消滅可能性都市についてでありますけれども、昨年5月民間研究機関である日本創成会議により2010年から2015年の間の人口移動の状況が今のままの水準で続くという想定で算出したときに、2010年から40年までの間に20歳から39歳の女性の人口が5割以下に減少する自治体を消滅可能性都市と発表されたものであります。20歳から39歳の女性の人口が5割以下に減少する自治体は、全国で896団体あり、自治体の約半分の49.8%が消滅可能性都市としているものであります。長野県内では、当町を含む34市町村となっており、当町におきましてもその減少率が51.5%となっているわけであります。また2040年時点で人口1万人を切る市町村はさらに消滅する可能性が高いとされており、当町では9,919人との推計が発表されたところであります。

しかしながら、私はですね、必ずしもこの推計のように自治体は消滅するものではないと認識しております。つまり、今計算されたものはですね、自治体が何もしなければこうなるということだろうというふうに思っております。特に坂城町におきましては、人口ビジョンにおいて経済動向と人口動向が連動しやすいという特色がありまして、社会動態は雇用・就労の影響が大きいことから、今後の景気の状況も注視していくという必要もありますし、近年のような経済回復による転入増といった社会動態の伸びを期待しているところでもあります。

特に、国の持続的な経済成長に向けて打ち出された大胆な金融政策、機動的な財政政策、規制緩和による成長戦略といった効果が町の産業界に確実にあらわれています。最近の町内企業の状況であります、町内各企業の皆さんのたゆまぬ努力に景気も後押しして、2013年には製造品出荷額につきましては、リーマンショック前近くまで回復傾向になり、従業員も2010年に対して835人の増加があります。

また、当町の最近の人口動向についてであります、リーマンショックの次の年であります2009年では、転出者が転入者より161人多い状況でありましたが、徐々にではありますが、転出、転入の差が縮まっており、2014年にはその差がわずか15人という回復傾向にあります。

また、これは大変うれしい話なんです、出生者数、生まれたお子さんの数ですけれども、ここ2年間で微増ではありますが、今までどんどんどんどん減っていたのが増加傾向を示してまいりました。町でも若者・子育て世代支援プログラムなどやっておりますけれども、その効

果がこの２年間で少しずつ成果が出たのではないかなと考えております。

総合戦略につきましては、国の基本目標として、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するなどが掲げられております。坂城町の総合戦略におきましても、国や県の総合戦略を勘案し策定することになります。

また、坂城町の総合戦略の策定に当たりましては、人口ビジョンで行う目標設定や国や県の総合戦略を踏まえつつ、基本目標と基本的方向、具体的施策、重要業績評価指標、いわゆるKPIの設定を行うこととされております。交付金対象となる具体的な施策は、当然国の定める要件の確認が必要となります。これらの作業が地方自治に合わないのではないかなというような意見もございますが、人口減少対策の各種施策の展開として地方自治振興の機会とも捉えることもできると思っております。現在、町の独自性を生かしながら地域経済のさらなる発展に結びつけていかれるものとして、坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めているところであります。

また平成２７年度は、町の第５次長期総合計画後期基本計画の策定にも取り組んでいるところでありまして、策定期間や経過期間が重なるということから、上位計画である総合計画に総合戦略を整合させて同時に策定する予定であります。

そういった中で、先月の３１日には、総合計画審議会とあわせ、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会を開催いたしました。懇話会委員、総合計画審議会委員は、幅広い分野の方々からご意見をいただくために、定数も上限である３０名を産業、教育、行政、金融、労働、言論の関係者などから委嘱したところであります。今後につきましては、抽出した町民の方々や転出者へのアンケート調査等を実施、人口ビジョンや総合戦略の素案となる全体像ができた段階で、再度懇話会にお示しし、地区別懇談会など町民の皆さんの声を生かしながら坂城町らしい独自の総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

以上、全体について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

企画政策課長（柳澤君） 地方創生の問題と課題、ロの地方創生の問題点についてから順次答弁申し上げます。

人口ビジョンや総合戦略策定については、調査過程での専門性や効率性を考慮し、策定支援業務を委託することとしまして、６月にプロポーザル方式によりコンサルティング委託業者を決定しました。業務は、まず人口ビジョンから着手し、当町の人口の現状分析、課題の整理や人口の将来展望についての報告がなされました。坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会において説明いたしましたが、これは坂城町の現状分析や課題や将来展望であり、類似市町村はあっても各市町村、さまざまな状況になろうかと思われれます。その課題に対する総合

戦略となりますので、当町独自のものとなると考えておりますし、また独自性を出せるよう策定に努めてまいりたいと存じます。

なお、坂城町の若者世代の年間所得はとのご質問でございますが、国の総合戦略では若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、若い世代の経済的安定が挙げられ、結婚できない背景に雇用の不安定さや所得の低い状況が指摘されております。そこで、若い世代が希望どおり結婚し子供が持てるような年収水準を独身で300万円、夫婦で500万円程度必要との指摘もございます。

当町の35歳までの年間所得の実態ですが、住民税の所得申告状況から所得全体のうち、給与所得が85%を占めること、また所得は個人ごとであり、夫婦単位での把握は難しいことから、1人当たりの平均給与収入相当額と300万円以上の人数ということで申し上げますと、20歳から24歳では、平均給与収入は約180万円、25歳から29歳が約280万円、30歳から34歳が約300万円、35歳から39歳が約350万円となっている状況でございます。人数でお示しさせていただきますと、25歳から29歳まで、30歳から34歳まで、また35歳から39歳、それぞれ約半数の方が300万円に満たない状況となっております。

次に、連携中枢都市圏構想についてどう考えるか、また定住自立圏構想との違いはということでございます。連携中枢都市圏構想につきましては、地域において人口20万人以上の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により人口減少・少子高齢社会においても経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的に、新たな広域連携として取り組んでいくものであり、圏域市町村の存立を認めながら地域間での連携を強め持続可能な地域社会を創生するものでございます。

また地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の中核市と特例市が地方中枢拠点都市に統合され、国で策定されましたまち・ひと・しごと創生の総合戦略においても連携中枢都市圏の形成が盛り込まれているものでございます。

長野地域においては、要件を満たす長野市を中心都市として、長野広域連合の構成市町村において、新しい人の流れの創出、少子化への対策、農商工連携など幅広い施策による産業振興などの課題に対し連携して取り組んでいく事業の内容や実現性について現在精査及び取りまとめを行っております。

一方、定住自立圏構想においては、人口5万人程度以上の市を中心とする圏域において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から3大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、3大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められるものであります。

定住自立圏における構成市町村の主体的取り組みとしては、中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業、自然環境、歴史や文化などそれぞれの魅力を活用して相互に役割分担し連携・協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進するものであります。

当町は、上田地域定住自立圏にも参画しておりますが、上田地域定住自立圏共生ビジョンにおける具体的な取り組みのうち、地域医療の再生、産業の活性化、圏域内の幹線道路網等の整備促進、職員のマネジメント能力の強化について、上田市と連携協定を締結し取り組んでいるところでございます。

連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想ともに、人口減少・少子高齢化社会において、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営むという政策目標の実現を目指すものであり、人口減少対策や移住・定住における広域連携策として必要な取り組みと考えております。また、連携中枢都市圏や定住自立圏では、個々の市町村の実情や考え方に応じた柔軟な連携が実施できることになっておりますので、長野地域、上田地域ということではなく、坂城町として必要な分野において必要な連携を行い、人口減少社会に適切に対応した地域経済の活性化や生活機能向上などに向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、ハ．町の「総合戦略」にどうとりくむかでございます。町民の声を反映させる機会ということでございますが、総合戦略策定に当たりましては、上位計画である総合計画と整合性を図るため、懇話会委員は総合計画審議会委員と同じ方々とし、３０名と大勢の皆さんをご委嘱して幅広くご意見をいただくこととしました。また、将来のまちづくりに関するアンケート調査を行うこととし、１８歳から５９歳までの町民の皆さんに男女別に各２５０件、また転出者向けとして過去２カ年に町から転出した１８歳から３９歳までの方２００件に依頼し、今月中旬を目途にお願いをしております。

また、地区別懇談会を計画し、人口ビジョンや総合戦略の全体像などについて、計画素案としてお示しし、意見を聞く機会を設けてまいりたいと存じます。なお、地区別懇談会に出席できない方もおられると思いますので、ホームページ等での意見募集についても計画してまいりたいと思います。

人口の現状分析、課題の整理からの当町の特徴ですが、人口減少については大変厳しい状況であること、当町の場合、雇用・就労の関係が社会動態の変化、これは特に若い世代の流出ですが、これが自然動態の変化、これは出生者数の減少というような部分でございますが、そういったところに影響を与えている可能性があり、総人口の減少や人口構造の高齢化に与える影響が大きいと考えられるところでございます。この点につきましては、現在実施している町民の皆さんや転出された皆さんへのアンケート結果を見る中で検証し、総合戦略に反映させていきたいと考えております。

出生率などの数値目標、重要業績評価指標につきましては、現在進めております総合計画前期基本計画の事業等に対する検証作業を行い、人口減少対策となる具体的な施策とともに、今後検討していく段階でありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

産業振興課長（塚田君） 坂城町プレミアム付商品券につきましては、国からの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金2, 268万9千円を活用し、町商工会に補助金を交付して一般枠、子育て枠の2種類のプレミアム商品券を発行するというので、3月議会において補正予算をお認めいただき、27年度事業として繰り越しを行ったところであります。

プレミアム商品券の販売については、町商工会の今までの実績、ノウハウを生かす中で、販売方法においても問題が生じないよう、町、商工会で協議を行い実施いたしました。一般枠については、購入金額に20%分を上乗せし、1セット1万2千円分を1万円で販売する商品券、7,650セット、9,180万円分を発行し、購入限度額につきましては、お一人10万円といたしました。

子育て枠については、子育て世帯1,300世帯を対象とし、購入金額に40%分を上乗せし、1セット7千円分を5千円で各世帯2セット限りで2,600セット、1,820万円分の発行をいたしましたところでございます。この内容につきましては、3月、6月議会の一般質問でもご説明を申し上げてまいりました。

販売については、発売初日の7月1日から5日間は午前9時から文化センターの大会議室にて販売いたしました。一般枠については、初日は3,650セット、2日目から5日目までは各1千セットと、5日間の販売数を制限し、販売方法は先着順とし、5日間とも完売いたしました。また、子育て枠については、現時点で約7割の1,800セットを購入いただいております。引きかえ券ということで、慌てないで購入するという方もいらっしゃるようでございます。まだ購入されていない方は引きかえ券にてお早めにご購入いただきますようお願いしたいと思っております。

販売状況ですが、初日から5日間は販売開始時間前に多くの方が並ばれることが予想できましたので、並んで待っていたのに買えなかったということのないように、事前に並ばれている方に購入数を確認し、販売予定数に達した以降の方には、事情を説明させていただきましたので、長時間待たされたのに買えなかったというような問題はありませんでした。また、早くから並ばれた方が混乱しないように、商工会と町職員にて対応し、並ばれた方についてもそれなりの準備をされてきておりましたので、お待ちいただいている間にも問題はなかったと考えております。また、9時の販売開始時間の1時間半から2時間前には文化センターのロビーに用意した椅子に座ってお待ちいただき、8時半には販売会場の大会議室に入室していただき、午前9時ちょうどの販売を開始いたしました。

現在までのプレミアム付商品券の換金状況につきましては、町内78店舗で5,700万円

余の換金があり、換金率は55.2%となっております。商品券の有効期限が半年間ある中で、換金率が2カ月で50%を超え、5,700万円余のお金が町内で使われるということは、当然町内での消費喚起につながっているものと考えます。

換金された業種の状況でございますが、飲食料品店、菓子、仕出し店が全体の29.5%、自動車等販売・整備店が20%、家電販売店が12.7%、薬局店が10.4%、ガソリンスタンド、ガス販売店が6.3%となっております。

アンケートの実施につきましては、今後、商品券を購入された方の中から無作為に抽出させていただき、商品券の使い方などの追跡調査を行う計画であり、また商工会を通じて商品券を取り扱っていただいた事業所からのご意見なども取りまとめてまいりたいと考えております。

国税を使つてのプレミアム付商品券のやり方に効果があるかという質問でございますが、近隣市町村での状況を見ますと、一般枠ではその多くが完売しております。また当町での使用状況などを見ますと、本事業の目的である地域の活性化、消費喚起といった面で十分効果があると考えます。

1世帯で何十万円も購入できるのは不公平ではないかということでございますが、今回のプレミアム付商品券の購入限度額はお一人10万円を限度とし、申込書を記入していただくことで、世帯の方がその世帯構成員の分まで代表して購入できますということを事前にお知らせしてまいりました。単に世帯間の購入金額に差があるからといって不公平になるのではなく、世帯での購入金額は世帯員数や必要金額により変わってきますので、その世帯の状況に合った金額で購入していただいているという状況と考えております。また、申込書についても確認は行っております。

しかしながら、今回の坂城町プレミアム付商品券の販売において、お寄せいただいた多くのご意見やご要望につきましては、今後、同様の事業を実施する際に生かしてまいりたいと考えます。なお、プレミアム付商品券の有効期限は本年12月31日であります。ご利用いただくことで地元消費の拡大、地域経済の活性化につながるものですので、忘れずにお使いいただきますようお願いしたいと思います。

9番（塩入君） 今、町長と担当課長から答弁いただきました。そこで次に、2回目の質問をしたいと思います。

ロについてですけれども、若者の世代の支援は可能かどうかということで、若者の給与の実態を答弁していただきました。それを聞いておりましても、本当に今の若者の賃金は安いです。30から39歳になっても約半数が300万円未満ということです。女性はそれ以上に低いと思います。200万円ぐらいじゃないかと思います。若者たちの4割から5割が非正規採用になっています。坂城町の保育士さんたちもそうです。今度安倍内閣は、総合戦略で夫婦で500万円の年間収入を目指すと言っていますけれども、今国会で労働者派遣法が通過しよう

としています。生涯派遣、正規採用の道をもう閉ざすものである。また残業代ゼロの法改正も進めています。これでは、私は若者の給与は上がっていかないと思います。

それから農業についてもですね、数年前から年間150万円の補助を受けながらブドウづくりに専念している若者の何人かに聞いてみました。夫婦合わせて500万円の収入はありますかと聞いたら、とてもそうはいかないと。150万円の補助があるからやっていると。この補助は5年で切れます。また250万円過ぎれば打ち切りになります。今後TPP交渉で農産物の関税が撤廃されれば、ますます農産物が安くなって農業が大変になっていくというふうに考えますが、そういう点で、総合戦略で言っている若者に夫婦で500万円目指すということと、今、国がやっている労働派遣法の問題、TPPの問題は全く矛盾していると思います。特に若者の生活基盤を奪っているんじゃないかというふうに思っていますが、その点について答弁をお願いします。

企画政策課長（柳澤君） 総合戦略につきましては、国の基本の目標といたしまして、地方における雇用の安定ですとか、あるいは人の流れ、また若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという部分、また時代に合った地域をつくることですか、安心なくらしを守るといった部分、地域と地域を連携するといった目標が掲げられておりますので、そういった趣旨で総合戦略をつくっていくということで町としては捉えているところでございます。

9番（塩入君） 答弁があったんですけれども、特に私としてはですね、本当に500万円、夫婦そろって年間収入を上げていくという総合戦略の目標を立てたわけですが、これを本当に実現していくには、今申し上げたように、労働者派遣法の今度の改悪、そしてTPP、まだわかりませんが、これが入ってくれば例えば60kg、アメリカのお米だと60kgで3千円です。日本ではとても考えられません。60kg、1万2千円以上でなければ米農家はやっていけないと思うわけですね。今、本当に町で農業を頑張っている人たち、そういう人たちに本当に所得が上がるようなことを国が率先してやるべきじゃないかと。そうでなければ、幾ら地方創生、地方創生と言っても、絵に描いた餅に終わってしまうというふうに僕は考えます。

さて時間の関係上、次のハの総合戦略についてどう取り組むかについて、先ほど課長からもる説明がありました。今、総合計画については検証中ということですから、これからの課題ですけれども、私はやっぱりこの4年間、山村町政と一緒にやってきたわけですが、その中で感じている点、ぜひこれから総合戦略に盛り込んでいただきたい、そういう点について幾つか提案させていただきます。

先日、南条小学校が完成し、内覧会で見学させていただきました。すばらしい校舎ができ上がっており、感無量でした。4年前に一般質問したことが実現してきているわけです。山村町長も熱心に取り組まれ、ようやく完成しました。今回の総合戦略では、子育て支援が大きな柱になっています。そこで私は今まで4年間、この山村町政で感じた点について、成果と課題に

ついて提案したいと思います。

一つは、子供の医療費の無料化についてですが、4年前、私が質問したときは就学前まででした。それが今年から中学3年になり、来年は高校3年までいくという大きな前進を見ました。窓口無料化についても町独自でまた取り組むということでは、大変うれしく思っております。しかし、残念ながら長野県はやっておりません。全国では、38都道府県が無料化されております。長野県に隣接する県は全部無料になっています。

それから第2に、保育料を軽減してほしいということです。今年から階層区分が細分化されました。非常に助かったと喜んでいる方が多くいます。しかし、まだ保育料の負担は子育て世代に重くのしかかっています。そういう点で、第3子の無料化を初め、軽減措置をとられるようにすること。また、保育士の職員体制が非正規の人が約半数です。安倍内閣も正規採用を目指すと言っていますから、ぜひ公務員から正規採用を増やしていくよう努力してほしいこと。

第4に、放課後の子供の活動を保障する児童館の活動を充実させていってほしいこと。それから坂城町には奨学金制度があり素晴らしいと思いますが、もっと拡大できるように検討していただきたい。

次に、若者の雇用創出と定住について提案したいと思います。雇用創出については、坂城町の企業が若者にとって魅力ある職場になるよう賃金を初め待遇改善に取り組むため、町と企業と商工会、また大学と連携して検討していくと、これまでもされてきたと思いますが、より一層深めていただきたい。また若者たちが農業に魅力を感じ頑張れるよう、町と農協と若者たちが交流を深め農業所得をどのように高めるか目標を持って検討してもらいたい。

次に、若者に定住してもらうためにどうするか。私はこの一、二年間新築したマイホームを持った若者のうちを訪ねてみました。町横尾地区の南条保育園跡のところに6軒、その近くに5軒、新築されました。そこのうち8人に聞いてみる事ができました。まとめてみると、第1にほとんどの人が夫婦のどちらか、または両方の人が坂城町出身だということ。同じふるさとに住めば両親ともかかわることができる、だからここへつかった。第2に、坂城町の企業に勤めているので坂城町に住みたい。ほかの人にもよさを呼びかけていきたい。第3に、今まで上田市に住んでいたが、子供たちの教育のために小学校、中学校へ通うのに便利なこの土地に建てた、こんな理由が主でした。

また、要望として出されたことは、買い物をするのに不便なのでもっと考えてほしい。子供を外で伸び伸びと遊ばせるために遊具のある公園をもっとつくってほしい。それから子育て支援に力を入れてほしい。4番目に土地や建物を購入しやすいように考えていただきたい。私が8人に聞いただけでこれだけ要望が出されました。町としても若者世代にアンケートをとり、それをもとに今後の対策に役立ててほしいと。特に今後の総合戦略に生かしていただきたいと思っています。

次に、二について2回目の質問をします。まず販売方法ですが、先ほど答弁がありました。混乱しないようによい方法がなかったかどうか。私が調べた中で、岡谷市では買いたい人は事前にはがきで申し込み予約する、そして残った分は2日間にわたって販売したと。1世帯当たり1セット3万円までとしていると。額は少ないけれども、全世帯に、希望世帯に行き渡るように考えた。混乱は起きなかったと。

また下諏訪町では、これはすばらしい取り組みだと僕はと思いますが、70歳以上のひとり暮らし、介護認定者と同居している世帯、障害者のいる世帯、3人以上の子供たちのいる世帯は、1セット5千円ですが、これを無料で民生委員を通して配付しています。すばらしい取り組みだと思います。残り一般枠を販売しています。このように市町村の判断でいろいろなやり方ができるわけです。次回は他町村のすぐれた取り組みを参考によい方法がとれないかどうか。先ほど答弁では検討していきたいということですので、ぜひお願いしたいと思いますが。

それで、特にもう一度質問したいことは、どのように検証されたかということについてです。静岡県の吉田町では換金された70%が大型スーパー、ドラッグストアなどのところ。大型店が主だったわけです。そこで大型量販店と小型店の使い方ができる仕組みが必要だとまとめたそうです。坂城町として本当に地元の商店の活性化が図られてきているかどうか、その辺について検証されているのか。これからだと思うんですが、そういう点についてどう考えていますか。以上です。

産業振興課長（塚田君） 坂城町のプレミアム商品券の換金の状況ですけれども、55%ほどの換金率ということでございますが、その中で大型店と言われるお店では30%の換金率となっております。ですので、残りの70%が小isanといひますか、普通の店舗ということでございますので、大型店に偏り過ぎているという状況では、今現在ございせん。やはり小isanお店でもいろいろな工夫をされて、とにかくお客さんをおぼうという努力があるというふうに感じております。

9番（塩入君） 今、課長の答弁で、今現在、大型店に特に偏っているということはないという答弁がありました。やはりプレミアム商品券の目的が地域の活性化ということが一番の目的です。そういう意味で、大型店だけが売り上げがあつて、それで地元の中小の商店が余り潤いがなかったということでは意味がないと思うわけですね。この吉田町のように7割が大型量販店だったという結果が出ていますけれども、多分ほかの市町村でもこういう傾向が見られるかもしれませんけれども、やはり坂城の町ではそうじゃないということで、これから全体をまとめていただければいいかと思ひます。ぜひ、そういう意味で地元の商店街が本当に活性化するような売り方ですね、これもこれから考えていく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

さっき買った人にアンケートを求めたいと、抽出で求めたいと言われましたが、実際、坂城

町にも116店舗がプレミアム商品券を扱っているわけです。そういう商店についてもですね、ぜひアンケートをとって、どうだったのかということを検証していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

さて最後にまとめですけれども、今日は安倍内閣の地方創生について質問しました。地方創生は、安倍内閣にとって地方版アベノミクスとも言われています。アベノミクスは、株価を上げるために国債や年金積立金まで投入してきました。しかしもうかったのは、輸出企業や大型投資家です。株の値上げで何と1千億円以上もうけた人は18人、そのトップはソフトバンクの社長で約1兆円もうけています。100億円以上もうけた人は220人で、その合計金額は11兆円を超えています。庶民にとっては全く想像もつかない金額です。一方、国民の実質賃金は下がりました。GDPは1.6%もマイナスになりました。個人消費が落ち込んでいる、物価や消費税が上がり国民の生活は一層苦しくなっている。

このように貧富の差が広がって格差社会が今、深刻化しています。全て競争によってもうけ第一を中心とした考え方を変え、国民一人一人が安心して暮らせる社会が求められていると思います。国や地方自治体はそれを保障していく使命があると私は考えます。しかし、地方創生という政府主導型で自治体を競争させ、政府の方針に合ったところへ交付金を多く出していくというようなことは絶対させないで、そして行く行くは都道府県をなくし道州制にいくなんていうことを絶対考えないで、それぞれの自治体で行政が町民と力を合わせ、小さい自治体でも輝くまちづくりを進めていただくことをともに誓って私の一般質問とさせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時27分～再開 午前 9時37分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

10番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 公園の整備、拡充について

イ. 公園整備計画は

昨年度、公園施設長寿命化計画策定に必要な調査等が行われました。そこで、本年度の公園整備計画はどのようになっているのか。また、今後の公園整備計画をどのように考えているのか答弁を求めます。

以前、国の目標水準を都市公園の面積を1人当たり20m²という国の諮問委員会の答申がありました。そこで、坂城町における都市公園の総面積と1人当たりの面積は何m²になっているか質問いたします。

ロ. 新設公園に設置について

子育て世代の保護者の方、特にまだ小学校に通っていない未就学の小さな子供たちの保護者の方々から、身近に子供たちを遊ばせる公園が少ないということでした。そこで、身近なところで子供たちが遊べる環境整備が必要であります。また高齢者に対しても同等なことが言えると思います。新設公園にどのような考えを持っているのか答弁を求めます。

ハ．親水公園の整備、拡充を

バラ公園の大望橋の横に水と親しめる水辺の整備がなされております。そこで、現在の親水公園の状況はどのようになっているのか、設置場所はどこなのか。また、今後の計画について質問いたします。以上、公園整備の拡充についての１回目の質問といたします。

建設課長（青木君） 公園の整備、拡充について順次お答えいたします。

現在町内には、都市公園条例で位置づけられている都市公園はびんぐしの里公園、吉野健康広場、こんぴらミニパーク、ふれあいぱーく、シンフォニックヤード、わんぱく広場、さかき千曲川バラ公園の７カ所がございます。そのほかに、和平公園、坂城町運動公園、鼠橋運動公園などが整備されており、町内外より大勢の皆さんにご利用いただいているところです。

それぞれの公園には、子供たちが遊べる遊具などが設置されており、本町の中心的な公園であるびんぐしの里公園には、一番人気のローラー滑り台の施設のほか、広い芝生広場があり、家族連れや保育園・幼稚園の遠足等で公園を楽しんでいただいているところです。

公園の整備につきましては、昨年度、都市公園施設長寿命化対策支援事業を活用し、都市公園施設７カ所について、今後進展する老朽化に対する施設の維持更新を図るという観点から、計画的な改築・更新を行うことを目的とする都市公園施設長寿命化計画を策定しました。その計画に基づき、平成２７年度から社会資本整備総合交付金の採択を受けて、平成２８年度までの２カ年の計画で都市公園の整備を進めている状況でございます。

全体計画では、本町で一番利用者の多いびんぐしの里公園は、屋外ステージを全面改修し、多少の雨でも公演ができるよう屋根を設置する計画をしています。現在利用しているステージ近隣のリング型トイレについては、ステージのバックヤードに移設をし、新たなトイレに改修します。来園者用の駐車場のログハウス型トイレについても、改修工事を計画しています。また、文化センター周辺で利用者の多いわんぱく広場の木製ブランコの改修、Ｄ５１機関車の塗装、ばら祭りで大勢の方でにぎわう、さかき千曲川バラ公園の花壇の土どめ改修工事を計画しております。初年度となる今年度の事業といたしましては、現在屋外ステージの詳細設計を進めており、既存のステージを解体し新たなステージの床の部分の工事を実施する予定でございます。

平成２８年度には、屋外ステージにアーチ型の屋根を設置し、講演会やコンサートなど広く活用が図れるよう音響設備の配線工事、バックヤードトイレ、駐車場トイレの改修工事、わんぱく広場の遊具とさかき千曲川バラ公園の花壇の改修工事を計画しております。

町の都市公園で一番面積の広いびんぐしの里公園が、16.8ha、アスレチック系の遊具のある吉野健康広場0.6ha、こんぴらミニパーク0.2ha、文化センター周辺にありますふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場が合計で0.4ha、さかき千曲川バラ公園が2.1haとなっており、坂城町都市公園の7施設の総面積は約20.1haとなっております。

ご質問の中に、国の基準が1人当たり20m²となっているということですが、都市計画中央審議会の答申に盛り込まれた目標値で、都市公園法施行令第1条の2において、市町村の区域内における住民1人当たりの都市公園面積の標準が10m²以上となっております。町でも坂城町都市公園条例で、町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の目標を10m²以上と定めております。現在、町の1人当たりの都市公園の面積は12.8m²となっております。

次に、新設公園の設置につきまして、子供たちが遊び場所としての公園として、びんぐしの里公園にはローラー滑り台やからくり時計、動物置物遊具、広い芝生広場など、わんぱく広場には、スプリング遊具やブランコ、キノコのシェルターなど、こんぴらミニパークと吉野健康広場には滑り台やアスレチックの遊具がございます。都市公園全体で、73基の遊具を設置し、子供たちが利用できる環境を整備してございます。また全ての都市公園には、あずまややベンチ、パーゴラなどを設置したり、高齢者や公園を利用した方がくつろげるよう整備してございます。さらに3小学校には、広いグラウンドや子供たちが利用できる遊具が設置され、放課後や休みの日などに利用されております。

また身近な公園としては、各区で整備、管理をしている公園、広場、緑地などがあります。区ごとに特色ある整備を行っており、地域の高齢者の方や子供たちの交流、憩いの場として活用されています。町では、地域の皆さんがみずから行う公園などの維持管理には、地域活動支援事業による助成制度を設けてあり活用をいただいております。現在、公園の長寿命化計画による整備、改修を最優先に進めているところで、新設公園は現段階では計画はございません。今後もびんぐしの里公園やわんぱく広場等の都市公園を安全にご利用いただけるよう適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、親水公園の整備、拡充をでございますが、現在、親水公園として位置づけられた公園はございませんが、水とふれあうことのできる公園は、びんぐしの里公園、さかき千曲川バラ公園の水辺の公園がございます。また、文化センター前の御堂川、びんぐしの里公園の福沢川など、河川改修の際に護岸の勾配を緩くしたり、階段状にするなど、川におりやすくするとともに、川の中に石などを配置した水とふれあうことのできる親水工法で整備された河川もございます。

さかき千曲川バラ公園の隣を流れる千曲川の河川敷には、千曲川親水広場として設置されて

いる水辺の公園が整備されています。水辺の公園を利用して千曲川で鳥や植物の観察会、魚とりの体験などができる教育委員会主催の小学生対象の水辺の教室が開催されております。また、千曲川の自然を体感できるように、水辺の公園周辺の遊歩道も整備しているところがございます。

子供から大人まで水や川、生き物に触れることで、水や川に親しみを深めることは大変重要なことではありますが、まずは安全で安心な場を確保するということが必要と考え、誰もが安全に水や川に親しめて遊べるよう水辺の公園の遊歩道の拡張や河川改修の際には、親水工法等の導入を検討してまいりたいと考えております。

10番（山崎君） 答弁を伺ったわけですが、今年はびんぐしの里公園にステージ等、あとトイレ改修、いろいろ行われます。また、文化センターのSLの補修、あるいはその辺もやるということですが、私はその中でも、ほかにもまだ今、ここの部分をやるとおっしゃっていましたが、都市公園として管理しているところ、これからそれ以外にもやっていくところがあると思うんですけれども、その辺はどのように考えているのか、また1点伺います。

また、1人当たり20m²という国のほうの諮問委員会の答申というのも、私も平成何年でしたかね、10年より前だと思いますけれども、そういうのがあったというのが記憶にあります。町の条例も都市公園条例の第2章の3では、住民1人当たり10m²というのもうたっているというのを知っています。だからできればそうやって広げていってほしいというのが、私の気持ちでありまして、特に次の段階に行くんですけれども、身近な公園ですよ。子供たちを遊ばせる公園、昔、危険遊具ということで大分遊具が撤去されて、今、遊具が置いていないところ、広場もうんとうんと増えてきています。昔はそうやって以前は子供たちをそこで、近くで遊ばせるという環境があったんですけれども、それがなくなってきたと。

私の近い地域の例でいいますと、今度児童館予定地になっている南小学校の南側の部分、たしかあそこも町の管理地のところですよ。あそここのところに広場的なものがあって、あそこにも幾つか遊具がありました。ああいうところで近くで子供たち遊ばせるということが、やっぱり特に幼い子供たちですね。そういう部分がやっぱり欲しいと思うんですよ。今、南条地区で私も子供を自転車に乗せて幾らか走っていくと、3歳の子ですけれども、文化センターのSLの公園とかあるいは町横尾の南条保育園の跡地の、あれは多分町横尾の区で管理していると思うんですけれども、ああいうところの前を自転車で通ると、遊びたいと、なかなか近くにならないものでそういうところで遊びたいって言うものですよね。私もいろいろ見ていて思うには、やっぱり南条地区にも少ないし、また坂城地区にもそれほどないような気がします。

大きな公園、びんぐし公園という確かに大きな公園あります。それはあるんですけれども、そういう小さな身近にある公園、そういう部分は少しでもないことには、そうやってこれから子育て世代を育てるに当たって必要な部分だと私は思っております。それについて、先ほど地

域活動支援金等を使ってという、それは区のほうからの要請があつてからだと思うんですけれども、そういうのを逆に地域活動支援金と別枠でも、そういう部分をこういうところに設置したら今、子供たちを遊ばせるために設置したらどうかという部分もやってほしいと思うんです。その点については、町長にお伺いしたいと思いますけれども。

親水公園についてですけれども、確かに親水公園と言われるところはないのは、私もわかっております。大望橋のところですね、あそこも河川敷の中ですから、親水公園というにはちょっと難しいかなと。それでも水にふれあうというか、平成17年でしたかね、前町長があそこにそういうものをつくるという話をして、水辺の公園できました。そこで水に親しむということは本当にいいことだと思います。千曲川という大切な坂城町の財産でもありますから、利用してああいうところで水に親しむということで、また今、中村教育委員長ですか、あの方が今、そこで自然にふれあう講座を開いているということをお伺いしております。

そこで、今、安全と水に親しむあるいは遊歩道をつくってという、そういうのを拡充してうまくやっていくという話ですけれども、これからその部分はまだ広げていくとか、そういう整備をほかにも何かやる予定があるのか、本当に護岸工事じゃない、河川敷ですから護岸工事みたいなのはできないと思うんですよね、やっぱり。私が言っているのは、そういう部分も含めてですけれども、本来、親水公園、もっとほかの川でも使えるようなところはないのかなという部分で、千曲川以外でも何かそういう部分はないかなと。私もそれでも坂城町の左岸側というのは、どうしてもかれてしまう川が多過ぎちゃって、それが難しくなっている部分もわかるんですよ。だから千曲川を利用するというのは私はいいと思うんですけれども、そういう部分でも何か親水公園に対してこれからの拡充、あるいは新しく新設するような考えがあるかどうか、それをお伺いいたします。

建設課長（青木君） 幾つかご質問いただきました。まず大きい課題といたしましては、現在長寿命化計画をやっている中で、まだほかの部分についても今回対象となっている部分についても、どうしていくんだということだと思いますけれども、現在行っている長寿命化計画というのは、今年度と来年度、当面2年間でということで、国のほうへ交付金の要望は上げている状況でございます。現在、国のほうも大変厳しい状況の中で、どのような形で交付金がついてくるかということもございますが、まずこの現在計画している部分を最優先に進めていきたいという部分でございます。

あと、公園の遊具につきましては、毎年必ず点検をして安全性というものを確認しております。中には大分古いものも出てきております。遊具、大きいものは非常に費用も大変かさんでくるという状況の中にあつては、また今後、現在の長寿命計画が終了した後、新たなまた計画等も計画していく必要があるのかと、そういう中でまた必要なものについてはやっていかなければいけないというようなことでございます。

あと身近な公園やそういういろいろな遊具を設置したり、身近な公園が必要じゃないかという部分でございますが、先ほど申し上げましたようにいろいろ広場的なもの、緑地、それぞれ地域等で管理いただいているところでございます。地域支援事業では、そういう備品等の購入というものは対象にはならないわけなんですけれども、現在、非常に遊具というものの安全性というものが非常に問題になっている中で、なかなかそういうものを管理していくという部分の中では、非常に難しいのかなという部分もありますので、そういう部分はちょっとまたいろいろ今後、地域の皆様というよりも、そのもの自体がどういうものかということも含めますし、当面は現在都市公園の中の遊具というものを充実させていく方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

あと水辺の公園の関係でございますが、水辺の公園、これも水辺の公園については、今後もしできればもう少し遊歩道を広げられて、千曲川の中を散策できるような形がとれていければということも含めてまた検討してまいりたいと考えているところでございます。あと親水公園として新たな公園というものは、現在計画はしておりませんが、先ほど申し上げたように、なかなか坂城の川というのは、常時水が流れているところが少ないという中で、最近、六ヶ郷用水の改修等で一部川のところへおりていけるような、そういう階段式でやったということもございますので、いろいろな場合を捉えて、水辺で親しめるような工夫ができるようなところがあれば、町の工事はもちろんですけれども、県ですとかそれぞれのいろんなところで管理しているところへもまた相談しながら進めてまいりたいと考えております。

町長（山村君）　せっかくお声がかかりましたので話します。

都市計画中央審議会の答申で、全国平均で20m²ということ、1人当たりですね、なんですけれども、考えてみれば坂城町は全部公園みたいなところであります。普通の大都会とは違うと思います。ということは逆に言いますと、さっき議員からのご質問あり答弁いたしましたけれども、都市計画に入っていない公園でも、小さな公園でも皆さんと一緒に地域住民の人と一緒に整備拡充していくことは必要だと思っております。

それから、都市計画に入っていないけれども、私どもの和平公園のような特別な位置づけの場所もあります。そういうことを含めて考えていくのが、今度の総合計画ですとか地方創生の中の計画、今後の5年、10年考えるときに、そういうことも含めてですね、検討していきたいと思っております。

それから、親水公園というのも、これは都会ではありますけれども、結構水を扱うというのは、いろんな問題がありまして、子供がその水を飲んだらどうなのかとかありますけれども、そういうことも含めて検討していきたいというふうに思っております。

10番（山崎君）　公園、それから長寿命化というのは2カ年だと、それもその後、またほかの部分も考えていくという話です。また、それは順次やっていかれることでいいと思います。

先ほど申しました地域の広場に対して昔はあった遊具がなくなっていると、それを地域活動支援金という形でなくて、町として別枠でそういうのを、私は設けていただいて、まず区のほうから要請があったらやってもらえればなという話をしているわけであります。

だからそうやって、子供たち、昔あった遊具があった場所に多分、そうやってつけてほしいという方は結構いらっしゃるはずなんですよね。そういう部分で、私は言っているわけで、そういう部分をまた検討なさって、別枠の支援金というものを区からあった場合にはしてほしいということであります。

また水辺の公園ですけれども、我々小さいころは、まだ千曲川で遊べた時代でありました。今、子供たちもそうやって水に親しむことがどんどん減っています。私は泳いだことはあんまりないんですけれども、千曲川で私も若干泳いだ記憶があります。危険ですから、今は禁止になっておりますけれども。そうやって水に親しむことがうんとよかった。そうやって水に親しんでいくということによって、その危険性もわかってくるし、逆にそうやってそこにいる動植物等のことを、水に親しむということは、私はとってもいいことだと思いますので、そういう部分でも、なかなか新しいものをつくるのは難しいと思います。それも私、わかります。水に関しては、今、ろ過とかいろいろな部分で、飲んだり、そういう被害がないようにという部分で安全性が確保されなきゃいけないという部分がたくさんありますから、それはもう費用がかかるのはわかります。その部分では、今の大望橋の向こうのね、あそこの水辺の公園を整備して、そこに人が来られる状況、行きたいなという状況をつくっていただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

２．ワイナリー形成事業について

イ．単独特区から広域特区への移行での連携体制は

坂城町単独でのワイン特区から、広域特区に移行し、広域特区内での連携体制はどのようになっているのか、答弁を求めます。

次に、広域特区内にも醸造所があるのに、本年度は巨峰ワインの醸造委託を地域内で行わない理由は何か質問いたします。

次に、今回、巨峰ワインのフルボトルに加え、お手ごろということでハーフボトルも販売されております。そこで、フルボトル、ハーフボトル、スパークリングワインの販売状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

次に、なかなか企業からの参画の声が聞こえてこないわけですが、企業との連携等の進捗状況はどのようになっているのか。また補助金等の支援体制はどのようになっているのか、質問いたします。

ロ．６次産業化に向けて

6次産業化に向けては、ワイナリーを形成するにおいてワインの醸造のみでは先に進んでいないと思います。そこで、各地で取り組んでいる生ハム等の食品開発等についてどのように考えているのか。また地産地消の観点からどのようなものを推奨していくのか、答弁を求めます。以上、ワイナリー形成事業の1回目の質問といたします。

町長（山村君） ワイナリー形成事業について答えさせていただきます。

ご案内のように坂城町ではワイナリー創業に向けた条件整備の一つとして、平成25年11月にさかきワイン特区として認定を受けておりました。また一方千曲川流域として一体的にPRすることで、ワイン産地としての知名度が向上すること、ワイン振興を図る上で小規模ワイナリーにおけるワイン用ブドウの安定的な確保が必要なことなどから、町の方針と合致すると判断しまして、広域特区に参画することといたしまして、先日6月30日に坂城町を含む8市町村が千曲川ワインバレー特区として認定されました。

この広域特区の認定により、ワイン産業が振興し雇用創出や観光の振興が図られること、原材料の調達区域が広がること、ワイナリーにとって経営の安定が図られることなどが期待されております。広域特区では、今後千曲川ワインバレー特区連絡協議会を立ち上げまして、ブランド化の推進や安定供給の協力体制の構築、さらには新規就農者の育成等についての、区域内のワインブドウ生産者、ワイナリー経営者、県等と協力して取り組む体制を検討しているところであります。

広域特区区域内での委託醸造という質問で、具体的に現在行っております巨峰ワインについてのお話もありました。この巨峰ワイン及びスパークリングワインは大変品質がよく安定した味となっております。私どもが前からご相談しておりました山梨の醸造所ですけれども、そこで巨峰醸造ノウハウを持っている醸造所がありますので、そこで引き続き委託醸造をしていくというふうに考えております。

また一方、今年3年目になりましたが、試験圃場において初めての収穫を期待できるようになりました。特に赤のカベルネ・ソーヴィニヨン、それからメルロー、それから白のリースリングなどにつきましては、これは試験醸造となることから小ロットでも対応可能な施設を持ち、技術的にも安定し、その品質について検証・評価のできる大手企業の醸造所をお願いする予定となっております。

なお、巨峰ワイン等の販売状況につきましては、24年度及び25年度産の巨峰ワイン及びスパークリングワインにつきましては完売、26年度産につきましては、ワインについては7割強、これはフルボトルのロゼにつきましては、2千本のうち1,564本、それからハーフにつきましては千本中574本、これ9月1日現在ですけれども、今年5月末からまた販売されましたスパークリングワインにつきましては、6、7、8、9、4カ月ぐらいで6割弱、千本中の565本が既に販売されております。

ワイナリー形成に向けた企業連携や補助支援体制につきましては、本年度長野大学と連携しまして、ワイナリー形成事業全体につきましては、町内事業者の参画による新たな産業づくりやワイン用ブドウの生産振興による農業の活性化など、町民の皆さんが参加する、いわゆるビジネスデザインを作成する計画となっております。そのビジネスデザインにおきまして、次の段階として6次産業化の形づくりやワイナリーの起業に向けての支援について考えてまいりたいと考えております。

小規模ワイナリーに合った機械開発などにつきましては、コトづくり支援事業などで対象として支援できるんじゃないかとも考えておるところであります。

ワインに合う生ハム等の推奨や開発の考え方についてであります。ワインに合った食材、料理などワインに付随するものもいろいろ出てこようかと思っております。そういった製品などにつきましては、民間の力を期待するところであり、いろいろな新製品について町はその都度どのように支援していくか、また支援が可能なのか、バックアップをどうするかなどは考えてまいりたいと思っております。例えば、町の中にありますあるお菓子屋さんですけれども、そこではこの巨峰のワインを仕込んだケーキですね、ワインケーキなども既に開発して販売されております。いろんな形であるかなというふうに思っております。

10番（山崎君） 町長から答弁願ったわけですが、町長、前回ね、今回巨峰ワインはあちらの山梨で醸造されると。広域特区となって前回の答弁の中では、委託醸造ができるという話でしたね。実際に今回特区の中、広域特区ですね、私も何カ所あるかわからない。何カ所そういう醸造所があるのか。その醸造所に対して、特に受け入れ体制ですよ。フル活動でこういったほかのところからも受け入れることができる規模であると思うんですけども、そういう受け入れ体制がどのようになっているのか。

また、今年の巨峰ワイン、フルボトル、ハーフボトルをつくられました。昨年度ですね。今年度もまた同じように巨峰ワインについてはフル、ハーフ、両方つくっていくのか。やはり、私、飲んべえなものですから、やっぱりハーフボトルだとやっぱり物足りないという部分で、やっぱり1本のフルボトルのほうが、私はいいと思っているほうなんですけれども。だからその部分でどのように考えて、また試験醸造に関しては、大手のところに行って試験醸造すると。地域内、坂城の町の中にもNさんという方がね、一生懸命やられていて、この間もラジオですか、FM放送に出ていまして、それをお話をたまに聞く機会がありまして、結構頑張っているなど。そういう方がいらっしゃるのも事実であります。ワインをつくっていく中で、試験醸造していく、試験醸造の後は、当然ながら相互関係でやっていくと思うんですけども、巨峰ワインはずっとしばらくの間特区区域内での醸造は考えていないのか。ずっとそちらの山梨に持っていつてしまうのか、それとも特区内でもそういう部分でやる可能性はあるのか、まずそこをお伺いいたします。

企業連携ですけれども、長野大学においてビジネスデザインですか、ということを行ってこれからやっていくという話ですけれども、なかなかそうやって小型ワイナリーに関して企業さんが手を挙げてこない。まだまだ坂城町のワインは、そこまでたくさんの醸造ができるほどの収穫がないから難しいのかもしれませんが、そういう部分では、先ほど小型ワイナリーの絞り器とありましたけれども、あとはレストラン等もあると思うんですけれども、企業参画するに当たって、ビジネスデザインをつくれればいいんですけれども、町内外、どのようなふうに応用していくのか、そういう部分はお伺いしたい。

また、生ハム等の食品開発では、現在、長野県の加工食品業者が生ハムの生産が活発になっております。やっぱり長野県というのは涼しい気候でありまして、生ハムに乾燥した気候が適しているというふうにされております。小口投資ですか、クラウドファンディングと言うんですかね、小口に皆さんから集まってやる形で、そうやって生ハム等の開発をしている方もいらっしゃると思います。生ハムをつくられている数社の方たちは、前年度の2倍、何十%増、何倍増という形でやっております。坂城町にもそういうことができる業者さんもいらっしゃるし、そういうところに対してもアピールしていく、あるいはそうやって発信していったらいいということも必要だと思います。また地域連携ですから、その地域内のそういう業者さんですね、そういう方たちも参画を願うという形も必要だと思います。そういう部分はどのように考えているのかお伺いして、2回目の質問といたします。

町長（山村君） 私から二、三点、お答え申し上げまして、その後補足を担当課長から申し上げたいと思っております。

まず、巨峰ワインの話がありました。なぜ山梨がやっているのかということで、実は巨峰のワインってつくるの、大変難しいんです。巨峰という名前を聞いた途端に、あの甘ったるいやつをどうするんだということなんですけれども。それからなおかつスパークリングワイン、これも本当に専門的な高度な技術が必要になります。千曲川ワインバレーの特区の中のワイナリーにすぐつくれといってもなかなか難しいんですね。ですから当面の間は、すばらしい巨峰のワイン、ロゼ、スパークリングワインできておりますので、継続してお願いしたいと思っております。ただ、これを未来永劫かという、そうではないというふうに思っております。

各8市町村内にあるワイナリー、今後も増えていくでしょうけれども、そこでの連携をどうするのかというところがまさにこれから千曲川ワインバレー特区連絡協議会をつくりまして、その中で受け入れ体制ですとか製造能力、やる気等含めていろいろ検討していくことになるかというふうに思っております。

それから、今年のできる3年目にして量的には多分、ボトルで300本ぐらいだと思います。実は、こういう少量のワインをつくるのも、普通のワインメーカーじゃできないんですね。試験用のラインを持っていないといけないということでもあります。それから製造免許、許可の関

係がありますので、近いうちに発表すると思いますけれども、ある大手の会社にお願ひしようというふうに思っております。それは何が重要かというところ、その企業の坂城のブドウの味を評価、見てもらうというところでもあります。去年も数十本つくりましたけれども、大変すばらしい味になっております。ですから、ぜひともその味を評価をして、ブランド力を確認していただくということも重要だと思っております。その後、坂城町の中でワイナリーを始めたいという方も続々と出てくると思います。ワインの担い手で募集した方、ある方もワイナリーをつくりたいというふうにおっしゃっていますけれども、やっぱり単独でやるには7年、8年、10年かかるかもしれません。その間にしっかりとブランド力をつけておくことも一つの方法かと思っております。

残りの質問については、担当課長から話します。

企画政策課長（柳澤君） ワイナリー形成事業に関しまして2回目のご質問の部分でございます。

広域特区内での委託醸造所という部分でございますけれども、構成市町村につきましては、上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町、坂城町の8市町村であります。代表的なところということで、東御市のはすみ、リュードヴァン、ファンキーシャトー、あるいは小諸市のマンズといった部分のところでございます。そういう部分はあるんですが、先ほど町長のほうで申しましたけれども、巨峰につきましては、これまでのノウハウがあるという状況で山梨へ、また小ロットの試験醸造という部分でございますので、この部分については大手の委託醸造所をお願いをしまして、品質などもご確認をいただくというような部分でございます。

それから巨峰ワインのフルボトル、ハーフボトルでございますけれども、本年につきましても、両方とも一応生産、醸造をする予定となっているところでございます。

それから企業連携というところで、なかなか手が挙がってこないのではないかなという部分でございます。試験圃場のほうでも本格的に本年度収穫ができるというような状況になってきたところでございます。そういったところで、現在長野大学をお願いをいたしまして、連携いたしまして、全体像という部分、お願いをしている状況であります。そういったところを踏まえまして、6次産業の形づくりといったところで考えてまいりたいというような状況でございます。あわせて、そういった部分を踏まえて町内外、PRも踏まえていきたいというところでございます。

それから、生ハム等の開発等というような状況の中でございます。基本的にはやはり民間の方の皆さんをお願いをしていくところになろうかと思っておりますけれども、そういった部分、地域の中にもこんなことがあるよ、あるいは開発といったところで支援が可能なのか、あるいはバックアップ体制ができるかなどにつきましては、今後も考えてまいりたいと思います。以上です。

10番（山崎君） 町長おっしゃるとおり、巨峰ワインというのは、やはりある程度ノウハウがないと無理だということで、なかなか特区内でやるのはずっと先になるかもしれない、あるかもしれないけれども、今のところ難しいという話ですね。

今回の試験醸造においてもやっぱりそうやってラインは持っている。今回、本当にワインをつくるに当たってもピンキリだと思うんですね。安いワインから本当に高級なワイン、須坂でしたっけ、何か金賞をとられた方みたいな方もいらっしゃいます。そうやって、ただ単にワインをつくればいいという問題じゃなくて、ブランド化していく部分では、そういう部分、テーストという部分をちゃんと高級感あふれるものに持っていかないと、ただ単にバツタ商品で終わってしまったら意味がないと私は思いますし、1本何千円しても買ってくれる場合には買ってくれるという形で持っていくというのが、やっぱりブランド化だと思っておりますから、そういう部分もしっかり検証してもらって、そういう部分に進んでいただきたいと私は思っております。

そうやって将来的にはこの地域内で欧州ワインは醸造するという形になると思うんですけれども、そのときには本当に高級ないいワインができることを望んでおります。また、企業連携、なかなかこれからもなかなか難しいんじゃないかと思います。機械に関しては。ビジネスデザインの中におきましても、当然ながらそういう機械だけでなく食材という部分は当然含まれてくると思うんですね。だからそのビジネスデザインの中にも、当然ながら地場の特産物、ねずみ大根以外にもたくさんあると思うんですね。そういう部分も含めてそういう部分の開発、あるいはどういうものがワインに合っているのか、また坂城町においてはどのような食材がいいのか、坂城町のたくみでしたっけ、ウイナーも結構好評でありますし、そういう開発をされる方もいらっしゃいます。ですからそういう部分ともしっかり連携しながらいろいろな開発をしていくという部分が必要だと思いますので、そうやって地場産、地域の活性化、地場産業の活性化等も含めて、これから進んでいくことを望みまして、一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間の休憩いたします。

（休憩 午前10時24分～再開 午前10時35分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、3番 朝倉国勝君の質問を許します。

3番（朝倉君） 3番の朝倉でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、これより通告に従い質問を行いたいと思います。

最初の質問は、国道坂城バイパスに関するものであります。坂城町、とりわけ川西地区におきましては、長年にわたる悲願がここ数年の中で実現を迎えることとなり、将来この地域の発展をこのバイパス完成によってなし得ることを切望する1人でございます。あわせて、早期の完成を期待するものでございます。このバイパスには、現状の国道18号線の渋滞緩和、災害

非常時における国道の複線化による安全面や利便性の向上、さらには地域経済の発展等々、大きな波及効果を及ぼすものと判断するものでございます。私の質問は、時期が早いとのご意見もあるやに思いますが、今後のまちづくり、とりわけ坂城町の１００年、２００年にわたるまちづくりに後顧の憂いを残さないためにも、今から研究や調査が必要と考え、以下の質問を行います。

イでございますが、町におかれましても、バイパス事業の進展に伴い関係者の皆様がそれぞれの努力をされていることは承知をしているところでございます。まず最初に、現在まで地元地域での説明会を開催し、その中で要望とされた事項はおおむね調整が済んでいると思いますが、現時点で残された課題があるのか、またその課題に対して今後どう対応するのか、まずお聞きをしたいと思います。

ロといたしましては、バイパスの開通を起点として村上地域の将来にわたるまちづくりの青写真について、現時点でどのように考えているかお伺いをしたい。また、町の長期計画の中で、どのような位置づけでこの計画を推進するのかお伺いをしたいと思います。

ハとして、バイパスの開通後は、商・工・農のバランスのとれた開発が必要と思います。村上地域には、有力な企業や町の穀倉地域、さらに開通に伴い商業施設の進出が考えられます。これらを想定して、今後の川西地域の土地利用についてロの質問とダブるところがありますけれども、町としてどのような考え方で実施をするのかお伺いしたい。お願いいたします。

町長（山村君） 今、朝倉議員さんから坂城バイパスの開通とまちづくりについてご質問がありました。私からは、そのうちのロとハについてお答え申し上げたいと思います。

まずロ、バイパスの開通と村上地域のまちづくり構想は、ハ、バイパスの開通に際し土地理法の考え方はでございます。

国道１８号上田篠ノ井バイパスは、慢性的な国道１８号の渋滞の解消と千曲川左岸地域の活性化を目的に順次事業化され、平成２２年３月には上田市の半過トンネルから当町の鼠橋までの区間が開通いたしました。長年にわたって要望してまいりました坂城更埴バイパスの坂城町区間延長３．８ｋｍにつきましては、平成２３年度に事業化され、現在国において鋭意取り組まれているところであります。

国道バイパスの建設は、渋滞の解消など広域的利便性や住民の利便性の向上が期待されるもので、通行利用者にとってそこに暮らす住民にとっても大きな効果を生み出すものであります。また、豪雨災害など災害時における急患、物資の緊急輸送路としての利用も想定され、新たな社会基盤として災害に強いまちづくりにも寄与するものと考えております。

坂城更埴バイパス坂城区間とインター先線は町にとって、国・県が取り組む大きな公共事業であり、大変期待されているものであります。特に村上地区におきましては、工業面では大きな位置を占めているということから、この道路整備によりさらに大きなつながりを持たせるも

のと思います。経済活動などへの影響については、新たな産業の立地、産業物流などが促進され、町の経済発展への波及効果も期待されるほか、坂城インター先線の建設促進にもつながるものであり、総合的な開発の基盤となり得るものでありますので、町民の皆さんのご意見も伺いながら、さらなる経済活動の進展に向けた施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

また一方では、良好な生活環境の確保や優良農用地の確保の観点からは、無秩序な開発行為などに対する規制措置も講じるなど、土地利用における用途についても十分検討していく必要があると考えております。

町の第5次長期総合計画では、基本計画の第1章生活と産業の基盤づくりにおいて、土地利用と道路・交通網の整備に関する基本的な方向が示され、その中で国道バイパスの建設促進について明記されておりますが、ご案内のとおり、今年度策定を進めております後期基本計画の中で、国道バイパス整備における土地利用について、町全体の効果や経済波及効果を踏まえ基本計画に示してまいりたいと考えております。

国道バイパスの整備は、経済発展や町内幹線道路とのネットワークなど、さまざまな効果をもたらすところから、町民の皆様の期待も非常に大きく、早期の完成が望まれているところであります。坂城町の限られた土地資源を有効に活用するため、国道バイパス周辺の自然、生活、生産、歴史などの条件を視野に入れつつ計画的な土地利用の調整を行う中で、住環境と産業環境との調和を図り均衡のとれた土地利用を図ってまいりたいと考えております。

建設課長（青木君） イ．地域からの要望事項に対する現在までの対応と課題はについてお答えいたします。

坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、測量、地質調査、道路予備設計、関係機関協議に着手いたしました。平成24年度には、動植物全般の環境調査、道路予備設計について関係機関との協議や関係区長への説明会等を実施しております。平成25年度には、4月の区長会において事業概要の説明を、7月には関係区長へ今後の進め方や地元設計協議に向けた調整等について説明を行い、8月18日から9月6日にかけて、村上5地区と役場において住民向けの国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間設計説明会を開催し、要望、ご意見等を伺いました。

この際に出された主な要望といたしましては、バイパスによって分断されることから残された土地へのアクセスの確保、通学路の確保、用水の取り入れの確保、つけかえ道路の変更などがございました。この要望に対し、長野国道事務所で側道や用水の延長、通学路となる歩行者用横断ボックスの設置など可能なものについて設計変更を行い、11月26日、12月18日の関係区長との打合会を経て、平成26年1月22日から2月4日にかけて村上5地区と役場において地元要望への対応について、再度説明会を実施いたしました。この際、幅ぐいの設置につきましてご了解をいただき、説明会終了後設置をしております。

平成26年度では、引き続き検討事項となっていた要望、小網・網掛地区の側道の延長でございますが、それなどにつきまして長野国道事務所において、町や千曲川河川事務所、長野県等関係機関との再協議を重ね、6月23日には地元地区説明会以降の意見、要望の再確認や用地関係について関係区長と打合会を実施し、住民への周知もお願いいたしました。10月3日には、小網・網掛地区の用地測量調査について関係区長との打ち合わせを行い、10月31日から11月8日にかけて、小網、網掛、鼠の各公民館及び役場において説明会を開催し、11月26日から28日にかけて地権者及び隣接地の皆様にお集まりいただき、境界立ち会いと物件調査を実施いたしました。

平成27年度に入りましてからは、6月5日に用地関係の進め方について関係区長と打ち合わせを行い、6月25日に小網公民館、26日には網掛公民館で、小網・網掛地区の地権者への個別相談会を実施し、昨年度の用地及び物件調査の結果を個別にお示しをし、確認をお願いしてございます。8月6日、7日には、第2回目の個別相談会を行い、確認のいただいた地権者の皆様には、個別に補償金額の提示をし、ご検討をお願いしたところでございます。

今後、用地交渉が進められ、国の平成27年度予算1億5千万円と用地国債、これは坂城町土地開発公社による先行取得分2億5千万円、合わせて4億円の用地買収が今年度中に予定されているところでございます。

各地域からの要望等につきましては、長野国道事務所において検討がなされ、可能なものにつきましては、おおむね対応がされたところでございますが、個人住宅や事業所については、長野国道事務所が直接対応をしております。今後、月見・上五明・上平地区へと事業が進んでいく段階で新たな要望等が出てくることも考えられますが、引き続き関係地域の皆様、長野国道事務所及び関係機関と協議しながらバイパス整備がスムーズに進捗が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

3番（朝倉君） ただいま町長初め担当課長からお話があったわけですが、私の2回目の質問といたしましては、新しい道路の開通は地域に大きな変革をもたらします。該当地域ではインフラの整備を成長の道具として最大限の活用する必要があります。ただ、なりゆきに任せて通過地域としてしまうかどうかは、私たちの将来にとって大きな禍根を残す大変重要な課題でございます。

そこで、私からまず一つ質問をさせていただきたいと思いますが、一番大事なことは、交通災害の発生対策について、最善の施策を講じてほしいということが、まず私からお願いしたいことでございます。地域との説明の中で、国・県等で経験した事例を調査、研究をして十分住民と議論、調整をしながら最善の努力をお願いしたいというふうに思うわけでございます。この辺について、安全についてですね、どんな対策をされているか、ちょっとありましたらお聞かせいただきたいと思います。

建設課長（青木君） まずバイパスの安全面ということでございますが、まず、バイパスでございますので、自動車の交通というのが最優先に計画されているということでございます。そのために交差点を最小限に抑えてあるということで、小網地区に1カ所、網掛地区に1カ所、月見区に1カ所、現在の県道上室賀坂城停車場線のところに1カ所、それと力石バイパスの取り付けのところに1カ所というような形で、最小限度にして、できるだけ交差点の数を減らしているということでございます。

あとバイパスにつきましても横断していく部分、基本的には交差点以外では横断、平面で横断できることはございません。もしどうしても通学路等につきましても、今回も設計変更ございましたが、横断ボックスまたは必要に応じては歩道橋というような形で、計画されている交差点以外では横断できないような構造になっております。

交差点につきましても、当然国道事務所のほうで設計をいたしますけれども、公安委員会と交差点協議というような中で設計されているということでございます。できるだけ歩道につきましても、現在暫定2車線ということで、千曲川のほうに2車線整備されるわけでございますけれども、歩道についても全線確保されてございますし、現在それに平行している自転車道もでございます。それにつきましても、自転車通行帯というものについても設けていくという形の中で、安全を最大限図っていくというような状況でございます。

3番（朝倉君） 大変緻密な計画をされているようでございますので、ぜひ安全対策には万全を期していただきたいと、こういうように思います。

これは回答要りませんけれども、もう一つ、私のほうからはですね、先ほど町長から答弁ございましたけれども、土地利用に関する件でございます。村上地域は、町の穀倉地帯でもありますし、工業でも将来大いに発展する企業もあります。そしてまた開通に伴い、商業の出店等も計画がされると思います。長期的な観点から私はバランスのとれたという言い方すると大変難しい話になるわけでございますけれども、ぜひ英知を結集してどちらにも偏らないで、町の発展につながるような、そんな土地利用計画を推進していただきたいということをお願い申し上げます。

それでは2点目の質問に移ります。坂城町の文化活動は、近隣市町村の中では大変活発に活動が行われているのではないかと考えております。大変喜ばしいことと考えております。町長の公約の中でも、誇れるまちづくりとして、文化・芸術の施行を提案されております。また、施設の整備にも努力をされていることに敬意を表したいと考えております。

しかし、現実には目を向けてみますと、町の会議室、町の文化施設等に該当する文化センター、勤労者福祉センター、テクノセンター等はそれぞれの機能によって運営をされていると思いますが、こと音響に関しては大変問題点を包含して運営がされていると断言せざるを得ません。過日、文化センターでの公演での音声不明瞭とのことで、参加者から大変何とかしなきゃいけ

ないという大きなクレームが私にも届いておりまして、今日の質問になっております。このような現状を踏まえてですね、現在、町の担当者の技能とかあるいは音響に対する知識、施設の状態からすれば、私が先ほど指摘したことは当たり前が発生したようなことと判断しております。

そこで、イベントや会議を開催しその目的を達成するには、音を大切に使わないと開催そのものの趣旨が失われるようなことに、私は判断をしております。そのような意味から、イとして、今、町で各種会議室、イベントの開催をしている設備の音響について、町の担当課として、どのような問題意識をお持ちでいらっしゃるか。また、改善策はどのようにされているかお聞きしたいと思います。

ロとして、先日、南条小学校の内覧会に参加をさせていただきました。立派な校舎が完成できたことは、大変喜ばしいことと考えております。特に音楽堂も見学ができて、金管バンドのすばらしい演奏をお聞きし、この会場を通じて文化の発信拠点としての役割が発揮できることは、町民としてすばらしいことだということと同時に、この利用が本当に町の文化発信の拠点として期待するところでございます。

そこで、昔から故事に言われておりますように、新しい酒は新しい革袋に盛れと言われております。最初の計画が大変重要と考えます。そこで、音楽堂の今後の有効活用を想定して質問いたしますが、音響の備品は先日の内覧会でお聞きしましたところによりますと、スタンドマイクが1本、演台用のマイクが1本、ワイヤレスが3本か4本というような話をお聞きしました。このような状況で何を想定して音楽堂を利用しようとしているのか、まずその辺もお聞きしたい。そしてまたあの音楽堂をですね、有効に活用するためには、音の調整ということが大変重要になっているわけですが、どういう形で実施をされていくかお聞きをしたいと思います。

ハとして、町での各種イベントを行う中で、音響に関する知識を再確認して改善することが重要と考えます。そこで、私から提案を申し上げたいと思います。町の職員の中で、音響に関する人材を数名早急に育成をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。以上、よろしく願いいたします。

総務課長（田中君） 町の施設の音響対策についてのご質問のうち、イの町の施設の音響についてと、ハの音響の専任担当者の配置の考えはについて、お答えいたします。

町の施設につきましては、町で主催する行事のほか、各種会議やイベント等で町民の皆さんを初め多くの方にご利用をいただいております。施設の利用に当たりましては、会議等の規模やご利用をいただく部屋の大きさなどにより、マイク等の音響機器が必要になることから、町においては役場の講堂、文化センター、テクノセンター、勤労者総合福祉センター等の施設にマイク、アンプ、チューナー、ミキサー、スピーカーなど必要な音響機器を設置し、お使いい

ただいているところでございます。

こうした中で、機器の老朽化や使用状況によりマイクが音を拾わなかったり、あるいは音が聞こえづらいといった支障がある場合には、随時機器の更新や修繕を行い対応をしているところでございます。最近では、平成25年度におきましてテクノセンター大研修室の音響設備について、マイクのハウリング防止のためのスピーカーの増設及び既設スピーカーの改修を行いました。また、昨年度から今年度にかけては、役場の講堂のワイヤレスマイク2本の更新をするなど、ご利用をいただいている皆さんからのお声もお聞きする中で、必要な改善を行っております。

ご質問の中でご指摘のありました文化センター大会議室の音響設備につきましては、マイク、ワイヤレスチューナー、スピーカー等を改修するため、今議会に必要な修繕経費を補正予算として上程させていただいているところでございます。

今後におきましても、各施設の担当課を中心に、音響への意識を高め機器を良好な状態に保てるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、音響の専任担当者の配置についてでございますが、現在の職員数や職員配置等のバランスを考慮する中では、新たに専任の職員を置くのではなく、基本的には各施設及び設備類を所管する担当課の職員が当たるものと考えております。

各施設の音響につきましては、会議や講演会等で広く一般の方がお使いになりますので、いつ誰が使っても支障のないよう原則として一定のレベルを保つよう調整をしておりますが、コンサートなど特別な用途でお使いの場合で、施設の音響機器で対応できない場合には、それぞれ必要な機器・機材をお持ちいただくようお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、担当の職員が、保有する音響機器の役割や使用方法を熟知した上で取り扱うことが重要になりますので、必要によっては設置業者にも確認を行いながら再度機器の取り扱いへの理解を深めるよう、担当の職員に促してまいりたいと思っております。

あわせて、例えば講演会などでは、音が途切れたりする場合のあるワイヤレスマイクではなくて、コード付きのマイクを使うなど、状況に応じて機器を適切に使い分けるなどの工夫も行つてまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） ロの南条小学校音楽堂の音響と今後の利用についてお答えします。

南条小学校改築事業につきましては、昨年8月から改築工事を進めてまいり、先月末に新校舎が完成し、内覧会、見学会を行い関係する皆様、地域の皆様にご覧いただいたところがございます。PTA作業として大勢の保護者の皆さんにご協力をいただき引越し作業を行い、今月1日から子供たちは新しい校舎での学校生活をスタートさせたところです。

音楽堂につきましては、建設委員会にて決定した六つのコンセプトのうち、文化・教育の発祥地となる学校づくりという観点で、地域の歴史や文化を踏まえ音楽など現在の学校の特色を

生かせる教育環境に配慮することとし、それに合った校舎建築といったことから配置されることとなったところでございます。こうしたコンセプトと学校づくりの方針を踏まえ、学校のシンボルとして、また地域のシンボルとしても音楽堂は位置づけられております。

音楽堂の音響の備品は、何を想定して準備を行ったのかというご質問ですが、音楽堂の主な用途を講演や式典を行う講堂としての機能と、音楽室としての活用をコンセプトとして計画をしたところでございます。音楽授業は、音質のいい空間で座っていても立っていても自由なスタイルで学習できるよう、また座るスペースは個別の椅子ではなくベンチ式にすることで音楽授業のみならず多目的に利用できるようにしてあります。全校集会、児童集会、音楽集会あるいは学年集会、PTA総会・講演会など多目的に使用できるように考慮したところであります。

ご案内のとおり、南条小学校の改築工事は、今後、現校舎の解体、グラウンド造成等の工事とあわせ社会開放エリアである体育館周辺の整備等、全体工事が来年3月には完成いたします。完成後は、音楽堂も含めた社会開放を行っていく予定であり、なるべく早い時期に音楽堂の使用にかかわるルールづくりなど必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

音楽堂の音響設備につきましては、ワゴンアンプを初め、プロジェクター、3種類のスピーカーやラインマイク1本、ワイヤレスマスク3本で構成されておりますが、学校での使用を初め社会開放により地域の皆さんにお使いいただく講演会等での使用に際しても、この施設規模から考えますと有効にご利用いただけるのではないかと考えております。

音の調整、ミキシングにつきましては、基本的には集会、講演会用に固定した設定で使用するものとし、特別な調整を必要とする催しについては、担当の教員が調整に当たることとしております。なお、社会開放の活用も考慮する中で、教育委員会の職員においても音楽堂の音響設備の機能・操作などを習得し、対応してまいりたいと考えております。

3番（朝倉君） 2回目の質問に移ります。私のほうからは提案ということで受けとめていただきたいと思うんですが。

先ほど総務課長からお話がありましたように、町の規模で専任ということについては財政基盤ということも重要なこととなりますので、これらについてはちょっと検討が必要だと思うわけですが、その次善の策として私も若干音楽を志しているものからという意味で提案をさせていただきたいと思うんですが、町の中でも音響の操作ができる体制の確立が、私は重要だというふうに思っております。

職員の音響に対する人材、わかる人の教育の実施と同時に、ボランティアでこの音響ができる形をですね、体制としてつくる中で、いろいろな数多くある会議室の中でも良質な音の提供ができるということになると、その会議自身が大変盛り上がってくると、目的の達成ができるということを考えまして、私はボランティアという形も一つの手ではないかというふうに考えますので、これらも一つの検討課題として対応をお願いしたいというふうに考えます。以上で、

私の質問を終わります。

議長（塚田君） ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（休憩 午前１１時０７分～再開 午後 １時００分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、６番 滝沢幸映君の質問を許します。

６番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私も議員としての活動が４カ月半余りとなりますが、あっという間の月日で、初めての経験も多くまだまだ勉強の毎日であります。今後も研さんを重ね少しでもまちづくり、地域づくりのためにその皆様のお役に立てるよう精進をしまいる所存でございます。その中で、私が思いますのは、暮らしの中、日々アンテナを高く上げ、小さな出来事にも目を向け耳を傾け、常に注意と関心、なぜ、どうしての疑問を持ち、具体的な行動につなげることが大切であると感じております。

その中で思い出しますのは、さきの６月に開催されましたばら祭りにおきまして、交通指導員の職に当たっておりました折、ある方の言葉が印象的でした。旧戸倉町にお住まいという７０から８０歳ぐらいのご婦人でしたが、こんな声をかけてくださいました。坂城町の方は頑張っている人が多くて本当によくだになあ、このバラ園の手入れも見事だし、工場をやっている人もいっぱいいて、本当に偉いわな、おらほのほうは一緒になってから不便なことが多くて困っているだにと、一緒とは、戸倉町が合併してからと理解しましたが、このご婦人の言葉に我が坂城町が合併を選択せず自律と協働のまちづくりを進める上での大きなヒントがあると感じました。

上田市、千曲市の合併から１０年余りが経過し、旧丸子町、真田町、戸倉町、上山田町は、５％から１５％の人口減となっております。その合併による弊害はさまざまな行政サービスの低下につながっているのではないかと懸念をするところであります。

さて、我が坂城町は今年度、町の第５次長期総合計画の後期５カ年の基本計画の策定と坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と非常に重要な時期に差しかかってきております。各関係機関、策定懇話会等により輝く元気なまちづくりのためにさらに尽力をいただきたいと思います。

その中で、先月末に人口ビジョンについて人口動向等の資料が発表されました。今後３０年余りで町の人口が１万人を割り込むという驚くべき数字が提示されたわけであります。人口減少の歯どめをかけるのは一朝一夕にはいかない困難なハードルと言えます。またその施策中、本年度の交付金４，２００億円のうち、２，５００億円を投じたプレミアム商品券も各自治体に多くの問題を残し、今後の検証が必要になる事態となりました。果たして残り１，７００億

円が国民・町民に対してどのように使われるのか、また来年度以降も安定した交付金が配分されるのか、注目をしていかなければなりません。

我が町の将来を考えたとき、私はやはり国の宝であり、町の未来を担ってくれる子供たちの健全育成と高齢者の皆さんがいつまでも元気に健康で安心・安全に暮らしていける地域づくりの施策が大きな柱として必要不可欠であり、それが地方創生の原点であると考えます。町では日本版ＣＣＲＣ導入の有無は現在まだわかりませんが、それを想定した場合でも地域で受け入れるわけですから、その役割は大きいと思います。そのために各自治区の整備、振興、コミュニケーションづくりに町としてさらに地域に目を向けていただき、手厚い支援を願うところであります。

さて、そこで１番目の地域づくり（その２）につきまして、次の４件について質問をいたします。

イとしまして、地域づくり活動支援事業についてであります。毎年度、町内各２７自治区を対象にその事業に対し助成をしておりますが、その目的ではさきの６月議会の一般質問で山村町長よりご答弁をいただいておりますが、再度その質問とその選考基準、また一定の制約とありますが、それは何でしょうか。

また各区の事業につきまして、２７自治区が全て申請をしておりますませんが、その申請されなかった理由、問題点等は何でしょうか。

支援額は各自治区の事業内容で異なっておりますが、これからの地域活動支援のためには、まちづくり・地域づくりに貢献することが可能な柔軟性のある事業とのもとで、そのハード面を含め事業目的拡大と上限額の引き上げをぜひとも検討いただきたいところであります。いかがでしょうか。

さらにもう１点ですが、県で実施しております元気づくり支援金がありますが、町での活用状況はいかがでしょう、質問いたします。

ロ．地域おこし協力隊・集落支援員について

総務省は地域力の創造・地域の再生の政策の中、都市から地方への移住、交流の推進、地域情報化の推進、国際交流、国際協力などの重要な課題に地方公共団体が積極的に対応しているよう支援を行うとしています。

概要として、地域おこし協力隊は地方自治体が３大都市圏を初めとする都市圏から都市住民を受け入れ委託し、１年から３年程度地域で生活し、地域協力活動に従事し、その後も条件つきで活動は可能である。また集落支援員は、地方自治体が地域の実情に詳しい人材で集落対策の推進に関してノウハウ、知識を有した人材として委託し、集落への目配り、状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進の実施をするとし、それぞれについて財源手当があります。それぞれは地方創生法の総合戦略に合致し、また貢献できる部

分があり有効な政策と考えます。そこでこの政策について町としての考えはいかがでしょうか。

地域おこし協力隊は、全国 7 府県 4 3 7 市町村で 1, 5 1 1 人、長野県下では 3 5 市町村 1 4 4 人に委託し、集落支援員は全国 5 府県 2 1 6 市町村で 8 5 8 人、また兼務の設置数は 3, 8 5 0 人、県下では 9 市町村 3 1 人の専任者が委託されております。また 6 月に一般質問した際、昨年の小谷村での災害時、その災害の復旧・復興は地域おこし協力隊、集落支援員の力が大きいものであったと述べましたが、隊員数は県下でも平成 2 6 年度は前年に対して約 1. 7 倍と増加しており、特に中山間地ではその重要性が大きいものと思われます。

過日、ある地方創生に関するセミナーで N P O 法人ローカル・グランドデザイン理事坂本誠氏の印象的な提言がありました。地方創生は人口でなく人間に向き合うとの項目で、地域内の多様な人材を生かすために人々を属性で判断せず、おのおのの個性や特性を見きわめ、人口という数値、指標ばかりに捕らわれるのではなく、人間に目を向けることである、さらに地域づくりとは、それぞれの存在が認められる場づくり、そして住民一人一人が地域の中での居場所を確認でき、自分の存在が認められる誇りと、その自分の存在が認められる地域に対しての愛着、それらが感じられる地域からは出ていかないし、また戻ってくる。それは究極の人口減少対策であると話されました。そのためには現行の自治体単位より旧村、小学校区をベースにした集落単位が望ましいともしています。まさに地域おこし協力隊、集落支援員の活動とリンクするところが多く、我が町でもぜひとも導入の検討を願いたいところであります。お考えはいかがでしょうか。

ハ．各自治区の公園について

坂城町は幸いなことに緑豊かで美しい自然に恵まれた環境にありますが、その中での公園のあり方について質問いたします。

町にはバラ公園、びんぐし公園を初め、幾つかの公園が整備され、子供連れの親子が遊んだりご高齢の方がくつろいでいる姿をよく目にいたします。他方、自治区の公園に目を向けますと、自治区ごとで差はありますが、余り整備されていない公園も見受けられます。ゲートボール場があってもプレーする方がいなかったり、子供向けの遊具は数年前の安全性の問題で撤去されたり、また子供たちそのものが減少により使われなくなったり、地域のよりどころであり、コミュニケーションの場であるはずの公園がさま変わりをしてきております。もちろん、各自治区の公園の管理・運営は各区に任せられ責任を負っているわけですが、町としてこの現状を見た場合、どのようにお考えでしょうか。提言できることはないでしょうか。

ニ．健康遊具について

健康遊具は中高年層向けに公園で手軽にストレッチやツイスト、ジャンプ、屈伸、腹筋、背筋等の筋力アップなどの運動ができる大人向けの遊具であります。一昨年一般質問で先輩議員が取り上げておりましたが、現実には町の公園での考えは進んでいないようであります。私は

今、この少子高齢化の時代であるからこそ、再度取り上げ質問をいたします。

長野県は男女ともに平均寿命第1位ですが、これは世界でもトップレベルで非常に誇れることであります。その平均寿命とあわせ健康寿命があります。男性は平均寿命80.88歳に対して健康寿命が71.2歳、女性が平均寿命87.18歳に対して健康寿命が74歳との統計が出ております。この平均寿命と健康寿命の差が少ないほど健康で元気な方が多いということになるわけですが、長野県は全国十五、六番目で、平均を上回っているものの決して高い数字ではありません。

また、ほかにピンコロ指数があります。これは健康寿命を平均寿命で割り、パーセントであらわしていますが、指数が高いほどピンコロ率が高まるわけです。男性では90.2%の茨城県、女性は87.6%の群馬県が第1位です。長野県は男性88%、女性84.9%と全国の中でも30番目程度の位置にあり、平均寿命が全国1位の割には指数は高くなく、健康な方が多くないのではと推察されます。さらのその差を縮める必要があります。そのためには、元気で活動できる高齢者、バランスのとれた食事、健康ボランティアによる自主的な健康づくりへの取り組み、地域の予防医療を含めた医療活動等、総合的な施策がその必要要因として挙げられております。医療費軽減、人口減少減速の観点から見ましても、健康寿命延伸が急務であると考えます。坂城町の健康寿命のデータがわかりませんが、果たして県のレベル以上なのでしょうか。不安が残ります。

さて、そこでなぜ健康遊具なのかということでもあります。町でもシニア層から高齢者まで多くの方がウォーキングをされております。確かに足腰の鍛錬になり有効な手段ではあります。ただ全身、特に上半身の筋力アップ・維持までの効果は期待できません。また少し足が痛い、膝が痛い、腰が痛いという方には、ウォーキングは無理でしょう。

以前、この健康遊具を取り上げた番組がありました。その公園では、数十種類の健康遊具があり、簡単な背筋伸ばし的なものから、それこそフィットネスジムに近いハードなものまで多種多様な器具が設置してありました。中には90歳を超える方もいましたが、高齢者数十人がローテーションを組み、皆さん和気あいあいと笑顔で運動をしていらっしゃいました。いろいろな事情の方がいて、病気やけがのリハビリ目的で通っているとか、家に介護者がいて最近筋力が落ちて介護がつらくなってきたから来ているとか、ウォーキングの途中で寄っているとか、利用目的はさまざまでありました。

そこで、この健康遊具を各自治区の公園に設置をとということでもあります。できれば簡単な器具からある程度の筋力アップ・維持まで対応可能な設備が必要なのではないかと考えます。県内でも多くの市町村が設置し、町でもバラ公園に数基ありますが、バラ公園とかびんぐし公園では高齢者は行くまでの負担が大きく現実的ではないと思います。各自治区が一番身近なところであれば、より手軽に運動ができ地域の皆様との新しいコミュニケーションづくりの場とも

なり、さらに予防医療、健康寿命延伸にも期待できることと思ったわけであります。

これまで質問をしてまいりましたイとはこの健康遊具設置につなげる質問でもありましたが、私も各部署を回り相談しました。設置費用、管理、安全面等非常にハードルが高く困難な案件だとは思っております。設置実現に向けどのような方法がとれるのでしょうか。ご答弁願います。以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） 滝沢議員さんから前回に続いて地域づくりということでご質問いただきました。また、イからニまで、るるご質問ありました。私からは地域づくり活動支援事業全般についてお答え申し上げたいと思っております。

さて、本事業につきましては、平成17年度から継続している事業であります。各区や任意団体の創意工夫によって地域及び各団体で自主的に進める地域づくりの活動、事業に対しての助成、支援を行うことにより一層多くの住民の皆さんにご参加いただく中で、コミュニティ活動の活性化が図られるものと考えております。

当初は、3年間の期間限定事業として創設されましたが、各区からの強いご要望がございまして、実施期間を延長し今年で11年目となりました。この間、任意団体等への対象範囲の拡大、町の重点項目への支援の強化などの改正を経て現在に至っており、新たな自治区や任意団体が事業着手するなど広がりが出てきております。平成26年度までの10年間で、延べ133区40団体へ2,700万円強の支援を行ってまいりました。この事業の特色といたしましては、各区の実情に合わせて環境整備や人材育成、文化・伝統の継承、地域情報発信など細やかで多様な形態での事業実施が地域住民や団体の主導によって図られ、地域住民が参画することにより、まちづくり・地域づくりに貢献することが可能な柔軟性のある事業であると思っております。こうした事業、活動を支援することにより、コミュニティ形成に資することはもちろん、住民一人一人が地域や町に愛着を抱き家族や地域を思うことにより、将来的に町の活性化につながるものと考えております。

以下、おのおのの質問につきまして、担当課長からご説明申し上げます。

企画政策課長（柳澤君） 地域づくりについて、イ．地域づくり活動支援事業及び県の元気づくり支援金について順次答弁を申し上げます。

まず、地域づくり活動支援事業と県の元気づくり支援金の関係でございます。地域づくり活動支援事業につきましては、各区や任意団体の創意工夫により地域及び各団体で自主的に進める地域づくりの活動、事業に対しての助成、支援を行うことにより、住民参加のまちづくり、コミュニティ活動の活性化を目的として取り組んでいただいているものでございます。

対象となる事業ですが、地域の環境整備に係る事業、地域の資源を活用した事業、地域を支える人材を育成するための事業、地域の文化・伝統の継承に係る事業、地域のイメージアップになる事業のいずれかに該当するもので、町その他公共的機関から補助金等の交付を受けてい

ない事業としております。事業費の中には、補助対象となるものと補助対象にならないものがございます。活動費のうち、消耗品、燃料費、原材料費等を補助対象とし、さらに食料費については補助金額の10%以内で、活動時の飲食代として補助対象となっておりますが、人件費や工事請負費、委託料などは補助対象外でございます。

選考につきましては、自治区からの事業申請について、行政協力員会の役員、長野大学教授などで構成する選考委員による選考会において、公益性、自主性、発展性、地域性、独創性などの選考基準により評価する中で補助金額等を決定しております。

申請状況でございますが、平成26年度につきましては、18自治区6団体より申請をいただきました。また平成27年度は、16自治区6団体より申請をいただき、事業完了次第補助金を交付しているところでございます。毎年申請をしていただく自治区もございますが、何年かに一度の申請といった自治区もございます。それぞれ自治区の実情もございますので、全ての自治区が申請するといった状況ではないのが現状でございます。

具体的には、公園、遊歩道の整備などの事業で申請しますと、一度で整備が完了した場合、同じ施設で毎年申請するということがない場合、また区などの役員が現役世代の自治区もございまして、自治区の業務がかなり多忙となっており、この事業に取り組むことが困難であるといったことが考えられます。

次に、ハード面を含めた事業目的拡大と支援金の上限額引き上げについてでございますが、さきに申し上げましたが、この事業につきましては、自主的に進める地域づくりの活動、事業に対しての助成でございまして、住民参加のまちづくりを推進しコミュニティ活動の活性化を支援することを、補助金交付という形で行っております。補助金につきましては、あくまでも自治区等が自主的に進める地域づくり、コミュニティ活動の活性化のきっかけになっていただきたいという考え方でございますので、上限額の引き上げについては厳しいものと考えているところでございます。

また、ハード面を含めた事業、例えば原材料を購入して住民参加で遊歩道を整備するようなものは対象となりますが、建設業者に工事を発注しての遊歩道整備や備品の購入などを対象とした場合、住民参加のまちづくりの推進、コミュニティ活動の活性化などの本来の目的を達成することは厳しいものと考えております。

次に、県で実施しております元気づくり支援金でございますが、町で実施する地域づくり活動支援事業と同じく住民みずからが行う地域づくり活動に対して支援するものでございます。毎年、坂城町からも地域の団体や組織から事業申請が提出されており、この支援金の趣旨に沿った効果が見込まれる事業について採択がなされているところでございます。

最近の具体的な例を幾つか申し上げますと、上平地区で活動されている上平を元気にする会が地域の遊休荒廃地対策やねずみ大根の消費拡大につなげるために、加工機材を整備して切り

干し大根など加工品生産を行うといったもの、また長年郷土の歴史を研究されているさかき歴史同好会は、地元の地名の歴史を冊子にまとめ、学習会や授業を通して地域住民や子供たちが郷土について学ぶといったものが採択されており、町民の方々と組織する団体が行っている自主的な活動において活用されております。

このほかにも、地域づくりにつなげるために、みずから企画し活動されたさまざまな事業に対してこの支援金が活用され、長野地域において優良事業として選ばれたものもあったところでございます。あくまでも事業を始めようとする経費の初期費用に対する支援であり、食料費や人件費などは自分たちの自己負担となりますが、少しでも経営負担を軽減し地域活動を支援していこうとするものでございます。

なお、地域団体における県の元気づくり支援金の申請に当たりましては、綿密な事業計画や資金計画が必要となり、また対象となる事業の規模も事業総額が一定以上あるものとなりますが、実際活用される団体としてはその労力と負担が例年以上に必要となる場合がある点をご理解の上、活用していただくことが前提となります。

続きまして、ロ．地域おこし協力隊・集落支援員についてでございます。両制度とも、総務省が創設した地域対策ということは認識をしているところでございます。地域おこし協力隊につきましては、地域要件等の諸条件の課題、あるいは活動期間が最長でも3年とされている、また3年以降、移住も可能ではあるがその場合の対応など、導入に向けては慎重に研究をする必要があると考えます。

また、集落支援員につきましては、集落の状況把握など活動内容が、各自治区の区長と類似する部分があることから、現在のところ導入するに当たっては、その効果が非常に大きいと言いつ切ることは厳しい状況と考えるところでございます。

続きまして、ハの各自治区の公園についてでございます。ご質問にありましてとおり、各自治区の公園につきましては、それぞれの区におきまして設置、管理がなされているところでございます。公園といってもさまざまな形がございます。かつては必要とされ整備されたものが、時代の変化に伴う利用者の減少などの理由から、その公園の形態にもよりますが、整備状況につきましても、各自治区によって温度差があるとも考えられるところでございます。各自治区において、地域のよりどころ、コミュニケーションの場として公園など施設の捉え方、考え方などさまざまでございます。町といたしましては、地域づくり活動支援事業などを活用していただく中で、それぞれの実情に合わせ各自治区の管理のもと活用を図っていただきたいと考えているところでございます。

次に、健康遊具についてでございます。ご質問の公園に健康遊具を設置するための補助事業の方策ということでございますが、県の元気づくり支援金が活用できないかご検討いただきたいと思います。健康遊具の支援金採択に当たっては、設置してそれをどう活用しどういったこ

とにつなげていくかといった一連のストーリーが重要となってまいります。また、先ほど申し上げましたように、一定規模以上の事業となってくるため、実施しようとする区や団体として十分な事業計画と資金計画を立てていただき、こういった地域づくり活動を目的とし、かかわる構成員の総意や協力が不可欠となってまいりますので、それらを踏まえて申請していただくことが必要であると思われまいますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

6 番（滝沢君） ただいま町長、担当課長様よりご答弁をいただきました。地域づくり活動支援事業、元気づくり支援金につきましては理解をさせていただきました。また、健康遊具については、県の元気づくり支援金が使えるかどうか、また今後私も検討していきたいと思います。

あと、追加で2点ほどちょっと質問ということでお願いいたします。一つ目として、私が懸念いたしますのは、さきの人口ビジョンでも示されたように、今後数十年で人口減少に拍車がかかることが推測されております。現在、町の状況を見ましても子供の数が減少し、育成会活動ができないとか、区でも人数が少なくさまざまな役が毎年回ってくるとか、その自治会活動に苦慮されている実態もあります。皆様含めて想像していただきたいんですが、私たちの子供や孫が暮らす30年、40年後の町、私たちが住む隣近所や地域の姿を。今後の人口減少によりその自治会活動そのものが成り立たなくなる可能性が出てくる区もあります。地域活動支援事業の目的のように、区民の皆さんの汗とずくを出して事業に取り組むということが困難になり、地域の格差が広がることが想像されます。町はそのことについて、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

二つ目として、地域おこし協力隊員、集落支援員についてですが、現在のところ町ではその方向のお考えはないということなんですが、一つ目の再質問で述べましたように、今後地域の格差が広がることが想像される中、私は今のうちに地域間の連携、連帯を図るためにも、また各自治区の新たな発想で新規の事業展開を図るためにも、支援員のような立場の人材が必要と考えます。それは各小学校区に数名でもよいと思いますし、その構成もさまざまな立場の方、さまざまな経験をされた方、大学生もよいかもしれません。若者層、主婦層もよいと思います。将来のまちづくり、地域づくりのため、その人材育成として有効だと思うのですが、そこら辺のお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。以上2点について再質問ということでお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 町の地域づくりという部分でのご質問でございます。どこの市町村におきましても、人口減少対策という部分が今後必要となってくると思います。そういった中で現在、地方創生総合戦略という部分を組み立てているような状況となっております。そういったところで、極力特色のある独自性のある計画を立てていくことに努めてまいりたいというところでもあります。一方で、地域におきましてはそれぞれの自主的な活動という部分を尊重して行われているところでございます。そういった活動も活性化を踏まえる中で、地域としてもと

もにお取り組みを考えていただきたいというようなことで考えているところでございます。

それから、集落支援員という部分でございます。地域間の連携という部分も必要ではないかというところでございます。そういった情報交換につきましては、区長会といったところでそれぞれのご意見の交換をしているところでございます。また、現在の自治区というような部分のところでございますけれども、連帯意識ですとかあるいは住民意識、住民自治を育むためということで、27のコミュニティーといったところを基本的な単位として行っているところでございます。そういった部分につきましては、これまでのつながりといった部分、あるいはその自治区の小回りのきくといった状況を考える中で、自治区の区長さんという部分が支援員さんの的な立場とかぶる部分もありますので、そういった部分で当面のところにつきましては、現在のところで支援員といった部分につきましては、なかなか厳しい状況と考えるところでございます。

6番（滝沢君） 再度のご答弁をいただきましたが、なかなか厳しいご回答でありましたので、今後とも私もいろいろ研究をしてまいりますが、さらなるご検討をお願いするところであります。

2. 町の情報発信について

多くの方が利用されている県民手帳があります。これはダイアリーとあわせ県下各市町村のさまざまな統計、国及び県の各機関、生活情報、長野県の日々等々、盛りだくさんの内容で、私も十数年来愛用しております。

平成25年度は、売り上げ5万5千部で、全国40県中トップであり、郷土愛にあふれているとの高い評価でもあります。この形式の坂城町版があったらどんなに便利だろうと常々感じておりました。現在、町から町民への情報として発信しているのは、各機関からの広報を含めた各種お知らせ、まなびの玉手箱、暮らしの便利帳、有線放送、回覧板、ホームページ、メール等になるでしょうか。ただそこには見えるもの、見えないものがあり、一様ではありません。他市町村に誇れるまちづくりのためにも、さらに多くの町民の皆様に坂城町の情報を発信する必要があると考えております。

そこで次の点につきまして、質問及び提案をいたします。

イ. 町勢ポケット版について

私もその存在が過去にあったのを今回知りましたが、2010年度を最後に取りやめになっております。関係者向けのものとは聞きましたが、その目的、また取りやめた理由についてお尋ねいたします。最終年度のものを拝見しましたが、A4サイズに町の歴史、各自治区を含めた町の人口、町内の児童数、農工商業の統計等、興味深い内容もありました。これを六つ折りのポケットサイズとして手帳等に挟み込んでいたとのことでした。せっかくそれまで過去の実績があるので、ぜひともバージョンアップをして再発行を望むところであります。いかが

でしょうか。

内容はいろいろと工夫ができると思います。坂城町が県内でどのような立ち位置にいるのか、何がすぐれ誇れるのか、また何が足りないのか、それこそ人口ビジョンの人口動向のように自分たちが住む町の現状をともに受けとめることも大切でしょう。それを子供たちから高齢者の方まで共有できたらもっともって町への関心も高まり、意識の変革につなげることが期待できるのではないのでしょうか。子供たちが私たちが住んでいる坂城町はこんな町なんだよ、こんなところがいいんだよと、町外の方に話をしていたらどんなに誇らしいことでしょう。確かに初年度の作成には労力が必要で大変とは思いますが、基本の書式を設定しておけば次年度からはデータの追加・変更等で済むはずです。無償で配布するのか有料にするのかは、内容、体裁、費用対効果等判断が難しいですが、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。1回目の質問といたします。ご答弁願います。

企画政策課長（柳澤君） 2. 町の情報発信について、イ. 町勢ポケット版についてお答え申し上げます。

現在、町から町民の皆さんへの情報発信につきましては、「広報さかき」、町ホームページ、有線放送などにより行っており、日々最新情報の発信、更新に努めているところでございます。ご質問のありました町勢ポケット版につきましては、町の沿革、統計情報など町勢の概要をまとめたもので、町議会議員、教職員及び町職員などを対象として2010年まで配布をしておりました。統計情報などは、町ホームページへ掲載がなされていることや、配布対象が限定的であったことから、作成を終了した次第でございます。

次に、県民手帳にあわせた町勢ポケット版の再発行ということでございます。七曜表、県の統計情報、関係機関名簿、生活情報などが掲載されている県民手帳につきましては、我々も利用はしているところでございますが、長野県によりますと、販売数は年々伸びているところでございますが、平成26年版の販売実績としまして、平成26年10月1日現在の長野県人口の約3%、15歳から64歳までの生産年齢人口の約5%に当たる部数ということでございます。町内での販売部数などの確認につきましては、町職員の取りまとめ分の購入の約50部のみしか把握はできておりませんが、その普及率を県と同程度と推定したとき、県民手帳を利用している方はかなり限定的となることから、以前と同様のポケット版印刷配布は厳しい状況と考えるところでございます。

一方で、よりわかりやすい町の概要や統計情報の発信ということで、町のホームページにて町勢ポケット版をダウンロードできる環境を整えることにより、これら情報を取得したい人に対応を図れないか検討してまいりたいと考えております。

6番（滝沢君） 町の情報発信について2回目の質問をさせていただきます。

今、ご答弁いただきまして、今後ホームページ等でダウンロードできる環境をということで、

一応そういう方向でぜひとも考えていただければと思いますが。私はホームページ、最初課長が言われた大体のデータは載っているということなのですが、これが非常に私もいろいろ見てみましたが、検索しづらくて不便なので申し上げたいのです。人口の推移と統計を見ようとしてもわかりづらいですし、データも更新されていないものもあります。坂城町の歴史は、平成20年でストップしております。たしか2010年度版の町勢ポケット版は、平成21年までの町の出来事が掲載されていたと思います。

町ではどの程度の方がホームページを見ているのか、町でのデータがあるのかどうかわかりませんが、なかなか高齢者の方には検索するのは難しいのではないかと思います。今後ですね、そのホームページにダウンロードしていただける環境をとということですが、どの程度の内容で掲載可能なのかどうか、そこら辺のところをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

企画政策課長（柳澤君） まず、ホームページの部分で統計というようなところで一部更新がされていないという部分につきましては、調査等、国の全国調査等が終了しているといった部分で掲載ができない、データがないといった部分がある部分についてはご理解をいただきたいと思います。

それからどのような部分でポケット版という部分を考えているのかというところでもありますけれども、過去につくりましたポケット版を参考にするとともに、そのほかに必要な情報があれば掲載をできるようなことを今後考えてまいりたいと思います。

6番（滝沢君） 担当課長からご答弁をいただきましたけれども、できれば先ほど最初の質問に、私させていただきましたが、町の平均寿命、それから健康寿命、そこから町のピンコロ指数というものも出るわけですから、こういう形のデータもぜひとも入れていただいて、町民の皆さんが共有できるような情報を発信をしていただきたいと思います。

最後にまとめということではありますが、私はどうしても現在策定を進めている坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の今後の気がかりでございます。その総合戦略が各自治区、そして町民一人一人に実感として感じられるものなのか、大きな不安があります。一過性に終わることなく、何のために、また誰のためにその施策を推進するのか、目標、目的をしっかりと定め、危機感を持ちつつお互いに知恵を絞り汗を出し合うことが肝心であると考え次第でございます。以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時47分～再開 午後 1時57分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

12番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

１．障害者に対し住みやすいまちづくりへ

町は、坂城駅にエレベーターの設置にあわせ駅周辺のバリアフリー化としてグリーンベルトで歩行者の安全確保や手すりの設置など、町のバリアフリー化を進めております。また、ソフト面では、子育て支援などですすく相談会や、あるいは臨床心理士の配置、あるいは学校への看護師の配置など、子供の発達障害など早期発見に取り組んでおります。これは大変いいことと思っております。

一方で、今、成人の精神障害を患っている方への支援が喫緊の課題ではないかと感じるころであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる総合支援法は、２０１３年、平成２５年度から施行され３年目になります。これは２００６年、平成１８年に障害者自立支援法の施行で福祉や医療に受益負担が持ち込まれ、障害者団体から改善の声が上がり、自立支援法の廃止が望まれていました。ところが、ほんの少しの手直しだけで実質的に自立支援法を引き継いだ総合支援法が成立してしまいました。

今後は、国は昨年２０１４年の平成２６年１月に批准しました障害者権利条約の水準や自立支援法違憲訴訟団との間で国が結んだ基本合意に見合う見直しを進めなければなりません。

そして、町の障害者、子供を含めて障害者と今後発言しますが、町の障害者の皆さんの現状は平成２６年３月３１日現在、身体障害者手帳の交付されている方が７７９人、知的障害に対して療育手帳が交付された方が１３１人、そして精神障害者に対する精神障害者保健福祉手帳の交付者数は１０６人であります。また、自主支援医療（精神通院医療）、これに対する対象者は１８７名で、この第３期より２９名増加していると報告がされております。それでは具体的に質問に入ってまいります。

イ．障害者総合支援法について

障害者のサービス利用が６５歳になると、介護保険の優先原則が規定されており、特に重度障害者がそれまで住民税非課税のため無料だった方が介護保険になった途端、利用料の負担が発生することになりました。６５歳以上のサービス利用の実態はどうなっているのか、そして障害支援区分の認定を受けていない人が１７５人中約７割いらっしゃいます。その理由はどのようなことなのかお尋ねいたします。

介護保険利用では、１４．５％の２７人の方が介護認定を受けておられます。どのようなサービスを利用されているのかお尋ねいたします。

ロ．精神障害者に対する施策は

精神障害の方とは、精神疾患のため精神機能の障害が生じ日常生活や社会参加に困難を来している方、こういう状態の皆さんのことをいいます。精神症状による苦痛のほか、病気の結果として日常生活での活動が思うようにいかないこと、就学や就労、家庭や地域での役割などの社会参加が妨げられている問題がしばしば見受けられます。病状が深刻になると、判断能力や

行動のコントロールが著しく低下することがあります。正しい知識が十分普及していない、こういう私たちが理解していない点もありますが、精神疾患というだけで誤解や偏見、差別の対象となりやすく社会参加が妨げられております。

主な精神疾患としましては、統合失調症や気分障害（鬱病や双極性障害）、また不安障害、これは神経症というそうですが、器質性精神病、アルコールや薬物依存などいろんな精神疾患があります。こういう状況の中で、この坂城町について具体的にどのように対応されるのか、質問いたします。

自立支援法からこれまで、身体、知的、精神を障害種別ごとに分かれていたサービスが一元化されました。その理由は、格差のないサービス提供を目指すとしておりますが、これを統合することによって、かえって精神障害の皆さんの支援が見えにくくなっているのではないかと、これについて、どのようにお考えかご答弁を求めます。

次に、相談支援事業の中でも大人のひきこもりのいらっしゃる世帯の把握はどのようになっているのか、これについてもお尋ねいたします。

次に、特に精神障害の方は地域での受け皿となる施設が少ないため、社会的入院を余儀なくされております。町としてグループホームの開設など、具体的な計画は必要と思いますが、これについての考えを質問いたします。また、今、見直しが行われております第5次長期総合計画後期基本計画にこのことについても盛り込んでいくべきと考えますが、その点についてお考えをお聞かせください。

ハ、心のバリアフリー化の施策は

町では、人権を尊重し豊かな福祉の心育む町民集会あるいは社協主催で福祉ふれあいのつどいなど、町民の心のバリアフリー化を目指して取り組んでいます。このような取り組みの中で、障害者に対する地域住民への理解促進のための研修、交流、これらの取り組みについてどのように考えていらっしゃるのか。そしてまた私たち健常者と障害のある方々のコミュニケーションとして意思疎通支援事業というものがありますが、手話奉仕員の方や要約筆記者の方、こういう方々の養成、あるいは当町において最低何人ぐらいの方がこういう資格を持っていればいいのか、あるいは名簿登録できちっとされているのか、こういう目標等、その対応について1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいまご質問のありました障がい者に対し住みやすいまちづくりへにつきましては、私からは障がい者福祉全般を中心に、またロ、ハについてお答えし、残りの部分は担当課長から答弁させます。

さて、平成18年に従来の支援費制度にかわり障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の3障がい共通のルール、プロセスのもとにサービスが提供されるようになり、平成25年には障害者総合支援法に改正施行され、障がい者の範囲に難病等を加え、障がい者の社

会参加の機会の確保や地域社会での共生、障がい者に対する支援の拡大、障がい者一人一人のサービス利用計画の作成、障がい者施設からの物品の優先調達など新たな福祉施策の方向性が定められました。

町では長期総合計画や坂城町障害者計画、坂城町障害福祉計画を策定し、ノーマライゼーションの理念とバリアフリー化を推進し、障がい者の方がそれぞれに合ったサービスを利用し、地域で主体的にふれあい、安心して生活が送れる環境づくりに努めてきております。

さて、精神障がい者の皆さんにつきましては、国の長きにわたる施策が医療・保護対策が中心だったことにより、精神障がい者の方々が自分の選んだ地域で自分らしく生活することに対応した福祉施策がおくれていたという状況がこれまでありましたが、障害者自立支援法が施行されたことを契機に、精神科病院等に入院されている方の地域移行への取り組みが始まりました。

障がいのある方が地域で安心して自立した生活を送るための住居であるグループホームにつきましては、精神障がい者の方だけでなく知的障がいの方も含め、町内の施設を初め周辺地域の施設でも生活しておられます。町としてグループホームの開設へというご質問がございましたが、これにつきましては、民間事業所が主体となって行うものであると考えておりますが、今後、長期総合計画後期計画の見直しの中で、グループホームを初めサービス基盤の整備について事業所等への支援も含め検討してまいりたいと考えております。

また、長野市との連携中枢都市圏構想の検討の中でも、精神障がい者地域コーディネーターの共同設置についても協議しておりますので、あわせて検討してまいりたいと考えております。

またハの心のバリアフリー化についてであります。町の長期総合計画の障害者福祉の中で心のバリアフリーの推進について位置づけており、これまでも社会福祉協議会等と連携しながら各イベントや講演会、研修会の開催を通じて障がいや障がいがある方に対する理解を深める学習や交流事業等を行ってきております。

今年度につきましても、10月4日、日曜日ですが、町民運動会が開催されます。これは2年前から町の人全員が参加できるようにということで、障がいのある方、ない方一緒になって参加できるプログラムを新しく始め、レクリエーションですとか軽スポーツを通じて交流していただく機会を設けております。また、10月10日土曜日には、夢の湯にて第28回福祉ふれあいのつどいが開催されます。今年度は、「手と手と手と手～心と心～」、長いタイトルですけれども、こういうタイトルでございますが、をテーマに各種イベントが開催されるとお聞きしております。さらに、12月5日土曜日には、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を計画しており、元NHKのアナウンサーでのご自慢の司会などで活躍された吉川精一さんを講師に講演会等を計画しております。障がい者に対する理解を深める学習や交流につきましては、継続的に実施していくことが大事であると考えておりますので、今後も社会福祉協議

会を初め関係団体とも連携する中で事業展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、障がいのある方をサポートする手話通訳者、要約筆記者の坂城町での登録状況につきましては、手話通訳者につきましては坂城町には現在登録されておりませんが、要約筆記者の方は2名登録されております。住民の方から派遣の要請があった場合につきましては、近隣にお住まいの長野県登録手話通訳者名簿に登録されている方をご紹介させていただいておりますが、町といたしましてもまずは手話奉仕員の養成が重要と考え、今年度から千曲市と共同で手話奉仕員の養成講座を5月から来年1月末までにかけて36回コースで実施しており、役場の職員も含め4名の方に受講していただいております。町として養成人数の目標を立てることについては考えておりませんが、現在受講されている方が所定の課程を修了されることを期待しており、今後も継続的に養成講座を実施してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（大井君） ご質問のうち、イ、ロについてお答えいたします。初めにイの障害者総合支援法についてでございますが、ご質問のとおり、障がいサービスの利用につきましては、介護保険法が上位法として優先原則が法により規定されております。次に、現在坂城町の65歳以上で障がいサービスを受けられている方は19名で、そのうち施設入所されている方が12名、外出の際などの同行援護等その他のサービスを受給されている方が7名おられ、そのうち障がいと介護両方のサービスを受給されている方が2名おり、障がいと介護、お互いのサービスの不足分を補いながら必要とするサービスを受けられておられます。

次に、平成27年度から29年度を計画年次とする第4期坂城町障害福祉計画を策定するために実施したアンケート調査によりますと、回答のあった175名のうち障害支援区分の認定を受けていないという回答が約70%ほどございました。この理由といたしまして、身体介護を伴わない同行援護や自立訓練などの支援区分が不要なサービスを利用されている方や現在は日常生活においてほぼ自立をされており、障がいサービスを利用する状況になく障害支援区分の認定を行っていないケースが考えられます。

また、この調査で介護保険サービスを利用されている方の割合が約15%、利用されていない方の割合が75%でありましたが、介護保険を利用されている方についてはデイサービスや訪問介護、手すり、特殊寝台などの福祉用具の貸与のサービスを受けられており、利用されていない方については食事や排せつ、入浴等の日常生活動作ADLや、買い物や洗濯などの手段的日常生活動作IADLがご自分でできることから、介護保険サービスを利用されていないことが推測されます。例えば、ペースメーカーをおつけになられている方や人工透析を受けられている方につきましては、障がいの等級といたしましては高くなりますが、多くの方がほぼ支障なく日常生活を送られておりますので、障害者手帳等を持っていても介護保険サービスは現在のところ必要ないという状況にあると考えております。

続きましてロの精神障害者に対する施策はについてでございますが、障害者自立支援法により

身体、知的、精神の障がいサービスが一元化され精神障がい者への支援が見えにくくなっているのではないかとご質問でございますが、法の施行により利用者本位のサービス体系に再編がされ、就労支援の強化や支給決定の透明化、明確化が図られたことにより精神障がい者の方に対して福祉サービスのメニューの充実が図られたところでございます。しかし、精神障がい者の方及びそのご家族の方が障がいサービスや支援体制について理解していただくことが大事でありますので、わかりやすいパンフレットの作成などを障がい者等の各種サービスを提供している事業所や利用者団体、行政などで組織しております千曲・坂城地域自立支援協議会の中でも課題として提起させていただきたいと考えておるところでございます。

続いて精神障害者に対する施策はのうち、大人のひきこもりのいる世帯の把握と対策についてお答えをいたします。一般的にひきこもりとは、学校への登校、アルバイトや仕事といった一般社会との交流を避け、原則的には6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を言い、ストレスや環境の変化や精神的な疾患によるものなどが原因として考えられております。いわゆる大人のひきこもりにつきましては、プライバシーが絡む問題でもあり、慎重に対応していかなければならないことから、町として世帯及び人数のデータは把握しておりませんが、広報やホームページ等で周知する中で精神科医や精神保健福祉士によるこころの健康相談を年に5回、こころのリハビリ教室を月2回、定期的で開催し社会復帰支援を図っております。

県でも平成22年に長野県精神保健福祉センター内に、ひきこもり支援センターを設置し、専門の相談体制を整備しておりますので、ひきこもりの方がいる家族から相談を受けるケースが多いと思われる民生委員の皆さんにも県や町の支援について説明をさせていただき、ひきこもりの方がいる家族の方へサポートを行ってまいりたいと考えております。

12番（大森君） それでは2回目の質問に入ります。1のところでのイの障害者総合支援法ということで、介護保険等利用されている方がいて、それでも中には認定を受けないということではほぼ自立でいけるというような方がいらっしゃるということで、ほぼ内容はわかりました。

次に、ロの精神障害者に対する施策についてですけれども、町長からのご答弁もありまして、やはり今、見直している長期総合計画にもその辺、具体的に検討していかなくちゃいけないということで、前向きのご答弁がありましたので、ぜひそのような方向で具体化していただきたいというふうに思います。

特に、自立支援法で三つが一緒になったということで、総合的な支援が受けられるということとは一つあるんですが、データがですね、なかなか精神障害の方のデータというのはなかなか見えてこないというのがあるんですね、いろんな資料を見ても。やはりこういう点で、私たちが調べてもなかなか見つけにくいといえますか、どういう支援があるんだろうかというのがなかなかわかってこないということがありますので、それについてはもっとよく知らせるということなどが需要だというふうに思います。それは自立支援協議会の中でも具体的にそういう

検討されていていただきたいというふうに思っております。

次に、相談支援事業の中でも大人のひきこもりという点で、非常にこれはなかなか見えない、そして町のほうもなかなかデータは持っていないということで、どう支援するかというのもまだまだ支援の仕方も非常に難しいというふうに思うんですが、自立支援協議会の職員といろいろお話ししたんですが、やはりひきこもりと思われる方のお宅へ直接伺うというのは、なかなかそれもできないので、やはりいろんな理由でといいますかね、健康診断で受診されない方に対して世帯の中でみんな受診しているけれども、その世帯の中での1人だけ受診していないという方に対して保健師が訪問し、そして様子をうかがう、そういう状況についてよくお聞きするというようなことで、そういう保健師あるいはそういう支援員の方とあわせてですね、やっぱり信頼関係を持ちながら、これも簡単にすぐというふうにはいかないかもしれませんが、そういう長い時間をかけてやはり信頼関係をつくっていくという、こういう取り組みというのはやはり必要があると思うんですが、今、特定健診等で健診を受けられなかった人に対する調査はどうなって、ちょっと突然な質問かもしれませんが、そのところがはっきりしてこない、こういう方々の発見といいますか、支援というのが後手後手になるというふうに思うんですが、その辺についてはご答弁できればお願いしたいと思います。

福祉健康課長（大井君） 特定健診の中で、世帯の中でお一人とか受診されていないような場合なんですけれども、基本的に特定健診を受診していただくという目的を果たすための勧奨等はさせていただいております。そういった中で手段、ひきこもりの方を把握する手段というところで特定健診とかそういったことを今、ご提案というかご質問いただいていると思うんですけれども、いろいろな手段ですとか民生委員さんからの情報ですとか、地域の方からの情報ですとか、そういったところでいろいろ確認をさせていただいて、把握できたところには相談支援体制をとってまいりたいというふうに考えております。

12番（大森君） なかなかこの対応というのは難しいと思いますので、やはりできればロードマップといいますか、ここの地域は今年度はこことこの地域というね、そんなこともぜひ提案はしておきたいというふうに思います。

次に、国による精神疾患の入院数というのが、平成23年度は3万2,300人いらっしゃると、その内訳はですね、1年未満が1万1,700人、1年から5年未満が9,700人、5年から10年が4,400人、10年以上が6,500人いらっしゃるという状況だそうです。特に急性期、気持ちが高まっている、そういう状況のときはほぼ3カ月ぐらいであと経過はだんだん安定期に入ってくるということで、患者さんは安定してくるわけです。しかし、退院ができない、これは社会的な受け皿がまず整っていないこと、それから住民の理解がまだまだ十分進んでいない、こういういろんな点で多くの患者さんがやむを得ずということですね、社会的入院をせざるを得ないということでもあります。

これも私は、一般質問をこういう内容について一般質問をするということを何かで見られて私のところへ電話をかけてきまして、涙ながらに自分のお姉さんも入院しているけれども、もう二十何年入院してると。出てきても普通の生活ができるのに、受け皿がないために入院せざるを得ない、本当にかわいそうなことだという、人権問題じゃないかというようなお話をされていまして。そういうことを考えればですね、やはり先ほどの町長の答弁の中にありましたように、早く計画を立ててこういう取り組みをぜひ進めていっていただきたいというふうに思うわけですね。

平成20年度から厚労省は受け入れ状況が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行うことを目的にこういう事業を実施すると、これ22年からは地域定着の支援も行っていくということで、より支援をするということで国は方針を決めています。既に5年も前から対応するように求められているんですが、坂城町の障害計画27年から29年度には結局具体的にはなかったということで、今回指摘させていただいて、これは次の計画の中に盛り込まれるということで、本当に安心をしたところであります。

それからあとは、心のバリアフリーの点ですけれども、やはり入院されている方が退院できないという、その点はやっぱり地域の理解をどう深めるか、ここのところが人権と一くくりにしてしまえばそれだけですけれども、身体とか知的の方はそれなりに地域でも今受け入れられていますし、家族の方も社会へお子さんや家族を見られる状態といいますかね、溶け込んでいく状態というのは、今あります。しかし、精神の場合なかなかそういう受け皿がないということですね、あるのと私たちの不理解、理解が非常に乏しいということがあります。

町でこういう、先ほどのような育む町民集会だとか、ふれあいのつどい等実施していますけれども、やはり松川町では、生活支援の場としてですね、グループホームがあって、ここへ中学生のボランティアが行って、そしてその入所されている方といろんな話やら会話をする中で理解を深めているということで、それとあわせて入所されている方も社会的なつながりがあって、社会復帰のいい材料といいますか、いい手がかりができているというようなことをお聞きしております。やはり今後、町なりあるいは千曲市で共同でそういうものができた場合には、またそういうような方向もぜひ検討していただきたいというふうに思います。ちょっとまだまだあるんですが、ちょっと時間も来てしまいましたので、次の問題に行きます。

2. 教育大綱のめざすものは

イ. 教育大綱は

教育委員会制度が改定されて初めての教育大綱が、町長主導でつくられることになります。3月議会で教育大綱の質問を私は行いました。町長は坂城町では長期総合計画基本計画の中に、町としての考えをしっかりとうたっている、そういうものを全く無視して首長が勝手にごろごろと勝手なものをつくるということは、町民になじまないと、このように言明されておられま

す。今、長期総合計画の後半が基本計画を今、策定中ですけれども、これにあわせて教育大綱も策定するというふうにお聞きしております。そうであるならば、これまでの町の教育行政についてどんな総括をされているのか、成果あるいは残された課題は何なのかについて、お尋ねをいたします。

また、今後5年間、町が目指す教育の基本目標、どんなコンセプトで考えていらっしゃるのか。具体的には学校教育とかあるいは社会教育、文化、芸術、スポーツ振興、この点についても、細かくはいかないと思いますが、ざっくりとした中身と思いますけれども、今の考えをお尋ねいたします。

ロ．基本計画の策定にむけて

今後の基本計画はどのように考えて、ちょっとダブりますが、どんな内容になるのか、お尋ねを申し上げます。内容といたしましては、これも先ほどのところとダブってきますけれども、学校教育、それから社会教育や文化、スポーツ等、どんな内容になるのかお尋ねいたします。

次に、学校整備についてですが、今回南条小学校、本当にすばらしい設備になりました。本当にうらやましいといえますか、本当にこれ、新しい技術を先取りした学校整備ができたというふうに思っております。これについて、南条小学校ではICT教育が整備されました。やはりこれを一日も早く坂城小学校、村上小学校にもぜひ整備が必要ではないかということがあります。

また文化センター等も南条小学校の音楽堂のよさを思えばですね、文化センターも音響等を考えればですね、その辺のところも将来の計画として考えていかなければいけないというふうに思うんですが、これについても41年経過している。また図書館についても特に北側の駐車場のところへ拡充できないかというのが以前からよく質問に出されたり、住民の皆さんからももっと使いやすくしてほしいというようなご意見が出ています。これについても、図書館ももう30年経過しています。建てかえてやれということではありませんが、この辺のロードマップといえますか、10年、20年、この辺のところについてどのようにお考えなのかご答弁を求めます。以上です。1回目の質問です。

教育長（宮崎君） ご質問いただきました教育大綱の目指すものという関係、イとロ、二ついただいておりますが、私のほうからご答弁させていただきます。

ご案内のとおりですね、坂城町の今後を示す最上位計画については長期総合計画であります。教育大綱につきましても、この計画と乖離するようでは実効性が伴わなくなるということで、基本計画と教育大綱が連動することが大切であるというふうに考えてございます。6月4日に開催いたしました総合教育会議でも、基本計画等にあわせて見直していくというようなことをご了解いただいているところでございます。

町の第5次長期総合計画につきましては、今年度前期5カ年が終了するというところで、平成

32年までの後期計画の策定に向けて今現在取り組んでいるところでございます。

これまでの町の教育行政についてどんな総括をしているかというご質問でございますけれども、これについて今、それぞれの中でですね、取り組んでおります。前期計画では教育分野については、主に基本計画第5章の創造性と人間性を育むまちづくりとして位置づけてまいりました。学校教育では、第3節生きる力と感性を育む学校教育として町や地域の歴史、産業の特徴など、地域の特性と教育力を生かしつつ調和のとれた学校運営を目指して取り組みを進めてまいりました。さらに基礎、基本となる知識・技能の習得、主体的に学習に取り組む態度の育成、未来の坂城町を背負って立つ、生きる力を身につける教育の推進に取り組んでいるところでございます。

また、町学校職員会では、平成26年度から3カ年計画で坂城の子は坂城で育てるという意識を大事に持ちながら、学力の向上を基本としてキャリア教育について取り組みを進めているところでございます。一方、施設整備における計画では、小学校の耐震化工事を早急に進めることとしており、その対応として村上小学校の耐震化及び大規模改修を、そして現在進めております南条小学校改築工事を実施しているところでございます。

現時点で申し上げますとすれば、この前期5カ年計画のうち長年課題とされてきた安全な施設、整備面での取り組みについて私とすれば大きく推進することができたと考えております。また、生涯学習の面では、さかきふれあい大学などを通じて生きがいと心の豊かさを深め、生き生きとした明るい地域生活が営めるよう学習の機会の拡充を図ってまいりました。

文化、芸術の分野では、日本の伝統文化である薪能の開催や各地区の神楽の保存など、伝統芸能の保存継承を図ったところでございます。新たに策定する教育大綱につきましては、町の最上位計画でありますこの総合計画との関連を大切にしながら策定をしていくこととしております。したがって、基本的には後期基本計画の第5章創造性と人間性を育むまちづくり、どこまでできるか、この一つの案として検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、基本計画の策定に向けてということでございます。ただいまの質問で大分申し上げさせていただきましたけれども、この32年度までの後期基本計画の策定に向けて今、事務局においては事業評価等を含めて取り組んでいるところでございます。質問の項目についてのみお答えさせていただきます。今、いろんな部分でたくさん整備しておりますので、全てを申し上げる時間がないので、ご理解いただきたいと思います。

まず学校施設整備ということであります。議員さんも言われたように、南条小学校改築にあわせてICT教育に対応した設備の設置を図ってきたところであります。村上小学校においても設備は進んでおりますが、坂城小学校等についてこれからの課題ということにはなっております。さらに今年6月補正において、全学年対象にパソコン教室のパソコンを利用して児童

それぞれの進度に応じた教科、算数の復習が行えるシステム、インタラクティブスタディの導入経費について計上させていただいて、ICT教育環境の推進を図っているところでございます。

いずれにいたしましても現在、後期計画の策定作業を進めているところでありますので、学校教育だけでなくご質問の文化センター、あるいは図書館等生涯学習施設の整備・更新についても視野に入れて後期計画の中で検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

12番（大森君） 大綱をつくる上ですね、当然3月議会で町長が答弁、お答えいただいたように、その時々町長の考えがころころ変わるということでは、やっぱり町内の教育という点ではですね、やっぱり安定しないという点ではそういうお考えというのは評価をするところがあります。今後もそういう気持ちを持ち続けてこの大綱をつくり上げていただければというふうに考えております。

具体的ですけれども、ICTの教育機器という点では、パソコンあるいはビデオとかDVDとか、これもあります、システムの的にはですね、相当な格差があるといえますかね、今、新しいものですから、その辺のところをうまくつなげて、そういうような状況、そういうような設備ができるかどうか、その辺のところを考えていらっしゃるかどうか、ちょっとご答弁願えればと思います。

教育長（宮崎君） 学校施設、パソコン等についてはですね、備品類については基本的には現有のものを南条小学校においても使わせていただいております。そういう中で、現在のシステムの中で動くようにということでソフト等の整備を進めておりますので、今までの実績から考えるとですね、安定して使えるというふうに考えております。以上であります。

12番（大森君） 一つ、次の文化、芸術の関係ですけれども、南条小学校の音楽堂ということで、社会教育にも開放するということが言明されています。しかしというのがついていまして、学校教育優先ということがあるわけですね。この辺の先ほどの午前中のときの質問のときもお答えありましたが、やはり早急に利用のあり方についてつくっていきたいということがあったんですけれども、あれだけの施設、町民に大いに使っていただけるというような工夫をぜひ考えていただきたいんですが、やはり例えば年間計画でね、学校がどのぐらい使うか、そしてどのぐらい社会教育というか、町民の皆さんに開放できるのかと、この辺のところは何かめどなり、その辺のことは検討されているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

教育文化課長（宮下君） 音楽堂の活用というご質問でございます。午前中もご答弁させていただきましたけれども、今後、年間計画、学校のほうでも立てる中で、音楽堂の活用についてはまた考えていきたいと思っております。また、基本的には学校、授業とかそういう場合、音楽室等で活用いたしますけれども、例えば土日、夜間につきましては、社会開放いたしまして大

勢の地域の皆さん、町民の皆さんに活用していただくように考えております。

12番（大森君） まだ大綱については検討中と、まだ1回の総合会議ですかね、開催されていないということもありますけれども、できればこれもですね、町民のやっぱり意見等も聴取するというようなことは何かお考えはあるでしょうか、その点についてお尋ねいたします。

教育長（宮崎君） 教育大綱そのものについてですね、町民の皆さんの意見をということでございますけれども、その前にベースとしている部分が長期総合計画でありますので、この中にあって審議会あるいは地域でのご意見、それは当然教育部門も入ってくるわけでありまして、そこであるいはその中でのパブリックコメントも含めて、そういうのを大事にしながらというふうに考えています。非常に時間もない中で進めていくというようなことなので、総合計画の資料を十分活用させていただきたいと、現時点では考えておるところでございます。以上です。

12番（大森君） それは町民の学習意欲とそして社会参加ができる、こういう学校教育もそうですけれども、特に社会教育関係についてはですね、まちづくりに積極的に参加できる、あるいはそういうような社会教育がやっぱり十分、今後取り組んでいっていただきたいというふうに考えます。

それでは次にマイナンバーの点についてお尋ねいたします。

3. マイナンバーは誰のためか

イ. マイナンバー活用は中止を

今、国が進めているこのマイナンバー制度、ベネッセコーポレーションや日本年金機構の個人情報流出、とても社会的に大きな問題となっており、特に国民の中に大きな不安が広がっています。こういう状況の中で、一つの番号で容易に国民一人一人の個人情報を結びつけて活用する番号制度、それを活用する側にとっては当然極めて効率的ですばらしいツールでありますけれども、しかし一たび流出し悪用されれば甚大なプライバシー侵害になります。国民の中にこういう点での不安、心配がまだまだ根強く残っています。国民の不安が完全に払拭されるまでナンバー制度の実施を中止するよう、この我が坂城町議会は6月議会において意見書を可決いたしました。番号の利用範囲を金融・医療に拡大するという改正がこの3日の日、国会で成立しました。ところが今日の新聞によりますと、軽減税率もそれでやろうじゃないかということですね、非常に何がどこまで広がるのか皆目わからない状態に今なっています。その点についてお尋ねしてまいります。

マイナンバーで国民に関する個人情報はどこまでどういう分野が管理されるのか、こういう情報はどんなものが予定されているのか、お尋ねいたします。

二つ目には、通知カードが届かなかったり、届いてもそのままにしておいて個人番号カードの申請をしなければどのように変わっていくのでしょうか。

次に、社員を雇用する中小企業では、従業員や家族のマイナンバーを集めて、罰則つきで厳

格に管理することを求められております。これまでのセキュリティー対策では不十分でさらに精度の高い対策が必要となり、企業の負担ははかり知れないと言われております。一度、セキュリティー対策をやればいいということではありません。また文藝春秋の6月号の北見論文はマイナンバーで日本は不況になるとまで指摘しております。これについて企業の負担はどのようなになるのか、お尋ねいたします。

次に、人がやることについては絶対の安全はありません。町のセキュリティー対策は大丈夫なのかどうか、お尋ねいたします。

次に、番号が漏れればプライバシーが丸裸になり、特に町の責任で漏れた場合の対応はどのように考えているのか、質問いたします。ご答弁を求めます。これで1回目の質問といたします。

企画政策課長（柳澤君） マイナンバーは誰のためかについてお答えしてまいります。

マイナンバー法が平成25年5月に公布され、国民一人一人に付与された個人番号マイナンバーが活用されることとなります。管理される個人情報でございますけれども、国・地方公共団体などの間で今後マイナンバーを通じて照会・提供のやりとりがされる情報は、活用される分野における申請手続において必要となる各個人の税情報や世帯情報、福祉・年金などの受給情報が主なものであります。税、社会保障、災害対策分野に限った中で、法律や町の条例に基づいた上でマイナンバーが活用できるとしておりまして、この分野から外れたものの活用は禁止をされているところでございます。

次に、10月5日にマイナンバー法の一部が改正、施行されまして、国民一人一人にマイナンバーが記載された紙製の通知カードが届きます。来年の1月からは希望される方につきましては、交付申請をすることによりまして、個人番号カードが無料で発行されることとなります。この個人番号カードの発行につきましては、通知カードと引きかえに発行されることとなります。あくまでも個人番号カードはご本人が希望する場合に発行されるということでございますので、交付の希望がなければ申請しなくても支障はないということでございます。

次に、中小企業のセキュリティー対策にかかる費用という部分でございます。来年1月からマイナンバーの利用が始まることによりまして、会社あるいは企業などの事業所側につきましては、勤務する従業員のマイナンバーを把握して行政に提出する源泉徴収票などの法定調書に記載をして提供する義務が生じることとなります。大小を問わず事業者につきましては、従業員などのマイナンバーを把握して保管、廃棄するまでの物理的・技術的な対策や人的な対策を行っておく必要があります。

国の方針としましては、こうした個別の対策に対しては事業所の負担で行うこととされ、その部分の支援はない状況となっているところでございます。対応が求められておりますマイナンバーの安全な保管、あるいは扱える従業員以外のアクセスを制限するなどの対応が必要な部

分をよく把握をしていただきまして、かかる経費を抑えていただくことが重要かと考えるところでございます。

次に、セキュリティー対策でございます。平成29年7月から自治体間のシステムを通じた情報連携が本格的に始まることとなります。これに対応するために、町といたしましてもシステムの改修を現在進めているところであります。アメリカですとか韓国の反省点を生かしまして、日本におきますマイナンバー制度につきましては、全ての個人情報を一つの場所に集約せず、これまでどおり各自治体や公的機関がそれぞれ管理するデータを分散したまま必要な情報を持つ機関に、その都度要求することで必要最低限の情報だけを一般的なインターネットと分けられた専用回線を使って提供する形がとられることになりました。町で行っているシステム改修におきましても、国から示された仕様に沿った形でセキュリティーが保たれるものと考えているところであります。

そして、漏れた場合の対応ということでございます。町におきましては、これまでも住民基本台帳を管理する上で技術的・物理的に漏えいさせない対策を十分施しているところでございます。また、人的な対策としても、法律に沿った業務を行う最低限の職員のみがマイナンバーを扱えることとしております。地方公務員としての守秘義務が課される上で、定期的に研修会を開催することで制度を十分理解させ、適切な管理・運用に努めていくということでございます。

12番（大森君） 十分なセキュリティー対策ということですが、ベネッセの場合はソフト開発の社員が持ち出したということなんです。その点について、町はやっぱり責任をどうとるのかということは、やっぱり今後考えていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと中途半端になりますけれども、今回、この質問を終わりといたします。今回、特にこれまでほとんど取り上げてこなかった精神障害の皆さんについての対応について取り上げました。これは親の会の皆さんからの本当に気持ちがあらわれているので、読み上げたいというふうに思います。

精神に障害がある人とその家族は、障害がない同世代の住民と同じように暮らせる地域になることが、私たちの願いです。障害があっても同世代の住民と同じような住み方、昼間の活動、余暇の活動、これらができる暮らしを望んでおります。同世代の住民と同じように出かけたり、買い物したり、家族や友人と楽しい時を持つことや、ボランティアをすることなどができる、そういう生活が送れる地域になってほしいと願っています。このような暮らしが可能になる支援が整った地域になれば精神障害者だけでなく知的障害者も身体障害者も、そして今は何の障害も持っていない住民にとっても、とても安心して住みやすい地域になることを願っています。以上で、一般質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時56分)

9月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	竹内祐一君
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前 8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) プレミアム付商品券についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (2) 南条小学校の寄付についてほか | 入日 時子 議員 |
| (3) 国道バイパスの早期建設ほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 坂城町総合戦略についてほか | 西沢 悦子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に11番 中嶋登君の質問を許します。

11番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

せんだつての話ではありますが、8月29日の日でした。坂城町平和集会が中心市街地コミュニティセンターで行われました。私も招待状をいただきましたので、議員全員だったのかな、それはともかくといたしましてですね、招待状をいただいたのと、また主催者が憲法9条を守る坂城町の会の皆様で、9条の会共同代表の中には、元議会議員であるとか、この中には議長経験者など数名の私らの先輩も含め、また私の知り合いである学識経験者の方も大勢名前を連ねており、坂城町も後援ということでありましたので参加をさせていただきました。

当然、集会内容は戦争法案、この言葉、嫌いな人もいますので、正式には安全保障関連法案に反対するということでもあります。会場内は老若男女の町民の皆様でいっぱいとなり、立ち見客まで出て、この法案に対して町民の多くの皆様の関心があるというふうに感じました。またこの法案に大勢の人が反対をしていかなければならないと全員で確認をしたことは言うまでもありません。

集会後、ピースパレードということで会場より立町通り、横町通りをシュプレヒコールをしながら、また私は写真を撮りながら四十数年ぶりのデモ行進に参加をしてまいりました。デモ行進といえば四十数年前、東京の美濃部都知事の選挙応援に行ったり、ベトナム戦争反対のデモに参加をしたり、岡林信康の「友よ」、「若者たち」、「ブロードサイド・フォー」でした

かね、こんな反戦ソングを歌いフォークゲリラに参加して、青春していたころを思い出しながら熱き心に灯がともりました。必ずや安全保障関連法案を廃案にして日本を我が坂城町を守ろうと心に誓うものでありました。

それでは、質問に入らせていただきます。

1. プレミアム付商品券について

この問題につきましては、6月議会でも質問をいたしましたので、その2ではありませんが、検証も含めての質問であります。私も今まで商工会で行われたプレミアム商品券は商工会の皆さんにお願いをされることもあり、売れ残れば困るなんてよく言われましたので、必ず私は買わせていただいております。今回も調査も含めカメラを持って現場に行くことにしております。初日の7月1日の水曜日の日は、3,650万円で文化センターで9時から5時までの間、売るということでありましたので、9時15分前に家を出ようと財布とカメラを持って車に乗ろうとしたら、有線放送でプレミアム商品券が今日の分は完売したとのお知らせがあったのでちょっとびっくりをいたしまして、それとともに、午後ではありましたが、役場に現況調査ではありませんが、出かけていくと、買えなかった人の苦情で午前中、大変役場も商工会も電話が鳴りっぱなしであったということで、これもまた大変だったなど。そんなお話でございました。

そんな話を聞きながら、そうは言いましても、その次の日ですね、7月の2日の木曜日は、1千万ということでありましたので、今度は朝の4時ごろ行って並んでいるところを写真を撮りたいなと思って、場合によっては私も買えたら10万ほど買うつもりで行ってみました。そうしましたら、何と既に大勢の町民の方が並んでいて、私も最後列に並びましたら、商工会の人が一人一人に幾ら買うんですかということで、トータルを出していたようなことでございました。皆さんに一人一人聞いて回っていたということでもあります。そうしましたら、何と、私の2人前の方のところで、今日はここまでと終わりです、完売をいたしましたと言われたので、途端に私の後ろのほうに並んでいた五、六人の人たちがみんな怒り出しましてね、私もそのちょっと前にいたから、おい、町会議員、何とかならないのか、かっかしていた人に怒られましたが、いやいやいや、申しわけないわ、私も4時に来て間に合わなかつたわいと。そうは言っても商工会の方は好意で、9時まで待って、もしかしたら何百人並ぶかわからないけれども、それで断るよりも今断ってもらったほうが親切だし、朝飯前の仕事もできるじゃないかと、そんなことを言ったら、みんな笑いながら議員に言われればしょうがないかなんて言うておりましたので。そうは言いましても、そのときの実情を皆さんにお話をしたんですよ。今日はとにかく1番先頭の人に聞いてみたら、前の日の12時から夜から並んだということで、だから朝3時ころ並べば買えるんじゃないかなんてというような話を皆さんにしたわけです。そうしたら、皆さん、朝飯仕事をやるわいと言いながらこの日は帰っていきました。

7月の3日の金曜日でありましたが、この日も私は行きました。今日は3時だぞということで、暗いといに起きましてね、3時に行ってみました、もう既に大勢の方が並んでおりました。また写真を撮りながら最後列に並んだら、ちょうど知り合いのおばちゃんがいまして、この方ちょっと身体障害者の方でしたので、ちょうど私は、要領よくなって、3日も行っているから、折り畳み式の腰かけを持っていておりましたが、それを持っていてよかったなと思ったんですが、そのおばさんにそれを貸したら、まあ喜ばれて、登さんいいやつ貸してもらってよかったなんてね、そんなあんばいでありました。そうしたら、商工会の方が順にまたチェックしながら来られて、そしたら私、入れました、ちょうど中へね。そうしたら何と後ろを見たら、私の後ろ4人のところで今日はここで終わり、完売ということになりました。そうしたら皆さんやっぱり少しあれですね、諦めモードもあったのか、この日はね、4時ごろ3人ほど来たくらいで、あと6時か7時ごろかな、あと1人、2人来たくらいで、あんまり並びにきていませんでした。

ちなみにその日の前列の方に何時から並んだんだというように聞いてみたら、11時から並んでいたようです、前の日のね。そうは言いましても私も今のおばさんと6時間、おばちゃんといろんな世間話しながら町長や町の職員のことを褒めるような話ばかり出ましたけれども、そんなことをしながらですね、私も10万円ほど買わせていただきました。

それから7月4日の土曜日でありましたが、これも1千万でありました。この日は土曜日だったので、サラリーマンの方も多く並ぶんだと思い、ちょっと前の日の夕方7時ごろ行ってみました。そうしたら最前列の人は2日の朝買えなかった人で、中嶋さんに早く来なければ買えないと言われたので、女房に会社を終わったらすぐ6時に並ばせて、これから自分とかわって明日の9時まで頑張ると言って、やっとゲットできましたと言って喜んでいました、その人は。この日はね、朝の3時ころにはもう完売しちゃったというようなお話を聞きました。

それから、最終日でありましたが、7月の5日です。この日は私は現場には行きませんが、この日は上田のプレミアム商品券も発売となり、上田市は誰でも買えるので、坂城町の町民も大分上田の商品券を買いに流れたようで、最終日でもありましたが、ちょっとこれおもしろい現象が起きましてね、何か、8時半ころまでこの日はあったそうです、一番最終日なのに。もっともその後よかったと思います、全部完売したそうです。そうは言っても、私も大変疲れた5日間の現場調査でありました。

イ．経済効果は

ちなみに私も12万円分買わせていただきましたので、中之条の電気屋に行き、私は、富士通のファンでありますので、一番新しい富士通の、余り言葉よくわからないんですが、8.1というやつですかね。そのパソコンを現金をそこで少し上乗せをいたしまして買っていました。その前はビスタでしたので、ビスタと比べれば速いですね。さくさく使っており

ます。まさに私と同じように上乘せ効果はあったのかをお尋ねをいたしたいと思います。

ロ．販売方法の反省点は

私が6月議会で質問をしたように、百十数社の店舗で使えるようにしていただき、またJAびんぐし店であるとか、またガソリンスタンド、車検であるとか、町内大型店など、今まで使えなかったお店も加入していただいたことにより、余計人気が出たものと思っております。先ほども言いましたが、とにかく完売をしたことはとてもよかったと、売れ残ったら大変なことですよ。そうは言いましてもですね、前日から並ぶなどまさに過熱ぎみとなり、その分、今後の反省点をお尋ねをいたします。以上であります。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんからプレミアム付商品券についての質問、イ．経済効果は、ロ．販売方法の反省点はどういうご質問がありました。

初めに、販売期間の状況について、中嶋議員も直接おいでになった感想も伺いましたので、販売方法の反省点はのほうから、お話し申し上げたいと思っております。

7月1日より販売いたしました一般枠につきましては、初日に3,650セット、2日目から5日目までは千セットと5日間の販売数を制限し、販売方法は先着順とし、5日間とも完売いたしました。今、お話ありましたが、販売時の状況ですけれども、初日から5日間は、販売開始時間前に多くの方が並ばれ、初日こそ販売数が多かったので販売開始の午前9時近くまで購入可能でしたが、2日目から4日目はかなり早い時間帯で販売予定数に達していました。

5日目につきましては、販売開始の9時の時点ではまだ販売は可能で、9時半ごろに完売となりました。5日間の販売期間中、後半には前日から並ぶという方がいらっしゃいましたが、商工会や町職員が深夜から並ばれている方々の対応を行い、雨の心配がある日にはテントを立て、朝方は早目に文化センターの建物内に入ってもらうなど、できる限りの対応をさせていただいたつもりであります。

今回は、ほかの自治体での販売時の大きなトラブルがマスコミで報道されたということもありまして、若干過熱ぎみになったということもありましたけれども、多くの方々から販売方法についてのご意見、ご要望、今も中嶋議員からいただきました。総体としては、坂城町の場合にはとんでもない混乱にもならなかったかなという気はしておりますが、適切に実施できたかなと思っておりますが、いろいろいただいたご意見を踏まえまして、今後ですね、今回の坂城町プレミアム付商品券の事業の実績を検証しまして、また今後の事業の推進に生かしてまいりたいと考えております。

それで、イのほうのご質問でございますが、経済効果について。今回のプレミアム付商品券は、消費喚起と地域の活性化を図る、前にも申し上げました産業連関的にどうなるかということでありましたけれども、販売総額8,950万円、消費総額1億1千万円の事業となりました。

現在までのプレミアム付商品券の使用状況につきましては、町内78店舗で5,700万円分の商品券が使用されており、既に半分以上が利用していただいたということになります。販売から2カ月で、消費者の利用が50%を超え5,700万円余のお金が町内で動いたというところであります。消費者の皆さんの新たな購買意欲が向上し、商品券以上の金額が市場で動いているということが想定され、消費喚起効果は十分に出ているものと考えております。

前の6月の議会でお答えしましたように、消費刺激効果や生産誘発効果などあわせて販売額の2倍から3倍の経済波及効果があるものと想定しております。したがって、現時点では1億円から1億5千万円の経済波及効果が生まれているのではないかというふうに思っております。

町内の店舗・事業所につきましても、商品券の発売時には購入された方々へチラシを配ったり、販売会場にポスター・チラシを掲示したり、各店舗それぞれPR活動を行っていただきました。また、プレミアム付商品券の販売にあわせ、特別セールスの開催や商品券を利用したお客様を対象とした抽選会の開催などの特別サービスを行うなど、消費者の購買意欲を向上させるための工夫を行われた店舗・事務所もたくさんございました。こうした取り組みが地元で町内の利用者を呼び込み、地域の大切なお店としての再認識のきっかけとなり、そして地域の活性化へつながっていくものと考えております。

また身近な店舗が活性し存続していくことは、町内のいわゆる買い物弱者と言われている方を今以上に増やさないということにもつながります。町民全体の利益にもつながっていくものと考えているところであります。以上であります。

11番（中嶋君） ただいま町長よりご答弁をいただきました。今、町長のお話を伺えば、あれですね、一番よかったなと思うことは、先ほど私もパソコン買って12万ぽっきりではいけませんで、やっぱりそこへ少し数万ちょっと乗せましていいやつを買ってきました。やっぱり相乗効果ということが一番大事なのかと。今の町長のお答えではやはり今の時点ではまだ12月の31日までというあれがありますのでね、約半分くらいのあれかなという予測であります、3倍くらいいくんじゃないのかなというふうに、私もそのように思っております。こういうふうになってやっとな、いい効果があらわれたのではないかなというふうに思うものであります。

ただ、新聞でも大分報道されたし、昨日も同僚議員も同じ質問をしているわけですが、その中に日本中全国のことを考えれば、ただでくれたんだよとかね、それから長野県は小谷ですかね、あそこだけやらなかったけれども、長野県は全部やったんですよ。どこの市町村も。100万円でやっちまってえらいことになっちゃったなんてね。慌ててまた自分の町や市の金を使って、またもう1回なんていうような二度繰り返したような市町村もあったわけですが、まあまあ坂城町はそこそこかなと。

そうは言いましても、やっぱり苦情も拾ってみるとね、やっぱりばあちゃん、じいちゃんた

ちはあんなに長いこと並ばせたらよくはないというようなことであるとか。またそうかと思えば、今の平均的にみんなに渡すようなことを考えてもらいたいなど、私も荒っぽい人間だから、おい、そんなことを言ったら、みんな坂城町一人一人全部千円かと、そこ200円でも足すかと。そんなことを言ったら、それじゃあ、ちょっとまたおもしろくねえなとかね。いろんなこと、皆さん言いまして、今度やるなら1軒で人数の部分だけじゃなくて、1人10万くらいするじゃないかとか、それから場合によっては、3万ぐらいがいいんじゃないかとか、5万ぐらいがいいんじゃないかとか。それはやっぱり皆さん、自由なことを言うわけであります。それもその人その人やったり個人いろんなお考えがあるから、私はそれでいいと思います。

町長も言ってもおりましたが、そうは言いましてもですね、商店もまたそこで知恵を絞って、いかにプレミアム商品券をおらうちへ、言うなればかき集めるかなんていうようなことで、いろんなことを考えてね、やっていた商業の皆さんもおったというようなことで。これもいい意味でいえば、そのうちの活性化になったかなと。ただ売っていればいいわいということじゃね、やっぱりいけないわけで、こういうきっかけがあって、そういうこともおやりになったかなと思うものであります。

そうは言いましても来年もやるようでしたら、先ほど町長も言っただけですが、町民の皆様誰しもが喜んでいただけるよう、もう少し工夫をしてですね、やっていただけるようお願いをしておきたいと思いますので。

それでは第2質問のほうに入らせていただきます。

2. 自主防災会の実状は

イ. 各区の取組状況は

3. 11以降、中之条区を初め全区が自主防災会を立ち上げてきたが、その取り組み状況をお尋ねをいたします。

ロ. 命のカプセル配付状況は

数年前、私の一般質問で町長に全戸配布をお願いした折、区長会や自主防災会と話し合う中、検討をしていきたいというご答弁でありました。このたび、全戸配布にいただき、敬意を表するものでありますが、この配布状況をお尋ねをしたいと思います。

ハ. 町として今後の取組は

今後、各区の自主防災会に町として、いろいろお願いをしていかなければいけないと思いますが、今後の自主防災会に対しての取り組みをお尋ねをしたいと思います。以上であります。

住民環境課長（金子君） イの各区の取組状況はと、ハの町として今後の取組はについてお答えいたします。

自主防災会は、災害対策基本法に基づく地震や風水害などによる災害の防止、被害の軽減を図るための地域住民による自発的な防災組織であり、町内27の全地区に設置されており、多

くの自主防災会では区長さんが自主防災会長となる形で組織されております。各自主防災会におきましては、平成23年に発生した東日本大震災や長野県北部地震を契機として、自分たちの地域は自分たちで守る、また自助と共助の協働という自覚や連帯感に基づき、地震などによる自然災害や火災等の災害発生時に備え、各種防災訓練を行うなど、各地域において自主防災活動に取り組まれております。

各自主防災会の取り組み状況でございますが、毎年実施しております町総合防災訓練では、訓練実施地区の自主防災会の皆様には大勢のご参加をいただき、中央防災会が主唱する警戒本部設置訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、負傷者搬送訓練、水防訓練などを盛り込んで行っていると考えております。また各自主防災ごとの訓練状況でございますが、消火器や消火栓を使った初期消火訓練が7地区、各家庭から応急避難所への避難誘導訓練が3地区、消防署への通報訓練が1地区、土のうづくりを行う水防訓練が1地区、AEDを使用した救急救命訓練が1地区でございます。防災設備や災害時の支援者等を表記した住民支え合いマップにつきましては、現在9地区が作成を完了しております。

訓練は、消防署員や消防団など、各種団体と連携した訓練を実施したり、日ごろから実践を想定した訓練を行っている自主防災会や、防災に関する研修会・講座の開催を行っている地区、また地区内の防災意識等に関するアンケート調査や、消火栓・防火水槽などの配置図や所有する資機材等掲載した自主防災会だよりを発行されている地区もございます。

このように訓練内容等は多岐にわたり、年々充実したものになってきておりますが、地域の規模や組織する役員数に違いがあったり、防災訓練を行う場所の確保など全ての自主防災会が同じ活動内容を行うことができない現状もございます。町といたしましては、このような現状を踏まえ、各自主防災会が地域の実情に合った防災訓練ができますよう今後も支援をしてまいりたいと考えております。

次に、ハの町として今後の取り組みはについてお答えいたします。東日本大震災や昨年の神城断層地震において多くの自主防災会などで避難誘導や安否確認、救助や救護、炊き出し等の活動が行われ、地域や近隣の人がお互いに協力し助け合うことが災害時において大きな役割を果たし、自主防災組織の必要性が改めて認識させられたところであります。

坂城町においても、町全体に被害が及ぶ大規模災害が発生した際には、交通の遮断、家屋の倒壊、同時多発火災などにより行政、消防、警察などの公共防災機関は十分な対応ができない可能性がございます。災害の被害を軽減させるためには、公共防災機関による救助・支援などの公助に加えて、地域住民相互による援助であります共助、そしてみずからがみずからを守る自助のそれぞれが必要でございます。

自主防災会は、共助のための中核組織となるもので、かつ自助を行う住民個人を支える地域における基盤組織となるものでございます。町としましては、各自主防災会が有事に備え、そ

れぞれの地域事情に合った訓練等を実施し、防災に対する備えを充実していくことが大変重要であると考えます。

また、地域防災の主体となる人材育成も大切であるということから、今年度初めて地域の自主防災組織リーダーに防災に関する知識を身につけていただくことを目的として、県と一般財団法人日本防火・防災協会が開催する長野県自主防災組織リーダー研修会の参加を募り、3名の自主防災会長さんにご参加をいただくこととなっております。また、県には地域の防災力をアップしようという出前講座があり、防災講座や避難所運営の体験講座等、各地域において実施するというのでございますので、これらも活用することで費用面や時間的な面において個人や組織の負担を軽減することができ、また多くの方たちが防災に関する知識を身につけられ、地域での活動に役立てていただけるものと考えております。

さらに、町では新たな取り組みとしまして、各自主防災会長さんに自主防災活動等に関するアンケートをお願いしているところでございますが、アンケートの内容につきましては、地域防災の主翼を担う自主防災会の活動の現状、活動を計画・実践する上で地域が抱える問題点等、また町へのご意見等もいただくようになっております。現在、アンケートの取りまとめを行っておりますが、今後この結果について検証等を行い、各自主防災会が地域の実情に合わせた効率的な防災活動が図られるよう、積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

また、町が主催する総合防災訓練においては、自主防災会、消防団、婦人消防隊等の地域防災組織と、行政、消防署、警察署等の公共防災機関が連携し、有事の際に即対応できるような各種訓練を実施する中で、さらなる防災力の向上を図り、安心・安全で災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） 自主防災会の実状はのうち、ロについて答弁申し上げます。

救急医療情報キットにつきましては、地域づくり活動支援事業などをご活用いただく中で、平成25年度時点におきまして、四つの自主防災会が既に導入をしてございました。このことがきっかけとなりまして、行政協力員会から全町的な導入・配布に向けての支援につきまして要望をいただく中で、平成26年度に12の自主防災会、約2,200戸の導入・配布を行ったところでございます。

今年度につきましても、引き続き配布希望をいただく中で、18の自主防災会、約1,900戸の導入・配布を行いまして、町として配布をいたしました合計は約4,100戸となります。現在一つの自主防災会で調整をしておりますが、さきに申し上げました自主防災会を合わせますと、ほぼ全自主防災会の導入が完了しているところでございます。

導入に当たりましては、配布をして完結するものではなく、各家庭の世帯状況やご家族の持病、かかりつけの病院や常備薬の種類、また緊急時の連絡先といった不測の事態に備えて必要な情報を安心カードにご記入いただき、保管場所への設置の徹底など、いざというときにその

効果を発揮することができる状況にしなければならないところでございます。

各自主防災会により温度差があるところは否めない状況であることから区長会、行政協力委員会などを通して、各世帯への設置状況の確認、配布時の説明の徹底などを働きかけているところでございます。

11番（中嶋君） ただいまそれぞれ各課長のほうからご答弁をいただきました。今、お話を言うと、自主防災会というのは今のお話の中でも出ておりましたけれども、当然やっぱり自分の地域、自分の家族から私は始まっていると思います。自分の家族、自分の地域はその地域で守ろうじゃないかと、その辺のところが一番の原点だと思います。何でも町に頼めば町に頼めということじゃ、これは困りますからね。みんなでお互い努力をして隣組で助け合っていこうということだと思います。

そうは言いましても、3. 11のときから坂城町は各区が動き始めまして、一生懸命そっちの方向に向かってきたと思って、今、お話を聞けば大分よくなってきましたね、よかったです。今の最初のころは、3カ所、4カ所しかやっておらなかったもので、ちょっとさっきの命のカプセルみたいに、あれなんかは余り使えないような状況でありましたが、もう正々堂々とこれは消防署のほうへ行って、とにかく何かあったら冷蔵庫を確認してくれと、そうするとそこに全部情報が詰まっているよというようなことで、よかったなというふうに思います。

それから、ちょっとあれですか、企画課長は真面目な方ですから、100%と言わないでほしいと言っていましたけれども、命のカプセルね。私にすればそうは言いましてもね、これは完全に100%というのはなかなか難しいかもしれませんが、最終的には100%まで持っていくようなご努力をお願いしておきたいと思います。99%は私はいつていると思いますのでね、あともう少しのわずかではありますが、そのところを埋めていただければ、町民の命全部、区別なく助けることができるのかなというふうに私は思いますので、その辺をお願いをしておきたいと思います。

それから、同じ課長のお言葉でありましたが、温度差が多少あるよということもおっしゃってありました。その辺をできるだけ早くなくなるように、この辺はまた住民課長のほうにね、町のご指導をお願いをしておきたいと思いますので、ひとつよろしくその辺は頑張ってもらいたいと思います。お願いしますよ。

それでは最後の質問に移ります。

3. 3 ワクチンについて

3 ワクチンについてであります。3 ワクチンの内容は皆さんご存じのとおり、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンであります。

イ. 5年間の推移は

中沢町政のころ、数回にわたり私もしつこいと言われるほど一般質問とご提案をいたしまし

て、これ無料にさせていただき、また山村町長におきましてもですね、ご理解をいただき大変、私は感謝しておる、これは案件であります。その後法改正はありましたが、そうは言いましてもこの3ワクチンの5年間の推移をお尋ねをしておきたいと思います。

ロ．子宮頸がんワクチンは

3ワクチンを無料にさせていただき、町民の皆さんは大変喜んでおりましたが、残念なことに子宮頸がんワクチンが全国的に副作用が起きて問題となっております。解決するまで私はやめるべきだと思います。町のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

ハ．今後の対応は

今後、町として町民の皆様にとどのような対応をとっていくのかをお尋ねをいたします。以上であります。

保健センター所長（村田君） 3ワクチンについてのご質問のうち、初めにイ．5年間の推移はについてお答えいたします。

子宮頸がんの発症予防に効果のある子宮頸がんワクチンは、小学6年から高校1年の女子を接種対象としております。ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは、乳幼児の細菌性髄膜炎等の予防に効果があり、生後2カ月から4歳までの乳幼児を対象としております。この三つのワクチンについて、当町では希望する方が自費で受ける任意接種の位置づけであった平成22年より、接種者に対して接種費用の助成を開始いたしました。25年度からは法改正により、予防接種法に基づく定期接種となり、町の責任において予防接種を実施しているところでございます。町が助成を始めてから、昨年までの5年間の接種状況でございますが、接種者数と接種率について順次申し上げます。

子宮頸がんワクチンにつきましては、22年度が50人で71.4%、23年度が305人で85.9%、24年度が287人で83.7%、25年度が25人で10.8%、26年度が1人で0.5%でございます。

次にヒブワクチンでございますが、22年度が154人で26.1%、23年度が389人で57.5%、24年度が415人で64.2%、25年度が413人で78.4%、26年度が397人で80%でございます。

次に、小児用肺炎球菌ワクチンでございますが、22年度が154人で26.1%、23年度が419人で61.9%、24年度が425人で65.8%、25年度が390人で74%、26年度が397人で80%でございます。

子宮頸がんワクチンは、現在積極的な接種勧奨は差し控えておりますので、接種者は少ない状況でございます。ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは、年々接種率が増加している状況でございます。

続きましてロ．子宮頸がんワクチンについてお答えいたします。子宮頸がんワクチン接種

につきましては、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛や麻痺などの副反応が報告されていることから、平成25年6月に国は副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、接種対象者に対する積極的な接種勧奨を差し控えることを決定いたしました。当町におきましても、国からの勧告に基づき接種対象者に通知を送るなどの積極的な接種勧奨は行っていない状況でございます。なお現在まで当町で重篤な副反応を見られる健康被害の報告はございません。

この副反応の問題につきましては、定期的な厚生労働省の厚生科学審議会副反応検討部会において、専門家による分析・評価が行われているところであります。接種勧奨の再開については、現在のところ決定されておりません。

続きましてハ、今後の対応はについてお答えいたします。子宮頸がんワクチン接種につきましては、今後も国の方針に基づき対応してまいります。ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種につきましては、未接種者に対する接種勧奨に努めております。未接種者には個別に接種勧奨通知を送付するほか、乳幼児健診の際に、母子健康手帳の予防接種記録を確認して接種勧奨等の個別指導を実施しているところでございます。引き続き、接種勧奨に努め接種率の向上を図ってまいりたいと考えております。感染症や疾病の発生予防のために予防接種をより多くの方にお受けいただけるよう、今後も接種勧奨や周知に努め町民の健康増進を推進してまいります。

11番（中嶋君） ただいま、所長より懇切丁寧なご答弁をいただきました。よくわかりました。先ほども町長にもお話を申し上げた部分があったんですが、子宮頸がんは当時、あれです、個人的にやるとあれは病気にどうたらという部分ではなかったもので、約4万から5万円かかるという大変なこれは、あれですか、予防といいますか、そういう接種だったわけです。ましてやまた、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチン、たしか11万だったと思うんですね。それを我が坂城町はもう県下に先駆けて取り組んでいただいたということで、さすがやはり坂城の子供たちを守っている我が町であると、私自身も自負しておったわけではありますが。

先ほども言いましたように、法律改正があつていろいろあつて、また国のやることですから、最初のときは半分、金くれるからやりたいのであったらやれやなんていうようなことで、坂城町は長野県下でもベスト5に入るくらいところで手を挙げたんですが、よかったと思ったんですが、少し三、四年たったら今度は町で全部やれなんて、国が全部、これやらなきゃいけないぞなんて言って、国中御触れ出して、今度は町の錢でやれって、こういう汚いことを国はやるわけではありますが、そうは言いましても、町民を大切にすること考えれば、5万も11万もかかっちゃ、ましてや子供たちというようなことを考えれば、ありがたいとは私は思っております。そうは言いましてもね。

今、お話を聞くとですね、坂城町ではその子宮頸がんワクチンの接種を、これ合計出したら

668人ですね、この5年間のいとにね。よかったです、所長のお言葉ではありませんが、1人も我が坂城町には、副作用が出た人がいなかったと、ありがたいことです、これは。でも町長、私ね、これ私に言わせると、そうは言いましても最初は平成22年は50人やって、23年は305人やって、でかくみんなこれをやっていたんですが、今の副作用出てからは国も積極的には、これは推奨できないというようなことの中で、何とさっき所長のお話では、26年度は1人しか、町長これやっていないんだね。だからもう坂城町、町長、これやめましょうよ。とめちゃうの。やらないということで。

何でおまえそんなこと言うだいというと、これ、私、こういうことを言いたいんですよ。今言った26年度は1人の方が受けただけでありますが、1人でもね、これ副作用が起きるんですよ、運が悪ければ。大変なことになるんですよ、これは。お医者さんの協会のほうからいろいろ副作用に対していろいろ今、話が出ていまして、できるだけ救ってあげよう。ということとはちょっと生々しいことを言っていけないんですが、これ、金かかるということなんですよ。町がかりで。だからそういうことを考えると、それからまたタイミング悪くて1人の女の子が接種受けて、お母さん、お父さんにやりなさいと言われたら、ちょうど運悪く副作用になっちゃったなんていうことがあると、私は思ったものですね、こんなご提案を申し上げたわけでございます。

せっかくだから町長、どんなふうに思いますか。大事なことです、1人の命でありますから、町長ご答弁お願いいたします。

町長（山村君） 私が町長なりたてのときの4年ちょっと前にですね、中嶋議員さんがこの3ワクチンについては非常に熱心は無償化しろと、続けろと、特に子宮頸がんワクチンはやるべしと、物すごい勢いで言われておりましたけれども、今回はそれ全面的にやめろという話であります。

先ほどですね、村田のほうからお話し申し上げましたけれども、積極的な勧奨は今差し控えていると、国の方針に基づいてやっているわけですがけれども、26年度に1人お受けになりました。いろんな事情のある方がいらっちゃって、この方は3回目の接種で、聞くところによると外国籍の方なんですけれども、いろんな事情がある方がいらっしゃいます。ですから、一方的に全面禁止ということには、私はまだしないで、国の方針もあります、それからお金もかかることでありますので、今の状態で積極的な勧奨を行わないということで、当面続けていきたいなというふうに思っております。以上であります。

11番（中嶋君） 町長おっしゃるとおりでしたね、本当にあのとき、私は燃えていましてね、3ワクチンやれ、3ワクチンやれって。これからお母さんになる子供たちの子宮を守れ、守れなんて言ってね。中沢町長のときからずっとやって、それで町長に、山村町長に至ったわけですが、そうは言いましても2人ともね、いい意味でやろうよと、本当にうれしかったで

すよ。私もまさかね、こんな副作用が起きるなんて思っていませんでしたので、びっくりしたということと、ショック受けました。ただ、これ、あんまりそういうふうに言っちゃいけない、さっきの答弁も言ったからあれなんです、坂城町はなかったということに対してはよかったと思っています。各自治体、大変困っているところがあるみたいですよ。何人か出ちゃって。ただちょっとそんなふうに言ったんですが、そうは言いましても、今の最後の1人の子は1回だけじゃだめでしたからね。やっぱり数回にわたって打たないと意味がないということでしたので、その辺の事情よくわかりました。だからその後はゼロになっているかなと、私、思っております。それならそんな方向でいけばいいと思っております。もし万が一誰か来たら、あんまり国も勧めていないからやめたほうがいいよぐらいなふうに、ご指導していただければ、この問題いいのかなとは思っております。そんなことも含めてよろしく願いしておきたいと思っています。

それから先ほどもありましたけれども、そうは言いましても、今のあとの二つですね、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチンは、年々接種率が上がってはおりますが、また広報を使ったりとか有線ですとか町のパソコンのインターネットのほうの関係ですとか、そういうあらゆる手を使ってですね、そうは言いましても町の宝、もちろん国の宝でもあります、この子供たちの命をですね、100%守ってもらいたいと私は思います。これは私に言わせれば、町と、これはやっぱり親の義務でもあるとは思いますがね。ここらは、今日、テレビきっとお父さん、お母さんで見ていると、そういうもんだわなと思っておると私は思うわけであります。町の義務というところではまた、所長、一生懸命いろいろお考えいただいて、また今後、ひとつ100%に持っていくようなご努力をお願いをしておきたいと思っています。よろしく願いをいたします。

さて時間もぼちぼちあれですので、まとめてありませんがですね、ここですね、30年前のすばらしい詩がありまして、ここにいる全員とこれはテレビを見ている町民の皆様全員が知っていると思いますが、再確認のこれはためですね、下重暁子さんというわけにはいきませんが、私が読み上げます。

「野に 花が咲き 山に 鳥が鳴き まちには 緑がいっぱい ここには 私たちの幸せがある いま地球をおおう核兵器は 愛するすべてのものを滅亡させてしまう ヒロシマ ナガサキを くり返してはならない いまこそ 私たちは 核兵器の根絶を願い 私たちの町に かなる核兵器の 配備も 飛来も 通過も 許さない 緑豊かなスポーツと福祉の 美しい 田園工業都市 平和で幸せなまちを実現するため ここに坂城町を非核地域とし 非核 平和の町を宣言する」昭和60年9月27日。これは議決宣言でありました。この詩が逆に平和が崩れ、人類がまた我が坂城町が滅亡するような叙事詩にならんことを祈りつつ、最後に私の一句を添えます。

自衛隊 戦争している ひまはない

自衛隊 戦争している ひまはない

以上で私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時21分～再開 午前 9時32分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、14番 入日時子さんの質問を許します。

14番（入日さん） 夏の猛暑の後、一変して秋の長雨になり、農作物への影響が心配されます。

地球温暖化による異常気象が言われてからも全世界での温暖化防止への取り組みの足並みがそろわず、効果的対策ができていません。オーストラリアでも夏は50℃の暑さになる都市が出るなど、生活に大きな影響が出ています。また、冬の寒さも強まり、日本でもマイナス40℃近くまで下がる地域が出るなど、寒暖の差が広がっています。この異常気象を防ぐために、早急に温暖化防止に全地球規模で取り組む必要があると思います。質問に入ります。

1. 南条小学校の寄付について

イ. 寄付金の使用目的は

南条小学校が改築され、私たちも8月28日に新校舎を見学し、音楽堂では金管バンド部員が、こんにちとは大きな声で迎えてくれました。子供たちの礼儀正しさや成長をかいま見た思いです。

思い返せば4年前の山村町長就任後の9月議会で私は南条小学校の雨漏りや漏水、漏電など老朽化の実態を明らかにし、1棟で4クラスしかない校舎のため修理と耐震化の経費もかかる、建てかえのほうが無駄な出費が抑えられるし、坂城や村上のような校舎にすれば、駐車場も確保できる、耐震化ではなく建てかえるべきだと一般質問しました。国の耐震化の予算がついているうちに耐震化を進めるという中沢町政からの流れを見直し、山村町長は12月議会の招集挨拶で南条小学校は耐震化ではなく改築すると明言されました。質問したかいがあったと思いました。町長の英断で耐震化や修理費等無駄な出費をしないで済み、町財政にとってもよい結果になりました。9月から新校舎に引っ越し、生徒たちも喜んでいることと思います。南条小学校の改築は喜ばしいことですが、町民の方から南条小学校が寄附を集めたという話を聞きました。寄附を集めるに至った経過と集めた寄附金は何に使うのか、幾ら集まったのか答弁を求めます。

教育長（宮崎君） 南条小学校の寄附についてご答弁申し上げます。南条小学校改築事業につきましては、昨年8月から改築工事を進めてまいりましたが、このたび新校舎が完成の運びとなりまして、先ほど議員さんからもお話がありましたように、8月28日に内覧会、見学会を行い、関係する皆様、地域の皆様に新校舎をご覧いただいたところでございます。また、今月

1日には、始業前に新校舎始まりの会を学校が行いまして、子供たちは新しい校舎での学校生活をスタートさせたところでございます。ここに至るまで大勢の皆様の多大なご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

ご質問の南条小学校の寄附について、学校の備品購入に寄附金を集めるのはいかなものかということでございますが、これまで平成21年度の坂城小学校、24年度の村上小学校校舎の耐震補強及び大規模改修等の工事の際も、子供たちの使用する校舎等の教育環境については、町が責任を持って整備を行い、机等備品類については使用できるものは使用していくといった方針で進めてまいりました。

今までの議会における答弁でも申し上げてまいりましたが、今回の南条小学校改築に際してもほかの2校と同じ考え方で、子供たちの過ごす校舎については安心・安全を大前提に整備を行い、学校で使用する備品については使用できるものについては使用してもらうといった考え方で進めさせていただいております。しかし、PTAの役員さんを中心に新しい校舎で生活する子供たちに新しい机と椅子をそろえてあげたいという思いの高まりから、PTAを中心に実行委員会を組織し、寄附募集をして資金を集め整備をしていただいたところでございます。

実行委員会の検討過程では、児童の保護者はもちろん地域の方のご理解、ご協力をいただく中で、整備できれば子供たちが地域の方に支えられているという実感を一層高め、ふるさとへの思いがさらに強くなるのではと考えて、昨年からPTAを中心に取り組みを進めていただいた状況でございます。

寄附募集に当たっては、任意寄附でございますので、通学区である南条・中之条地区の全世帯を対象に、また地域内の事業所へも寄附のお願いをさせていただいているということでございます。特に事業所への寄附については、まずお話を聞いていただくためのお約束をさせていただくということで、これは文書でご案内をしたようでございますが、事業所へ出向いて実際の相談をさせていただくと、お願いをするといった方法で行ったということでございます。ご理解いただき、集まった寄附金額は現在のところ約660万円ということで、新校舎を使用するに当たり、児童370名分、全児童でございますが、机と椅子を新調し、9月1日のスタートが切れたということでございます。残りの寄附金につきましても、教育環境整備として児童の備品に充てさせていただくべく、準備を進めているといった状況ということでお話を聞かせてございます。

いずれにいたしましても、学校備品に関しましては、物を大切にするといった観点から使用できる備品については大事に使用していくといった考え方で今後も進めていきたいと考えております。以上でございます。

14番（入日さん） ただいまの答弁で、660万円集まったと、使用は机や椅子の購入に充てたいということでした。議会には建設費用の予算しか計上しなくて、机や椅子は何とか使える

ものは使うという方針で今までもそういう、坂小にしても村上小学校にしてもそういう方針で来たということでしたが、校舎が新しくなって、親としてせっかく校舎が新しくなったのに机や椅子が古くてはかわいそうだ、机や椅子も新しくしてやりたいという思いで、この寄附が始まったということはわかりました。

しかし、本来机や椅子は、学校の備品として当然公費でそろえるのが一般的だと思います。また日本のもったいないの文化は世界から称賛される日本の美德でもあります。保護者の声を大切にすることも必要ですが、子供たちに日本の誇れるもったいないの精神を教えることも教育の一環として大切なことだと思います。そのことについて、学校側と保護者側が話し合ったのでしょうか。

また地域でPTAが中心になって集めれば、生活保護世帯や就学援助をもらっている家庭も子供が学校に行っているのに寄附せざるを得ないという状況が生まれます。しかも寄附金は一口千円で、一口以上お願いしますと回っているんですよね。本来寄附は個人の気持ちだから幾らでもよいはずなんですが、やはり学校側としては目標額があるので、一口幾らというふうに決めざるを得ないとも思うんですが、そういうところがちょっとおかしいのではないかと。また、個人で寄附したのに、個人事業所や個人商店に一口2万円の寄附をお願いしますと、また回ってきたというんですよね。非常に個人で寄附したのにまた出さなきゃいけないのかという批判の声もありました。それらのことに関して、どのような取り組みや対策、配慮がなされたのか、再度答弁をお願いいたします。

教育長（宮崎君） 寄附に関しまして順次ご答弁申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、もったいない精神ということで使えるものは使うという中で、机や椅子、新しくすることに対して学校内、あるいはPTAと学校が十分お話ししたかという点でございます。当然実行委員会をつくってですね、組織をしていくということでありますから、そこら辺は十分協議をしたというふうに認識をしております。

そういう中でですね、いずれにしても寄附というのは非常に難しさもあるわけでありまして、一口千円がいいのか悪いのかというようなことでありますが、一つの目安ということで全く空の中で回るというのはいかがなものかということで、金額千円が多いか少ないか、一口としてそれを妥当かどうかというのは、現時点の中でちょっとなかなか私としては判断しにくいわけですけれども、例えば一口1万円とか10万円とかというと、何考えているのかなと思いますけれども、千円という部分だと、比較的、今の状況の中では出しやすい金額かなというふうにも一方で考えているところであります。

そういう中で、生活保護世帯ですとか、そういうところへの配慮はしたのかということでございますが、さきのご答弁でも申し上げましたように、正直言って寄附を回るPTAの皆さん、学校の皆さん等について、どのお宅が生活保護のお宅だとか、そういう例えばどのお宅だった

らどうだろうかということは、なかなか把握しづらいということでもありますし、そこら辺は個人情報ということもありまして大事にしていかなきゃいけないと。だからそういう中で全家庭を回る場合については無理強いをしてはいけません。これがやっぱり鉄則であります。これはどこの寄附でも村上等についても、そこら辺は特に徹底していただくように私ども教育委員会として強く指導をしてきたところでございます。そういう中で、学校においても今回については特にその辺に配慮するようにということを寄附当初から申し上げてきたところであります。

そういうことで、ご不快な思いをした方がいらっしゃるとすれば、本当にそれについては申しわけなく、私の立場からも深くおわびを申し上げるところでございます。

そういう中で、1点目は企業の寄附の関係でございますけれども、そういうことを徹底するようにということで、特に企業についてはですね、文書をもってこれから寄附のお願いに伺うということの、これから予約、予約といいますかアポイントをとりたいというような文書を出したんですけれども、その中にですね、一言ございまして、既に寄附をされた方については、寄附というのは個人の寄附をされた方については、役員にその旨をお伝えいただきたいということも添えてありますので、それが完璧かどうかというのはやっぱり回る方、いろいろありますけれども、基本的にはそういうことで意思を確認して統一をして進めていただいたということでもございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

14番（入日さん） 寄附の回る鉄則としては、無理強いをしない、これが鉄則なんですが、やはり地域で回ってこられると、しかも地域のね、同じ部落に住んでいる知っている人が回ってこられると、いや、うちだけ断るのはなという、やっぱり日本人はそういう何というのかな、結いの精神が非常に強いので、うちだけお金がないからとか言えないんですよね。やはり、生活保護世帯だって、本当に家族で1日千円で食事をやりくりしているような家庭だって千円で言われれば、うんて考えながらもやはり子供が行っている以上出さざるを得ないという、そういう状況があるということをもっともっとやはり上に立つ者は、しっかりと心に刻んでほしいと思います。使えるものは使う、これがもったいないの基本です。

日本は輸入大国で食料やエネルギー、原材料など多くの資源を外国に頼っています。日本は今まで安い木材を東南アジアに求め、熱帯雨林を潰すほど伐採し批判を浴びました。北欧諸国は木を大切にす文化があり、家具などをとても大切に使っています。物を大切に使うという心を育てるよい機会だったと思います。そのことを教育者である学校側も教育長、教育文化課長も保護者側に話し理解を求めなかったのかととても残念に思います。

人間が成長する過程で、学校で学ぶ教科より社会常識や思いやりの心、目配り、気配り、創造力、企画力など幅広い知識が必要です。欲しいものを何でも与えては決してよい結果にはならないと思います。地域の人が寄附を集めにくくと、断ることはとても勇気が要ります。生活保護世帯や低所得者世帯などは、地域では把握できません。どんな気持ちで寄附をしたの

でしょうか。今回、寄附は既に済んでしまったので、今後はそれらの点も配慮してほしいと思います。

次の質問に入ります。

２．地域づくり活動支援事業について

イ．２８年度で終わるのか

地域づくり活動支援事業は、平成１７年から１９年まで３年間の予定で始まりました。この事業の目的は、住民参加のまちづくりを推進し、コミュニティ活動の活性化を図るため、自治区または町内で自治区を超えて広く活動を行う任意団体が、創意工夫し自主的に進める地域活動に対し、資金の助成を行うとなっています。１９年度で終わる予定でしたが、事業の継続を望む声が多く現在に至っています。

１７年当初は、１０区の申請で助成金は１９２万７千円でしたが、２６年度は１８区６団体に助成金が支給され、２７年度は１６区が助成を受けます。このように地域づくり活動支援事業の認識度が上がり事業が定着してきました。しかし、地域づくり活動支援実施要綱では、実施期間が平成１７年４月１日から平成２９年３月３１日となっています。地域づくり支援事業は、年々参加する区や団体が増え、地域の環境美化や祭りの復活、伝統文化の掘り起こしや継承、防災マップづくりや災害時の避難体制等、多方面にわたります。この事業に取り組む中で、地域の輪が広がり団結力も強まり、地域のよさを再認識するなどの効果が出てきています。各区からも継続の要望が多いと思いますが、２８年度でこの事業は終了するのでしょうか。答弁を求めます。

ロ．継続事業について

助成金額の項目に、これまでに同一申請区が実施した地域づくり活動支援事業で、事業内容が同じものは、同一事業部分について事業費の３分の１以内とし１０万円を限度とするとなっています。しかし、花壇や公園の整備などは毎年継続して行わなければならない仕事ですし、地域の祭りなども継続することに意味があると思います。名称が同じでも取り組む内容は年々少しずつ変化していると思います。

月見区の例ですが、親水広場と夏祭りを毎年申請し助成金をもらっていました。しかし、今年は継続事業だということで、総事業費３６万円の申請に対し６万９千円の補助でした。３分の１に減らされたのです。親水広場をつくる会は、大望橋の月見区側が雑草で見通しが悪く中学生の通学路でもあるので、犯罪が起きないように月見区の有志がボランティアで始めました。年四、五回の草刈りや河川敷の清掃などに取り組み、毎年少しずつ整備地域を広げています。おかげで月見区側はとってもすっきりし、ネムの花やワラビナの花の咲くころはとてもきれいで、散歩も楽しめます。親水広場の作業で使う草刈り機は区から借り、替え刃や燃料は区に負担してもらっています。それが継続事業だからと補助金が３分の１に減らされたら作業に支障

を来します。

夏祭りもその年により、上田市の子供太鼓を招待したり町のバンドグループを呼んだりフラダンスのサークルに来てもらったりと、毎年違う内容の取り組みをしています。また、子供たちも年々入れかわり、継続事業だからと打ち切られたら、区費以外収入のない区は規模を小さくするか、やめるかの選択をしなければなりません。事業の目的には、住民参加のまちづくりを推進し、コミュニティ活動の活性化を図るためとあります。子供たちが小さいときにいろいろなことを体験し、ふるさとのよさを体で感じていれば、進学などで町を離れてもまたいつか戻ってくると思います。地域の文化・伝統を大切にする担い手を育てるには、継続することが重要な要素です。継続事業だからと一方的に補助金をカットするのではなく、内容を精査する必要があると思います。継続事業について、どのように考えるか答弁を求めます。

企画政策課長（柳澤君） 地域づくり活動支援事業につきまして、順次答弁申し上げます。

まず、イ．２８年度で終わるのかということでございます。本事業につきましては、お話もございましたが、平成１７年度から継続している事業でございます。各区や任意団体の創意工夫により、地域及び各団体で自主的に進める地域づくりの活動、事業に対しての助成、支援を行うことにより住民参加のまちづくり、またコミュニティ活動の活性化を目的として取り組んでいただいているものでございます。

ご質問にございましたように、実施期間につきましては、平成２９年の３月３１日までとなっております。当初、３年間の期間限定事業として創設されましたが、各区からの強い要望を受けまして、これまで４期にわたり計１１年実施をしておるところでございます。この間、任意団体等への対象範囲の拡大、また町の重点項目への支援の強化などの改正を経まして、現在に至っております。こういったことで新たな自治区あるいは任意団体が事業着手するなどの広がりも出てきているところでございます。今後も事業に対する期待が高いものと認識しているところでございますが、期間の延長につきましては、これまでの事業の評価あるいは申請状況を考慮する中で検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして継続事業についてでございます。補助金額につきましては、事業費の基本的には１０分の１０以内としまして３０万円を限度としておりますが、お話のございましたとおり、継続して行う事業につきましては、事業費の３分の１以内としまして１０万円を限度とさせていただいているものでございます。補助金という制度でございますので、コミュニティ活動の活性化のきっかけになっていただきたいという部分で始めている部分であります。そういったところで、自治区等の活動が自主的に進める地域づくりを支援してまいりたいという考え方でございます。

なお、事業の精査というような部分でございますけれども、例えば防災関連事業というようなくくりの中で、新たに防災マップを作成しますよといった部分につきましては、新規の扱い、

また継続して避難訓練ですとか初期消火訓練、これまでも行っていたということであれば継続というような部分、またお祭りといった部分でございますけれども、これまでの踏襲ということであれば継続事業になりますけれども、例えば新たに手づくりのちょうちんですとか、何がしをつくりますよといった新しい部分につきましては、その部分につきまして新規事業という扱いを精査をする中で進めているところでございます。

継続事業も必要な事業と考えるところでございますけれども、新規事業への波及あるいは地域の独自性を促すための支援として行っておりますので、現行制度での運用を考えているところでございます。

14番（入日さん） 昨日の答弁で26年度までの10年間で133区、40団体の申請があつて2,700万円助成したという町長が答弁いたしました。財源であるふるさとまちづくり基金は、まだ1,741万9,934円あります。継続しなければならない事業も多くありますし、先ほども課長の答弁のように、事業の継続を期待している区が多いと思います。28年度で終了するのではなくて、ぜひ継続をしていただきたいと強く要望します。

また、昨日、町長は都市計画に入っていない小さな公園の整備を進めていくと答弁されました。各区にある緑地帯やミニ公園の整備も今までは、地域づくり活動支援事業の助成金でなされてきているところが多いと思います。そのことを考えても、地域づくりの活動を支えていく大切なやっぱり助成金なんですよね。先ほど継続事業に関しては、町とすれば地域の活性化のためのきっかけづくりのためにこの事業を興しているの、継続に関しては費用を削っていくという方針でしたが、やはりほかの中電の電柱の鉄塔の使用料ですとか、あるいは中之条区みたいないろいろのところからの補助金が入るような区なら、それはいろいろな財源があるのでいいと思うんですが、区費だけでやっぱりやっている区というのは、どうしても財源が限られてしまいます。

そういう中でやはり公園の整備だとか河川敷の整備というのは、毎年やらないと、しかも年に何回もやらないと本当に雑草が生い茂って、もう本当に人の背以上になってしまうんですよね。やはりそういうことを地域で整備してくれている、それだけでもすごい町としてはありがたいことだと思うんですよね。そういう意味でもやはり継続事業だからといって一方的に減額するのではなくて、事業内容を精査すとか、そういうことも必要ではないかと思いますので、再度答弁をお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 地域におきますさまざまな活動という部分でございます。公園整備といった部分、そういう清掃活動という部分につきましては、地域活動に大変感謝をいたすところでございます。一方、この地域づくりの活動支援事業でございますけれども、先ほども申しましたけれども、コミュニティ活動の活性化のきっかけというような部分を趣旨としていただいております。そういったことで、補助金という中で継続事業も必要な事業とは考えると

ころではございますけれども、これまでの繰り返しになりますが、地域の独創性の促し、新しいものも取り組んでいただきたいというような状況の中で、現行制度での運用を考えてまいりたいと思います。

14番（入日さん） 目的基金はその目的のために積み立てたお金です。ふるさとまちづくり基金は、まだ1,442万円弱あります。年間300万円程度の取り崩しで地域が活性化し、きずなが強まれば、町にとっても大きな力になります。この基金を使い、地域づくり活動支援事業が継続されることを強く要望して次の質問に入ります。

3. 通学路について

イ. 荻屋原の歩道について

荻屋原の通学路は、国道に面しているため、雨や雪解けのときなど、登校中の児童が大型トラックやバスなどの通過時に水が飛び服がぬれてかわいそうだ、何とかしてほしいという要望が寄せられました。国道は国の管轄なのは承知していますが、町として町民の要望を酌み上げ安心・安全なまちづくりをすることが仕事だと思いますので、一般質問で取り上げました。

質問の通学路は元鉄道の線路だったところです。国道は、かなりのスピードで車が通過し、交通量も多いので、水はねの確率が高く服がずぶぬれになりやすいのです。朝の登校時に服がぬれたら最悪で、上は体操着に着がえても下着までは着がえがありません。ぬれた服で1日いるのはとても苦痛だと思います。車道と歩道の間に柵状のガードレールが設置してあります。ガードレールのところに、はねよけ用のプラスチック製の板など取り付けられないか、答弁を求めます。

ロ. 国道の中学校入口に横断歩道を

現在は、逆木通りと小宮山食品店前に横断歩道があります。村上地区や中之条の国道下から通う子供たちは、小宮山食品さんの前を横断しています。しかし、坂城中学校入り口には、信号機もあり信号で車は必ずとまるため、小宮山食品前よりも安全に横断できます。横断歩道の設置は公安委員会の管轄であるということは承知していますが、子供たちが事故に遭わず安全に渡れるよう気配りするのも町の仕事だと思います。事故が起きないような安全な通学路の確保は大事だと思います。坂城中学校入り口に横断歩道を設置できないか、答弁を求めます。

建設課長（青木君） イの荻屋原の歩道についてお答えいたします。

荻屋原地区の児童生徒の通学路につきましては、荻屋原区内の住宅地内の道路から途中国道18号の歩道を通り小・中学校への通学となっております。通学路となっている国道18号のうち、荻屋原バラ街道の約450m間は、車道と歩道の間に高さ約80cmの防護柵が設置されており、長野国道事務所の管理となっております。

国道18号は車の往来が激しく、この区間は堤防上で見通しがよくスピードが出しやすい区間で、降雨があった場合などトラックやバスなどの大型車両が通過しますと、路面の水をタイ

ヤで巻き上げながら通過することになると思われます。ご質問にありました雨水の飛散防止対策としての防護柵にプラスチック製の板などの設置につきましては、防護柵に板などの設置が可能かどうか、設置した場合どの程度の効果があるか、またさらに車道の雨水の飛散防止対策として、雨水を舗装面にためず地下に浸透することができる、水たまりをなくすことを目的とした排水性舗装の施工につきまして、また長野国道事務所と現地におきまして確認をし、また要望してまいりたいと考えております。

住民環境課長（金子君） ロの国道の中学校入口に横断歩道をについてお答えいたします。

横断歩道や信号機など、交通安全施設の設置要望が学校、PTA、地元区等からあった際には、関係課等と現地調査を実施し、必要と認められた場合は千曲警察署に要望を行い、その後道路管理者や千曲警察署等と事前協議を経て、長野県警察本部へ申請となります。

国道中学校入り口に横断歩道をというご質問でございますが、国道18号坂城中学校入り口のように、歩行者用の歩道橋があり、また信号機が設置されている箇所にさらに横断歩道を設置することができるかということにつきまして警察署のほうにお聞きをしましたところ、横断歩道の設置位置、横断歩道設置に必要となる待機所の確保に伴う道路改良及び既に設置されている歩道橋の取り扱い、また現在、逆木交差点と中之条の小宮山食品様前に横断歩道が設置されておりますが、この間に新たな横断歩道を設置する必要性等について協議を行う必要があるとのことでございます。

さらに、歩道橋や国道、歩道につきましては国の所有となりますので、所管となる国土交通省との協議も必要となります。横断歩道の設置につきましては、全ての協議が整った段階で千曲警察署を経由して県警本部に正式に交通安全設備設置申請をいたします。県警本部では、県内各警察署からの申請を集約し、審査の上、緊急性の高いものから採択していくとのことでございます。このように設置に至るまでには、国・県等さまざまな協議が必要となるわけでございますが、学校、PTA、地元区等からの設置要望をいただいた際に、町といたしましては設置の早期時実現に向けて働きかけをしてまいりたいと考えております。

14番（入日さん） それぞれ答弁いただきましたが、荻屋原の歩道については、設置が可能かどうか、また国道自体も水たまりをなくすような舗装ができるかどうか、今後、国道事務所と話し合っていくと。

それから、中之条の信号機については歩道橋があるのではないかという話でしたが、前は村上地区、歩いて学校へというのが多かったんです。今、だけど全地区が村上の全地区が自転車通学で、歩道橋を自転車担いで上がるような人いませんよね。それで、やはりそういうふうに通行形態、通学形態が変わっている中で、昔のままでいいのかと。それで、今、最初は確かに歩道橋を渡っている人もいましたが、今、高齢者が増えてきたのでほとんどもう歩道橋なんて渡っている人いないんですよ。そういう意味でもやはり、今後、中之条の中学校入り口に横

断歩道をというね、なぜかという、信号で必ずとまるから自転車で渡るときに安全なんですよ。そういう意味でもぜひそこは実現してほしいと思います。いろいろと各方面に顔も広く交渉力のすぐれている山村町長もいることですし、優秀な課長と力を合わせて安全・安心な通学路の確保が一日も早く実現することを期待して次の質問に入ります。

４．災害時の対応について

イ．区に入っていない人の対応は

昨年１２月議会で質問したときに、避難所で避難者名簿を作成し、避難者の確認をする、区に入っていない人はアパートの所有者、管理人などに協力してもらい確認作業をする、今後、行政協力員さんに協力してもらい、町の行政情報、行政サービスが滞ることなく行き渡るよう検討して進めていきたいと町長は答弁されました。あれから９カ月経過しましたが、行政協力員さんが区内に住んでいる全ての家に、行政情報や行政サービスを知らせる体制になったのでしょうか。そのためには、区長さんが区に誰が住んでいるのか、未加入者がいるのかを把握していないとできないと思います。未加入者の情報を町は区長さんに伝えているのでしょうか。答弁を求めます。

ロ．混在する地域について

坂城町には、混在する地域もかなりあります。混在する地域は、どこが自分の担当する家なのか、区に未加入なのか、他の区に入っているのか、役員は毎年かわるので把握しにくいと思います。個人情報保護の立場もありますが、先ほども言ったように、区長さんには必要な情報は知らせるべきだと思います。そうしないとエリア内で他の区の人がいたら、災害時にエリア全体で移動するよう行政協力員にお願いするという町長答弁が実施できないと思います。それらの取り組みがどうなったか、答弁を求めます。

町長（山村君） 今、入日議員さんから話がありました。確かに昨年の１２月の議会でも話がありました。災害時の対応、それから区に入っていない人の対応、混在する地域についてということであります。昨年１２月以降幾つか変わった点もございますので、それも含めまして現在の状況をお話し申し上げたいと思っております。

まず災害と有事の際に区に入っていない人、あるいは混在する地域への情報伝達についての質問を昨年１２月にいただきました。これまで、災害時における情報発信につきましては、有線放送電話や屋外スピーカーによる緊急放送のほかに、最近始めましたのは、坂城町エリアメールですね、一斉メールや、これは警察や消防などの協力により情報発信に努めてまいりました。また、昨年１２月以降は、さかきまちすぐメールというのを始めまして、これが今ご利用いただいております。登録していただければ、坂城町の情報を得ることができるものとして、町からのお知らせ情報や地域の安心・安全情報のほか、防災、災害に関する情報も伝えることで、町外にいても情報が得られる手段として運用を開始したものであります。まだまだ多くの

方に登録をしていただきたいというふうに改めてお願いをするものでもあります。

また、本年3月には、国の指針を受けまして町防災計画に避難行動支援者に関する対策を追加したところであります。エリア内の区に加入・未加入を問わず要支援者名簿を作成することとし、要支援者の氏名、住所などのほか避難支援等の実施に必要な事項を掲載することとしております。この名簿は、平常時においては要支援者本人の同意がある場合について、警察、消防、行政協力員、民生委員などの避難支援等関係者に提供することができることとしております。個人情報でありますので、その情報提供のあり方やルールづくりを現在、担当課にて検討しているところであります。

次に有事の際を想定し、昨年の町総合防災訓練では、上田ケーブルビジョンと取り交わした災害時におけるケーブルテレビ放送の要請及び臨時災害放送局の運営に関する協定に基づき、臨時災害FM放送局の開設訓練を実施し、住民が手にするラジオ端末に危険回避行動を直接呼びかけ、また被災者の救援や生活支援等の放送を行うものとして実施いたしました。

続きまして、緊急速報エリアメールがあります。これは、災害発生時の各種警報や避難情報を町内にある全て、これ一部機種を除きますけれども、ほとんど全ての携帯電話やスマートフォンに迅速に伝達する手段でございます。現在提携している3社、ドコモ、KDDI、ソフトバンクと平成26年4月に契約をしておりましたが、実際に災害がないと配信がされませんでしたので、本年度の防災訓練では緊急速報エリアメール機能についても情報伝達訓練として実施いたしました。訓練時でのエリア内への情報伝達でありましたので、町外の方が、たまたま通行中で、町内にいた場合なども問い合わせ等もありましたが、町内の方の反応はこういったことができるようになったということで、好評を得ていただいているというところであります。

次に、ある自治区の中に別の自治区の方がいる場合や、自治区に加入していないといった場合への対応でございますけれども、避難情報等が伝わらないといったケースも想定される中、検討を行い行政区の範囲を一定程度区割りをし、明確にする案をつくっておりますが、道路や河川などで区切ったことにより、誰が見てもわかりやすいという反面、現状としてお住まいの区の境との差が大きく生じるため混乱することが予想されることもあり、改めて区の皆さんが把握している現状を確認する作業を進めていくことを区長会でお願いしたところであります。

また、広報等の配布につきましては、自治区への加入が混在している場合、異なる区でも加入していれば配布されますし、またどの自治区にも入っていない場合は、アパート等の所有者や管理人の協力、あるいは希望者には直接郵送するなどの対応をとっております。現在220世帯の皆様への対応を図っているところであります。今申し上げました任意団体である自治区ですね、区ですね、のあり方というのは今までの歴史的な関係もありまして、もとおられたところから離れて移られてもその区に、別の区から来られるということが多々あります。

この問題は何とかしなきゃいけないということで長年議論されたようでありますけれども、今や災害があったときには、その区の中にある方が全く別の区の方だとしてもですね、そのエリア内で全て一緒に行動しなきゃいけないということになりますので、先ほど申し上げましたように、改めて行政協力員の皆様、実際は区長さんが兼務されておりますけれども、ご相談申し上げて、早急にわかりやすく、ある意味じゃあエリアということも必要なんですけれども、区引きをしまして、中でもここに混在しておられる方は特別に配慮するということ、今進めようということでご相談しております。

あわせて広報紙などにつきましては、町ホームページにも掲載しておりますので、それをご覧いただく方法もあり、現代のＩＣＴ社会においては有効な情報手段でありますので、町民誰でも積極的に情報を取りにいくということも、啓発も必要になってくると思います。いろいろ申し上げましたけれども、現実には、まだまだいろんな仕組みに入れられないという方もいらっしゃると思いますので、役場カウンター、文化センター、社会福祉協議会、テクノセンターなど、町内の公共施設に配布をし、ご覧いただくなどの情報提供をしているところでもあります。今後、多くの方々が集まる場所へも配布しご覧いただけるよう検討していきたいと思っております。

最後に、区の加入・未加入の情報を伝えているかということでもありますけれども、敬老会に伴う高齢者の名簿など、対象となる地域の方々の情報は、公益上必要と認められる場合は閲覧が可能となっております。また閲覧された方については、年２回、町の広報において閲覧日、閲覧者または委託者、閲覧目的、対象者及び人数などを公表しているという状況であります。以上であります。

14番（入日さん） 山村町長になって坂城町のすぐメールだとかね、そういうことで災害が起きたときに一応早く把握できるという、そういう体制は整ってはきたんですが、そういうこと自体やっているということ自体がね、やはり区に入っていない人たちは知らないわけですよ。そういう人たちは、恐らく町のホームページにも関心がなくて見ないでしょうし、先ほどエリア内で行動すると、区に入っていようといなかろうと、また他の地区に入っている人でもエリア内で行動できるように、そういう体制をとっていくということで今、行政協力員さんを中心に協力してもらっているという話がありました。

区長さんがじゃあ、自分の区の一体誰が入っていて入っていないのか、それは閲覧が可能なのでそれで調べてくださいよという話でしたが、ただでさえ忙しい区長さんが果たしてね、そこまでやるのかどうか、やれるのかどうかということです。だから、区に入っていない人の把握をやっぱ町はできているのかどうか、それから区のエリア内で他の区に加入している家があるのかどうか、やはり行政がきちんと把握して、区長さんに知らせる、そして区としてどういう対応をするのか考えてもらうということが大事だと思います。混在する区のあり方も行政協力員さんの協力を得て検討していく必要があると思います。今、そういうことを進めて

いるという町長の話でしたが、ぜひその辺も明確に、今後対応できるようにしていただきたいと思います。

行政の情報を確実に町民に伝達できるのは、区の役員さんたちの協力があるからこそできるのです。その点を考慮してやはり行政協力員さんには、混在する地域の状況や未加入者の情報など、聞かれたら答えられる、そういう対応をしていただきたいと思います。

では最後に、プレミアム商品券は全国各地で混乱を引き起こし、一部の人しか購入できないなど、不満が多くありました。生活保護世帯や重度障害者のいる世帯など、一番必要とする人たちは、そんな余分な現金がなく買えませんでした。こんな施策は生活弱者のことを全く考えない政治家の愚策としか言いようがありません。この無駄遣いは消費税１０％で元が取れるので国は痛くないのです。消費税率のアップは、低所得者ほど深刻な影響を受けます。プレミアム商品券の１０％は町に寄附してもらい、生活保護世帯や低所得者世帯に無償で配布し、残りの１０％を上乗せした商品券にしたら本当に必要な人が使え、弱者救済の施策になったことでしょう。そういう発想ができない、この国の政治家を変える力を国民は発揮すべきだと思います。国民の大多数が反対している安保保障関連法案やマイナンバー制など、私たちはもっと政治に関心を持ち、自分たちが持っている権利が侵されないよう監視していく必要があると思います。国の横暴を許さず地域住民の生活を守るために、ともに力を合わせたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（塚田君） ここで１０分間の休憩いたします。

（休憩 午前１０時２４分～再開 午前１０時３４分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、２番 塩野入猛君の質問を許します。

２番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

８月の１４日に安倍首相が戦後７０年談話を発表いたしました。村山談話との比較や各方面、とりわけ中国、韓国への配慮などが取り沙汰されましたが、大事なことは談話を踏まえこれから日本は何をするかということであります。

１．国道バイパスの早期建設

私は、２期目の公約の一つに、１期に引き続き国道バイパスの早期建設を掲げました。バイパスの一般質問は、今回で６回目ですが、徐々に進展はしてきております。前回はちょうど１年前の２６年９月議会定例会で進捗状況等をお尋ねをいたしました。今回はそれ以降について、これから順次お伺いをいたします。

イ．進捗状況は

まず初めに昨年９月以降の進捗状況であります。地権者並びに関係住民へは昨年２６年

1 1 月初旬に坂城更埴バイパス（坂城町区間）用地測量・物件調査説明会が開かれました。私は、1 1 月 7 日の網掛地区の説明会に出席しましたが、この説明会は小網・網掛地区が対象になり、用地測量区間として 2. 7 k m を実施するという前提で用地補償の流れ、用地測量と境界立会、それに物件調査についての説明がされました。説明会は小網地区、役場でも開催されましたが、まず初めに、それぞれの説明会場への意見・要望などを含めた説明会の状況をお聞きをいたします。

その後、網掛地区では 1 1 月の 2 6 日から 2 8 日の 3 日間にわたり、地権者など個々別に境界立会が行われ、それぞれが立ち合い書類に署名、認印がされました。小網地区でも境界立会がされていると思いますが、それぞれの地区において境界立会は順調に進んだのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、用地測量・物件調査説明会、境界立会のほかに昨年 9 月以降、今日まで長野国道事務所と町ではどんな経過を踏んできたのでしょうか、お聞きをいたします。

ロ．用地補償について

今年 6 月には、用地測量及び物件等の調査に基づき長野国道事務所が地権者個々に土地調査、物件調査などによる面積、数量等の確認が始まりました。確認作業は国土交通省の外郭団体かと思いますが、一般財団法人関東地域づくり協会の補償業務管理士なるもので、土地交渉のエキスパートでありましょう方々により、面談方式で行われた模様です。この作業、ここの確認作業は、作成された土地調書により、地番、公簿上の現況の地目・地籍のほか、用益物件、担保物件の確認、物件調書による樹木類の種類、形状、寸法、数量などを、それが土地のどこにあるのかの地図での位置確認、それに相続関係説明図での相続確認がされました。これら土地、物件、それに相続のほかにも確認されているものがあるのでしょうか、お聞きをいたします。

地権者の関心は何といっても補償金の算定であります。補償金の算定は、地目、場所など細分化して算定されているのでしょうか、どのようになされるのか、算定内容をお聞きをします。

補償金の支払いは、契約後 7 0 % を前金払いし、土地登記、建物等の移転、土地の引き渡し、ここでは樹木等も除去し、その後に残りの 3 0 % を支払う仕組みのようですが、基本的にこのようなセオリーで進められていくことになるのか、お聞きをいたします。

また、確認面談の中では、契約、支払がされれば来年から耕作はできないという説明も受けました。キネギ、タマネギなどは秋口に種をまき、来春にそのネギ苗を植えつけるのが一般的です。また、根菜類は畑にそのまま寝かせて越冬させ、冬に掘り出すケースもあります。耕作の期間的余裕が欲しいと考えますが、その点も国道事務所の見解はどうでしょうか。春先ぐらいまでは延ばせるのかどうか、お尋ねをいたします。

ハ．今後のスケジュールは

6 月の地権者説明時には、用地補償のおおむねのスケジュールが示されています。補償説

明・協議、いわゆる用地交渉が進められ、9月、今月から10月にかけて契約し、全ての補償金支払いが12月末には完成の予定のようですが、そんな日程で進めていくのかをお聞きをいたします。

これから引き続き、月見・上五明地区へと進むこととなりますが、これも早く進めていただきたいが、いつごろになりますでしょうか。今、進めている小網・網掛地区が終わり次第になるのでしょうか。それとも並行して進めていくことになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

坂城更埴バイパスの坂城町区間は、橋梁やトンネルなどが無い区間であり、工事は取りかかりやすい場所であります。用地交渉が早期建設に向けた鍵にはなりますが、現段階においておおむね10年という供用開始の時期は早まる見通しが見えてきたのかどうか、お聞きをいたします。

町長（山村君） 国道バイパスの早期建設についてということでございますけれども、18号、国道バイパスの建設期成同盟会ができてもう四十数年がたっているというところではありますが、ここに来て少しずつ目に見える形が出てきたかなと思っております。私からは今の進捗状況については答えさせていただきまして、ほかの個々の内容につきましては担当課長から答弁させていただきます。

ご案内のように、坂城更埴バイパス、これは坂城町区間は3.8kmにつきまして、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、測量、地質調査、道路予備設計、関係機関協議に着手いたしました。以来、平成24年度は動植物全般の環境調査、道路予備設計について関係機関との協議や関係区長さんへの説明会等を実施し、平成25年度には関係区長との打ち合わせを踏まえ、8月と1月の2回にわたって予定地権者や住民への説明会を各区ごとに開催し、要望等をお聞きし、設計に反映をしてきたところであります。

平成26年度では、小網・網掛地区につきまして、関係区長や地権者への説明会を経て境界立会、用地測量、物件調査を行い、今年度からは用地買収が始まり住民の皆様にも事業の進捗が実感できる状況となってまいりました。また、網掛区、小網区から要望のありました側道については、それぞれ計画延長の延伸について変更されたところであります。

バイパスの建設促進につきましては、上田市から長野市までの市長、議会代表、住民代表などで組織しております新国道上田市篠ノ井間建設促進期成同盟会、これは千曲市長が会長をしておりますが、ここにおきまして毎年春に長野国道事務所及び長野県に要望活動を行い、秋には国土交通大臣、財務省、関東地方整備局及び地元選出国會議員への要望活動を実施しております。昨年11月18日には、上田市と東御市で組織している国道18号上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会、これは上田市長が会長であります、と合同で太田国土交通大臣を初め国土交通省幹部、宮下財務副大臣、関東地方整備局、国會議員各位に要望を行い、私からは上田坂城バイパスが供用開始され町内の交通量が増加していること、特に昨年2月の大雪の

際には、大渋滞が発生したことなどをお話し、坂城更埴バイパスの早期完成に向けた予算確保をお願いしてまいりました。

また、本年 7 月 27 日には、長野県知事及び長野国道事務所長への要望活動を行いました。私からは坂城町の主力産業である工業がようやく長い不況の時期を乗り越え、製造品出荷額が伸びているときに、その輸送路となる国道バイパスは命の命運、町の命運を左右するものであることを訴え、早期開通に向け尽力いただくようお願いしてまいりました。ご一緒に参加いただいた塚田議長からは、鼠橋以南の上田・坂城バイパスが開通した後、住宅街を走る県道長野上田線の交通量が国道並みに増加し、大変危険な状況になっていることなどを訴えられました。

また、坂城町において、町、議員各位、27 区の区長ほか各種団体の皆様に組織しております坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会におきましても、本年 2 月 23 日に議長を初め関係議員、村上地区区長の皆様にご足労いただき、国土交通省徳山技監、これは現在の事務次官であります。並びに黒田道路局次長への面談を初め、副大臣、政務三役ほか、関係役職の皆様及び地元選出国會議員への要望活動を実施し、地域の発展に不可欠な国道バイパスの早期完成とともに、県道坂城インター線先線の事業化についても強くお願いしてまいりました。

新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会では、今年度も 11 月に国道 18 号上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会と合同での国への要望活動を予定しております。また、町の国道バイパス県道整備促進期成同盟会では、今月 28 日に文化センターにおきまして総会を開催し、関係の皆様にお集まりいただき、今後の活動についてご議論をいただく予定となっております。引き続き、議員各位、地域の皆様、近隣自治体と協力しながら長野国道事務所、県、ほか関係機関と連携をし、国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えております。そのほかの事項につきましては、担当課長から答弁させます。

建設課長（青木君） 昨年 9 月以降の進捗状況でございますが、ご質問にありましたように、

10 月 31 日小網公民館に始まり、11 月 4 日鼠公民館、11 月 7 日網掛公民館、そして 11 月 8 日の役場の 4 会場において用地測量、物件調査についての説明会を行い、境界立会をお願いいたしました。この説明会は、地権者向けの説明会でしたため、立会の日程調整の要望はありましたが、設計についての要望等は出されませんでした。11 月 26 日から 28 日にかけて、地権者の皆様にお集まりいただき、境界立会が行われましたが、国土調査事業を実施済みの地域でございましたので、立会はおおむね順調に進んだとお聞きしております。

また、用地関係以外の長野国道事務所との経過につきましては、12 月から 2 月にかけてバイパスの雨水排水路の検討と、町土地開発公社での先行取得についての協議を行っております。

次に口、用地補償についてでございますが、今年度に入りまして、6 月 5 日に用地補償の進め方について関係区長の皆様にお集まりいただき打ち合わせを行い、6 月 25 日及び 26 日に小網公民館及び網掛公民館において地権者への個別相談会を開催し、用地測量及び物件調査の

結果をお示しして確認をお願いしております。8月6日と7日には、両公民館において2回目の個別相談会を開催し、用地及び物件について確認をいただいた皆様に、補償金額の提示がなされております。相談会における確認事項は、ご質問にもありましたように、買収対象土地と補償物件の確認、相続関係の確認のほか、貸借関係があるのか、ある場合、補償金の分配割合をどうするかの確認をお願いしております。

次に、補償金の算定方法についてでございますが、国の公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき地目、場所、地番ごとにそれぞれ個別に算定がされているとお聞きしております。補償金の支払につきましては、契約後に70%前払いし、土地の登記、物件移転が終了し、引き渡しが行われた時点で残り30%を支払うとされております。

土地の引き渡し後の耕作は、所有権が国になりますので、できません。国の会計年度は3月末でございますので、今年度、契約された方は登記及び引き渡しの期限は最長でも3月31日までとのことでございます。

次にハ、今後のスケジュールについてでございますが、6月の個別相談会において、国の計画として地権者の皆様にお示しをしたスケジュールは、8月の個別相談会で補償金額を提示し、9月から10月ごろに契約、12月末に引き渡し、補償金の支払い完了というものでございますが、2回目の相談会の中で物件補償にかかる期間や貸借関係の解消など、個別の事情をお聞きし、今年度中に引き渡しが可能なものにつきましては、10月ごろまでに契約したいとのことでございますが、支払い完了につきましては、耕作や物件の状況により12月から3月までの間に順次行っていくとのことでございます。

次に、月見・上五明地区への着手の時期でございますが、国の今後の予算配分にもよりますので、現時点でいつごろかは申し上げられませんが、現在、用地買収を進めております小網・網掛地区の進捗状況を見ながら月見・上五明地区の用地測量、物件調査の着手時期を判断していくとのことでございます。供用開始時期につきましては、今年度から用地買収に着手したところで、これから本格化する段階でございますので、国では現在のところ事業化からおおむね10年で供用開始を目指すという目標とのことでございます。町長からも申し上げましたが、町といたしましても、一日も早い開通に向け地域や関係の皆様とともに推進を図ってまいりたいと考えております。

2番（塩野入君） まず、バイパスルートの当初案に対して、地区説明会やいろいろで、意見・要望が出されたんですが、大体概略はわかるんですが、それがどのように修正されたか、最終的にどのように修正されたか、大きく修正された部分につきまして、主な修正された部分について起点側から個別的にちょっとお聞きをいたしたいと思います。

それから、今進められている小網・網掛地区は、起点は鼠橋からですからわかりますが、2.7kmの区切りの地点、今、小網・網掛地区の区切りをしている最終のその地点はどこに

なるのか、それをちょっと具体的にお示しをいただきたいと思います。

また、境界確認などが進められた中で、これまでの状況はどんなでしょうか、今、順調に進んでいるというお答えをいただきましたが、何か個別的に滞っているものや問題の箇所というのは、あるのでしょうか、どうでしょうか。その辺ちょっとまた、なければないで結構ですが、お聞きをいたしたいと思います。

次に、27年度の坂城町の土地開発公社の事業計画書には、国道バイパス取得事業用地として、2億5千万円が載せられております。この公社に掲載された2億5千万円、これは先行取得用地という説明を受けておりますが、その先行取得用地という内容をお聞きをいたします。

それから前回の私の質問で、当時幅ぐいは大体20cmから1mぐらい余裕を持って幅ぐいが打たれていると、こういう答弁がありました。その後、調査ではやっぱり正確なものが必要になるわけですが、正確な幅ぐいは、打たれていますかどうか。例えば打たれていれば、現地でどう見分けたらいいのか、くいが幾つかいろいろあるんですが、例えば色分けか何かで示されているのでしょうか、その辺、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

そしてもう一つ、地権者、耕作者は、村上地区以外にもたくさんいらっしゃいます。説明会など、村上地域以外の方々にもきめ細かな配慮が必要であります。国道事務所、町側ではその辺、どんな対応をしてくれているのでしょうか、お尋ねをいたします。

建設課長（青木君） 地域要望に対する主な修正箇所についてでございますが、まず小網地区内の自転車道の通行許可を得て乗り入れている農地へのアクセスの確保につきまして、側道を延長することにより対応しております。

次に、網掛区村東地籍の横断ボックスへの接続する側道について、バイパスの西側の側道を延長し、両側で接続できるようになっております。

次に、現道が分断される月見区、上五明区からの通学路について、バイパスの高さを上げて新たに歩行者用横断ボックスを設置することとなりました。そのほか水路のつけかえの変更、平面交差付近の町道の取り付け位置の変更などがございます。

次に、現在の用地買収が進められている区間2.7kmの終点でございますが、これはコミュニティ月見様前の町道06号線までとのことでございます。

次に、境界確認後の用地買収の進捗状況でございますが、今年度2回の個別相談会によります土地及び物件の確認、補償金額の提示までは、おおむね順調に進んでおりますが、それ以降は個々の状況により進捗状況は変わってくると思われませんが、中には相続や貸借の解消などに時間を要する案件もあると聞いております。

坂城町土地開発公社によります先行取得につきましては、坂城町に係る長野国道事務所、本年度の予算配分が1億5千万円で、事業の進捗に十分な予算が確保できなかったことから、国の用地国債として2億5千万円の先行取得の依頼があったものでございます。したがって、今

年度の国道バイパスに係る用地の総額は、4億円となっております。

幅ぐいにつきましては、用地測量の終了している小網・網掛地区2.7kmにつきましては、正式なくいが打たれており、くいの色が黄色でございます。

村上地区以外の地権者の方への対応につきましては、公民館での個別相談会においていただいた方もいらっしゃいますが、坂城まで来られなかった方については、長野国道事務所において個別に対応しております。町内の方でも日程が合わず公民館においていただけなかった方につきましては、個別に対応するなどきめ細かな対応に努めているところでございます。

2番（塩野入君） 国道バイパスも今、用地交渉の段階へと駒を進めてきています。バイパス建設の中でも、用地交渉は大きな山場になります。これから始まる用地交渉の鍵は土地、建物の買い上げ単価であります。地権者が納得のいく単価を提示をいただき、円滑な用地交渉が進むよう望むところであります。

質問の中でも申し上げましたが、坂城町区間は橋梁やトンネルなどが無い区間であり、用地交渉が終われば国土交通省、長野国道事務所の予算獲得次第で建設が進みます。国道バイパスの早期建設を期待しながら次の質問に移ります。

2. 「地方創生」に向けて

私は、地方創生もこの3月の第1回議会定例会で一般質問をいたしました。既に今は9月、前回の質問から既に半年が経過し、地方創生に向けた戦略づくりも臨戦態勢で進められていることと思われます。折しも、今年度は町の最上位計画である第5次長期総合計画の後期基本計画策定年度でもあります。策定作業は大変であります。タイミングとしては総合計画との整合が図れ深みのある計画・戦略が期待できるところであります。

イ. 策定状況は

国の総合戦略による基本目標に沿って、来年28年2月中をめどに人口の現状と将来の展望を示す坂城町人口ビジョン、それに向こう5年間の施策の目標と基本的方向及び具体的な施策による坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されます。

委託契約された策定支援業者により人口ビジョンの現状分析がなされる一方で、内部組織である坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会による作業が進められていることと思われます。今現在までどんな形でどのように作業が進んできているのでしょうか。その作業内容を時系列的にお聞かせをいただきたいと存じます。

次は、第5次長期総合計画の後期基本計画との関連であります。基本計画と総合戦略の同時作成が基本のようですが、町の最上位計画の総合計画後期基本計画があり、その下に総合戦略がある位置づけになるはずですから、初めに総合計画が立ち上がり、そこから総合戦略をつくり上げる形になるかと思いますが、そんな位置づけでいくのかどうか、その辺をお聞きをします。そうすると、基本計画づくりが並行しても、それは先行していくことになるのかなと思い

ますが、基本計画から総合戦略へどのような手順で進めようとしているのか、その辺をお聞きをいたします。

地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に当たり、政府が地域ごとの産業構造などを分析したデータを提供しているようですが、どのような内容のデータが示され、本町ではどのように活用されているのか、お聞きをいたします。

現在、策定に向けた調査、検討作業が進められていると思われませんが、そうした作業の中で見えてきたものなどがありますでしょうか。また問題点や課題などが出てきていますでしょうか、お尋ねをします。

ロ．県・広域との整合は

長野県では、先月５日に県の人口ビジョン案を公表しました。県人口が特段の対策をとらなければ２０６０年に１２８万人となり、対策が進めば１６０万人に抑えることができる内容であります。人口推計は、数字がはっきりと示されますから、市町村推計との乖離があれば明確にわかります。県は、１０月に県版総合戦略を策定するようですので急がなくてはなりません、人口初め整合は図れるのかお尋ねします。

また、７月の２９日には県と長野地域９市町村でつくる長野地域活性化推進会議なるものが開かれ、県と市町村が策定中の総合戦略について意見交換がされた模様です。そこで具体的に取り組むテーマを移住・交流の促進としてワーキンググループを設けて検討するとのこと。具体化に当たっては、連携中枢都市圏構想と連携して進めるとしたようですが、どんな状況でしょうか。

続いて、長野市と長野市広域連合８市町村との連携策が始まった連携中枢都市圏構想について伺います。長野広域連合を構成する９市町村が地域の経済活性化に取り組む連携中枢都市圏構想について、９市町村の首長でつくる長野地域連携推進協議会が設立をされ、来年３月をめぐりに連携中枢都市圏ビジョンをまとめるようであります。まずは長野市と他の８市町村が個別に連携協約を結び、雇用創出企業への支援を相互助成の仕組みにより進めることを先行しながら事業計画を１５年度中に取りまとめる意向のようですが、これまでの経過とこれからどのように推進されていくのか、お尋ねをいたします。

ハ．策定に向けて

これからの策定のスケジュールとして、総合戦略の全体像は１０月下旬をめぐりに取りまとめ、地域説明会等を経て、来年２月中をめぐりに策定予定ということであります。既に９月中旬に向かっています。あと１カ月半で全体像が示されることになりますが、これから１０月下旬に向かってどのようなスケジュールで進めようとしているのでしょうか。

地域説明会は、１１月から１２月を予定しているのでしょうか。どうでしょうか。それから地域説明会は、全体像を地域の皆さんに伝える一方で、意見、要望などを聞き取り、それを総

合戦略に生かす重要な役割があります。説明会はどんな形で何カ所ぐらいを予定しているのでしょうか。

また、国の総合戦略にある基本目標により、どこの自治体も金太郎あめの地方版総合戦略になってしまうおそれがあるという指摘もございます。地方の独自性、地方のカラーを引き出すといっても、交付金、特にこれからの新型交付金獲得を狙うには、国の基本目標を取り込まなければなりません。地方版総合戦略の策定には、政府が提唱する政策に誘導する側面がある中で、本町としてはこういうものは羅針盤程度にして、創意工夫を重ねて独自の対策を強く進めてほしいと思いますが、ご所見をお伺いをいたします。

企画政策課長（柳澤君） 地方創生に向けて、順次答弁申し上げます。

坂城町総合戦略につきましては、昨日の塩入議員さんと重複する部分もございますので、ご理解をいただきたいと存じます。まず、イ．策定の状況につきまして、時系列で順に申し上げてまいります。

昨年１１月に、まち・ひと・しごと創生法が公布、施行されましたが、町の総合戦略は、２０６０年までの長期ビジョンや今後５年間で取り組む人口減少対策の具体策、達成目標を盛り込んだ計画として策定する必要がございます。町の経過であります、各種調査や分析など、専門性や効率性を考慮し、策定支援業務を外部へ委託することとして６月に坂城町人口ビジョン・坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務に対する選考会設置要綱を定め、プロポーザル方式により策定支援業務のコンサルティング委託業者を決定いたしました。

委託業者では、人口ビジョンの中から坂城町の現状について着手し、現状の分析、課題の整理や人口の将来展望について報告がなされました。この報告をもとにして、役場内部組織であります坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を開催し、人口ビジョンについて協議したところでございます。

また、上位計画である総合計画と整合性を図りながら専門的及び総合的な意見を幅広く聞くため、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会を設置しました。委員の皆さんは、産業、教育、行政、金融、労働、言論の関係者を含む３０名の方々にご委嘱し、８月３１日に開催したところでございます。

懇話会では、人口ビジョンのうち、人口動向として将来人口推計、あるいは時系列による人口動向、年齢・階層別の人口移動など、また雇用・就労状況として産業別就業者数と割合や常驻地と就業地別就業者数、また素案であります、現状と課題の整理、そして人口の将来展望についてお示しをさせていただいたところでございます。

次に、総合計画から総合戦略へどのような手順で進めようとしているかということでございますが、総合計画の中から人口減少対策に着目した施策を総合戦略と捉え、総合計画から具体的かつ特化したもので総合戦略を策定していく予定でございます。

続きまして、政府が地域ごとに提供しているデータにつきましては、資料として年齢階層別の人口移動、将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度などで活用しているところであり、今後の検討といたしまして、経済構造、企業活動あるいは労働環境や地方財政などの部分について活用できるか検討しているところでございます。

策定作業を進める中で見えてきた問題点や課題についてでございますが、人口減少については大変厳しい状況であること、当町の場合、雇用・就労の関係が社会動態の変化、これは特に若い世代の流出でございますが、これが自然動態の変化、これは出生数の減少という部分でございます、こういうところに影響を与えている可能性があり、総人口の減少や人口構造の高齢化に与える影響が大きいと考えられることでございます。

次に、ロ．県・広域との整合はについてでございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、まち・ひと・しごと創生法におきまして、県と市町村が十分に意見交換や協議を行うとともに、連携して総合戦略を策定し推進することとされております。県の人口ビジョン及び総合戦略との整合につきましては、県と市町村の総合戦略策定に向けた意見交換や協議を行う場として、市町村長、県地方事務所長、県現地機関の長などで構成する地域戦略会議が設置され、広域的課題と進むべき方向性について検討しているほか、県内10の広域圏ごとに県及び圏域市町村の地方版総合戦略策定事務担当者による総合戦略策定研究会が設置されており、情報の共有と交換を行っております。

長野地域におきましては、地域戦略会議の位置づけで、長野地域活性化推進会議を開催し、この地域における広域的な課題について意見交換を行っているほか、総合戦略策定研究会では、県企画振興部及び長野地方事務所の担当者のほか、9市町村の担当者により人口動向の分析や人口目標設定の方法、成果の目標の設定方法のほか、総合戦略策定における手法や進捗などについて情報交換を行っております。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、各地方公共団体において国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地方人口ビジョン、また地方版総合戦略を策定し実行するように努めることとするとされておりますので、長野地域活性化推進会議や総合戦略策定研究会において、広域的課題や施策に対する意見交換、また、それぞれの策定状況などの情報交換を行う中で、国、県、各市町村における人口ビジョン、総合戦略との整合を図っていくこととなります。県としては、最終的に市町村の人口推計を反映するというお話を伺っているところでございます。

長野地域活性化推進会議で設置する移住・交流の促進に関するワーキンググループと連携中枢都市圏構想との連携につきましては、長野地域活性化推進会議及び連携中枢都市圏構想において、移住・交流は広域的な課題として取り上げられており、双方連携する中で効果的な取り組みについて検討していくことになっております。

ワーキンググループでは、県及び長野地域の全9市町村による検討となりますが、連携中枢

都市圏構想におきましては、現在検討を進めている移住・交流に関する連携事業の協議に参加している市町村での検討となります。移住・交流という同じテーマでの協議体ではありますが、ワーキンググループと連携中枢都市圏構想において、それぞれの役割などすみ分けを行う中で情報を共有して進めていくことが必要と考えております。

連携中枢都市圏構想に関するこれまでの経過と今後の進め方でございますが、これまでの経過といたしましては、本年2月に長野地域9市町村の企画担当職員による担当者会議が開催され、その中で長野市を中心都市とする連携中枢都市圏構想についての考えが示されました。以降、長野地域各市町村からの連携事業に関する提案を受け、連携提案事業として事業区分ごとに各市町村の担当課職員による協議を進め、現在取りまとめを行っているところでございます。

また、本年7月には長野地域の9市町村が協力して、連携中枢都市圏の形成に取り組むため長野地域連携推進協議会が設立され、活力ある魅力的な地域の形成に向けて協議が始まりました。今後は連携中枢都市圏ビジョンの策定に向けて、産・学・官・金・民といった多くの分野からのメンバーで構成する連携中枢都市圏ビジョン懇談会が設置され、懇談会からの意見・提案を反映させる中でビジョンの検討を行う計画となっております。

また、来年には長野市からの連携中枢都市宣言を受けて、議会の議決を得る中で長野市との1対1による連携協約締結、その後、連携中枢都市圏ビジョンの公表という予定がなされているところでございます。

次に、ハ、策定に向けてでございます。10月下旬の全体像を示すまでのスケジュールでございますが、今回示した人口ビジョンについて、現在実施している抽出した町民の皆さんや転出された皆さんへのアンケート結果を見る中で検証していきたいと考えております。また、総合計画前期基本計画の検証や実施計画のヒアリングの中で、総合戦略関連の施策を点検し、人口ビジョンや総合戦略の素案となる全体像を策定する予定でございます。

地区別懇談会につきましては、11月から12月を目途とし、地域の皆さんにご参加していただき3会場で開催する予定でございます。また、施策を進める上での交付金につきましては、基本的には人口減少対策に沿ったものになると考えられますし、そういった中でそれぞれの市町村が同様の施策を打ち出してくることもあろうかと思いますが、坂城町としては町の課題に対応した独自の施策を検討していきたいと考えておるところでございます。

2番（塩野入君） 総合計画策定では、策定主任、策定委員会専門部会、策定委員会、それに企画会議という機関及び係が置かれ、総合計画審議会の審議を経て、まとめられてきています。総合戦略策定では、内部組織の策定推進委員会と外部組織の策定懇話会で戦略をまとめると、こういうことであります。審議会と懇話会は30人構成で統一された模様ですが、それでも機関、組織がこのようにたくさんあり、それぞれで検討、協議、審議などが重ねられることになろうかと思いますが、これから約半年でまとめ上げるには時間の制約もあり大変であります。

多くの組織、機関をどのように調整して進めていくのでしょうか。

第5次長期総合計画では、長野大学との連携がなされています。今回の策定では、長野大学あるいは信州大学など教育界、学会との連携はどうなっているのでしょうか、お聞きをいたします。

私が前回、上田地域定住自立圏と連携中枢都市圏の取り組みについての一般質問に、町長は町として必要な部分において必要な連携を行っていくと、このように答弁がなされました。国が進めている自治体連携による機能補完という路線の基本の一つには、連携中枢都市圏より人口規模が小さな都市圏については、それは定住自立圏プランを推進するという、こういう位置づけであります。

こうした位置づけから見ると、中枢都市圏、定住自立圏の両圏域との連携はその集中度、一体性と、そういう面からは危惧されやしないかと感じますが、その辺のお考えをお聞きをいたします。ちょっと乱暴な発言になるかもしれませんが、地方創生の観点から、都市部との姉妹提携、特にこれは裕福な都市部自治体との連携を私はここに提案をするところであります。戦後、都市部に生まれ都市部で育ち暮らしてきた戦後生まれの都市住民にとって、みずからの生活体験から、ぎすぎすした都会生活を顧みて、子や孫たちには自然に満ちた地方での暮らしや生活を希望するふるさと志向の傾向が高まってきているようであります。しかし、そうした希望もどこの地方へ住んでよいか迷ってしまう、たまたま返礼品に魅力のあった町にふるさと納税をしてそのきっかけがつかめたと、こういう例もあるわけであります。

そこで、町も都市部との姉妹提携を結び、そうした子や孫たちに坂城町に移住をしていただくこともいかがかと思うところであります。本町との姉妹提携を推進するための組織を組んで検討をして、東京坂城会との連携もしながら姉妹提携をすることにより社会増を図り、人口減を抑えることができないものかと思うところでありますが、その辺もいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

企画政策課長（柳澤君） 2回目のご質問に順次お答えをしまいたいと思います。

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略策定における内部、外部組織が数多くある中で調整ということでございます。総合戦略は上位計画であります総合計画基本計画に沿った計画として、その総合計画の中から人口減少対策に着目した施策をまとめる考え方でございます。こういったことから、総合計画審議会委員とまち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会委員を同じ方々といたしました。また、内部組織の総合計画策定委員と総合戦略策定推進委員も同じメンバーとしていただいております。それぞれの会議を同時に開催するといったようなことで、会議回数をスリム化いたしまして、両計画の整合を図りながら策定を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、教育機関との連携ということでございます。長野大学におきましては、総合計画の策

定プロジェクトチームを編成してお力添えをいただくことになっております。総合計画を踏まえまして、総合戦略を策定することから、側面的に携わっていただきまして、必要な調整をして両計画を策定することについてご理解をいただいているところでございます。

続きまして、連携中枢都市圏、定住自立圏の両広域との連携という部分でございます。連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想、ともに人口減少・少子高齢化社会におきまして地域を活性化し経済を持続可能なものとし、また国民が安心して快適な暮らしを営むという政策目標の実現を目指すものでございます。双方ともビジョンで示される具体的な取り組みから必要な事業を選択いたしまして、中心都市との連携協約や連携協定で定めた事業に取り組むものでございます。

当町におきましては長野地域と上田地域の結節点ということで、これまでも県・広域連合のほかさまざまな取り組みにおきまして両地域の中で連携をしてまいりました。圏域の規模や中心となる都市の規模は違いますが、長野地域、上田地域におけるこれまでの関係と連携内容を踏まえまして、長野市を中心とする連携中枢都市圏ビジョン、上田地域定住自立圏共生ビジョンで示される具体的な取り組みを精査し、坂城町として必要な分野において必要な連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

そして、都市部との姉妹連携をという部分でございます。これにつきましては、先方のご都合や考え方もあろうかと思えます。一方で、当町におきましては、金沢工業大学と本年6月に連携を図ったところであります。また、埼玉工業大学や長野大学とも既に連携が図られております。それら大学の卒業者におきましては、当町への就職実績もあること、また人口ビジョンにおきましては、就職・就労の関係が社会動態や自然動態への変化に影響を与えていることが、当町の特徴と捉えられております。こういったことから、連携している大学などの就職あっせんなどの対応を強化するような方策をまず検討してまいりたいと存じます。

2番（塩野入君） 仕事があれば人が集まり町が活性化する。町に魅力がなければ人も仕事も去っていく、地方創生には、まち・ひと・しごとの三つの好条件が大切になります。国のまち・ひと・しごと長期ビジョン、総合戦略でも人口を増やすとは言っていない。人口減少をどこまで抑えられるかがポイントであります。

地域経済学・農業経済学が専門の経済学者、岡田知弘京都大学大学院教授は、安倍内閣では地方創生、道州制、国家戦略特区、地方分権が相互に結びついているとした上で、地方創生は道州制への過渡的な政策手段と捉えるのが正確でしょうと申されています。政府が掲げる地方創生だけに集中するでなく、政権公約などとも照らし合わせ生活に身近な地方自治のあり方をしっかりと考えなければならないことを思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時30分～再開 午前11時40分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 坂城町総合戦略について

この質問につきましては、ただいまの塩野入議員、また昨日の塩入議員と質問が重なる部分もあると思いますが、ご了解をいただきたいと思います。

イ. 策定の状況は

まち・ひと・しごと創生法により都道府県、市町村に地方版総合戦略策定の努力義務が課せられ、坂城町も今年度中に策定を予定しています。この創生法の目標は東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決とされていますが、1年足らずの短期間に目標に即した、なおかつ坂城町の抱える問題点を解決できる総合戦略を策定しなければなりません。昨年話題になった消滅可能性都市のリスト発表から国も地方自治体も人口減少克服が大きな問題であるとして、地方創生に走り出した感があります。

私は、人口減少を食いとめる策として、若者の奪い合いは意味がないと考えておりましたが、ある研究者の、奪い合って少しでも多くの若者を出生率の高い地方へ移すことが全体の人口減少の食いとめにつながるという意見に共感いたしました。若者がこの町に住みたいという思いに応えるために、安心して子供を産み育てられる町を基本に据えて若い世代の意見を十分取り入れた坂城町総合戦略の策定を望みます。予定では策定の時期を来年2月としていますが、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

ロ. 総合戦略推進について

この総合戦略策定に当たっては、幅広い年齢層からなる住民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、いわゆる産・学・官・金・労・言の関係機関で構成する推進組織において審議、検討し、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であるとしています。8月31日に、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会が開催されました。今後、この懇話会で意見集約を図るために開催される回数は何回を予定しているでしょうか。また、今回この懇話会で人口ビジョンについて示されましたが、坂城町としての特徴的な点、注意すべき点はありませんでしょうか。

次に、今回示されたこの人口ビジョンについて、人口動態や今後の予測、最終的な人口規模など、町全体の共通認識にするために公表をする考えはありませんか。総合戦略推進の鍵は町民との協働しかありません。常に情報を共有しながらその意見を反映させていくことが求められます。その上で、一つ一つの事業実施に当たっては、その目的・効果等について丁寧な説明と町民理解を得ながらという大切なプロセスがあるわけですが、その方法についてお尋ねいた

します。策定のスケジュールでは、10月下旬をめどに全体像が示されることになっています。その内容についてどこまででき上がるかお尋ねいたします。

次に計画策定が終了して、個々の事業が始まります。事業推進のための外部組織を立ち上げる考えはありませんか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

企画政策課長（柳澤君） 坂城町の総合戦略につきまして、順次ご答弁申し上げます。

総合戦略につきましては、昨日の塩入議員さん、本日の塩野入議員さんからも3人目ということもございまして重複する部分がございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生法が、昨年11月に公布、施行され、国では人口減少問題の克服と成長力の確保を目的に2060年までの長期ビジョン、それに伴います2019年までの5年間でいう施策として総合戦略が立てられております。国の総合戦略の基本目標は、地方における安定した雇用を創出する、地方へ新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するということが掲げられ、当町といたしましても、人口ビジョンとして人口の分析や人口の将来展望から中長期展望を目指し、また2019年までの今後5年間でいう人口減少対策に沿った具体的な施策等を定める総合戦略の策定に取り組んでおります。

これまでの経過であります、各種調査や分析など専門性や効率性を考慮し、策定支援業務を外部へ委託することとして、6月に坂城町人口ビジョン・坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務に対する選考会設置要綱を定め、プロポーザル方式により策定支援業務のコンサルティング委託業者を決定いたしました。委託業者では、人口ビジョンの中から、坂城町の現状等について着手し、現状の分析、課題の整理や人口の将来展望について報告がなされました。この報告をもとにして、役場内部組織であります坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を開催し、人口ビジョンについて協議したところでございます。

また、上位計画であります総合計画と整合性を図りながら、専門的及び総合的な意見を幅広く聞くため、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会を設置いたしました。委員の皆さんは、産業、教育、行政、金融、労働、言論の関係者を含む30名の方々にご委嘱し、8月31日開催したところでございます。懇話会では人口ビジョンのうち、人口動向や雇用・就業の状態、また素案であります、現状と課題の整理、そして人口の将来展望についてお示しさせていただいたところでございます。

続きまして、口の総合戦略推進についてでございます。坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会の開催予定でございますが、人口ビジョン、総合戦略の素案となる全体像については10月下旬を目途に策定し、2回目の懇話会の中で皆さんにお示しする中でご意見をいただき、その後、地域懇談会を開催する中で、町民の皆さんからの声を反映させ、来年1月から2月を目途に第3回懇話会を開催する予定としております。

人口ビジョンにつきましては、先日開催した懇話会において、一部ではありますが、ご説明させていただきました。坂城町としての特徴的な点、注意すべき点についてでございますが、人口減少については、大変厳しい状況であること。当町の場合、雇用・就労の関係が社会動態の変化、これは特に若い世代の流出でございますが、これが自然動態の変化、これは出生数の減少という部分でございます、こういったことに影響を与えている可能性があり、総人口の減少や人口構造の高齢化に与える影響が大きいと考えられるところでございます。この点につきましては、現在実施しております抽出した町民へのアンケートや転出者へのアンケート結果による分析を加え修正をしていく予定でございます。

なお、過日開催をいたしました懇話会においてお示しした資料の公表という部分でございます。これにつきましては、過日ホームページにて公表をしたところでございます。今後におきましても、同様に公表をしてみたいと考えているところでございます。

また、町民の皆さんの意見の反映や、理解を得る方法ということでございますが、まず懇話会の委員さんにつきましては、より多くの皆さんからご意見をいただくため、定員限度の30名とさせていただきました。そして抽出ではありますが、町民アンケート調査を実施するといったこと、また地区別懇談会の開催といったこと、そしてホームページにおける意見聴取等により反映させながら策定をしていく予定でございます。

なお、10月下旬を目途に策定する人口ビジョンや総合戦略の素案としての全体像の内容でありますけれども、人口ビジョンにつきましては、人口の現状としての人口動向や将来人口推計、また雇用・就労の状況、あるいは人口の変化が地域将来に与える影響の分析と考察、また人口の将来展望として、現在実施中のアンケート調査結果と考察、あるいは目指すべき将来の方向、人口の将来展望を予定をしているところでございます。

次に、総合戦略の素案となる全体像につきましては、実現すべき成果に係る基本目標や目標達成のために講ずべき施策の方向、またその中から一部抽出した形になることもありますが、具体的な施策などを予定しております。

新しい事業のための外部組織の立ち上げという部分でございます。出生率や転入・転出につきまして、若い世代の方々のご意見をいただくことは貴重なものと理解をするところでございます。一方で、具体的な施策を推進する段階でそういったことにつきましては、必要に応じてその都度、検討をしてみたいと考えておるところでございます。

7番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。

イの策定の状況はについてですが、総合戦略策定の進捗状況については、ただいまも先ほどの同僚議員の質問にも丁寧にお答えいただきましたところですが、この10月下旬をめどに全体像を取りまとめ、11月に第2回懇話会開催を予定しているという、そういう流れの中で、アンケート結果は全体像の取りまとめに反映させることは可能ですが、懇話会での委員さんの

意見、提案は反映できないということで、全体像が本当の基本になってくると思うんですよね。その懇話会の委員さんの意見が、初めて委員さんいろんな意見を出されると思うんですが、それが反映できないということについて、どのようにお考えでしょうか。

それともう一つですが、総花的な総合計画と違い、目的に集中させた事業を策定しなければ、この成果は望めないと思いますが、本当に人も時間もないことは承知ですが、この策定作業の中で、総合計画と総合戦略を進めるに当たって、先ほどのご答弁でも人口減問題に特化して総合戦略を進めるということですから、これはある段階に至ったところで別々のルートで進めるという、そういうお考えはないでしょうか。以上2点お伺いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 2回目のご質問ということで、お答え申し上げたいと思います。

2回目の懇話会に委員の皆さんのご意見が反映されないのではないかというご質問かと思いますが、流れ的な部分につきましては、まず現在取り組んでおりますアンケート調査などの分析等を行う中で必要な修正を加えまして、11月に予定しております審議会、懇話会で素案となる全体像をお示ししたいというふうに考えております。

そこで、委員さんからご意見をお伺いしまして、またその後、地区別の懇談会で意見を聞く予定でありまして、そういった意見を反映させ修正したものを3回目というところでご審議をいただきたいという考え方でございます。

それからもう1点、総合計画と懇話会といった部分の中で、別のもの、最終的には別のものになることから、別ルートになるのではないかとという部分でございますが、総合計画の中から人口減少対策の具体策、それから達成目標を盛り込んだ計画として策定をしていくような状況になります。そういったことで、審議をしていただくという部分でございまして、着目した部分を総合戦略として捉えていくことになりますので、別ルートといったことではなく、同時進行という格好で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

7番（西沢さん） ただいまのイについてのご答弁については、そういう方向で進めたいということですので、ある段階まではそのように進めていただきたいというふうに思います。

それから、ロの関係ですが、まず人口ビジョンの内容についての公表はホームページで公表すると、またいろいろ機会あるごとに公表をしていくということでございますが、なるべく懇話会で上がった意見などもその都度、その都度丁寧に公表をしていただきたいと思います。

それから事業推進のための外部組織について必要に応じてということでしたが、これは少し先のことになりますので、本当にいろんな事業が立ち上がった段階で考えていければというふうに思います。

それではロの総合戦略推進について2回目の質問をいたします。

今回のプレミアム商品券の販売について、意見や反省点、お聞きしているところですが、私はこのプレミアム商品券販売について、目的と効果を精査するべきではなかったかと思います。

例えば、プレミアム商品券で地元商業の活性化ということが目的ならば、1セットの半分を従来からの坂城町商品券の取扱店のみで使えるとか、また果樹振興に使いたいということであれば、リンゴやブドウの贈答用1箱を3千円という券をつかって、町内あるいは東京などの都市で販売するなど、目的を定めれば方法はたくさんあったのではないかと思います。

そこで総合戦略の事業についても、目的を定めて事業を掘り起こすという大変な作業があるわけです。そこで、この事業の目的・効果を町民と共有する方法として、二つの市の取り組みを紹介したいと思います。

島根県日野町の例ですが、地方創生推進の試みとして、今年度の予算の内容を冊子にして、今年の仕事ということで発行しました。これは全戸配布をしたということですが、A4判46ページにまとめたものです。この町は財政危機を公表して財政健全化への取り組みを強化する中で、町民との協働で地方創生を推進するための取り組みということで始めました。さまざま多くの意見が寄せられているそうです。以前の私の一般質問でも取り上げたことがございましたが、北海道ニセコ町でも同じ取り組みをしていて、大きな効果を上げています。

そこで、次年度からの取り組みとして予算の内容を詳しく町民に知らせ、協働でまちづくりを進める地方創生を進める考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

企画政策課長（柳澤君） 目的・効果を図るために、予算書等の内容の部分のご質問でございます。

事業実施に当たりましては、予算が伴うということでございますが、そういったところで現在の町におきましては、当初予算において当該年度の主要事業ですとか、その概要について、広報にてお知らせをしているところでございます。また当初予算の詳細な説明となります当初予算資料ですとか、主要事業に関する調べにつきましては、町のホームページに掲載しておりますので、当面これらを活用してまいりたいと考えているところでございます。

7番（西沢さん） 今、ご答弁、ホームページに掲載してあるのでこの活用をということでございます。確かにそれを活用するという手もございますが、この大きな目的は全戸に配布して、手にとって詳しく内容を見てもらうというところにあると思いますので、また今後の検討課題としていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

先月改築された南条小学校の内覧会に参加しました。構想から5年、少なからずかわった者として、本当に感無量でありました。町内3小学校の教育環境整備が向上し、今後の教育振興に期待が膨らみます。

2. 教育について

イ. 教育大綱制定に向けて

4月より施行された新たな教育委員会制度により、6月4日に総合教育会議が開かれ、6月

定例会の町長招集挨拶でその内容が報告されました。その中で、教育大綱について、教育の振興に関する施策を大綱として策定するもので、町の総合計画との整合を図り、教育委員さんと協議・調整を行いながら当町教育の方向性を定められるよう進めると述べられました。今年3月定例会の一般質問の中でも、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めるもので、27年度早い段階で取り組みたいと答弁されています。

生涯教育、学術・文化の分野については、長い間地域で育ててきたものも多く、計画した事業になるべく大勢の町民の参加をとという部分を考えて進めていければと思いますので、今回は教育大綱の中の小・中学校教育について質問をいたします。

今、小・中学校の運営について新しい制度が次々と出され、曲がり角に来ていると感じています。国では各教育委員会が指定する地域の力を学校運営に生かす、地域とともにある学校としてコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を進めています。27年度4月現在、全国で2,389校、長野県では7校が指定されています。また、小中一貫校を国が制度化し、義務教育学校とする改正学校教育法が成立し、来年4月から開校できることになりました。中1ギャップの軽減や学力向上に有効で、校舎の分離、一体にかかわらず一貫教育が始められるようになっています。また中野市では、児童減少に対応するために町内11の小学校を将来5校に統合する方針を示しました。

人口減少克服を一番の目的としている総合戦略の推進において、大きな効果が期待できるのがこの教育の充実だと思います。そこで、今進めている教育大綱の策定の進行状況について、お尋ねします。また国が進めている新たな制度を視野に入れて、教育大綱の策定を進める考えはありますか、お尋ねいたします。

ロ．全国学力テストについて

文部科学省は、今年4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果を先月25日に発表しました。この発表に先立ち、結果公表について県内自治体の対応が分かれたところですが、坂城町は小学校のみについて、町全体と全国平均との傾向の比較、学力向上の課題や改善案について公表するとしています。

全国学力テストは、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることが本来の目的ですが、大阪府教委は学校別結果を来年度の高校入試の内申点評価に利用するとし、文科省も例外的に認めるようではありますが、本来の趣旨を大きく外れていると言わざるを得ません。また、昨年度から市町村教委による学校別成績の公表が解禁されましたが、県内の状況はおおむね慎重で、当町の対応も適正であると思います。そこで、当町の公表はいつになるでしょうか、もし今公表できるのであればお聞きしたいと思います。

次に、学力テストと同時に行われた生活習慣アンケートについて、昨年同様に、携帯・スマホの使用時間が長いほど平均正答率が低く、県内の小学校6年生、中学3年生ともに携帯・ス

マホを持っている割合が増加しているということです。当町でのアンケートについての分析結果の公表はいつごろを予定しているのでしょうか。またこの結果については、学校、家庭はもちろん、関係機関全てが問題点を共有し協力支援の体制をつくることが大切だと思います。

もう一つの別の文科省の調査によれば、今年の4月に発表された生活習慣についての調査結果ですが、寝る時間が遅い子ほど自分のことを好きと回答する割合が低く、いらいらしがちである、睡眠の乱れと心身の不調に一定の関係が見られたとして、早寝早起きを呼びかけているということです。生活習慣を見直すことの中には、大人たちの働き方や家庭だけでは解決できない問題もあると思いますが、生活習慣や家庭学習について、どのような指導をしているのでしょうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

教育文化課長（宮下君） 2. 教育について順次ご答弁申し上げます。

始めにイ. 教育大綱制定に向けてでございます。本年4月より施行された教育委員会制度改正のポイントの一つに教育大綱の制定が挙げられます。この大綱は、市町村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであるとされております。教育大綱の策定に当たっては、これも制度改正の一つのポイントである総合教育会議にて首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定することとされており、町においては6月4日に開催されました第1回目の総合教育会議において、その内容や策定期間について協議をしたところでございます。

この大綱については、教育分野において町の最上位計画であります長期総合計画との関連性を踏まえながら、町としての教育施策に関する方向性を明確化することが大切と考えております。教育大綱の策定に当たっては、第5次長期総合計画後期計画の策定作業とあわせて行うこととしており、現在前期5カ年計画について検証作業を実施、その検証を踏まえ後期5カ年計画の策定作業を行っているところでございます。

ご質問のとおり、国ではコミュニティスクールや小中一貫校、そして小・中学校の適正規模に関する新しい制度・指針等が次々に示されておりますが、今後、教育大綱の制定に当たっては、国の動向も踏まえ当町の実情と照らし合わせながら長期総合計画や総合戦略との整合性を図る中で検討していきたいと考えております。

そのような国が進める計画の中でも、町といたしましては、現在重点的に取り組んでおります小学校における英語教育の拡充強化につきましては、今後も引き続き推進してまいりたいと考えております。

続きましてロ. 全国学力テストについてでございます。全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることとされております。また、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立、学校にお

ける児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることが調査目的とされています。

本年度につきましては、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、4月21日に実施されました。教科に関する調査としましては、国語、算数・数学についてそれぞれ知識に関する問題と活用に関する問題を中心とした出題のほか、今年度はさらに理科についても調査が行われたところであります。

調査結果につきましては、みずからの教育及び教育施策の改善、児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとされています。結果の公表につきましては、昨年度より文部科学省では、学校別の結果公表を市町村の教育委員会の判断で可能とするとされました。結果公表の実施要領には、公表する場合の配慮事項として、学校別の平均正答率等を一覧表にしない、それら数値による順位づけをしないことなどが記載されています。

町教育委員会といたしましては、公表の仕方については、本年度もこの実施要領に基づいたものとし、学校長の意見も聞く中で全国及び県の平均と町内3小学校全体の数値を比較し公表することとし、中学校については、町内1校という状況でございますので、町としての公表は行わないことといたしました。なお、学校におきましては、各校の状況を学校だより等で保護者へ伝えていく予定となっております。

結果の公表はいつになるかといったご質問ですが、昨年同様、学力状況調査とあわせて行われた学習状況調査のアンケートの分析結果も踏まえ、本年度も広報11月号での公表を予定しております。

続いて文部科学省による生活習慣に関する調査についてですが、この調査は、昨年11月時点で小学校5年生から高校3年生までの学年ごとに全国で抽出し、睡眠を中心とした生活習慣等について調査を行ったものであります。この調査からは、寝る直前まで各種の情報機器、テレビ、ゲーム、携帯電話・スマホ、パソコンなどがありますけれども、に接触することがよくあるほど、布団から出るのがつらいと覚えることがあるといった結果が出されております。これらの結果から、睡眠等生活習慣と子供の自立、心身の不調との関係性が明らかになり、生活習慣の改善の必要性について児童生徒本人はもとより保護者、家庭への働きかけも大変重要になっております。

そこで町内の小・中学校では、今回の学力・学習状況調査の結果等も踏まえ、個別懇談の際に、家庭学習の必要性について、また保健室からのお知らせ等で生活習慣の改善の必要性等について、保護者へお伝えしていく予定です。また、昨今の社会問題になりつつある携帯電話等、情報機器の取り扱いについても授業参観の際などを利用し、警察などから講師をお招きし、実際にあった情報機器を使った犯罪等の事例をお聞きし、事件に巻き込まれないように注意喚起

をしていただくとともに、教頭などからも講演などで家庭におけるルールづくりなどを提起したところであります。引き続き機会を見て啓発に努めていきたいと考えております。

7 番（西沢さん） それではイの教育大綱制定に向けて、今まで 27 年度の早い段階で取り組みたいという答弁、それから長期総合計画は今年度中に策定をされるという中で、今のご答弁でたしか国から示されている大きな新しい制度についても検討をしながらということでしたが、本当にこの大きな問題を検討して、来年、今年度中ということであれば、何らかの方法が内部の検討としてされていなければ、ちょっと大変なことかなというふうに思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（宮崎君） 私から新しい国の政策等をどうやって取り入れていくのかということでございます。これについては、国の制度、新しい制度ができる、出た、示された段階の中で私ども教育委員会においても検討させていただいております。したがって、これから全て町の総合計画の政策を待つということではなくて、できるものについては今まで、特に国の制度については、検討させていただいてきておりますので、それらを含めて大綱を策定ということは可能というふうに考えております。以上でございます。

7 番（西沢さん） 国の制度については、今までも内部で検討をしているということですので、大綱制定に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

それから、いずれにしても教育ということにつきましては、坂城町の教育は素晴らしい、坂城町で教育を受けさせたいと言われる教育を目指して大綱を制定していただきたいというふうに思っているんですが、次の 2 点について、この大綱を制定する中で、検討ができないかというふうにお尋ねをいたします。

最初に、先ほどのご答弁でもありました、坂城町の特徴である英語教育です。当町の英語教育は、年々充実し、これからの社会で活躍する子供たちにとっては大きな力になると思います。そこで、さらに充実させるためにどんな方法があるでしょうか。

文科省は 2019 年度から全国の中学 3 年生を対象に、英語のテストを導入する生徒の英語力向上推進プランを発表しました。また最近の調査では、中学 1 年生の 8 割が小学校 5・6 年生の英語学習でもっと英語の読み書きをしたかったと考えていたということもわかりました。特区や特例校の申請をして、小学校 1 年生から英語を教科として導入する自治体も出ています。小学校英語については、坂城町は他の市町村よりも数歩先に進んでいますが、さらに充実させ中学、高校と子供たちの英語力を高めるために、今後の英語教育について、大綱の中でどんな形で考えられるでしょうか、お尋ねいたします。

次に、もう一つ、小・中学校の必要な職員数確保の問題についてです。各学校のクラス数の減少により専科教員が確保できない状況になっています。教員の人事異動についても県教委との間で新しい考えが示されているようですが、児童生徒数が減少する中、必要な教員数確保を

どのように考えているのでしょうか。義務教育標準法で実際のクラス数にかかわらず教員数の枠が決められ、特に専科教員の確保が難しい状況です。町独自の採用と教員確保について、大綱制定の中でぜひ検討ができればと思いますが、お考えをお聞きたいです。

教育長（宮崎君） いただきましたご質問について順次お答えしたいというふうに思います。

最初に、英語教育の関係であります。英語教育をどうやってこれから進めていくかということとあります。やり方いろいろあるかと思いますが、確かに議員さんご指摘のように、特区をとってですね、その時間を授業として割いていくという方法もあります。今、私どもはいろいろ空き時間を使ったり総合の時間を使ったりして振り分けているわけですが、それも一つの方法ではあるかと思いますが、今の中でですね、どういう一番は、子供、特に今、小学生等について、どういう方法が一番効果的であるかということ、小さいころから英語をやって、それこそ最初に嫌いになっちゃうとですね、一生それはだめになっちゃうと。今、ですから低学年については、10分とか15分の帯で毎日ですね、ALTを入れて歌を歌ったり、あるいは楽しいゲームみたいな形で進めたりと、いろんな方法を今、ALTと協議をしながら学校で進めているということで、ここら辺についてですね、引き続き延長していきたいと。

それともう1点の課題はですね、やっぱり先ほどの新しい制度ということもありますが、やっぱり中学、坂城の子たちは中学へ行くと1校になっていくという中で、小中一貫校ではないですが、結果的には中学校で一まとまりになると。それに向けてやっぱり中学の英語科の皆さんと、先生方と小学校の今やっているALTあるいはそれぞれの担任の先生と進めている英語学習のあり方についてですね、例えばもう少し協議をする場を設けるとか、お互いに支援をしていただくとか、そんなことをというふうに考えています。

今年、県教委の中で新たな特色ある教員配置事業ということで、意欲のある特徴ある教育について先生をお願いする場合ですね、そういう応募してくれということで、今、私どもについても、英語教員、中学の英語教員について、できれば応募したいかなということで、手を挙げようと思っています。そんなことで、小中連携の中で今後少し見ていきたいというふうに思います。

それと、職員数の確保、専科職員を含めてのお話がありました。現状の中でもですね、緊急雇用対策のときに、理科専科等を入れて町の雇用を増やした経過がございます。そういう中で、国の補助、それは全額の補助でございましたが、それがなくなった後もですね、町の中で、さすがに全てを残すというわけにはいきませんでした、でも理科専科はだめでしたけれども、当時の環境、そのままある程度維持をしていただいて、現在に至っております。

このようなことからすると、人件費も結構かかるわけでありまして。そこら辺について、これからどういうふうに、さらに増やすとなるとですね、やっぱり特徴あるものをきっちり位置づけて、やっぱり費用対効果というものを出していかなきゃいけないということでもありますので、

そこら辺を十分検討しながらですね、これからについては考えていきたいというふうに考えています。以上でございます。

7 番（西沢さん） 今のご答弁の中で、英語については先ほどの私の質問の中で申し上げましたように、もっと英語の読み書きをしたかったという子供たちの気持ちがこれ、5・6年生の段階で本格的に学びたかったという気持ちのあらわれだと思うんですね。その辺も、今で言います、中学校、小中の英語の先生方の連携の中で、これから考えていっていただきたいと思えますし、今のご答弁で県の施策にも手を挙げたいという積極的に進めていきたいということでございますので、ぜひお願いしたいと思えます。

それから、教員数の確保につきましても、この英語教育を特化させるということを軸に、確保に努めていただきたいというふうに思います。

3. 空き家対策について

イ. 空き家対策について

2013年の総務省の調査によれば、県内の空き家は19万4,100戸、総住宅数に占める空き家率は19.8%で、山梨県に次いで全国2番目です。そこでまず町内における空き家数、空き家率についてお尋ねいたします。

また現在の空き家の状況について、管理者についてや管理状況、今後の希望など、その概略について調査をする考えはあるでしょうか。その結果を新たな施策に反映してほしいと思います。

当町では今年4月に空き家バンクを開設しました。また、県でも空き家の活用や県内への移住を促す楽園信州空き家バンクを開設し、ここには県内各市町村の移住支援体制、市町村ごとの条件別に検索ができる工夫がしてあります。そこで当町の空き家バンクの利用状況はどうでしょうか。またこの県の楽園信州空き家バンクが開設されたことにより、町の空き家バンクの運営に変更があるでしょうか。

次に、今年5月に空き家対策特別措置法が全面施行されたことにより、特措法の一部施行により市町村が所有者を特定するための納税記録の照会に加えて、治安防災上問題とされる空き家に対して、撤去、修繕を勧告、命令できることになりました。この特措法をベースに管理責任等を盛り込んだ条例を全国では約400の自治体が制定しています。坂城町でも管理改善などを規定した空き家管理条例制定の考えはおありでしょうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ご質問のありました3. 空き家対策についてお答え申し上げます。

適切な管理が行われていない空き家等が防災、あるいは衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、そして空き家等の活用が必要なことから、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措

置法が施行されました。

ご質問がありましたが、坂城町における空き家の数と空き家率でございますけれども、平成25年住宅・土地統計調査によりますと、アパートなど賃貸用の住宅や売却用の住宅、別荘などの2次的住宅も含んだ数字ですが、空き家数は690軒で、空き家率は11.8%でございます。先ほどお話ありました長野県全体の空き家率は19.8%でございますので、これに比べれば空き家率は低いほうかと存じております。

一方、空き家に関して苦情等の話もいただいていることから、8月に開催されました区長会において、各区で日ごろ問題となっている空き家に関する情報提供を27区の各区長さんに依頼したところであります。今後、各区から提供のあった情報をもとに、職員での現地調査を行い、現状の把握をすることにより、空き家のデータベースの作成に取り組む予定としております。また、空き家の所有者を把握し、その意向調査を行いたいと考えております。次年度以降としましては、空き家対策計画の策定を予定しており、新たに空き家対策協議会を設け、多岐にわたる分野の方々のご意見も取り入れながら除去、利活用についての方針を検討していく予定でございます。

次に、空き家バンクの利用状況についてお答え申し上げます。空き家の利活用に向けて、一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部と実施協定を本年3月に締結し、町のホームページ内に空き家バンクのページを掲載し、4月よりスタートいたしました。開設当初、空き家物件5軒をホームページに掲載し、空き家の利用登録者を順次受け付けを開始したところでございます。あわせまして4月には、固定資産税の納付書発送の際に空き家バンク開設の通知を同封したところ、県内外から10件の問い合わせがありましたので、地権者の方と調整をとりながら空き家の現地調査を行い、空き家バンクに登録したところでございます。

このような経緯の中、8月8日には、坂城地区の空き家物件について、町外の方と1件の売買契約が初めて成立いたしました。現在の空き家バンクの利用状況は、空き家登録9件、これは坂城1件、中之条1件、南条7件であります。利用者登録については7件、これも坂城町3人、上田市1人、長野市1人、千曲市1人、南箕輪村1人といった状況で、そのうちの1件が商談中という状況であります。

また8月には、長野県と、先ほど申し上げました長野県宅地建物取引業協会による空き家バンク楽園信州空き家バンクの共同設置がスタートし、坂城町の空き家バンクの登録も済ませたところでございます。長野県は全国的にも移住・定住の人気の高い県であり、県の空き家バンクへ登録したことにより、検索されやすい状況になりました。こういったことで、町の空き家バンクの利用希望者の増加にもつながると期待しております。

条例関係でございますが、ご質問にありましたとおり、平成26年10月現在、全国では401の市町村が空き家条例を制定しており、県内においては14の市町村が空き家条例を制

定しております。既に空き家管理条例を制定している場合は、法が優先されることにより市町村条例で除去などが規定される場合は、法に合わせて条例の改正が必要となる場合もございます。

ご質問にありました空き家管理条例の制定はということでございますけれども、空き家関連の条例の制定のない市町村においても、今回の特別措置法の制定により倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあったり、著しく衛生上有害となるおそれのあるような特定空き家等に対して除去などの指導、勧告、命令、場合によっては代執行といった措置が可能となります。このことから、空き家管理条例については、必ず制定しなければならない条例ということではないとも考えております。

町では、現在、空き地等の所有者に対しては、生活環境保全条例に基づき、良好な環境の保全に支障を来さないよう適正な管理をお願いしているところであります。空き家の管理等につきましては、現行の生活環境保全条例での規定はございませんが、防犯、防災、景観等の生活環境の保全といった面からも空き地等の対応と同様に適正管理をお願いしているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、特定空き家にまでは至らない空き家につきまして、現在の町の生活環境保全条例の一部改正の必要性についても検討してまいりたいと考えております。いずれにしても、空き家は町の大事な資産でもあるということですので、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

7番（西沢さん） 空き家対策について、昨年より本当にいろいろ進んでいるというご答弁をいただきました。その中で、区長会に情報提供を依頼して取りまとめ中ということでございますが、それはいつごろになるか、その時期についてお尋ねいたします。

それと、空き家管理条例の制定については、特措法に基づいて、また現行法令の中で対応していくということですので、そのように進めていただければというふうに思います。

この空き家バンク、今年の4月に開設してもう既に1件、成約があったと。それから県の楽園信州空き家バンクとのタイアップの中で、利用が広がっていくのではないかとというふうに、本当に期待をしているところです。移住を促進して人口増を目標に空き家対策を進めるという考えで、ほかの自治体でもそういう考えで進めているというふうに聞いております。坂城町でもやはりこの空き家対策について、今の町長答弁で空き家は財産であるという、本当に大切な財産という考えのもとで新しいまちづくりに進めていただきたいというふうに思います。

区長会での取りまとめの時期についてだけ、お答えお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 区長会にて空き家の情報把握ということで依頼をいたしたところでございます。その提出を今月下旬と設定をさせていただいておりますので、それに基づきまして整理を進めていく段取りとなっております。以上です。

7 番（西沢さん） 最後に、ただいまの質問の中で感じてきたことです。地方創生という言葉に国中が同じ方向を向かされているような気がしています。今、騒がれている以上に中身はとっても重要で、ここで進む道を間違えたら子供や孫世代に残すはずのもの全てをなくしてしまいそうな不安な思いに駆られます。一人でも多くの町民の意見を集約してほしいと切に願い、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日 10 日は、午前 8 時 30 分から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 0 時 38 分）

9月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	伊達博巳君
財政係長	竹内祐一君
企画政策課長補佐	竹内祐一君
企画調整係長	大橋房夫君
代表監査委員	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前 8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 「大人からのあいさつ運動」についてほか | 柳沢 収 議員 |
| (2) 坂城町の農業施策についてほか | 小宮山定彦 議員 |
| (3) 千曲川さかきパーキングエリアについてほか | 塚田 忠 議員 |
| (4) 坂城町総合戦略についてほか | 吉川まゆみ 議員 |

第 2 議案第37号 平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第38号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第39号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第40号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第41号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第42号 平成26年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第43号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に5番 柳沢収君の質問を許します。

5番（柳沢君） ただいま議長より発言を許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さて、初めての一般質問から約3カ月がたちました。前回の質問では、もう少し突っ込んだ内容の質問をしたらどうかと、あるいは答弁者を指定して再答弁を求めてみたいかがと、いろいろなアドバイスを町民の皆様からいただきました。まことにありがとうございました。ど

ここまでご納得のいただける質問ができるかわかりませんが、町民の皆様とともに歩む代表として精いっぱい頑張ってお答えいたします。

今回は大きく分けて三つの点について質問させていただきます。まず一つ目は、「大人からのあいさつ運動」についてです。二つ目は、坂城町の人材づくりについてです。そして三つ目は、「さかきの未来」についてであります。

まず、「大人からのあいさつ運動」についてお伺いいたします。

選挙公約であります、よい子が育つ世界一のまちを実現するための具体策の一つとして、挨拶の奨励がございます。全ての町民が1人でも行うことができ、その波及効果も広い具体策であります。この挨拶の奨励も運動という形にしたときは、その効果を最大限に発揮するために多くの町民のご参加を仰がなければならないということがわかってまいりました。それが長野県で奨励する大人からのあいさつ運動です。

あいさつ運動には、子供たちが取り組むあいさつ運動もありますが、大人からのあいさつ運動は子供たちを育てることを主眼としたあいさつ運動であります。前回の一般質問の後、学校に許可を得た上で関係諸団体と調整を図りながら町民の皆様には働きかけ、町内三つの小学校で同時にこの大人からのあいさつ運動を実施させていただきました。7月13日と8月21日の2回の運動がそれでございます。大人のあいさつ運動は、各回とも3小学校合わせて三十数名を超える町民の皆様にご参加いただきました。

しかし、その効果を考えると一つの小学校当たり30名ぐらいご参加いただいたときに、大人がいつも見守っているよという、町民の思いを児童に伝えることができるのではないのでしょうか。人の多さが期待と関心の大きさをあらわすと、そのように捉えることはおかしいのでしょうか。

7月13日は初回ということもあって、戸惑った登校班もあったとのことですが、元気にハイタッチをしていった子供もいたとのこと。そして何よりもびっくりしたのは、2回目のあいさつ運動の後、町で子供のほうから声をかけられ、話しかけられた参加者がいたとのこと。たった2回のあいさつ運動でこのような効果があるのですから、これから何カ月も続けていけば、どれほどよいことが起こるか、待っているかわかりません。

あいさつの町さかきの大人からのあいさつ運動は、県が主催しております信州あいさつ運動の一環として県では認知されております。そのため、信州あいさつ運動のホームページにはこのように、ホームページの写しですけれども、取り上げられております。県知事が発案され、そういう運動だということもあって、これから大人のあいさつ運動に坂城町が積極的にかかわるということへの県の期待には、かなり高いものがあるようです。

長野県では、信州あいさつ運動の賛同市町村を募集しております。12市町村が名乗りを上げておりますが、坂城町は大人のあいさつ運動の後援団体になれないのでしょうか。後援事業

もかなりおありと推測いたしますが、後援を決めるときの判断基準、実績件数についてお教えいただけると、今後の運動について町民の熱が入るというものです。

賛同市町村の具体的な取り組みを見ますと、飯山市青少年市民会議やその他の自治会での活動があるようですが、毎月の取り組みとなると池田町青少年育成町民会議があるのみです。しかも、池田町は一つの中学校での取り組みですので、仮に坂城町が賛同市町村となり、全小学校で毎月大人のあいさつ運動を実施することになれば、県下で唯一の自治体ということになります。ご答弁をお願いいたします。

教育長（宮崎君） 大人のあいさつ運動について、私からご答弁を申し上げます。

長野県県民会議が呼びかけております信州あいさつ運動の一環として、柳沢議員さんにお声がけをいただいた地域の皆様による大人からのあいさつ運動につきまして、7月13日月曜日、8月21日の金曜日に町内3小学校の校門付近において実施いただいたことにつきましては、小学校からもご報告をいただいているところでございます。

また、先ほどご案内いただきました長野県県民会議のホームページにも2回実施された概要が示されておりまして、8月には小雨の中にもかかわらず、登校する子供たちにおはようの挨拶をしていただいたということで、参加していただいている皆様方に心から感謝を申し上げる次第でございます。

町及び教育委員会といたしましては、7月1日には青少年の非行・被害防止全国強調月間等に伴いまして、坂城駅とテクノさかき駅におきまして関係団体にご協力いただきながら街頭啓発運動を行いました。その際には長野県青少年育成県民会議からたすき、のぼり旗を借用し、駅を利用する高校生や一般の方などにおはようの声かけも行ったところでございます。

また、8月25日には、坂城町青少年を育む町民会議の育成部会におきまして、現在、長野県が取り組んでいる信州あいさつ運動の概要を説明し、今後の各育成会としての取り組みの検討、また今後、町として組織的な活動につながった際には、ご協力願いたい旨の依頼をしたところでございます。この信州あいさつ運動につきましては、子供たちの自己肯定感を高くするため大人から声かけをしていく活動ですけれども、活動の進め方としてはあいさつ運動のチラシにもございますが、無理せず、できる地域でできる人ができる方法で行っていくことが大切というふうに考えております。

たすきやのぼり旗の借用に大変ご苦勞をいただいているというお話もお聞きしたわけでございますけれども、ご案内のとおり現在は年度途中でございます。私ども予算計画等の中でもですね、途中ということでございますので、なかなかこういった手当てができないという部分もございますので、ご理解いただきたいと思います。今後の信州あいさつ運動への取り組み方及びたすき及びのぼり旗の購入につきましても、町青少年を育む町民会議もでございます。これら団体等の中でですね、来年度に向けての事業計画等を立てる中で検討もしてまいりたいと考え

ております。

後援をするときの判断基準と件数についてのご質問でございますが、申請団体から提出されました後援申請書を精査させていただいてですね、教育委員会の審議を経て、名義使用が許可となります。基準といたしまして、その主なものとするですね、公共性の高いもの、教育・学術・文化・スポーツの振興に寄与するもの、宣伝・営利を目的としないもの、政治・宗教活動に関連のおそれのないもの等々がございます。

また、ご質問の26年度の教育委員会の後援は64件でございます。皆さんが取り組んでおられる、地域ぐるみで子供の育ちを応援する大人からのあいさつ運動については、子供たちの健全育成の観点から大変ありがたい運動でございます。実施母体となる団体の状況や構成等についても審査の対象となりますので、協議を進める中で総合的に判断をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

5番（柳沢君） 今、教育長さんからご答弁をいただいたわけですが、本当に今運動している人たちを勇気づけていただけるようなご答弁をいただきまして、私からもお礼申し上げます。

最近、国内においてはですね、安保法案とか戦争法案とか大いに議論されておりますが、この大人からのあいさつ運動も大切な運動であるということをご認識いただきたいと思います。子供が無事に育つ、これを前提とした議論の前に日々の育児がでございます。この育児にお母さんやお父さんは悩んでおられるわけです。この悩みに寄り添うことない町政は、また町民からも顧みられることもありません。

大人からのあいさつ運動の2回目8月21日ですが、この日は2学期の始業日の翌日に当たります。最近の調査によりますと、始業日には子供たちが命をみずから絶ってしまうということが非常に多いということですが、そんな日に前後して頑張っているよと、頑張っていることを知っているよと、地域の大人たちが知らせるのが大人からのあいさつ運動でございます。参加者が命のとり木となる日が来るかもしれません。

内閣府・警視庁の統計によりますと、例年300人前後の小中高生がみずから命を絶つとのことです。あつてはならない事態ではありますが、自殺を防ぐための方策を検討・実施していく必要があります。全ての自殺の実態に対応した方策、そのようなものはないわけですが、この統計からも自尊感情の低下が、そのサインだと、危険を示す重要なサインだと言われております。大人からのあいさつ運動は自尊感情、すなわち先ほど教育長さんからもありました自己肯定感を高める、これを主たる目的として実施されております。これからも継続されるべきものと考えております。

さて、皆さん今日は何の日かご存じでしょうか。世界自殺予防デーでございます。我が国ではこの日に合わせて毎年9月10日から1週間を自殺予防週間としております。国や地方公共

団体及び民間団体が連携し啓蒙活動を推進し、あわせて悩みを抱えた人が必要な支援、これを受けられるように重点的に実施するのが、この1週間でございます。明日9月11日の朝は、あいさつの町さかき、大人からのあいさつ運動の3回目でございます。朝の7時30分から20分ほど実施されます。先ほど教育長さんからもお話があったように、決して強制するとか、そういう運動ではございません。しかし、あなた方はこの地域で必要とされているんだという地域の思いが全ての子供たちに届くよう、大勢の町民の皆様がご参加いただくことを願ってやみません。

次に、坂城町の人材づくりについて質問させていただきます。

ここで坂城町の人材とは、まちづくり人材のことです。まちづくり人材と言えば幅が広いわけですが、すぐに浮かぶのは町の職員であります。この方たちに頑張っていたかということにはまちづくりもおぼつきません。そこで、この方たちにどのような形で貢献していただくかというのがこのテーマでございます。

地方創生を進める上でも、町を担って立つ職場人材の育成方針は大きな問題であります。テレビドラマで最近話題のスーパー公務員を育てる取り組みはどこまでされておられるでしょうか。IT分野の発展によって町職員の働き方は大きく変わる可能性があります。今話題のマイナンバー制度も影響してきます。

当然のごとく、今まではどこの課でもこなせるようにキャリアを積みオールマイティー型の人材育成が専門職を除けばほとんどであったわけですが、これからはそういう仕組みを要求する世の中が続くのか、はたまたスペシャリスト型を必要としていく世の中が来るのか、さらには進んでスペシャリスト型が中心となる世の中が来るのか。異動によって、昇格・昇給すると見られている人事体系は、スペシャリスト型の処遇には適さないため、それなりの給与システムが必要とのご意見もございます。スペシャリスト型の人材制度がいまだに十分に整っていないとした場合、希望する自治体に若手官僚や民間人材を派遣する制度があるそうですが、お申し込みを検討されましたでしょうか。

また、いずれのタイプが主流になるにせよ、接遇は大事な要素でございます。この点について町で実施している接遇研修というものがあるということで、前回、町長からもご答弁いただいたわけですが、それはどのようなものでしょうか。

前回の一般質問から今回までにかいま見たあいさつ運動は、町との関係も深いしなの鉄道様のあいさつ運動でした。駅員の方があいさつ運動と書かれたプレートをワイシャツのポケットにつけ、そのプレートの下半分には個人の目標などが書かれておりました。取材したところによりますと、今年が初めてのことで、7月13日から26日まで実施されたとのこと。最初の4日間は、役員以下課長クラスが駅頭に並んで挨拶をされました。職員の皆様は運動期間中の自己目標を立て、毎日5点満点基準で自己採点し、駅ごとの平均点を出し、全体で集計

するなどして改善を図り、マナーアップに力を入れておられるとのこと。このような取り組みを坂城町の接遇対策向上に取り入れることは可能でしょうか。

しなの鉄道の従業員様から、旅客業としての意識が高く、安全にお客様を目的地にお届けすることが第一で、サービス業としての意識はまだまだと厳しいご意見もお聞かせいただきました。従業員様の中にそのような意識がある限り、今後の大いなる改善が期待されると感じた次第でございます。

新たな地域コミュニティの中心人材づくりについても伺いたいします。

現在、地域コミュニティの核らしきものとして区がございします。行政協力員さんであります区長さんを中心とした組織であります。行政の下請的要素が強く、コミュニティ形成には不十分なものとご指摘もございします。区長会長が実行委員長の坂城どんどんの踊り流しにおきましても区の連は少なく、区を中心としたコミュニティには偏向があるようにも感じられるのですが、いかがなものでしょうか。そんな理由から小学校を単位とした新たな地域コミュニティをお考えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

7月に受けた地方創生の研修会でも、誇りと愛着の再生が究極の人口減少対策ではないかと。愛着のよりどころとして、小学校区をベースとした地方創生を実践すべきではないかと提言しておりました。また、村上在住の先生が研究しておられる中島惣左衛門先生は、大正時代に学校が地域コミュニティの核だとの考えを実践されたとのことですが、現代においても適切なものがございします。

そして、この地域コミュニティを担う人材として、有能な町職員のOB、OGのお力をお借りすることが考えられます。町職員、OB、OGの方の地域貢献は、現在でも大きなものがあります。区よりも大きな小学校を核とした地域コミュニティ単位に組織化するためには町を知り尽くした町職員OB、OGの方のお力を必要とします。長年培ったノウハウを地域社会のためにぜひ発揮していただくことを願ってやみません。豊かで新たな町の展望のためにお考えいただきたいと思います。ご答弁をよろしくお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、柳沢議員から坂城町の人材づくりについてということでイ、ロ、二つご質問をいただきました。順次お話申し上げたいと思っております。

まずイで町職員の目指す姿勢はオールラウンドかスペシャリストかというご質問でありました。坂城町の規模、職員体制、今は約130名でございしますけれども、この組織構成を踏まえた上で町民ニーズの多様化に十分対応するためには、先ほどオールマイティーとお話がありましたけれども、いわゆるオールラウンド型が望ましいであろうと考えております。しかしながら、当然のことながら、土木技師ですとか保健師、保育士、栄養士といった専門職、これはもうスペシャリストでありますので、この道で実力を伸ばしていただきたいというふうに思っております。

また一方、町ではですね、専門職であっても行政事務を身につけていただくということで、状況に応じて異動も行っているというところであります。町職員を採用するときにもですね、坂城町の状況をよくお話をしまして、あなたは一つの仕事を一生やるんじゃないくて、いろんな仕事をやってもらいますよということを条件に町に入っていただくということもあります。しかし、いろんなキャリアを積むことによって、その中で自分のスペシャリティー、専門性ということを見つけることもあるかもしれません。現にそういう人もたくさんおられます。ですからその両面ですね、大事にしなきゃいけないと思っています。

卑近な例をとりますと、私ども職員の中に気象予報士の資格を持った人がいます。彼は例えばどんな職場にしようがですね、台風が来そうだとか、この雨はどうなるかということを知りますと、彼は的確にコメントを出していただけます。ある意味ではスペシャリストを発揮しながら自分の仕事をやっていただけるということでもあります。非常に力強い存在の人もいます。それから土木技師専門の方もいます。いろんな方がいらっしゃいます。両面が必要だというふうに思っております。

さて、私が町長に就任した際にですね、全ての職員からまちづくりへの意見を募集して、206件の提案が寄せられました。それを集約したものにチャレンジSAKAKIという名前ができました。例えばコンビニ収納ですとか、投票所のバリアフリー化ですとか、ゴミ袋の小売店販売など住民サービスの向上に直結する数々のチャレンジが現在実現しております。現在もこの新しい取り組みに向けた挑戦は続いているわけでありまして。まさにこのアイデアとチャレンジこそが公務員に共通して求められる要素であり、地域の活性化ですとかまちづくりに欠かせないものであらうと考えております。

それから、職員の派遣のお話もありました。職員の派遣や受け入れにつきましては、現在、県と相互交流を実施しておりまして、県への派遣、それから県職員の受け入れを通して町の施策の推進に必要なノウハウを学んだり、県職員のより広域的な視野でアドバイスを受けるなどメリットを生かした交流も行っております。また、県以外でも長野広域連合や長野県町村会などに職員を派遣しており、町以外の組織に身を置くことによって、より多角的な視点が身につくなど貴重な研修の場となっております。あわせて人事交流や職員派遣によって生まれる人的なネットワーク、これも大きな財産であると考えております。

それから、接遇研修についてのお話もありました。接遇については住民サービスを提供する町職員にとって一番の基本であるとともに大変重要なものであると思っております。私も町長になって非常にこれが重要だなというふうに考えました。また、先ほど申し上げましたチャレンジSAKAKIの中でもですね、職員の提案としてもっと接遇訓練をみずからやりたいということで、何とかならないかということで実施したといういきさつもございます。

接遇研修の定期的な実施については、このチャレンジSAKAKIに盛り込んでありまして、

職員自身から提案されたものでありますけれども、研修内容は例えば窓口対応や電話対応など、より実践的な内容であります。昨年は2カ月間で2回の研修を行うことで初回の研修を普及しながら、さらなるマナーの向上を目指し、よりよい住民サービスにつなげる配慮もいたしました。こういった研修を重ねることで職員の接遇については一定の評価をいただいたところあります。しかしながら、まだまだ道半ばだというふうに思っております。また、提案のマナーの点数化や集計というご意見がありましたけれども、まだまだそういう段階じゃないなというふうに考えております。また別のやり方で後ほど申し上げますけれども、その中で組み入れていきたいと思っております。

また、平成26年5月の地方公務員法の改正によりまして、平成28年度から人事評価制度の導入が全国全ての自治体に義務化されました。これを受けて当町でも人材育成を目的としたオリジナリティーの高い坂城町版の人事評価制度、ステップアップSAKAKIの構築作業を進めており、現在施行に向けた準備を行っているわけであります。このステップアップ坂城では住民への対応や新たな取り組みにかかわる項目を設けているほか、自由度の高い目標設定を可能とすることで、個々の職員に合ったチャレンジ型の制度を目指しております。ですから、先ほど申し上げた、ご質問にありました、接遇について点数はどうかということではなく、全体の中の評価項目で考えていくということになると思います。また、この中では自己啓発ですとか地域貢献といった視点も設ける中で常に坂城町を意識し、さらに向上心を持った職員の育成につながることを期待するところであります。

接遇を初めとした職員のスキルアップは、住民サービスの基本であります。私が坂城の町長になって初めに皆さん、職員に申し上げたのは、坂城町の皆さんをお客様と言いなさいというところからスタートをしました。今後さまざまな場面を通して人材の育成には努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロでご質問いただきました新たな地域コミュニティの中心人材づくりというお話がございました。町におきましては、住民連帯意識や自治意識を育むために27の自治区をコミュニティづくりの基本的な単位として、地域や住民がみずから取り組む地域づくり活動を支援し協働意識の醸成に取り組んでいます。各自治区におかれましては、それぞれ創意工夫を凝らして行事、防災関連活動、清掃活動などに取り組まれており、区長さんを中心にその運営がなされております。

小学校区を単位とした地域コミュニティをとというお話でありますけれども、その組織が担う役割や責任等が不明確にならないか、あるいはスピーディーな対応はどうかと考えた場合、現在の自治区による小回りの利くコミュニティのほうが有効と思われます。

また一方ですね、教育関係の分野ではいわゆるコミュニティスクールと言いまして、おのこの学校をその地元で育てると。いろんな例がありますけれども、例えば学校の人事まで地元

で行うというような形で運営されているところもあります。そんな面での検討というものは、まだまだ坂城町はこれからだと思います。ですから両面でやりますけれども、地域のコミュニティーづくりについては、やはり私は当面のところ27区の自治区を中心に行いたいと、お願いしたいと思っております。

また、役場職員のOB、OGを地域コミュニティーを担う人材としたらどうかというお話ですが、これは既にですね、いろんな区、あるいは各種団体において既にOG、OBの方が重要な役割を担っていただいております。それとあわせて、もちろん各地域にはすぐれた方がいっぱいいらっしゃいます。両面で考えていかなきゃいけませんし、そういった人材を掘り起こして地域の活動に参加していただくということが、地域の元気につながり、町の活性化につながってまいると考えております。地域の連携を深め、地域の皆さんにご協力をいただきながら活力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。

5番（柳沢君） 今、町長から非常に丁寧なご答弁をいただきまして、これから我々が一緒にですね、町を運営していく上で非常に参考になったというか方針ですよね、27区を中心として。また、私も先ほども申しましたように職員OB、OGの方がですね、今現在も地域に貢献されておられるということは、もう重々承知しております。本当はそこにさらにということがご負担になる、そんなことまで心配するほどなんですけれども、今後ですね、地方創生とかそういう中で区、これは小さくなっていくというようなことも考えられますし、またコミュニティーというそういう中でもって、学校区をですね、単位とした動きというものが、これからまた可能になってくる。

先ほど町長さんにもお伺いしましたが、その範囲とかその効果の出る部分とかあるいは責任の問題とか、こういうような新しいことを始めるにはいろんな問題が出てくるわけなんですけれども、この辺をですね、またきちんと課題としまして、また提案ですね、こういうようなことをさせてもらって、当然に町民の皆さんのこのコンセンサスのね、一致というものがなければやっていけないというところでもありますので、一方的にやれるとかそういうものではございませんけれども、ぜひそういうような方向もまたあると。昨日の質問、あるいはその前の質問でも同僚議員から出ておりましたけれども、そういう小学校区をですね、中心とした一つのコミュニティーづくり、ここら辺がですね、地方創生の中ではまた浮かび上がってくるかなと。当然すぐできるという、そういう問題ではございませんので、その点はですね、はっきりと肝に銘じながらですね、やっていきたいなと、そんなふうに思っております。

次に、「さかきの未来」についてお伺いいたします。

地方創生とは、地方の人口を減らさないことでありますが、それには子供が生まれてこなければなりません。ところで、子供を産みたい、育てたいという環境はどのようなものでしょう

か。今回は生活環境のうちエネルギー環境について考えてみたいと思います。

まず、エネルギー環境を見るときに、消費電力量は生活水準や景気の動きを映し出します。一般家庭と企業とを分けて、その推移を見ることは可能でしょうか。坂城の近未来を推察する上で参考になります。また坂城町が想定している新エネルギーには、どのようなものがあるでしょうか。新エネルギーの中で最近話題になっている太陽光の坂城町における発電量は、現在どのくらいありますでしょうか。今後ともその量は増えていくと予想されますでしょうか。

新エネルギーを組み合わせた場合、地産地消によってエネルギーの町内自給は可能となりますでしょうか。町の自立をお題目で終わらせないためには、エネルギーの自給自足を考えることは避けて通れません。小さな町が自立を目指すことは並大抵なことではありませんが、それをなし遂げれば、町の大きな魅力となり人も集まってきます。さらには「水素社会」の実現に向けての日本の動きについていくことについてのお考えもお聞かせ願いたいと思います。

不確か部分もあり難問ではありますが、今にも生まれようとしている子供、これから100年生きるかもしれないという人のために、今生きている私たちが考え抜いてやらねばなりません。知恵をお聞かせ願いたいと思います。スマートタウン構想から3年が経過しようとしていますが、その実績についての質問については、質問時間の関係もありますので、また別の機会にお伺いしたいと考えております。ご答弁よろしくお願いします。

企画政策課長（柳澤君） 「さかきの未来」につきまして順次お答え申し上げます。

まず、イ．町における消費電力量の推移と今後の予想でございます。近年、生活水準の向上により快適な生活が求められ、冷暖房を初めとする快適な環境を求める志向の高まりにより、生活における電気の役割はますます大きくなっております。また、コンピューターや通信などの高度情報化社会の進展により、産業、生活のあらゆる面で電気の役割は増している状況でございます。

町内の一般家庭と企業の消費電力量の動向は、町ホームページ内に掲載しております坂城町統計書の電灯及び電力需要状況で見ることができます。照明や家庭用電気機器の利用など一般家庭等における電力消費量は電灯契約の欄で、またモーターを動かすための利用などの事業所等で消費される業務用の電力消費量は電力契約の欄で概況把握ができます。

最近10年間にかけます町内の電気消費量の推移を見ますと、一般家庭などの電灯契約における電力消費量は、平成22年度の年間3万6,429MWhをピークに3万3千から3万6千MWhの間で推移をしております。また、事業所などの電力契約における電力消費量は、平成19年度の年間20万2,050MWhをピークに16万3千から20万2千MWhの間で推移をしております。

電力需要は景気の動向や政治・社会の動向に左右され、今後の情報化社会の進展や高齢化の進行などにより、これからも増加することが予測されておりますが、一方で企業における電力

使用のピークカットや一般家庭におけるクールシェア、ウォームシェアなど省エネルギーへの取り組みも進んできております。今後も坂城スマートタウン構想のコンセプトでもある電力を初めとするエネルギーの安定供給と効率的利用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

坂城町の太陽光による発電量につきましては、平成27年3月末における中部電力との売電契約に基づくデータによりますと、個人と事業所を合わせて6,112kWといった状況となっております。これは町全体の発電容量からすると、メガソーラー発電所が6カ所あると同じような状況となるところでございます。

太陽光発電につきましては、各家庭や事業所においても導入しやすいシステムであり、災害時などには非常用電源としての活用も可能です。今後の導入に関する動向につきましては、なかなか読めないところではございますが、晴天率が高く日照時間も長いとされる当地域におきましては、太陽光発電の適地とされておりますので、有効なクリーンエネルギーとしてさらに普及が進むのではないかと考えております。

また、坂城スマートタウン構想に基づき、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを導入する個人に対し補助金を交付しておりますが、今後も継続し普及拡大を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ロ．新エネルギーにはどのようなものがあるかについてでございます。町が想定をしております新エネルギーでございますが、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーと定義されているものであります。

平成23年度に当町で実施いたしましたスマートコミュニティ事業化可能性調査におきましては、太陽光発電や太陽熱利用による太陽エネルギー、木質バイオマスによるバイオマスエネルギーの導入が有効とされ、小水力発電のほか再生可能エネルギーには含まれませんが、天然ガスコージェネレーションについては、利用の可能性が高いとされているところでございます。このほかにも量的な確保は難しいものの、工場の廃熱利用や地熱利用などさまざまなエネルギーの活用を想定しているところであり、今後も新たなエネルギーの導入について調査研究を進めていきたいと考えております。

地産地消による町内需給の可能性につきましては、再生可能エネルギーだけで町内の電力需要を賄うことは現実的には大変困難と考えておりますが、一般家庭におきまして太陽光発電あるいは蓄電池、HEMS（ヘムス）と呼ばれますホームエネルギーマネジメントシステムなどを活用することにより、地産地消によるエネルギーの需給は可能ではないかと考えるところでもございます。

続きまして、ハ．「水素社会」実現に向けての日本の動きについていくことはについてでございます。これまで化石燃料に依存してきた日本のエネルギーにおいて、再生可能エネルギー

の普及などにより大きな転換期を迎えておりますが、新たなクリーンエネルギーとして水素エネルギー活用への動きが活発化してきております。国では長期的な成長戦略として、水素・燃料電池戦略ロードマップを公表し、2040年を目標に水素供給システムを全国に展開する構想を明らかにしております。水素の用途といたしましては、燃料電池自動車のほか水素と酸素から電気と熱をつくる燃料電池によるエネファームでの活用であります。現在のところ導入コストが高く、普及させていくためにはコストダウンが不可欠と考えられます。

このような中、町におきましては、水素エネルギーの導入促進策といたしまして、本年7月から住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金の中で、家庭用燃料電池システムへの助成を始めたところでございます。

水素は、未来のエネルギー源としてさまざまな分野における活用について有望視されており、今後の動向が注目される場所ではありますが、町内への導入活用につきましては、家庭におけるエネファームの普及拡大のほか、事業所への新たなエネルギー源としての活用などについて調査研究を進めていければと考えているところでございます。

5番（柳沢君） 今、課長のほうからご答弁いただきました、今年の4月から水素エネルギーにつきましてもですね、町のほうでもっていろんな対策を立てられる。これからもまた見ていきたいというお話を伺いました。ここで2回目の質問をさせていただきます。

先日、東京フォーラムで参加させていただいたんですけれども、この日本の中心である東京都の舩添知事が、水素社会を先導していくということで、非常に力強く言っておられました。これは2020年の五輪・パラリンピックのですね、遺産というんですか、レガシーを意識し、その実現に向けてインフラ普及に取り組むということなんですけれども、そのとき国から来ておられた方もですね、エネルギー基本計画というものが国ではあって、水素を電気、熱に次ぐ第3のエネルギーとするべく水素インフラの整備を取り組み、加速していくと。国の場合はちょっとね、全国的という形になりますので、それよりもさらに20年先になる可能性もあります。

これは、いわゆるエネルギーの部分についてなんですけれども、坂城町は工業の町ということで、水素社会になった場合、これが坂城町にどのぐらい影響してくるんだという問題がございます。7年前に電気自動車の復活、4年前に航空宇宙産業の隆盛を予見・提案し、工業関係者の方から大変喜ばれたわけなんですけれども、工業の町坂城はやっぱり世の中の動きに敏感に反応し、生産に結びつけていくということが大事ではないかと、そんなふうに考えています。坂城町の特色を考え、水素社会関連機器への対応、製造ですけれども、そういうようなこともご提案しておりますけれども、水素の取り扱いには克服すべき課題もございまして、それゆえ坂城町の工業技術が生かされると、発展していくものと考えております。

そこで、坂城町及び東京都に関係の深い町長からご意見を伺うようにということで、中小企

業の関係者からご要望をいただいております。先ほどご答弁いただきまして、再度ということになってしまうわけですが、もしもそこら辺の点につきまして何かございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長（山村君） 突然のお話でありますけれども、坂城町はご案内のように自動車関連のビジネスをやっておられる方がたくさんおられます。それから、新しい18号バイパスですとか、インター先線の縦横がつながるといふことがあります。恐らく新しいガソリンスタンドをつくる時には、それはもはやガソリンではなく、水素のステーションもあわせるような形になるかなと思っておりますけれども、状況を見きわめながら必要ならば、町として一緒につくっていくということも考えるかと思ひますが、まだ具体的な動きはないといふことでございしますけれども、状況を見まして判断したいと思ひます。

5番（柳沢君） ありがとうございます。水素関連につきましては、水素を単独容器とかこれを安全に普及する機器とか坂城町の工業関係が持っている技術をですね、使える分野がかなり出てくるかなという気がします。町長を初めそういう機会、お話等がですね、また出てきましたときには、ぜひ町の企業様にもお伝えいただき、具体的な先ほど申し上げた隆盛という形に結びつけていくようお願ひしたいと思ひます。

二度目の一般質問でありまして、幾らか落ちついてきたかなという感じがしますけれども、まだまだというところで、また町民の皆様からですね、アドバイスを受けてしまうのではないかという気がいたします。与えられた仕事をですね、全うする所存でございしますので、今後とも町民の皆様方のお力添えをよろしくお願ひいたします。次回は前回ちょっとお話ししました、おくるみの今度は苗木についてお伺ひしたいと思ひます。今日は本当に丁寧なご答弁数々まことにありがとうございます。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時22分～再開 午前 9時33分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、4番、小宮山定彦君の質問を許します。

4番（小宮山君） ただいま議長より発言を許可されましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 坂城町の農業施策について

今回の一般質問に当たり、ここ数年の坂城町町議会会議録におさめられている先輩議員の一般質問の中から農業に関するものを探しました。平成25年6月の西沢議員、平成25年12月の塩野入議員、平成27年6月の大森議員の一般質問が見つかりました。それに対する答弁を見ますと実に多くの事業、施策があり、初耳のものも多く、その内容を親しい農業者に聞いたり、インターネットで調べたりしながら、果たしてうまくいっているのだろうかとか、

これは坂城には有効なんだろうとかいろいろ疑問に思いました。これだけ多くの施策があっても数値化された達成目標に乏しく、それがどのくらいの効果を上げているのか、上げてきたのかがよくわからないのです。そこで質問に入ります。

イ．中山間地農業について

なぜ中山間地かといいますと、千曲川沿いの地域を除くと坂城町の農業はほとんど中山間地で営まれており、そこがかなり広く農業振興地域に指定しているからです。その中山間地における農業の現状、問題点はどこにあるとお考えか、まずお聞きしたいと思います。

また、問題点があるとするなら、その問題点といいますか課題に対してどのような施策・対策をお考えか。特に近年の施策・対策の効果・実績をどう評価されているかを中心にご答弁願います。

ロ．「坂城農業振興地域整備計画書」改定について

6月議会のときにも言及しましたが、一番新しいとされる平成10年の整備計画書で指定された本来、優良農地として耕作されるべき農振農用地に100haを超える耕作放棄地が発生しています。しかも、その約8割が農地として再生利用の困難なB分類の荒廃農地となっている現状から考えるに、総合見直しをして守るべき農地をはっきりとさせ、新たな整備計画書の策定が今までなぜなかったのか非常に理解に苦しむところです。

事情は、近隣市町村でも同じなんだろうかと思い、問い合わせをしてみました。すると、長野市では平成19年に行われ、それに続いて本年もさらに新たに策定中とのことでした。千曲市は平成24年11月、上田市は同じ年の5月、東御市は今年の夏に完了し、小諸市では下協議、基礎調査は済んで現在策定中、御代田町の場合は整備計画書は平成9年のままだが、今までその都度農振除外申請に対応し随時見直しを行ってきており、総合見直しは現在進行中とのことでした。

坂城町も国道バイパス建設に伴い、新しい農業振興地域整備計画書をつくる必要があると思いますが、その予定はあるでしょうか。あればいつごろになるか。県との協議、原案作成、公告、縦覧、策定完了のスケジュールももしでき上がっているのであれば教えていただきたいと思います。

ハ．人・農地プランについて

人・農地プランにおける今後の地域の中心となる経営体は、坂城町の場合、法人はないので認定農業者や新規就農者ら個人になると思います。それぞれの人数をお聞かせください。さらに作成後4年になりますが、担い手への農地の集積は順調か、進捗状況をお聞きします。1回目の質問は以上です。

産業振興課長（塚田君） 中山間地での農業が置かれている状況については、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の不足、異常気象に伴う農産物被害、遊休荒廃地の増加などのほ

か鳥獣被害の拡大など、その環境はますます厳しさを増してきております。農業は、経済活動としての農産物生産のみならず、その生産活動を通じた農地保全や景観形成など多面的機能を維持するという役割も担っております。

国では農政改革とし、地域政策を重要な柱に位置づけ、強い農業を実現するため中山間地の多面的機能の維持を図り、それを支えている活動への支援制度を進めてきており、平成12年度からは国・県・町で中山間地域の農業生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、農業者への支援を行う制度を実施してきており、27年度からは法律に基づく制度に位置づけられました。

具体的には農業者で構成される地域活動組織が行う農地、水路、農道の保全活動など共同活動の支援、また地域資源の質的向上を図る共同活動、水路や農道の施設の長寿命化を図るための補修などの活動の支援、植栽による景観形成など農村の環境保全のための活動や防災・減災への強化、遊休農地の有効活用などへの支援となっております。

主な事業としては、中山間地域における農業生産条件の不利を補正するため、農作業等の地域活動を支援する中山間地域等直接支払交付金事業ですが、今年度は上平島・小野沢地区、入横尾地区の3地区で実施しております。また、農業者が共同して取り組む農地、用水路、農道等を保全する活動に対して支援する多面的機能支払交付金事業については、南条・中之条地区、坂城上沖地区、上平地区、坂城北日名地区、上五明地区の5地区で実施されております。この事業全体では約900人の構成員がおり、地域単位で5年を事業期間とした活動で、要綱に基づいて実施していただいております。平成19年度から継続して実施されている地区もあり、他の団体の模範となっておりましております。

次に、農業が抱えるさまざまな課題を解消すべく農業委員、JA、農業改良普及センター等農業関係機関で組織いたしました町農業支援センターでは、農業・農村の振興を図ることを目的とした事業に取り組んでおります。

農繁期における援農組織づくりとして実施しているアグリサポート事業や集落営農支援、地域が地域農業を支える仕組みづくりとしての農産物直売施設を整備しております。ほかにも人・農地プランの策定や、次世代へ持続可能なブドウ産地の維持発展を目的としたワイナリー形成事業の取り組み、将来的な醸造用ブドウの産地化やワイナリー設置を含めた6次産業化を推進する事業などを進めております。

そして、農作物を有害獣から守るべく電柵などの予防施設設置に対する補助や、上平地区では県の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、有害獣の侵入防止柵6.9kmを設置し、また各地区が主体となって行う有害鳥獣捕獲実施隊事業の実施等、農作物の被害防止に取り組んできております。中山間地域の農業を守るため、今後も各種事業に取り組み、引き続き地域と協働で対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、ロの「坂城町農業振興地域整備計画書」についてであります。集団的な農業用地を保全・形成し、効率のよい農業投資を計画的に行うための長期的な土地利用計画が必要であったことから、農業振興地域の整備に関する法律が昭和44年に施行されました。坂城町では昭和49年に坂城町農業振興地域整備計画書が策定され、その後昭和60年、平成10年と計画見直しを行った結果、現在、農用地区域内の農用地は443haとなっております。

計画見直しについては、平成10年以降、町の最上位計画である長期総合計画における土地利用計画の大幅な変更、大きな経済状況の変化や住民からの要望等、変更の必要が生じなかったため実施されてきませんでした。現在事業推進している国道バイパス、さらにはインター先線の建設に伴い、これからの商工業振興などを見据えた町全体の土地利用計画の変更が必要な時期になってきていると考えます。

また、食料自給率の低下に対する危機感から、優良な農地を確保するため多面的機能支払事業等、農振農用地を対象とした有利な補助事業が拡充されているところであります。それら事業を展開するに当たり、中山間地域である当町において優良農地の保全を行っていくことは、町の農業政策上からも重要な課題であると考えますので、今後、町の将来像を見据えながら農振農用地を含む農地の有効利用を引き続き図っていきたいと考えております。

次に、ハの人・農地プランについてお答えします。この計画は、集落や地域内における話し合いによって中心となる農業の担い手を経営体として位置づけ、その経営体に農地を集積・集約化することで地域農業のあり方の合意形成を図り、将来に向けての農業ビジョンを地域全体で共有することを目的として、国から市町村ごとに策定が求められているものであります。当町では平成25年度から地域懇談会や検討会を通じて計画策定を実施しており、坂城、中之条、南条、村上地区の四つのプランが策定されています。

人・農地プランにおける認定農業者及び新規就農者等の経営体数につきましては、経営体の農地が各地区に散在する場合、重複して経営体が位置づけられることとなることから、延べ31経営体、33名、実数といたしましては23経営体、25名が位置づけられています。また、これら経営体の農地集積状況につきましては、現状38.3ha、5年後の目標として70.4haにまで全体として経営規模が増加する見込みとなっております。なお、この計画は常に変動するものであり、プランに位置づける経営体の数や農地の集積状況など、今後、地域の実情に合わせて随時見直しすることとなっておりますので、これ以外の農業経営体の方々にも参画していただく中で、地域として地域の農業をどう発展、継続していくのか、今後も引き続き懇談会等を開催し協議を進めてまいります。

また、今議会に補正予算を計上いたしました県補助金の機構集積支援事業は、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するため、耕作放棄地を含む農地所有者に対して意向調査を実施し、より多くの農地を農地中間管理機構に登録していただくことを目的

としています。農業委員会とともに農地を貸し出したい方を掘り起こし、担い手の農地集積を支援し、耕作放棄地が増えないように努めてまいりたいと考えます。今後も国・県の補助事業を活用しながら、さまざまな農業施策を実施してまいります。

4番（小宮山君） 6月の一般質問に対するご答弁とほぼ同じ答弁をいただきました。私が思うのは、そういうことで坂城町の農業は守れるという見通しといたしますか、自信はありますかということなんですけれども、私の質問の仕方もまずく、それはそれとします。

そこで今、農振農用地の保全事業に関しては非常にうまく機能しているという面もあると思います。多面的機能交付金制度、それは農地の保全に非常に役立つ制度だと思います。そこで、一番の関心事であります、耕作放棄地をどうするかということについて2回目の質問をいたします。

まず、6月議会の塚田課長のご答弁で、農振農用地内の耕作放棄地の再生作業に対し、国・県の支援事業として耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度、長ったらしい名前ですが、があると紹介されていました。緊急対策を行うに当たって交付金を出すという。ですが、制度発足の平成21年以降、坂城町でこの制度はどれほど利用・活用されてきたのでしょうか。それと、今後、利用・活用の見込みはあると思われますでしょうか。つまり、補助金を使って耕作放棄地を農地として再生させようとする人が現実的に坂城町にいると思われるのでしょうか。

町として本気で中山間地に存在する耕作放棄地の解消に取り組むおつもりか、そうだとしたならば、どうやっていくのか。今ある農業を守るというのはわかります。それについては具体的な施策も実施されているというのはわかるんですが、こと耕作放棄地の再生に関しては、どのようにこれから施策を展開されていくかお聞きしたいと思います。

さて、県下市町村の農業委員会の元締めといたしますか、県組織である長野県農業会議でさえ最近の資料によると耕作放棄地を再生利用困難かどうかの区分けをし、再生困難な農地に対しては速やかな非農地判断、非農地決定をし、農地以外の利用の促進を図る。農地以外の利用といたしますのは、例えば里山、畜産、6次産業化施設、再生エネルギー施設などを優先検討すると、そういう方向を打ち出しています。これだけ現実には増大する耕作放棄地に対し、教条主義的に農地は何としても守らにやいかんと言っている、がちが明かないことに、失礼な言い方ですが、ようやく気づいたのかと思います。

また、今の答弁の中にありました農地問題解決の切り札のように言われる農地中間管理機構にしても、農地として利用が見込まれる耕作放棄地というのは、借り受けることも一部可能かと思いますが、B分類の耕作放棄地は農地中間管理機構では借り受けを拒否といたしますか、拒否しております。機構のほうで借り受けてもらえないです。それが農振農用地であってもです。もう耕作放棄地化されたところは外されてしまうということです。

6月議会の町長答弁に以下の言説があります。「耕作放棄地の非農業的利用を検討する考え

はとのご質問もありますが、基本として農業振興地域内の農用地は、農用地として利用すべきと考えておりますが、公共工事などにより土地利用の基本方針の変更が必要なときや地域の皆様から具体的な土地利用の要請がある場合には検討してまいりたいと考えております。」とあります。土地利用の要請がある場合とおっしゃいますが、ゾーニングをしたのは行政であって地域の皆様ではありません。おおむね5年ごとの見直しはせず、平成10年より17年間、農振農用地の変更をしなかったのは行政なのです。中山間地に存在する耕作放棄地の解消に取り組むおつもりが本当におありか。そうだとしたら、どうやって取り組むのか、その点についてご答弁願います。

産業振興課長（塚田君） ご質問に対しまして、それぞれお答えしていきたいと思っております。

まず、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度でございます。こちらのほうの実績があるかということでございますが、平成25年に1件ございました。こちらのほうこの制度を活用いたしまして耕作放棄地を重機をもって大きな木を切り倒したり、そういうことで再生いたしまして、小麦畑に再生していただいた方がおられます。また、新規就農者でやはり耕作放棄地を再生いたしまして、今現在ワイナリーのワイン用のブドウを植えようと、そういう方もいらっしゃいます。こちらは、この交付金制度は使っておりませんが、自力で行ったというようなこともございます。また、ねずみ大根振興協議会でも耕作放棄地について、ねずみ大根をまくというようなことで、そういう耕作放棄地の解消をまた一つの目的としてやっております。

続いて、非農地証明でございます。非農地証明についてよそではやっているということですが、坂城町でも行っております。こちらのほうにつきましては、例えば、やはり山に近く土砂崩れ等の被害があったと。そういう場合にはやはり県の保安林指定をしなければなりません。その中で農地となっていますと、これは保安林になりませんので、この場合、非農地証明を出しまして、地目を変えてやはり山林という形にして保安林を指定すると。そうでなければ、この災害の工事ができないというようなこともありますので、こういう場合に対しては非農地証明を出して行っております。また、長野市等大きな市におきましては非農地証明を出しておりますが、こちらにつきましても農振農用地内の農地につきましては、農振農用地は外れません。非農地証明は出しても農振の区画は外れておりませんので、よろしくお願いいたします。

続いて、B分類では中間管理機構は借りないのではないかということもございます。確かにその農地中間管理機構を利用して荒れている農地を再生したら、またそれは自分のもとにと、そういうような危険性がありますので、こういうことはしません。やはり、ある程度ちょっと手を加えれば再生できるA分類だったら、農地中間管理機構としてもやはり負担は負いたくありませんので、そういうようなことでB分類については借り受けはしないという状況であります。

それにつきましては、またやはり山林近くの農地につきましては、これは一番難しい問題な

んですが、先ほども申し上げましたけれども、景観形成の保全というような問題もありますし、また野生鳥獣の被害、やはり野生鳥獣の何というんですか、縄張りと言っている縄張りが今は近くなっています。もう住む隣がもう野生鳥獣のテリトリーというような状況がありますので、どうしてもこの間に緩衝帯をつくらなければなりません。それが今までは農地というものが緩衝帯となって、これが機能しているおかげでやはり野生鳥獣が人の生活の中に入っていないというようなものがございました。

やはりそういう点から考えても、耕作放棄地、山林近くの耕作放棄地についてはやはり整備をしていかなければならない。すぐそばが山であれば、山になってしまえば、それはもう野生鳥獣が当然人間の生活に入ってくるという状況も考えられますので、その点についても注意していかなければいけないと考えます。

あと、土地利用の要望があればということで、要請がなかったのも、今までやっていなかったというような問題でございます。やはり先ほども申し上げましたとおり、町の最上位計画であります長期総合計画、この中でやはり町の土地利用計画をどのようにしていくか、そういうものが決まっていなければ、やはり農振農用地といいますか農振整備計画につきましても、また都市計画につきましても、やはりこれは勝手には直せないというような状況であります。こういうような点からもやはり住民の皆様のご意見をよく聞いて、それでもって土地利用計画を立てていく、それが基本であるかと思えます。以上です。

4 番（小宮山君） あくまで建て前論で通されるつもりかというのが、今のお答えを聞いた感想です。今、農地として農業が営まれている、あるいは少し手を入れれば農地として再生可能な耕作放棄地、それを農地として再生させ、その保全に努めるというのは、それは非常に大切なことで、それはわかります。ただ、僕が問題にしているのは100haを超えている農振農用地が、それが相も変わらずB分類の再生困難な耕作放棄地としてそのまま存在し続ける。そこが農振農用地になっているということが余りにも実情と離れている。有名無実な整備計画書ではないかと思うのです。

そこでロについて、今のことと関連するんですが、非農地証明は今のままでは農業振興地域整備計画において非農地証明は出せないというのはわかります。ただといいますか、ですから、その農業振興地域整備計画自体をもう一度見直して、そうすればその農振の網から外れれば非農地決定も非農地証明も出されますし、先ほど県の農業会議、これはもう全国の農業会議の方針らしいですが、里山とか畜産、再生可能エネルギー施設、6次産業化施設等の利用も初めて可能になると思うのです。ですから、坂城町の坂城バイパス、その建設に関連するに当たって、この計画書が見直されるということは、新たに策定されるというのは今お聞きしましたが、それは坂城バイパスの関係する区域だけのことでしょうか。それとも坂城に存在する443haですか、その農振農用地、そこも見直しの対象に当然入るのか、それをお聞きしたいと思いま

す。よろしくお願いします。

産業振興課長（塚田君） 先ほども申し上げた、やはりバイパスの関連でどうしてもバイパスが通る部分は、もうこれは公共施設でございますので、有無を言わず農振農用地から外されます。ということは、村上地区の一番の平らな穀倉地帯が潰れるというような状況になって、農振の農地が減ってしまうというような状況になります。当初といいますか、この法律が始まった当初は、この減った分はどこかで継ぎ足しなさいよというような状況でございましたが、今はそれほど厳しくはないようですが、それでもまだまだ厳しいものがあります。ある程度の農地は確保しなさいということでございますので、よっぽどのことがない限り今の指定されているところが外れるというようなことは、まず県のほうで許可がないかなというふうな心配もしております。そういうようなことでございます。

ですが、これから先ほどお話しがありましたように、例えば地域の要望があつて、新エネルギーの施設をつくれる場所を設けてほしいとか、そういうようなご提案等がありますれば、やはりそれは土地利用計画の中に、町の長期総合計画の中の土地利用計画に当然盛り込んでいくべきだというふうには思いますけれども、そういうような地域の盛り上がりがないければ、ちょっとなかなか難しいのかなというふうな感じもいたします。以上です。

4番（小宮山君） 100haに及ぶ、そのうちの5分の4がB分類の再生困難な耕作放棄地なんですが、今のご答弁だと県のほうで認められないのではないかというお見通しを伺いました。そうすると、だったら100haに及ぶ、それはもちろんその一部を農地として活用なさっている方もいらっしゃるということ。それを否定するつもりは全くございません。だから、もっと規模が、規模が100haですから、それをそのまま今のまま一応名目は優良農地なんです。だけど、実質は全く違うんですよ。その100haぐらいの農振農用地を次回でもそのままというのは、ちょっともう非常に大きな問題だと思います。ですから、耕作放棄地の解消はできないと。それは明らかだと、そう思います。さらなる検討をお願いしたいと思います。

ハのほうについての2回目の質問。町が人・農地プランを作成したことにより、経営開始型の青年就農給付金が新規就業者に年間150万、最長5年間給付されることになったのは、非常によかったと思います。ベテランの認定農業者でさえ今日の農産物の価格低迷に苦しんでいる状況にあつて、もし給付金がなかったら、新規に農業を始めるということは非常に困難だと思うからです。ただ、当然のことですが、地域の中心となる経営体を決めただけではそれまで、5年後、10年後の地域農業の維持発展は望むべくもありません。さらなるプランの充実をどうやって図るか。例えば、地域の農業に精通した人を地域連携推進員として雇用して、強力に推し進めるというようなことは考えられないかななどについてもお聞きしたいところですが、これは通告にもありませんし、機会を改めたいと思います。

時間の関係もありまして、まだ配分に非常になれておりませんので、ちょっと中途半端な気

もしですが、ここで1のテーマについては終わりにします。

2. 障がい児保育について

本年の3月に出された、坂城町子ども・子育て支援事業計画では、障がい児・者の「がい」の字は平仮名で書かれています。やはり同時期に出された坂城町障害福祉計画の冊子の中では平仮名の「がい」と漢字の害悪の「害」、その字が混在しています。坂城町暮らしの便利帳や坂城町第5次長期総合計画では、全て漢字で統一されています。ちなみに漢字でも石へんに疑うの「疑」で、その「礙」という字がありますが、その俗字の「碍」を使う人もいます。いっそのことハンディーキャップを持った子供という言い方もあるかもしれません。そのごちゃごちゃぶりがよくないと言う気は全くありません。そのマイナスイメージの強い漢字の害悪の「害」ですね、害は使うべきではないとも言いません。そうではなくて、どの表記にするか、どの表記にするのかを迷うことに、その迷いの深浅の程度も含め、その人の障害児、障害者あるいはその障害そのものに対する視線、態度、考え方、一言で言えば障害者観が図らずもあらわれるという気がします。失礼かもしれませんが、通告にもありませんが、山村町長はどの表記をお選びになるかお聞きしてみたい気がします。その際、諸般の事情を鑑み検討し、最終的な判断を下すということはおっしゃってほしくありません。前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

イ. 通所施設について

10年ほど前に、障害児のための施設が南条保育園建設に当たり検討された人とづてに聞きましたが、その後の経過はどうなっているのでしょうか。障害のある小学校に上がる前の未就学児の保育ができる療育はどこが担ってきたのでしょうか。

ロ. 障がいの程度と保育園入園の可否について

障害児保育は、どこが担うのがよいか。家庭なのか保育園なのか、マンツーマンで指導や訓練が施される専門施設なのか、例えば上田市にある蓮の音こども園のようなところなのか、いろいろな選択肢があります。それはその障害によりけり、その障害児によりけりだと、ケース・バイ・ケースだと言ってしまうえば、それはそうだと思いますが、僕は保育園の集団保育が最適だと思っています。

それはともかくとして、本年3月に作成された坂城町子ども・子育て支援事業計画において、障がい児保育事業の概要説明でこういうものがあります。集団保育が可能な程度の障がいのある児童の発達を促進するため、保育園において加配保育士を配置します。そうあります。ここで、集団保育が可能な程度の障害というのがどの程度の障害を指すのか判然としません。そこで質問です。どの程度までの障害だったら、その障害児は保育園で集団保育を受けられるのでしょうか。また、どの程度重度であったら入園そのものもできないのでしょうか。加えて、それを誰がどのような基準でそのことを決めるのでしょうか。

現在、幸いなことに、坂城町では待機児童があるという話は全く聞きませんが、それだもんで健常児だったら、希望すれば当たり前前に保育園には入れると思います、入れる状況。ですが、障害児の場合は、そう当たり前でもない現実があるようです。ただその際、親が入園を強く希望した場合は、できるだけその親の意向に沿う形で入園が認められる、ということなのか、それを質問します。

ハ．就学前の障がい児の親に対する相談体制について

坂城町第5次長期総合計画では、ともに生きる福祉と健康のまちづくりという基本方針があり、その目標達成の取り組みとして、子育ての総合的な相談窓口の設置と専門機関との連携がうたわれています。総合的な相談窓口ってどこなのでしょう。

障害児の保育に関して親が相談に行きたい場合、総合的な相談窓口が本当にどこなのか、福祉健康課の窓口なのか保健センターなのか、子育て支援センターなのか、保育園なのか、あるいは千曲・坂城地域自立支援協議会の相談支援室なのか、どこへ行ったらいいか、もしかしたら堂々めぐりといったことにもなりかねないと思います。

障害児でも何でも子供のことだったら、あそこに行けばいいと親がすぐわかる窓口がどこかわからないという声が実際にあります。坂城町障害福祉計画策定に当たってのアンケートを見ても、悩みや困り事の相談相手に複数回答であっても、行政機関を挙げている人の割合は5%弱、4.7%でしたか、です。坂城町で現在実施している子育て関連事業は数えたら100もありました、100ぐらいありました。事業の中身や国の制度も、行政の人は当然わかっているけども一般的にはよくわからないというのが現実だと思います。相談して助かった、頼りになる、そういった軸となる相談窓口を初めとして、その相談体制の強化が求められていると思うのですが、このことについてお考えをお聞かせください。以上です。

議長（塚田君） 小宮山議員に申し上げます。害の表記に関するただいまの質問は通告外です。通告にない質問については答弁がありませんので、ご承知おきください。

4番（小宮山君） わかりました。

町長（山村君） 小宮山議員さんから、二．障がい児保育（療養）についてのご質問がございました。イからハございましたけれども、私からは口障がいの程度と保育園入園の可否について、ハの就学前の障がい児の親に対する相談体制についてお答えいたします。

今、ただいま塚田議長からご指摘がありましたけれども、言葉については非常にセンシティブに慎重に私どもは対応していると思っております。したがって、今答える必要はないとおっしゃられましたけれども、障害の「がい」というふうに平仮名で使っていくということで決めております。それから、小宮山議員からですね、ハンディーキャップを持った子と言うのが一番いいんだという話がありましたけれども、そういうことを言うてはいけません。ハンディーキャップを自分で持ちたくて持っているわけじゃないんです。通常これはハンディー

キャップのある方というふうに気を遣っております。私のこの後の答弁も全て障がいのある方という表現で申し上げたいと思っております。

少子高齢化が進み、子供の育ちや子育てをめぐる状況は著しく変化し、悩みや不安を抱え孤立感を感じながら子育てをしている方や障がいのある子供たちは年々増加傾向にあります。子供が安心して育まれるとともに子供同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また家庭における子育ての不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子供と向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう社会全体で支援していく必要があります。また、障がいのあるお子さんをお持ちの保護者の皆様におかれましては、家庭における子育ての負担や不安、孤立感は一倍のことと存じます。

障がいのある児童を保育することは、どの児童もそうであるように人としてのさまざまな力を開花していくための機会の提供であり、社会への参加の最初の一步であります。これからの長い人生を生きていく上で、乳幼児期は人として生きていくことを方向づけられる最初の時期であり、一番大切な時期だと言えます。坂城町子ども・子育て支援事業計画では、地域における子育ての支援を基本目標に、多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実に施策を掲げ、多様化する就労形態に対応するための計画でございます。

さて、障がいのある児童の皆様の入園につきましては、坂城町に居住し保護者等が働いていたり病気にかかったりしているため、家庭内で保育ができないなど、児童の保育が困難と認められた場合で、障がいの程度が集団保育が可能な程度かを医師等関係機関と協議をして入園を決定いたします。児童の様子や保護者の希望、クラスの状況、園の環境、必要に応じて保育士の加配などの受け入れ体制を十分に考慮し、その児童にとって今はどこで、どんな保育を受けるのが最善かという視点に立って保育園の受け入れを行っているところでございます。

次に、就学前の障がい児の親のお子さんに対する相談体制につきましては、町にお住まいの障がいのある児童、そのご家庭に対して、生活の中での困り事や保育園の入園、障がい福祉サービスの利用などについてのご相談は、全て一括して子育て支援センターで行っております。ここでご相談していただいております。

子育て支援センターは地域の子育て家庭を応援し、育児相談を初めとする子育てに携わる皆さんの交流・情報を通じて子供の育ちを喜び合い、ともに悩み、考え育てる場であり、いつでも気楽にセンターに来ていただき、相談員と直接顔を合わせお子さんを遊ばせながら育児のこと、またはお子さんの発達のことなど、相談できる場となるよう心が通う支援を行い、関係機関と連携しながら、安心してその人らしい生活が送られるように一緒に考えていきます。

子育て支援センターが各種相談の窓口となり、子育ての相談、保育園入園や障がい児福祉サービスのこと、障害者手帳や療育手帳のことなど内容によって福祉健康課、保健センター、児童相談所など関係機関と連携してまいりますので、お友達や家族には聞きにくい、またはど

こへ聞いていいのかわからない、そんなときはともかくお気軽に子育て支援センターへご相談していただきたいと思います。

今後も子育ての相談につきましては、子育て支援センターということをもっともっと町民の皆様におわかっていただくように、広報紙あるいは町のホームページなどでもっともっとお知らせして周知を図ってまいりたいと存じております。

子育て推進室長（宮嶋君） 2、障がい児保育についてのうち、イとロについて順次答弁申し上げます。

イ、通所施設でございますが、10年ほど前に障がい児のための施設が、南条保育園の建設に当たり検討されたと聞かれましたが、その後の経過はどうなっているかというご質問でございますが、10年ほど前ということですが、当時、新たに南条保育園の移転建設が進められたところでございまして、町の多様なニーズに応じた保育の構築に向け、各園がそれぞれ特色ある保育園づくりの推進をしていたところでございます。

村上保育園では、地域の高齢者と交流ができるようゆずりはホールを設け世代間の交流、知的障害者入所施設ともいきライフ月影との交流や、びんぐしの里公園を利用した保育。坂城保育園では、併設された子育て支援センターとの連携による相談体制の充実。また坂城・南条保育園で先駆けて始めた一時預かり保育、南条保育園では子育てにかかわる団体やサークルの皆さんが利用できる交流室を設け、利用される皆さんとの交流、時間外保育の延長や6カ月からのゼロ歳児の乳幼児保育、そして障がい児保育の充実をということから障がい児の受け入れ体制について、園の中に障がいのある児童のクラスを設け保育に当たったらどうかというようなお話がありましたが、障がいのある児童にとって、障がいがある児童もない児童も一緒に生活することによって楽しい遊びを経験し、お互いに刺激し合うことにより相手を認め、言葉や運動などさまざまな力を獲得し、社会性や基本的生活習慣を身につけていかれるのではないかと。また保護者の送迎等の利便性等も考慮し、それぞれの保育園で各年齢のクラスに入り、加配保育士を配置した中で保育することが望ましいのではないかとということで、現在に至っておりますとおり各保育園において障がい児保育を行っているところでございます。

続きまして、ロの障がいの程度と保育園の入園の可否についてでございますが、保育園は保護者が働いていたり、病気等により家庭内で保育できないなど、入園できる基準に該当しているときに保護者にかわって児童を保育する施設であります。障がいがある、またはあると思われる児童の保育入園につきましても、通常の入園基準を満たし、ご家庭での児童の保育が困難と認められた場合において障がいの程度が集団保育が可能な程度とし、医療機関、児童相談所等々の関係機関、また臨床心理士、家庭児童相談員等の関係者と協議をして入園を決定しております。

また、療育手帳や身体障害者手帳をお持ちの方、あるいは医療機関の診断や意見書、児童相

談所による意見書等をお持ちの方につきましては、個別中心の療育施設よりも保育園という大きな集団の中で、加配保育士の援助を受けながら生活することが、その子の成長にとって望ましいと判断された児童について充実保育士を配置し保育を行っております。障がいの様子につきましては、お一人お一人同じ障がいというものではございませんので、入園にかかる判定につきましては具体的にどの程度の障がいということは申し上げられませんが、入園の際の面接などにおいて児童の様子を見させていただいた中で医療機関、児童相談所などの関係機関、臨床心理士や家庭児童相談員などの関係者と協議をする中で、入園について決定させていただいております。

今後も児童の様子や保護者の希望、保育園での受け入れ体制等を十分に考慮しながら、児童にとって今はどこで保育を受けるのが本当に最善なのかというような視点に立ちながら、保育園の入園受け入れをしてまいりたいと考えているところでございます。

4 番（小宮山君） わかりました。時間の関係で2回目の質問はありません。以上です。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時42分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、13番 塚田忠君の質問を許します。

13 番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、今9月議会一般質問の際、冒頭安倍政権の批判、また平和安全法案をよく理解しないで戦争法案と名づけて廃案に持ち込みたいというような発言が複数の議員からありました。現在の世界情勢から見ても、万が一この法案が通らないということになったら、日本は大変なことになります。戦争抑止法案であります。このような身近なテレビを使い自分の思いを発言するということは、いかがなものかと感じます。テレビを見ていた町民は、坂城町議会議員は全員が同じ考えかと勘違いされます。あえて私は賛成の立場で一言つけ加えさせていただきました。質問に入ります。

1. 千曲川さかきパーキングエリアについて

上信越道が開通して10年以上が経過しております。北陸新幹線が全線開通し、自動車道の利用が多少減少するかと思いき、NEXCO東日本に聞いたら、逆に増えて7月ごろから坂城更埴間の利用が1日3万台を超しているそうです。

開通当初、パーキングを利用して町の特産品を売る売店を計画、現地の販売調査までしております。その後検討中とのことではありましたが、現時点では採算が取れないということで白紙に戻ってしまったのかどうかお伺いいたします。再検討が可能ならば、地方創生の一環として雇用促進、産業振興と大いに期待できると思います。

8月の下旬に東信の市町村議員の有志30人ほどで、1泊2日で東京永田町で勉強会に参加しました。初日の夜、懇親会の席上ある大物代議士の話の中で、ある町で大きな道の駅をつくり、大変な実績を上げ、町おこしに一役買っている話を聞いてまいりました。現在、坂城町では道の駅ができるような場所が少ないため、せめて高速道のパーキングエリアをお借りして、坂城町特産品売り場はできないか、せめて上り線だけでも、収穫時期だけでも季節的に出品できないかお聞きいたします。以上、1回目の質問を終わります。

産業振興課長（塚田君） 千曲川さかきパーキングエリアを利用した出展計画はについてお答えいたします。

上信越自動車道千曲川さかきパーキングエリアは、千曲川の雄大な眺望が楽しめる施設として首都圏や近県からお越しいただく皆様の憩いの場所となっております。これまで町では千曲川さかきパーキングエリアの利用状況調査の実施や類似する近隣パーキングエリアの状況把握を行い、平成16年度には上り線パーキングエリアで町の特産物の販売等を行った坂城味フェスタなども実施しながら、サービス施設運営の可能性を含めて検討した経過がございます。しかしながら、町が実施主体となって施設を設置するには多くの課題があり、千曲川さかきパーキングエリアにおいて恒久的な施設設置は困難であると考えます。

坂城の特産品販売店の季節的な出店をというお話でございますが、現在、信濃町では地域振興の一環として7月から11月の土・日曜日に限り、黒姫野尻湖パーキングエリアにおいて物産の販売等を実施しているとお聞きしております。

管内の高速道路を管理する東日本高速道路株式会社長野管理事務所によりますと、自治体の実施主体となって地域振興や地域のPRを目的とした申請に限り、車両が通行する部分以外でのパーキングエリア施設の一部使用が可能とのことであります。具体的には、施設使用料が1㎡当たり1日100円で、自治体が単独実施する場合は25%割引きされるとともに1回の契約において5日以上開催する場合は、さらに20%の割引きが適用されるということですので、一時的な地域振興や地域の特産物をPRするイベントであれば実施することは比較的容易であると思います。農産物や特産品等の販売を行いたい方々や団体等の実施要望がありましたら、町として支援していきたいと考えます。

なお、坂城地場産直売所あいさいでは、町の農産物や特産品を常時販売しております。これから収穫の秋に向け、今月21日の敬老の日にはぶどう祭りを、26日土曜日には、きのご祭りが開催されます。町内で生産された農産物をたくさん用意しておりますので、大勢の方にご来店をいただきたいというふうに思います。

13番（塚田君） お答えいただきました。要望があればというお答えをいただいたわけですが、平成22年9月に、私はこの件で当時あいさいができるころ、一般質問でこのパーキング利用の販売ができないかということで質問いたしました。時の中沢町長は、町の特産物や農産物の

販売をできることは町の魅力で、農業振興、産業振興につながる長年の懸案でもあり、サービスエリア化にいろいろ努力してまいりたいとお答えをいただいております。

時代も変わりましたので、サービスエリア化というか、要望があれば沿うということだったんですが、新たに道の駅の建設計画はできないか伺いたいします。計画できないか。ということは、要望があったらということ。

産業振興課長（塚田君） いきなりの道の駅でございますけれども、やはり今現在坂城町には地場産直売所がございます。やはりこちらのほうで坂城の特産品を販売しているということをもっともっと知っていただきたいと。むしろ高速道路から、坂城インターからおりていただいて、そこで地場産直売所のほうへ寄っていただくということがまず第一ではないかというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

13番（塚田君） あいさいのほうも大いに利用していただきたいわけです。これ幾ら時間があっても足りないので、次に、2に入ります。

2. 町道一部拡幅について

建築基準で道路脇の建物、構造物等の改築の際に、道路幅が4m未満の場合は現況道路の中心線より2m以上離れた位置に建物を構築しなければ確認がおりません。一例をお話いたします。30年ほど前、道幅2.5mほどの脇に古びた物置がありました。地主Aさんが物置を壊し畑にしました。その後にブロック塀を中心線より2m後退して建てました。したがって、ブロック塀と道路の間、約75cmはAさんの土地であります。固定資産税も払っているはずです。Aさんは道路と自分の土地の境に玉石を並べ、塀の間は何もつくらず空き地になっています。このような土地を方々で見かけます。後退後の土地は町で買い上げないということは承知しておりますが、この場所は交通量も多く道幅も狭く非常に不便を感じております。自治区から地主の承諾を得て申請が出たら、町へ買い上げ分筆登記をし、舗装をすべきと思いますが、町のお考えをお聞きいたします。

口といたしまして、また一例をお話いたします。町道で変則的な四つ路交差点があります。角の一軒家が不在地主であります。やはり30年ほど前に道路拡幅工事があり、地域のメイン道路でもあり、200mぐらいの地域住民が1mほどの幅で協力してもらい、立派な道路ができております。角の不在地主が、私はその道は利用しないから協力できないということで、いまだに壊れかかった長さ40mほどのブロック塀が道に出た状態です。変則交差点を解消するためにも角の土地を手放してほしいのだが、全く理解してもらえないです。町として新たに条例をつくり、空き家対策として強制的に土地を手放すような条例はできないか伺いたいします。以上2の質問を終わります。

建設課長（青木君） イの道路後退した空き地を町で買い上げをについてお答えいたします。

現在、都市計画区域内において建物等を建てる場合は、建築基準法により敷地に接する道路

幅員は4 m以上であることが規定されております。1. 8 m以上4 m未満の幅員でも指定された道路であれば、その道路の中心線から2 m後退することにより建築可能となり、この後退していただく部分が道路後退用地となります。

坂城町におきましても宅地造成で境界立ち会い等を行った場合、道路後退部分につきましては、道路用地として町への原則寄附をお願いしているところでございます。昨年度境界立ち会い等で道路後退部分の寄附をお願いし、町へ寄附のあった案件につきましては1件で、平成25年度につきましては2件となっております。

また、区からの申請等で町単補助事業として道路拡幅を行う場合は、道路の後退部分について町単補助事業による買収単価で用地を買わせていただく場合がございます。その後、町で分筆登記を行い、道路として整備を行っているところです。

住宅等の建築の際に道路後退用地を確保し道路が拡幅することにより、災害や緊急時の緊急車両の通行が可能となります。安全で安心して暮らせる道路環境づくりのために町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、口の道路際の空き家対策についてお答えいたします。

近年、人口の減少や既存の住宅、建物等の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、居住その他の使用がされていない住宅等が増加しています。このような空き家等の中には、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、環境の阻害など多岐にわたる問題を生じさせているものがあります。

このような状況から、適切な管理が行われていない空き家等について、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対策が必要となり、平成27年5月26日、空家対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

ご質問の空き家対策条例をつくり、通行に支障なら空き家を強制的に買い上げ、道路拡幅をとのことでございますが、空き家条例については既に制定している自治体もございますが、今回の特別措置法の施行により、制定済みの場合は法に沿った改正が必要となります。また、条例の制定のない自治体においては法に基づいた対応を行うことで、新たな制定は必要でないということであり、当町といたしましては、新たな空き家対策条例の制定は行わず、特定空き家等については、特別措置法をもって対応してまいりたいと考えております。

空き家対策の基本的な考えといたしましては、第一義的には空き家等の所有者がみずから責任により的確に対応することが前提となりますが、経済的な事情等から十分な管理を行うことができない場合などについては、法に基づく助言または指導、勧告、命令の手の順を経て行い、命令の不履行や十分な履行が認められないときは代執行ができますが、土地の強制収用はできないものであります。

また、道路を拡幅する場合、地元に着した生活道路等につきましては、地元区長さんから

町単補助事業の申請書をご提出いただき、土地所有者の同意を得た上で町単補助事業により道路拡幅をすることが一般的となっております。事業を行う際、町と土地所有者と補償等で折り合わない場合など、任意の契約では土地を取得できないときの制度としては土地収用制度がございますが、本来道路拡幅につきましては町と土地所有者が交渉を重ね、お互いに理解、合意を得た上で実施するのが原則かと思われます。特に生活に密着した生活道路の拡幅要望箇所につきましては、地域の皆様のご協力を得ながら土地所有者と粘り強く交渉を重ね、早期に道路拡幅が実現できるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（塚田君） イに対しましては、結局、寄附でもしなきゃできないというふうに、ちょっと聞き逃したんですけど。町の単価で買い上げるって言ったんですけど、どこが当てはまるのか。ちょっと年のせいか聞き逃しちゃったんですが。後で固めてお願いします。

それからロの件であります。これは同意なんかとれない状態だから、ここで取り上げたわけなんです。とれる相手じゃないというか、ちょっと言い方おかしいかな。それで特定空き家対策が当てはまるのかどうかをお願いします。以上。

建設課長（青木君） まず、道路後退線の関係でございますが、町の町単補助事業による事業ということで、地元の区長さんを通して道路としてあけていく場合、その場合、町の町単補助事業という事業を使いまして、その中で町の町単補助事業による単価を適用いたしまして買収をしている例がございますが、個々の場合については基本的に寄附をお願いしているというような状況でございます。

基本的に土地の関係、今の土地の場合ですけれども、これは一般論といたしまして、基本的に生活道路というものは粘り強く地元の方をお願いしていくというのが原則でございます。先ほど申し上げました土地収用というものは、あくまでも制度としてございますけれども、この10年間に道路の関係で長野県でこの制度を利用したものは2件だけでございます。基本的に国道ですとかバイパス、県道というような幹線道、そういうものに対してやっていくということが道路に関しては基本でございますし、町単独の考え方でそういうものができるということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

失礼いたしました。空き家対策条例では道路の収用はできないということでございますので、よろしくお願いいたします。

13番（塚田君） よくわかりました。町単工事でやればできるということがわかりましたので、あれです。ほとんど一例を挙げて申し上げたんですが、このような場所は各所に見受けられますので、交通に支障のない整然とした道路の実現を期待するところでございます。それからまた、その不在地主の理解を得る町の協力もお願いしたいわけですが、その点ひとつよろしくお願いいたします。次に行きます。

3. 防災訓練について

昨年9月、議会一般質問でも取り上げさせていただきましたが、避難訓練について私の質問の仕方が悪かったのか、期待していたようなお答えがいただけなかったもので、再度同じような質問をいたします。

坂城町では8月30日、総合防災訓練が行われました。村上地区が会場になりましたが、雨のためにグラウンドが使えず、避難訓練と誘導訓練だけになってしまいました。前回は申し上げましたが、避難訓練の重要性について再度お話しますが、宮城県の津波災害を受けた地域の現地視察をした際、現地の語り部の話の中で、避難訓練が身を守るために大変重要であることを感じさせられました。その聞いた話というのは、その地区では町の中心部に大きな市立病院があり、3階が避難所に指定されていたそうです。津波当日、病院脇の道路は車が渋滞して動かず、避難所になっている病院へ飛び込んでも何階が避難場所かわからず、避難誘導する病院スタッフは患者を別病棟に避難、搬送。避難所に飛び込んでも階段がどこにあるかわからず、パニックを起こして何百人もの人が津波にさらわれ犠牲になったそうです。この地区では毎年津波避難訓練をしたそうですが、我が身のために参加でなく、ほとんどの人が義理で参加していただけと考えられます。質問に入ります。

毎年、総合防災訓練は地震発生想定で総合的な各訓練が行われております。地域住民が災害から身を守るため、また地域のきずなを深めるためにも、この訓練は非常に重要な訓練であり、住民全員が参加することがふさわしい訓練であります。しかしながら、坂城町の自然災害は地震ばかりではありません。山間地の土石流災害、中小河川の氾濫等がいつ起こるか予測できないものであります。自在山の噴火もあるかもしれません。特に日本一長い千曲川においては、過去に幾つもの記録があります。町内には土砂災害特別警戒区域指定が特に多くあります。そこで、地域に見合った真剣な防災訓練が必要と感じます。

数年前に上平島地区において大がかりな土砂崩壊避難訓練をしたとお聞きしましたが、その後はどのようなになっているか。坂城の山手のほうでは避難場所が沢の脇にあります。避難するにも大変危険です。万が一沢があふれ、避難者全員が危険にさらされるのです。坂城町全域で地域に見合った訓練が必要と感じますが、町のお考えをお聞きいたします。

ロといたしまして、最近、千曲川河川堤防が整備され、ここ数十年堤防崩壊等の大きな災害がありませんが、最近の気象状況では安心してられません。今年の春、飯山の小学生が国土交通省の職員から昭和60年ごろの堤防決壊による木島平村の災害時の写真による勉強会をしている光景をテレビで見ました。若い人たちに過去の水害の恐ろしさを伝えておく必要もあると感じます。

今回の村上地区の避難訓練では、雨のため子供が一人も参加していませんでした。学校や職場でも避難訓練はしているはずですが、避難するような非常事態は学校や職場にいるときよりも、自宅にいるときのほうが可能性は高いはずです。今後は、子供たちの参加のできる訓練に

して、防災訓練の必要性、また災害の恐ろしさを教えていく必要があります。今後検討していただきたいと思います。以上、3の1回目の質問を終わります。

町長（山村君） それでは、塚田議員のご質問で3の防災訓練について、イの町内各地に見合った防災訓練を及びロの千曲川氾濫を想定した訓練をについてお答え申し上げます。

今お話がありましたが、町が主催する総合防災訓練は、町内3小学校と文化センターの4カ所の中から毎年1カ所を重点地区として設定して訓練を実施しており、坂城、中之条、南条、村上の各地区では4年に一度防災訓練を行っております。今年は順番からすると南条小学校で防災訓練を実施する予定でしたが、学校の新設工事によりグラウンドが使用できないという状況から村上小学校を訓練場所に設定し、8月30日に町総合防災訓練を実施いたしました。訓練当日は雨が降る悪天候の中、網掛、小網、上平、上五明、月見区、ともいきライフ月影の皆様、議員の皆様、関係諸団体を含め約500名の皆様にご参加いただきましたことに厚く感謝申し上げます。

さて、今回の防災訓練の中で実施した避難誘導訓練につきましては大規模地震を想定し、対象地区の自主防災会の皆様は公民館において警戒本部設置訓練を行い、その後、中核避難所である小学校まで避難誘導するというものでございます。また、初めての試みとしまして、携帯電話3社が提供する緊急速報メールによる情報伝達訓練も実施したところでございます。

町内各地に見合った防災訓練をというご質問でございますが、有事の際、地域防災を担っていただきます各地区の自主防災会では、それぞれの地域事情に合わせた避難誘導訓練、初期消火訓練、水防訓練等を行っていただいております。町としましても自主防災会が実施する防災訓練の際には、訓練に必要な備品の整備や、消防団、消防署への参加依頼等積極的な支援をしてまいりたいと考えているところであります。

また、町では土砂災害に対する地区別避難訓練として情報伝達、避難誘導等の訓練を平成22年度に北日名区、平成23年度には上平地区において千曲建設事務所、千曲坂城消防本部、千曲警察署、町消防団、対象地区住民に参加していただき実施いたしました。現在、町では洪水・土砂災害ハザードマップの見直しを行っているところでございます。土砂災害地区別避難訓練につきましても、改正後のハザードマップにおける危険箇所を中心に今後実施してまいりたいと考えております。

さらに、千曲川氾濫を想定した訓練をというご質問でございますが、町の防災訓練は全町的にさまざまな被害を及ぼす大規模地震を想定して実施しておりますので、河川等の氾濫による水害や土砂災害にも対応した総合的な訓練内容となっております。また、千曲川の氾濫が予想される大雨や台風の際には、河川上流部の上田市生田水位観測所の水位をもとに避難等の判断基準が決められており、生田水位観測所での水位が坂城町に到達するまでには約30分から1時間を要することから、この生田観測所のデータ等を参考に想定を立て、住民への早期の避

難注意や避難勧告ができるものと考えております。

千曲川の氾濫が予想される際には浸水の影響のない避難所、村上地区で言えば浸水区域外にあります村上小学校への避難誘導等も視野に入れ有線放送やメール、広報車等によりの確な避難指示をすることが大切であると考えているところでございます。今後、町におきまして浸水が予想される区域での防災訓練を行う際には、水位観測所の判断水位に基づき、浸水のおそれのない避難所への避難誘導等、より実践的な訓練が行えるよう建設事務所、河川事務所等にも協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、河川氾濫時に大きな機動力となります消防団は、今年4月18日に千曲川・犀川総合水防演習水防工法研究会に参加し、千曲建設事務所職員を講師に各種講習を受け、また5月23日には、長野市の篠ノ井橋下流の河川敷で開催されました千曲川・犀川総合水防演習に参加し、木流し工法の訓練を実施したところでございます。来月10月4日には地震、火災、水害を想定した長野県総合防災訓練が千曲市の大西緑地公園を主会場に開催され、坂城町、坂城町消防団も各種訓練に参加することになっております。このように町、消防団としましては、地震、火災、風水害等幅広い訓練に参加し、災害時に対応できる知識の向上や技術の習得に励み、災害に強い安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

13番（塚田君） よく細かにわかりました。ハザードマップの水害に対する作成中ということが一日も早い、いつ災害が起こるかわからない、一日も早い見直し、マップを期待しております。以上で3番目の質問を終わります。

4. 有線放送について

新しい有線放送が平成6年4月に開設されて21年になりますが、当初は公社の電話に加入者も少なかったもので、珍しさと便利さが相まって人気もありました。人との付き合い、世間話、行政からのお知らせ等々、町民は有線放送のありがたさを感じてまいりました。時は変わり公社電話の普及、携帯電話の普及で有線放送の位置づけも変わってまいりました。今後の有線放送について質問いたします。

有線放送の加入状況の推移はどのようになっているか。開設当初から現在まで、なるべく細かくお聞きいたします。

ロといたしまして、有線放送の収支状況を調べてみましたが、歳入3,700万、歳出3,600万、積み立て50万もある。いわば今は使用料徴収で利益が出てくるということになります。以前の質問では料金設定が低く抑えられるようにならないかということをお願いしましたが、年間使用料が5千円程度にならないかお答えをいただきます。

ハといたしまして、加入者が減る現状をどのように打開するか。

私も退任した先輩議員も以前に、使いやすく効率のよい有線放送の仕組みはないかという質問をしましたが、担当課ではいつも何とか考えてみます、検討しますということでした。実現

可能な案はあるか、それは何かお答えいただきたいと思います。以上。

企画政策課長（柳澤君） 有線放送につきまして順次答弁申し上げます。

まず、イ．加入状況ということでございます。有線放送電話につきましては、設備の老朽化に伴いケーブルや電話機の故障が増えたことから改修を行い、平成6年に通話機能や屋内外のスピーカー放送機能を備えました現在の有線放送電話に更新がなされたところでございます。これまでの間、緊急時の情報提供や住民相互のコミュニケーションを図る地域情報網として活躍してきたところでございます。有線放送の内容につきましては、毎日町民に役立つさまざまなお知らせ放送を行うとともに、災害等の緊急放送におきまして屋内放送にあわせて町内30カ所に設置しております屋外スピーカーを活用し、速やかで正確な情報提供に努めているところでございます。

ご質問にありました平成6年から1年ごとの加入状況につきましてでございますが、各年4月1日現在の数字を申し上げます。

平成6年一般加入3,839件、スピーカー加入7件、総数3,846件。

平成7年一般加入3,843件、スピーカー加入7件、総数3,850件。

平成8年一般加入3,820件、スピーカー加入7件、総数3,827件。

平成9年一般加入3,832件、スピーカー加入7件、総数3,839件。

平成10年一般加入3,844件、スピーカー加入9件、総数3,853件。

平成11年一般加入3,862件、スピーカー加入9件、総数3,871件。

平成12年一般加入3,926件、スピーカー加入8件、総数3,934件。

平成13年一般加入3,906件、スピーカー加入8件、総数3,914件。

この12年、13年当たりがピークとなっているような状況でございます。

平成14年一般加入3,877件、スピーカー加入9件、総数3,886件。

平成15年一般加入3,853件、スピーカー加入7件、総数3,860件。

平成16年一般加入3,794件、スピーカー加入10件、総数3,804件。

平成17年一般加入3,672件、スピーカー加入13件、総数3,685件。

平成18年一般加入3,642件、スピーカー加入16件、総数3,658件。

平成19年一般加入3,615件、スピーカー加入27件、総数3,642件。

平成20年一般加入3,546件、スピーカー加入35件、総数3,581件。

平成21年一般加入3,446件、スピーカー加入51件、総数3,497件。

平成22年一般加入3,336件、スピーカー加入68件、総数3,404件。

平成23年一般加入3,190件、スピーカー加入104件、総数3,294件。

平成24年一般加入3,075件、スピーカー加入144件、総数3,219件。

平成25年一般加入2,977件、スピーカー加入205件、総数3,182件。

平成26年一般加入2,840件、スピーカー加入207件、総数3,047件でございます。

平成12年までは加入が伸びましたが、以降減少傾向というところでございます。携帯電話やインターネットなどの情報通信が進みまして、主に通話機能における必要性の面から加入者が減少するという状況でございます。

次に、ロ、使用料を安くできないかでございますが、平成6年に更新をいたしました有線放送電話の借入償還が終了いたしましたことから、平成22年4月から使用料について引き下げを行ったところであります。平成21年度までは一般加入、これは電話とスピーカー両方の加入でございますが、月額1,400円を30%弱ほど下げまして、月額1千円とし、スピーカー加入のみの場合につきましては、月額1,050円を40%弱ほど下げまして、月額650円となったところでございます。この引き下げにより、現在一般加入は年額1万2千円でございますが、一括前納した場合は1万1,600円となります。スピーカー加入については年額が7,800円で、一括前納した場合は7,600円と、どちらもさらに負担が減りまして、利用者の皆様にご利用しやすい経済的負担の軽減に努めているところでございます。

ご質問にございました年間使用料が5千円にならないかということでございますが、平成26年度の決算におきましては、使用料収入額3,241万5千円、これは歳入決算額の3,712万1千円に対しまして87%の割合となっております。これに対し、歳出決算額は3,617万2千円で、有線放送電話を運営していくには、現在の使用料は適正な設定だと考えているところでございます。

また、坂城町だけでなく、どこの有線放送施設におきましても、使用料の設定については課題になっているようでございますが、他の事例として、ある有線放送電話の施設では使用料を今までの半分ほどに設定したところ、当然収入が大幅に減となりまして、財政状況も逼迫してしまっており、運営にも支障を来してきているといったお話も伺っているところでございます。

有線放送電話の状況あるいは他の施設からの情報なども集約しまして研究しながら、適正な使用料の設定を行っていく次第ではございますけれども、当面は現状の使用料で引き続き運営をしていく予定でございます。

次に、ハの加入者の減る現状をどう打開するかということでございます。まず現在の加入の対応のところでございますけれども、加入者が脱退する際の状況をお話を伺っていただいたところ、やはり通話についてほとんど使っていないといったご意見が多いように存じます。携帯電話あるいはスマートフォンといった情報通信ツールの発達によりまして、固定電話の加入率も下がる中で、世の中のニーズが変化しているということからの影響と捉えておりますが、そのような理由で脱退の手続のために窓口にお見えになられた加入者の方々につきましては、スピーカーのみのご加入をお勧めしております。

スピーカー加入につきまして説明をしますと、多くの方々につきましては通話は使わないけれども、町の情報については聞きたいといった理由から、加入者の方もスピーカー加入に変更されるケースが多く見受けられ、先ほど1年ごとの加入者の状況を申し上げましたが、スピーカー加入の方が増加しているといった状況となっているところでございます。

そして現在、機械・設備的に更新期を迎えている中で、23年度に行いました利用者へのアンケート調査あるいは内部検討会により、次期施設のあり方についての検討を進めているところでございます。新しいシステムにつきましては、新情報システムというようなことで考えているところでありますが、情報通信機器が進歩している現代社会におきましては、有線放送電話の更新だけではなくて、さまざまなコミュニケーションのあり方も含めた検討が必要となっているところでございます。

昨年度、夢のあるネットワークづくりの構想をビジョンマップとしてまとめるために、ワークショップを実施いたしましたところでございます。これは職員が今後こうありたい坂城町という姿を思い描き出しました190のアイデアについて業者委託によりまして、そのアイデア等関連性につながるキーワードや表現を探っていただいて、一つの形にまとめたものであります。その成果につきまして参加者に改めて検討してもらい、現在その修正作業を行っているところでございます。それをもとに情報システムや方法論の検討を進めていく予定でございます。新システムにつきましては、非常に大きな考え方が必要になるわけでございますが、さまざまなコミュニケーションのあり方を検討して、多くの皆さんが利用できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

13番（塚田君） 細かにお答えいただきました。新システムにするというのは、大体いつごろの予定になっているか。大分48%ですか、今の加入率が。それを今度の新しいシステムにする場合には全戸が入れるようなことになるのか。そのような予定でいるのですか。

それから、先ほどお金は現状でいきたいというお答えが出たんですが、基金残高が3億もあるんですが、そっちを削って足してでも、なるべくその加入者に負担のかからないようなことができないかお聞きしたかったわけですが、その点をもう一度お聞きいたします、3点。

町長（山村君） 私と柳澤担当課長でお答えしますが、まず私からは1点ですね。今ご指摘ありましたように有線放送の加入率が5割を割るという状況で、かつては恐らく町の緊急情報ですとかいろんな情報、催し物を連絡するのを有線でやっておけばということで全戸に通じたんでしょうけれども、今は恐らくそれでは半分以上の方はわからないという状況でありますので、今新しいシステムを構築する中で、私は今重要なことだと申し上げているのは、全戸に通じるシステム、これは料金をどうするんだといろいろ議論がありますけれども、なるべく安価な方向でやりますけれども、とにかく災害情報ですとかいろんな緊急情報、催し物、これを全ての方に連絡できるようにすると。それを一つの大きな目標としております。

そのほか、この新しいシステムでは、いろんな健康情報も入るかもしれません、いろんなもちろん福祉の情報、災害情報、あらゆる情報、あるいは生産性・効率を上げるようなネットワークをつくりたいと思っております。坂城町、全てがつながる坂城町、つながる坂城町ということを大きなポイントとして考えております。あとは担当課長からお願いします。

企画政策課長（柳澤君） まず、新しい情報通信システムという部分の時期というような状況でございます。この新しい情報システムにつきまして、先ほど町長からつながる坂城町というようなお話が出てきました。こういった部分を全体的な部分を今修正をしまして全体計画をつくっているところでございます。そういったものをできるだけ早くまとめる中で、新しいシステムあるいは方法論といったところを検討してまいりたいというところでございます。

それから、有線放送電話の使用料の減という部分でございます。5千円という程度にというようなお話でございましたけれども、5千円というような状況になりますと、これは有線放送電話の運営ができなくなってしまうような状況であります。そういったときに基金から繰り入れてはどうかというようなお話でございますけれども、基金の使い道につきましては、条例上の定めがございまして、四つあるわけなんですけれども、天災等特別の事情により使用料、その他の収入が著しく減少し、当該年度の支払いに困難を生じたとき、また施設の増設や改造等で特別の支払いが生じたとき、災害等のため施設の復旧に特別の支払いが生じたとき、また施設改修のため借り入れた町債の償還財源に充当するときというような状況で定められております。こういったことから減額、使用料を減らして基金から繰り入れるということは困難というふうに考えております。

13番（塚田君） わかりました。基金に積み立てたのもわずかな、わずかなというか、半分以下の加入者が使用料として払った中から積み上げているものだから、ちょっと不公平というかシステムを変えるときに、どのような形で今後続けていくか、またそれも。それとお聞きしたかったのは、いつごろをめどにやっているのか聞いたかったんですが、まだその段階にならないのでしょうか。改造というか時期、もしわかったら。

企画政策課長（柳澤君） できる限り早い段階で実施計画のほうに計上をいたしまして、進めている作業で努めてまいりたいと存じます。

13番（塚田君） できるだけ早く全戸で加入することを考えていただきたいと思います。有線の将来を考えてもらいたいと思います。

最後に非常に申しにくいんですが、町民のある加入者が昼ににぎやかな合唱が流れてくるが、何度聞いてもなじめない。せめてボリュームを落として静かに流してもらうことはできないか、お答えは要りませんが、地域の意見として。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時36分～再開 午後 1時00分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

8番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

まず最初に少々お時間をいただき、現在、国で審議しております平和安全法制の法案について意見を述べさせていただきます。

今議会におきまして戦争法案と根拠のないレッテルを張り、国民を不安に駆り立てるような発言がありました。この法案は決して戦争法案ではありません。戦争防止法案でございます。憲法9条の精神から逸脱しないよう、新3要件により厳しい歯どめをかけております。現在、現行法では対応できない種類の危機が生まれつつある現実です。法案に対して党利党略でなく現実に即した政策議論を望みます。それでは、改めて本題に入らせていただきます。

1. 坂城町総合戦略について

最初に、この内容については今議会でも同僚議員が何人か質問をしております。重複する点もあるかと思いますが、その点についてご理解をお願いしたいと思います。

イ. 住民協働の戦略づくりを

輝く元気な町づくりと銘打ち2期目に出発した山村町政、今まで以上に元気で輝いて、笑顔で誇れる、そんな魅力あふれる町を発信し、住みたいまち日本一にしたいものです。そのために多くの英知を結集し長期展望の上で戦略を練り、実行に移してまいりたいと考えます。

さて、昨年12月国は日本の人口の現状と将来展望を示す長期ビジョンと、これを実現するための今後5カ年の政策目標・施策を定めた総合戦略を策定し発表をいたしました。その内容は、長期ビジョンとしては一つとして、2060年に1億人程度の人口を確保する。二つとして2050年代に実質GDP国内総生産成長率1.5から2%程度を維持するとしております。さて、国立社会保障・人口問題研究所が試算した我が町の将来推計人口は、5年後の2020年は1万4,228人ということで、10年前より約1,500人減ることになります。また2040年には1万759人と推測され、約5千人減ることが見込まれております。また、出産や子育ての中心となる若い女性20歳から39歳の人口が930人と全人口の8.6%に減少してしまうとのデータも出ております。2008年から始まった人口減少問題、今待ったなしで総力を挙げて取り組むときが来ております。

さて、当町では8月31日、第1回坂城町総合計画審議会とあわせて坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会、初めて開催されました。策定期間が今年度中ということで、あと半年です。期間が短い中大変無理があることは承知の上ですが、この坂城町の将来を決める大事な戦略の策定です。多くの住民の心をつかみ、現場の声を聞く、このことがまずはまちづくりの基本と考えます。

そこでお聞きいたします。今回の策定に当たり、住民の意見はどのように集約し、どのような形で内容に生かし策定していくのか、策定の過程と内容についてお答えください。

ロ．人口減少対策について

いよいよ人口の現状分析が済み、人口ビジョンを決め、その目標達成に向かってさまざまな角度から戦略を練っていくわけですが、町長は3月議会の同僚議員の地方創生を達成するためにはとの質問に対して、これまでの施策の延長や焼き直しではなく、従来の施策のどこが悪かったのか、何が欠けていたのかしっかり検証をし、人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、地域の特性に即した総合戦略を策定していく必要があると述べておりました。そのとおりだと思います。

人口減少を抑え維持をしていくには、まず一つとして我が町の誇るべき特性をしっかりと見きわめ、それを生かすための具体的な施策は何なのか、それを生かして人口増につなげるには何が必要で何が障害となっているのか、そしてそれを取り除くにはどうしたらいいのか検討することがまず第一歩です。この流れが大事になってきます。今までと同じことをやっていたはだめだと思います。

そこでお聞きいたします。今回、坂城町の人口動向、雇用・就労の分析が済みました。いよいよそれをもとに今後の戦略を策定していくわけですが、分析結果から見えてきた課題についてお答えください。以上で1回目の質問を終わります。

企画政策課長（柳澤君） 坂城町総合戦略につきまして、イ．住民協働の戦略づくりを、ロ．人口減少対策について答弁申し上げます。

町の総合戦略につきましては、1日目の塩入議員さんや昨日の塩野入議員さん、また西沢議員さんに続く4人目の一般質問になりますので重複する答弁が非常に多くありますが、ご理解をいただきたいと存じます。

まち・ひと・しごと創生法が昨年11月に公布、施行され、国では人口減少問題の克服及び成長力の確保を目的に2060年までの長期ビジョン、それに伴います2019年までの5年間で行う施策として総合戦略が立てられております。国の総合戦略の基本目標は、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するが掲げられております。

当町としましても、人口ビジョンとして人口の分析や人口の将来展望から中長期的展望を目指し、また2019年までの今後5年間で行う人口減少対策に沿った具体的な施策等を定める総合戦略の策定に取り組んでいます。

策定の過程と内容のうち、町の経過ではありますが、各種調査や分析など専門性や効率性を考慮し、策定支援業務を外部へ委託することとして、6月に坂城町人口ビジョン・坂城町まち・

ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務に対する選考会設置要綱を定め、プロポーザル方式により策定支援業務のコンサルティング委託業者を決定しました。委託業者では、人口ビジョンの中から坂城町の現状等について着手し、現状の分析、課題の整理や人口の将来展望について報告がなされました。この報告をもとにして役場内部組織であります坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を開催し、人口ビジョンについて協議したところでございます。

また、上位計画である総合計画と整合性を図りながら、専門的及び総合的な意見を幅広く聞くため、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会を設置しました。委員の皆さんは産業、教育、行政、金融、労働、言論の関係者を含む30名の方々にご委嘱し、8月31日に開催したところでございます。

懇話会では、人口ビジョンのうち人口動向、雇用・就業の状況、あるいは素案であります。現状と課題の整理、また人口の将来展望についてお示しさせていただいたところでございます。策定の内容であります。大きく二つからなります。一つは人口ビジョンであり、人口動向や将来人口推計の分析を行い、目指すべき将来の方向性や施策の方向性を踏まえた人口の将来展望を作成します。また、総合戦略であります。2019年までの今後5年間で行う基本目標や講ずべき施策の方向、また人口減少対策に合わせた具体的な施策等を策定していくことになります。

住民の意見集約であります。総合戦略策定に当たっては、上位計画である総合計画と整合性を図るため、懇話会委員は総合計画審議委員と同じ方々とし、30名と大勢の皆さんをご委嘱して、幅広くご意見をいただくこととしました。また、抽出ではあります。町民アンケート調査、また転出者へのアンケート調査のほか地区別の懇談会の開催、あるいはホームページにおける意見聴取等により反映させながら策定していく予定です。

次に、人口動向や雇用・就労につきまして、現段階では作成途中でございますけれども、当町の課題点といたしまして、人口減少については大変厳しい状況であること、それから当町の場合、雇用・就労の関係が社会動態の変化、これは特に若い世帯の流出でございますが、これが自然動態の変化、これは出生者数の減少であります。こういったことに影響を与えている可能性があり、総人口の減少や人口構造の高齢化に与える影響が大きいと考えられることでございます。以上です。

8番（吉川さん） 今、担当課長より詳しい答弁をいただきました。その中で、今回30名に委嘱し、私も傍聴させていただきましたが、その中でその意見の集約ということで、転出者とそれから町内の方にアンケートをとりました。今発送済みだそうです。この方たちへとったアンケートの内容はどのような観点で出されたか、その内容について1点お聞きします。

そしてもう1点は、今も懇話会をやって、そしてアンケートをとり、そしてそれをまた懇話会でもんで、その後、地域の懇談会ですかね、3カ所でというお話があったんですが、この懇

談会の設け方ですね、どのような形でこの3カ所を定めてやるのかという、この2点について
答弁をお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） アンケートの内容でございます。今回実施する抽出アンケートの主な
内容ということでありますけれども、大きく二つございまして、一つは町民の皆さん向けのア
ンケート、それから二つ目は実際坂城町から出ていった方がどんな印象を持っていたかという
ことで行う状況となっております。町民の皆さんへのアンケートにつきましては、町内各
250ずつで、18歳から59歳までを対象としております。

アンケートの内容でございますけれども、基本属性ということでは性別、年齢、居住の地区、
職業あるいは結婚ですとか、子供の有無、家族構成ですとか、町外での生活体験というよう
なもので、内容的には坂城町に対するイメージや住みやすい町だと感じているか、また今後の
まちづくりに重要と考えるテーマですとか、将来的に坂城町で住みたいかなどでございます。

それから、町外へ転出された方へのアンケートにつきましては、男女各100ずつというこ
とで18歳から39歳までを対象として行っているところでございます。内容でございますけ
れども、基本属性は先ほどと同様のものではございます。内容的な部分は坂城町から転出にな
りました理由、坂城町に対するイメージ、住みやすい町だったかどうか、また町外に暮らして
みて思う坂城町の重要なテーマですとか、今後坂城町に戻りたいか、また町内に住宅や農地
があるかなどの内容となっております。

それから、地区別懇談会の開催という部分でございます。人口ビジョンや総合戦略の素案と
なる全体像を第2回の策定懇話会にお示しした後の開催予定をしております。現在、3会場
ということで計画をしているところであります。地域バランスあるいは人口的な部分を考える
中で、坂城地区、南条・中之条地区、そして村上地区といったところで開催ができればという考
え方を持っているところでございます。以上です。

8番（吉川さん） 今アンケートの内容をお伺いしました。その中で最も大事なのが、町内に
あつては将来もずっと住み続けたいって、こういうアンケートの回答が多くあるかどうかとい
うことだと思います。また町外に在住の方に対しては、町に戻って生活をしたかどうかとい
うこの点ですね、それと定住対策についてはどうかという内容もあったと思いますが、この点
をしっかりと精査していただきながら、懇話会にかけていただきたいと思います。

1点ですが、先ほど懇談会の開催は学校区ごとというふうに理解いたしました。その中で
の間、新聞にも出ていたんですけども、長野県版の総合戦略、これが県民の世論調査をした
ところ、結果、知らないと答えた20代、30代の方が約8割いたという結果が出ておりました。
現在、県知事は現場に出向いて今、若者タウンミーティングを開いて意見の収集を行って
いると伺いました。新聞紙上に出てもおりました。

今、私が危惧しているのは、今のアンケート調査で59歳までということでアンケートを

っておりますが、この懇談会で初めて町民に、ホームページにも経過を載せていくと思うんですが、町民に初めて内容が公開されるということで、一番これからここに住み続けていただきたい若者世代、この方たちの声というのがこのアンケートだけで酌み取れるのかどうかという辺をととても危惧しております。代表だけの意見になってしまわないかという意味で子育て支援センターで1回その公表をすとか、そのような提案はいかがでしょうか。その点、答弁をお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） ご意見の町民の意見の聞き方という部分でございます。こういったことにつきましては、策定懇話会というところで若い方も入っていらっしゃる、また地区別懇談会といったところでも時間帯等を工夫する中で、多くの方に参加をできないかといったことは検討してまいりたいと思います。また、子育て支援センターでの開催という部分につきましては、ご意見として承りたいと存じます。

8番（吉川さん） 懇談会の時間帯を検討していただけるということでしたが、ぜひ夜だけという時間帯、なかなか若い世代が参加できないかと思います。もちろんホームページ等に掲載はされておりますが、顔を見て皆さんの意見を聞きながら意見を聞くというこの体制をやっぱり若い方たちにも一緒にやっていただきたいと思いますのでお願いいたします。

ロの人口減少対策になりますが、長野県版の総合戦略では新たな暮らし方・働き方の創造を一番手として多子世帯への支援、もう既に始まっておりますが、女性の移住など積極的に力を入れております。そこで町として、この若者定住対策、移住対策、どのような施策を考えておりますか、この点について答弁をお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 若者の定住・移住対策という部分でございます。現段階につきましては、人口ビジョンについて途中経過でありますけれども、懇話会にて説明をさせていただいたところでございます。そういった場合、定住・移住といった影響、当町におきましては雇用と就労の関係が大きく影響して考えられることでございます。そういったことも踏まえた上で今後検討をしてまいります。

ただ、昨日も若干触れましたけれども、当町におきましては金沢工業大学ですとか埼玉工業大学、こういったところと既に連携を結んでおります。そういったところの就職あっせん等、施策の強化といったところでの対策を考えて、現段階では考えているところでございます。

8番（吉川さん） 具体的な施策というものはこれからだと思いますが、千曲市では2040年の人口目標を推計に5千人プラスして5万人といたしました。そしてその目標達成に対して市長は20代が子供を産める環境をつくりたいと述べておりました。ということは、若くして結婚しても子育てしやすい、また働きながら子育てができるよう、さらに環境を整備することだと思います。

住むにはいいが、子育てはちょっとと二の足を踏む子育て支援環境では、この町に定住はし

ていただけません。ほかにはない魅力を発信すべく思い切った施策が、これから必要かと思えます。もちろん自主財源、限られた中でこれは取り組んでいかなければならないことですが、この思い切った施策、その点について、町長はどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っています。

町長（山村君） 先ほど課長のほうから総合計画ですとか、創生のプランの中での取り組みは申し上げましたけれども、もう既にいろいろ着手していくことがありますので、それを強化したいと思っております。それは子ども・若者支援プロジェクトというものを始めておりまして、割りと手応えがある反応が来ております。坂城町に住んでください、坂城町で子育てするとこんなメリットがありますよとか、あるいは保育園の第3子の半額にしたりですね、それからこれはもう総合的なものだと思います。子供の医療費をどうするか、中学までやりましたので、来年は高校までやるつもりですけれども、全体的な総合プランというものをもう既にやっているものをさらにこれから強化していきたいと思っております。

今月末には多分ですが、新しいプログラムが発表できるのではないかというふうに、みんなの尻をひっぱたいしているところですけども、また新たな策ができてくると思います。それもやりながら戦略的に組み込んでいくということだと思っております。

8番（吉川さん） 山村町政になって大変子育て環境が整ってきていると高く評価しております。その中で今も今月末ですか、また新しい施策が発表になるということで大変期待したいと思っております。

茨城県の常陸太田市では、目指せ子育て上手なまちということで、人口減少に歯どめをかけるため、昨年の4月から人口減少対策課を設けてやっております。そこで画期的なのが、おむつ購入費年間2万円を乳児1人に対して補助する。また、新婚家庭に対しては賃貸住宅に3年間まで月2万円補助する、このような本当に定住していただきたいという施策を考えております。全部このようなことをやってほしいということではなくて、さらに若い人たちが定住できるような施策を期待したいと思えます。

そしてもう1点、人口減少対策に必要なのが健康寿命の延伸であります。医療技術の高度化がより進んで、寿命はますます伸びております。団塊の世代が75歳になるころは4人に1人が75歳になります。医療費、介護費の増大は国の存立を危うくしてまいります。そんな意味でも最後まで私たちも足腰強く元気で生きていたい、そういう取り組みを町としても今もやっていると思いますが、強くやっていかなければと考えますが、その点について見解をお聞きしたいと思えます。

保健センター所長（村田君） 健康長寿を実現するためには、当町におきましても乳幼児期から高齢期まで全ての町民が心身の健康を意識して食生活や運動等の身体活動、休養などバランスのとれた生活習慣を身につけ、健康寿命の延伸につなげていくよう、予防活動の充実と健康づ

くりに努めているところでございます。

高齢者におきまして、当町で行っております身体活動面における健康づくり施策を申し上げますと、保健センターにおきましては壮年期から身体の柔軟性と筋力の維持強化を図るため、のびのびストレッチ教室など3種の教室を開催しております。また安全性や有効性を考慮して、継続が容易な歩行の実践についても進めているところであります。

地域包括支援センターにおきましては、膝腰元気教室など6種類の介護予防教室を開催して、高齢者の運動機能の強化に努めているところでもあります。また、びんぐし湯さん館におきましても関節痛や関節可動域の改善、筋力の維持増強を目的として水中運動教室などを定期的に開催しております。

受講者の方々がご自宅においても継続して実施し、また家族や地域の方々にも広めていただき、健康増進につながるような支援がこれからも重要と考えております。

8番（吉川さん） 町では6種類の運動教室など高齢者に対して各教室、ふれあいセンター、また夢の湯、さまざまところでやっていただいております。

厚労省は、年度内を目標に健康づくりへの取り組みに特典を与えるヘルスケアポイント制度、この普及に向けて指針を策定すると発表をいたしました。このヘルスケアポイント、既に多くの自治体で導入をされております。これは健康への意識づけをするためにポイントをつけるというものでございます。具体的には運動量や体重の変化を継続して記録したり、また定期健康診断を受診することでポイントを個人に付与する。そしてたまったポイントで商品券や社会貢献活動への寄附にしていく、このような形のポイント制度でございます。

昨年の3月議会でも健康マイレージということで、私も提案させていただきましたが、今やっていることを継続していくということで答弁がありました。ぜひ国でもこのように今取り組みを開始した中で、この実施をこの総合戦略の中で検討していただきたいと考えますが、その点について答弁を求めます。

保健センター所長（村田君） 今ご質問いただきました健康ポイント制度の導入につきましてでございますが、この5月に国から示されたものであります。個人の健康づくりにおける自助努力を支援するために導入されたものと考えております。町民の健診受診のきっかけや健康づくり事業に参加する意識づけのための一つの方法と考えております。

この制度の導入につきましては、健康づくりの定着化や効果等がまだ明確にされていない状況でもあると思いますので、今後ポイントの有効な活用法とあわせ検討させていただきたいと思います。

8番（吉川さん） 今後また検討していただけるということで長期戦になると思いますが、ぜひ町全体で健康づくりに意識を高めていくという意味でも導入を期待したいと思います。

町総合戦略の策定は、住民が主体となることはもとより、この魅力ある坂城町を100%も

120%も発信できるように、この策定に期待をしております。それでは次の質問に移らせていただきます。

２．政治意識の向上へ

イ．18歳選挙権について

去る6月17日、国会において選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立をいたしました。今回の改正を受けて、来年夏の参議院選挙から18歳以上の人投票ができるようになります。国では、18歳、19歳の約240万人が新たに有権者になるということです。日本の選挙権年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。

選挙権年齢の引き下げの背景には、少子高齢化のうねりの中で地域や社会に対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の場に反映させようとする政治側の意識があります。そのためには、これから主権者教育の充実も必要となってまいります。日本が抱える政治課題は、若者の未来と直結をしております。若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策をつくっていく社会となることが求められております。

国会図書館が昨年12月、198カ国、地域を対象に行った調査によりますと、18歳選挙権を導入している国は8割以上でした。そこで、当町での若者の政治意識を高める取り組みについてお聞きしたいと思います。一つとして、当町の新有権者の人数はどのくらいいるのでしょうか。二つとして明年の参議院選挙から新たに参画できる方たちに対して住民を含め一層の周知、啓発が必要と考えますが、その点についての見解をお聞かせください。

ロ．子ども議会の開催について

全国では、さまざまな形で町政に関心を持っていただくよう努力をしております。そして当町でも少子化の中、魅力ある坂城町をつくるためには、住民と行政が一体となって未来のまちづくりを考えていく必要があります。また今回、選挙権の年齢が引き下げられましたので、一層政治を身近に感じていただく必要があります。現在、他の自治体では継続的な子ども議会の取り組みがなされていると伺いました。

そこで、当町でもこの子ども議会の開催で町政へ関心を持っていただき、主権者教育の一端を担えればと提案いたしますが、考えをお聞かせください。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま、吉川議員さんからご質問のありました、政治意識の向上に関する件につきましてお答え申し上げます。

まず、イの18歳選挙権につきましては、公職選挙法等の一部を改正する法律が本年6月19日に公布され、70年前に公職選挙法が執行されて以来、20歳以上とされてまいりました選挙権年齢が改正され、18歳以上へと引き下げることになりました。改正法は来年6月から施行されますので、議員さんのおっしゃる来年の参議院議員通常選挙から18歳以上の皆さ

んが投票していただく予定となっております。

さて、新有権者の数ということでございますけれども、当町における9月1日現在の18歳及び19歳の方は284名となっておりますので、おおむねこれくらいの人数が新たに有権者となると推測されます。

続いて、町民の皆さんに対する周知、啓発活動につきましては、それぞれの選挙期間に重点を置く中で、町の広報誌やホームページ、有線放送等による啓発のほか、町民の皆さんが多く集まる場所での街頭啓発なども行っております。また、小中学生に対する選挙を少しでも身近に感じてもらえるよう、児童会や生徒会の選挙の際に、実際の選挙で使用している投票箱や記載台などの選挙用品の貸し出しも行っているほか、小学生には毎年明るい選挙啓発ポスターのコンクールへ出展をお願いし、今年は昨年を上回る45件、昨年は21件でしたけれども、の応募をいただいたところであります。

法改正により来年から選挙権を有することになる高校生に対する啓発につきましては、現在、県は新有権者向けのリーフレットや選挙啓発用の小冊子を作成中であり、この秋以降各高等学校への配布を進めるとのことです。また、県教育委員会と県選挙管理委員会が連携協定を締結する中で、出前授業と模擬選挙の取り組みを実施しており、今後、各高等学校での啓発が進むものと考えております。

町といたしましても、新たに選挙権を有することになる18歳、19歳を含めた有権者全体への選挙啓発、制度周知について来年6月の改正法施行を見据え、広報等各ご家庭への周知を進めてまいりたいと考えております。なお、ご家庭におかれましても、ぜひこの機会に民主主義の基礎である選挙の大切さをお子さんと話し合っていただきたいと思います。

関連しまして口ではありますが、子ども議会の開催についてということでもあります。選挙権年齢が引き下げられる中、子供たちの政治への関心を高め、政治参加の重要性を伝える一つの手段として子ども議会の開催は大変有効であると考えているところであります。

具体的な手法や時期につきましては、学校のカリキュラムや行事との関係も出てまいりますので、既に計画に沿ってスケジュールが進んでいる中で、今年度の実施については難しい面もございますが、開催時期や実施方法について議会とも調整させていただく中で、28年度の実施に向けて学校とともに協力体制を整えてまいりたいと考えております。いろんな形で実施していきたいと思ひますし、子ども議会もそうですが、授業参観ならぬ議会参観みたいなものをやってみてもいいかもしれません。親子で傍聴席に来ていただくということも可能かと思ひます。いろんなことを議会の皆さんと考え、検討していきたいと思っております。

8番（吉川さん） ただいま町長より詳しい答弁をいただきました。子ども議会におきましては、来年度に向けて前向きに実施を検討していくということでありがたいと思ひます。そして今、当町では284人が新たに、約ですけれども、なるということでもあります。そして、もう既に

副教材も用意されて、もう配られるということで、もう国からの流れがもうそれに沿って進んでおります。

放送大学副学長の宮本みち子さんがこのようなことを言うておりました。「一般に少子高齢化の進展によって、社会における中高年者の人口比率も高く投票率も高い。その中、情報化と商業市場に深く絡めとられて社会に無関心なアウトサイダー化していく若者が増加してきている。そして彼らの政治的関心や社会を支えようという意欲も低下している。これがそのまま社会の衰退につながりかねない危険性を秘めている。」このようにおっしゃっています。実際に選挙権があっても、投票にはなかなか行かない。これが実情だと思います。その中で1点、当町での2013年からの各選挙における投票率と期日前投票の状況はどうだったのでしょうか、その点についてご答弁願います。

総務課長（田中君） それでは、平成25年度から27年度までに実施されました選挙の投票率と期日前投票の状況についてお答えをいたします。

最初に、平成25年7月の参議院議員選挙につきましては、投票率が60.13%、うち期日前投票は15.58%。平成26年8月の長野県知事選挙につきましては、投票率が46.06%、期日前投票は11.93%。昨年の12月の衆議院議員選挙につきましては、投票率が58.58%、期日前投票15.67%となっております。今年度に入りまして4月12日の長野県議会議員選挙につきましては、投票率が46.94%、期日前投票は11.20%。4月26日の町議会議員選挙につきましては、投票率が62.87%、期日前投票は15.10%となっております。最後に5月13日に行われました農業委員会委員の選挙でございますが、投票率については66.98%、期日前投票は19.35%となっております。

8番（吉川さん） ただいま25年からの報告をいただきました。以前よりも期日前が少しずつ上向いているかなと思います。また国政選挙とまた地元の選挙は内容が違うと思いますが、そんな意味で私もちょっと調べましたら、総務省のデータでは国政選挙の中で20代の投票率は20年前は47%でした。現在が32%と約15%低下しておりました。そんな意味でも、この投票への周知、啓発、これが大きなポイントにもなってくると思います。

そこで1点、毎回選挙の開催内容が1カ月前の広報に示されます。この広報の内容が私の中ではもうちょっと現場に即した詳しい内容ならいいなと思っておりますが、今回の選挙権改正によって、この広報への掲載内容は変更されるのでしょうか。その点についてお願いいたします。

総務課長（田中君） それでは、選挙に係る広報紙の掲載内容が変わるのかについてお答えをいたします。選挙に係る広報等につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、選挙前、選挙期間中を中心に町広報紙、ホームページ、有線放送等さまざまな媒体を活用する中で行っております。新たに選挙権を有する18歳、19歳の方につきましては、学業や仕事等により

町を離れる方が増加する年代と予想されますので、投票日当日以外の投票の機会となる期日前投票や郵便による不在者投票の仕組みなどにつきまして、できるだけ詳しく広報紙やホームページに掲載し、またできるだけ早い段階から周知を図り投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） 早い段階からホームページの掲載、また広報への掲載をしていただけるというお話でした。私も何人からも選挙のときにはいつもダウンロードできる宣誓書がまだ出ていないとか、さまざまなご意見をいただきました。そんな意味で今回その内容についてお問い合わせくださいというんでなくて済むような内容に細かく配慮をお願いしたいと思います。

続いて、子ども議会についてですが、この子ども議会の目標は民主主義のルールを学ぶこと、そしてまた政治や地域に関心を持ってもらうため、教育の場の提供であるということであります。佐久市では合併の前年からです、今年で11回目になるこの子ども議会を継続してきたそうであります。佐久市では小中学生が日ごろから感じている、小学生と中学生が参加するそうですが、市政に関することを市長らに問いただします。子供ならではの視点を市政に生かす目的で続けてきたそうではありますが、大変効果があるそうです。当町でも開催に当たっては議会としても主体的にかかわってまいりたいと考えておりますが、参加対象についてどのようにお考えか、その点について考えがありましたらお願いしたいと思います。教育長ご答弁をお願いいたします。

教育長（宮崎君） 子ども議会に関しまして、参加対象というご質問をいただきました。先ほど例示していただいた佐久市等についてはですね、地域の学校も非常に多いものですから各校1人でこの議場でしたら、いっぱいになるぐらいの子供たちがいます。坂城町の場合はそういうわけにはいかないという部分と、今の議員さんの今回のタイトルである政治意識の向上という部分の中で考えていくのか、子ども議会はいろんな視点もありますので、どういうところに視点を持っていくかということが大事であります。

学校では例えばその場限りの体験あるいは学習ではなくてですね、例えばここで子ども議会をやる場合は、それを前後して学習をして後それを検証をするというのが学習のルールであります。いずれにしても、小学生で授業の中で組み入れて公民といいますか、シチズンシップ教育といいますか、そういうことで考えていくのか、あるいはもう少し中学の中での取りまとめにしていくか。今実はこの質問を受ける前に校長会にも投げかけてございます。それらを含めてということになります。

それとあと1点は、議会のこういった活動理解ということになりますと、先ほどちょっと町長も申しておりましたけれども、場合によってね、早急にという話になるとすればご迷惑かもしれないけれども、子供たちを傍聴席でね、この議会の活動を見ていただくというのも一つの手かなとも考えているところです。いずれにしても、もう少しお時間をいただければというふ

うに思います。以上でございます。

8 番（吉川さん） 学習の中で、この子ども議会の中でまたしっかり勉強をしてここに持ってくるのか、そしてまたは、まず身近に感じていただくために傍聴に来ていただく、どちらにしても本当に町政に近づく一つのいい取り組みかと思っております。

魅力あるまちづくりには多くの皆さんの声が大事だと思います。そんな意味でもこの子ども議会、ぜひ長期戦で取り組んでいきたいと思います。いよいよ総合戦略策定が本番ですが、地域住民の声が生きるよう、住みたいまち坂城の構築とともに臨みたいと考えております。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 以上で通告のありました 13 名の一般質問は終了いたしました。

ここで 10 分間休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 49 分～再開 午後 1 時 59 分）

議長（塚田君） 会議に入る前に総務課長より発言を求められております。これを許可いたします。

総務課長（田中君） 貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。本定例会に提出をいたしました平成 26 年度主要施策の成果及び実績報告書の 3 ページから 6 ページ及び 8 ページの上段部分の区分、平成 25 年度の決算額について A を B に訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（塚田君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る 9 月 1 日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第 2 「議案第 37 号 平成 26 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いいたします。

また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

10 番（山崎君） 歳入 23 ページ、款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、

備考欄で言いますと一番下のところですね、（株）坂城町振興公社配当金22万円、坂城町振興公社は資本金3千万円であります。そのうちの幾らが坂城町の出資になっているのか。またそれに対する配当金であると思います。そのところがまず第1点。

次に続きまして27ページ、款19項5目6雑入、（株）坂城町振興公社納付金100万円、これはびんぐし湯さん館の利益から納付されているのか、その点をまずお聞きいたします。

企画調整係長（竹内君） まず配当金の関係についてのご質問でございますけれども、株式会社坂城町振興公社に対する町の出資ということでございます。3千万のうち2,200万円を町からの出資ということで、全体の73.4%を出資してございます。

それから、納付金につきましてですけれども、納付金につきましては振興公社から町のほうへ減価償却費相当分ということを上限として納入をいただいているものでございます。

10番（山崎君） 2,200万円が坂城町からの出資だと。そのほかにも何社かあると思うんですけれども、その何社かというか、それをお聞かせください。2,200万のうちの22万円というと1%ですかね。という配当金でございます。

また次の納付金、減価償却分という話ですけれども、これは一応利益の中から、利潤の中から納付されていると思うんですけれども、その部分はよろしいでしょうか。

企画調整係長（竹内君） それでは、まず出資の関係でございますけれども、町以外の出資関係でございます。出資につきましては町商工会、それからJAちくま、それから町内の金融機関ということで八十二銀行、長野県信用組合、長野銀行、長野信用金庫ということでございます。

それから納付金の関係ですけれども、こちらにつきましては経営の中です、その状況を含めての中で協議して決めておりますけれども、毎年の経済情勢等ですね、例えば燃料費の高騰ですとか、そういう部分も含めた中で協議をして、納付金額を決めて納入をいただいているところでございます。

8番（吉川さん） 11ページの町税ですが、まず款1町税、項1町民税、目1個人、それでここに現年度分不納欠損、そして滞納繰越分の不納欠損、これが25人で160件となっておりますが、この中の最高額をお願いします。

それと、現年度分で収入未済額が565万ありますが、この件数と中での最高額、また理由についてお願いいたします。

収納対策推進幹（池上君） お答えいたします。町民税個人不納欠損現年分43万6,492円でございますが、最高額につきましては6万5,869円でございます。

続いて、町民税滞納繰越分収入未済額の内訳でございますけれども、件数で4,102件、人数が451名、5,478万7,971円でございます。未済額の最高額でございますが、滞納繰越分361万5,100円が最高額でございます。

不納欠損の理由でございますが、現年分43万6,492円のうち現年分につきましては出

国による不納欠損でございます。

続いて滞納繰越分でございますが、生活困窮によるものが5人で39万1,737円、所在不明につきましては3人で19万4,645円、滞納繰越分による出国が3名で38万6,704円、財産なし2名で4万2,962円で、滞納繰越分は合計で101万6,048円でございます。

8番（吉川さん） 今の滞納の最高額はお聞きしましたっけ、済みません。

収納対策推進幹（池上君） 個人町民税、収入未済額5,478万7,971円のうち最高額につきましては、361万5,100円でございます。

8番（吉川さん） 滞納のほうじゃない、不納欠損の。101万6千円の不納欠損の中の最高額をお聞きしたんですが。

収納対策推進幹（池上君） 失礼いたしました。最高額につきましては25万7,279円でございます。

8番（吉川さん） 今、滞納の中で所在不明が3名とおっしゃいましたが、これはどのような調査でわかったのでしょうか。

収納対策推進幹（池上君） 所在不明3名ということでお答えをいたしました。町民税につきましては、賦課期日が1月1日現在ということで、課税後、住所が不明ということで不納欠損をさせていただいたものでございます。

どうやって調査をしたかということでございますが、住所地、住民登録をした住所ですとか移転等される場合もございますけれど、そういった住所の移動等を確認する中で調査の結果、所在が不明となったものでございます。

3番（朝倉君） 24ページですね、款16項17総務費寄附金とありまして、ふるさと寄附金という項目が62万出ておるんですが、内容がちょっと知りたいんですが、教えていただきたいと思います。あわせて増えているか減っているか、前年との比較もお願いしたいと思います。

企画調整係長（竹内君） ふるさと納税の関係でございます。このふるさと納税につきましては、国のふるさと納税制度に沿ってですね、町内外に住んでいる方が地域へ納める所得税、住民税の一部をふるさとへ寄附をすることができるというものでございまして、平成20年度に設けられたものでございます。

町としましては、基本的には未来を担う元気な子供たちを応援、花と緑ばらいっぱいを応援、それから歴史文化を次世代に引き継ぐ、それから特に用途を定めないまちづくり応援という四つの項目で、寄附者に指定をいただいて寄附をいただいているものでございます。26年度につきましては62万円ということで寄附をいただいておりますけれども、25年度につきましては、ほとんど同額であったんですけれども、61万750円ということで若干増えたところでございます。

3 番（朝倉君） 人員をお聞きしたんですが、人員もお知らせください。

企画調整係長（竹内君） 申しわけございません。人数でございますけれども、平成26年度につきましては5名の方から寄附をいただいております。なお、25年度につきましては4名の方からということでございます。

3 番（朝倉君） 他市町村ではですね、ふるさと納税という制度を利用して、私ども坂城町にも特産品がブドウ、リンゴ、ねずみ大根とあるわけです。そういう商品を利用して62万、私も初めてこれ数字を知ったんですが、62万ぐらいじゃちょっと町の規模としては少ないなと思うんですよ。もうちょっと特産品を利用して人口減対策ということも、将来こういうようなことを通じて町に移住をしていただくというようなことも、一つのきっかけになるような制度でございまして、もうちょっと活性化した運営ができないかというふうに思うわけですが、町長さんからその辺の考え方ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

町長（山村君） ふるさと納税については、いろんなご意見があります。現に余りにも多額な返礼品をセットしているとか、その町、村のものがなくてほかから調達してしまったとか、いろいろあるんですけれども、始めて7年たったわけですかね。坂城町にもいろんな特産物ができてきましたし、ねずこもそうですしワインもそうですし、焼酎もそうです。いろいろグッズができてきましたので、来年度からどんな形でやるか考えていきたいというふうに思っております。

14 番（入日さん） 済みません、2点ほどお願いします。ページ、11ページ、款1町税、項6入湯税、目1入湯税で年間券、半年券の購入者数。それからページ、13ページ、款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金で保育料の階層別人数をお願いいたします。

企画調整係長（竹内君） びんぐし湯さん館の年間券の発行件数ということでございますけれども、現在340件、340枚発行しているところでございます。（14番「半年券は。」の声あり）申しわけございません、手持ち資料がございませんので、ちょっとお時間をいただいて後ほどご回答させていただきたいと思います。

子育て推進室長（宮嶋君） 目2児童福祉費負担金の収入未済額の関係（14番「違う、そうじゃなくて階層。」の声あり）階層、はい。保育料の関係の階層の別ですけれども、保育料の階層はB2が2人、それからC1が2人、それからC2が5人、D1が3人、D2が6人という内訳になっております。（14番「それは滞納者でしょ。そうではなくて、私が今聞いたのは、第2質問でその滞納者を聞くつもりだったんですが、済みません。もう一度それを言ってください。そうじゃなくて、保育料の総額的に滞納ではなくて、保育料の階層別人数を聞いたんです。全体の）ちょっと1回下がらせていただきます、済みません。

14 番（入日さん） 先ほどさっき答えられちゃったんですが、11ページの入湯税については

年間券、半年券の中で町内の在住者は何人いるか。それから年間、半年券の券を持っている方の平均入場回数と最高入場回数。それから先ほどの保育料の未納の人の階層別人数をお願いします。

子育て推進室長（宮嶋君） 保育料の関係の階層別を申し上げます。3歳以上児につきましては、B1階層が8名、B2が12名、C1が4名、C2が46名、D1が63名、D2が63名、D3が32名、D4が6名。3歳未満児の関係でございますが、B1が6名、B2が5名、C1が4人、C2が14人、D1が27人、D2が26人、D3が11人、D4が2人でございます。

また、滞納につきましては先ほど申し上げましたとおりB2階層が2人、C1階層が2人、C2階層が5人、D1階層が3人、D2階層が6人でございます。

企画調整係長（竹内君） びんぐし湯さん館の半年券の利用の関係でございますけれども、済みません、ちょっと今数字を持っていないので、またこれも後ほど回答させていただきたいと思えます。あと町内外については把握はしてございません。（14番「日数も全然カウントしてないということですか。」の声あり）申しわけございません。日数についても何日に何人というところまでは把握はしてございません。（14番「何日じゃなくて、年間券を持っている人で例えば230日が最高でしたよとか。」の声あり）利用件数ということですか。（14番「そうです。」の声あり）申しわけございません。済みません、そちらもあわせて後で後ほどご回答させていただきます。

議長（塚田君） ほかに。

12番（大森君） 4点ほどお願いいたします。ページ11ページの款1項1目2の法人税の歳入ですが、前年比が166.4%増ということで、これは何社分で最高の納税をした企業は額的にはどのくらいなのか。それから同じく同じページの項6の入湯税、これについて先ほど一つありましたから、次の質問ですが、優待券を全戸へ配布しました。掛ける5でやると、何人入れるかわかると思うんですが、それに対して利用された方が何人なのか、それについてご答弁願いたいと思えます。

次にページ、14ページ、款12項1目3の土木使用料、区分3の町営住宅の使用料ですが、改良住宅を含めてですけれども、合計で結構ですが、滞納繰越分の件数、滞納についての件数についてお尋ねします。

あと1点、ページ、15ページの目4の教育使用料で、社会教育使用料ということでふるさと歴史館が計上されているんですが、これは鉄の展示館へ入ると割引きで歴史館に入れるというようなことになっているんですが、この辺の関係で現実にそういう形で使われたものと歴史館単独でという、この辺のところはわかるんでしょうか。わかれば答弁願いたいと思えます。

収納対策推進幹（池上君） 法人町民税でございますが、26年度収入済み5億4,701万

2, 700円という形になりました。まず申告数でございますが、均等割に際しましては365の申告がございます。法人税割の一番大きい金額でございますが、法人税割でございますが、26年度で2億158万900円が法人税割の最高の額でございます。

建設課長（青木君） 町営住宅、改良住宅の滞納状況についてご説明申し上げます。町営住宅につきましては、滞納件数が8件で最高額が338万600円でございます。改良住宅につきましては2件でございます、最高額が5万5千円でございます。以上でございます。

企画調整係長（竹内君） びんぐし湯さん館の町民優待事業の関係でございます。配布枚数につきましては5枚つづりのものをですね、5, 440枚発行してございます。そのうちの利用は47.4%、計1万2, 897人の方にご利用をいただきました。

教育文化課長（宮下君） 坂木宿ふるさと歴史館使用料と鉄の展示館使用料、連動しているかというご質問でございますけれども、坂木宿ふるさと歴史館使用料17万5, 850円につきまして、こちらの歴史館の使用料単独でございます。鉄の展示館との連動での使用料はちょっと把握していないところでございます。なお、入場者数につきましては、3, 890人ということでございます。

12番（大森君） 法人税についてはわかりました。アベノミクスの若干効果が出ているのかという感じもしますが。もう一つは次は入湯税ですが、利用者47.4%ということで半分をちょっと切っているということで、25年度についてはちょっと私は確認していないので、ちょっとその辺わかりませんが、今年度も27年度も実施しているわけですね。これについて、どういう反省をされたのかというのも一つあるのと、優待券は1軒に5枚つづり1枚ということで、6人家族のところに対しては足りないんですよ。そういうこともありますので、やはりこの辺の検討は今後ぜひ考えていっていただきたいというふうに指摘しておきたいと思えます。

次に、町営住宅の使用料の滞納の件ですが、特に長期の方もいらっしゃると思うんですが、職員が直接訪問して徴収に当たったりという中で、生活実態がわかってくると思うんですが、こういう方々の例えば生活保護へのつながりをするとか、実際にそういうふうな手だてをされたんでしょうか。26年度の事業の中で、そういうことがあったかどうかご答弁願いたいと思います。

それから、ふるさと歴史館の使用料の件ですが、これは所管がそれぞれ違うわけですね、鉄の展示館とね。これは何でそんな連動しないというか、しているといいですか、その内訳がきちっとできないのか、その辺についてははっきりさせていただきたいと思いますが、ご答弁願います。

建設課長（青木君） 滞納されている方の生活実態ということでございますけれども、滞納されている方には職員が必ず臨戸訪問をするなりしてお会いして、生活状態を聞きながらやってお

ります。滞納されている方で生活保護を受けている方につきましても、そのお話し合いをする中で一度でなくても分割で、そういう中で計画する中で若干でも滞納分をお支払いいただいているというようなことをやったりして、その方については毎月お行き会してお話を聞きながら生活状況を見ていると、そういう状況でございます。

教育文化課長（宮下君） 大変申しわけございませんけれども、調査をいたしまして委員会の際にご報告申し上げたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

12番（大森君） 総括質疑ですので、委員会だけの報告ではやっぱりまずいと思うんですよね。やっぱり全議員のこの本会議できちっとやっぱり報告すべき内容だと思いますが、その辺、議長判断をお願いします。

議長（塚田君） 暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時37分～再開 午後 2時49分）

議長（塚田君） 再開いたします。

まず、入日議員の質問に対して企画調整係長。

企画調整係長（竹内君） びんぐし湯さん館の半年券の発行件数でございますけれども、271枚発行してございます。町内外の利用につきましては、現在統計をとっておりませんので、申しわけございません、不明となっております。

あと、利用の状況ですけれども、26年度年間券、半年券の利用ということで計8万6,163人、1日に2回利用されている方もいらっしゃいますので、ちょっとそこら辺の仕分けはできませんけれども、8万6,163ということでございます。

議長（塚田君） 入日議員、いいですか。

14番（入日さん） 私の聞いたことはそうではなくて、例えば年間券を買っている人が1年間で何日最高入っていましたかっていうことを聞いたんですよね。それから年間券だと340人ですか、その人たちの入場回数と340人で割った平均回数は何日ですかということ聞いたんです。理解されていなかったようですが。

企画調整係長（竹内君） 年間券、半年券の方の利用、1日に何回利用したかという、（14番「1日じゃない、1年間で。」の声あり）1年間で、申しわけございません。1年間で最高何回利用したかということでございますが、そちらの数字については把握してございません。

議長（塚田君） 次に、大森議員の質問に答えます。

企画調整係長（竹内君） 優待券の利用の関係でございます。全体です、47.4%ということで大変低いんですが、この優待券事業につきましては、町民の健康増進と利用促進ということでやっております。この数字については、もっと利用いただけるような方策、またいろいろと考えていきたいと思っております。

それから、あわせて各世帯に配布している枚数の関係でございますけれども、こちらについ

でも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

教育文化課長（宮下君） 鉄の展示館とふるさと歴史館、この入場料の連携ということでございますけれども、まず鉄の展示館へ入館料を払って入場した方が、ふるさと歴史館へ入場した場合は無料となります。その人数でございますが、1,403人ということでございます。反対にふるさと歴史館をまず最初に入場して、それから半券を持って鉄の展示館へ入場した場合でございますけれども、鉄の展示館の使用料が100円減免となるところでございます。

産業振興課長（塚田君） 歴史館のほうから鉄の展示館へ来た方は434人でございます。鉄の展示館の割引きにつきましては、そのほかにばら祭りでの割引き、これが230人。あとびんぐし湯さん館とのセット券、これが20。それといろいろな観光案内パンフみたいなあいうところにクーポン券がつきます。これを持ってこられた方が40名。そして団体割引がございまして、これが800名、このような状況でございます。全体で6,786人の入館者がございました。以上です。

議長（塚田君） よろしいでしょうか。ほかに。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

6番（滝沢君） 3点ほどお願いいたします。ページはね39ページでございます。款2項1目7広報広聴費の関係でパソコン等を購入されておりますが、こちらのメーカー、台数、それとバージョンはどの程度のバージョンなのかということをお願いいたします。それとあわせてそのソフト、ウイルス対策のそういうソフトの関係もあると思うんですが、パソコンの更新は何年ごとで決めているのか。それからウイルスソフトの関係も更新といいますか、そういうこともお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、106ページ、款8項6目1高速交通対策一般経費の中で、しなの鉄道負担金ということで、これはろくもんの製造費ということでの負担金ということでございますが、これは各沿線の市町村一律なのか、それとも差があるのか。また、これを払ったことによって町にメリットがあるのかということをお聞きしたいと思います。それが二つ目です。

あと3点目なんですが、ちょっとこの3点目はこの決算書の中にちょっと具体的な数字が出ていないんですが、私もこの議会ということでいろいろペーパーかなり使っている状況であると思うんですが、今はブロードバンド時代、パソコンがかなり普及していく中で、紙の使用量というのは年間どの程度お使いになっているのか、それがデータとしてあるかどうか。また、これはここ数年で増えていく傾向にあるのか減っているのか、またリサイクルをされている部分はあるのか、おわかりでしたらお願いいたします。

企画調整係長（竹内君） 39ページ、広報広聴一般経費のうちの備品購入費、パソコンの関係

でございますけれども、こちらにつきましては、26年度につきましては9台更新をさせていただいております。バージョンにつきましては、基本的にはウインドウズ7ということで更新しております。更新の年数でございますけれども、基本的には5年間を目安に更新しております。

あとセキュリティー対策等につきましては、当然パソコン内にあるセキュリティーソフトもでございますけれども、基本的にはサーバー内にあるところで一括ウイルス的な対応をしておりますので、そちらについては順次更新をかけて取り組んでいるところでございます。メーカーは昨年更新したもののについては東芝製でございます。

建設課長（青木君） 私からは観光列車ろくもんのしなの鉄道の負担金でございますが、観光列車ろくもんにつきましては、平成25年度事業が製造の過程が若干おくれまして、26年度へ繰り越したものでございます。

この観光列車ろくもんにつきましては、改造費が総額9千万円かかっております。そのうち長野県から県産材の利用補助金ということで3,100万円を受けております。あとしなの鉄道の負担金ということで4,400万円、残り1,500万円を沿線市町村で負担しております。この沿線市町村というのは、しなの鉄道へそれぞれ出資している市町村、長野市から佐久市までの市町村で、この出資割合によってこの1,500万円の負担をしているところでございます。坂城町につきましては6.2%を出資しているという形でありますので、全体の93万円を支出してるとということで、当然出資者ですので坂城町の資産という形にもなりますし、観光列車がそれだけお客様が増えるということは、しなの鉄道の利用者も増えるということで非常にメリットがある事業だというふうに考えております。

議長（塚田君） 滝沢議員、ペーパーの使用についてはページがありませんので答えはありません。

ほかにありますか。

6番（滝沢君） パソコンについてなんですが、現在、町宛てに不審なメールとかですね、ちょっと危ないようなそんなような案件といたしますか、過去に、現在を含めてそんなような状況はございましたでしょうか。

企画調整係長（竹内君） いわゆる迷惑メール等でございますけれども、そちらについてはですね、ちょっと件数までは済みません、把握してはございませんが、基本的にファイアウォールというものを設けていまして、そちらのほうでですね、あとウイルス検索ソフトが入っていますので、そこでウイルスがついているようなものについては一応はじいてしまう、先にはじいてしまうというような形をとっております。

議長（塚田君） ほかに。

7番（西沢さん） 3点お伺いいたします。最初にページ、74ページ、款4衛生費、項1保健

衛生費、目2予防費の中の乳幼児健診事業ですが、この実績報告書の52ページに主に出ている内容でございます。この受診率が100%に近いんですが、100%にはなっていない部分がかなりありますけれども、この受診できなかった乳幼児に対しての対応はどのようにされてきたか。

それから、次にページ、113ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の学力向上事業の中のQUテスト業務委託費、この内容について。

それから同じく教育費、ページ、116ページ、項2小学校費、目3各小学校のこれは教育振興費、各3小学校と中学校の教育振興費についてですが、その中の就学援助費の対象者について、小中合計で25年が98人、平成26年が118人、この人数は26年の人数については、この実績報告書の90ページに記載があります。それで、20名の増ということなんですが、これはちょっと増加の数としては多いのではないかというふうに思います。その理由について把握されているようでしたらお答えをいただきたいと思います。以上です。

保健センター所長（村田君） 乳幼児健康相談・健康診査の受診率の100%に満たない部分の対応につきましては、個別で未受診者に対しましては受診勧奨をしております。それにつきましてまだ未受診の場合は、個別相談という形でコンタクトをとりましてフォローをしております。ですので、この数字の中には個別で保健センターなり訪問なりでなされた方が入っておりません。

それから、乳幼児訪問につきましてですが、乳幼児訪問につきまして4名の方、実施してませんが、里帰り分娩ということで里帰りで長期に里帰り先に滞在している方でございます。この4名につきましては滞在先の市町村に依頼して、全員4名とも訪問させていただいております。以上です。

教育文化課長（宮下君） まずQUテストの内容でございます。QUテストにつきましては、児童生徒の一人一人が学級内でどんな気持ちでいるのかを分布図で把握できる心理調査でございます。例えばクラスの中にあなたの気持ちをわかってくれる人がいると思いますか、クラスの人に嫌なことを言われたり、からかわれたりしてつらい思いをすることがありますかというテストでございます。これによりましてクラスでの心理分布で示す調査でございますので、それによって例えばいじめとか、そういうような状況も把握できるのかなということでございます。

続きまして、就学援助費が増えた理由でございます。主な理由でございますけれども、まず一つといたしましては、離婚等で家庭環境の変化に伴う家計の悪化による申請が増えたこと、またもう一つにおきましては、26年度に転入された世帯で対象となった案件が数件あったということでございます。主な内容はその案件でございます。以上でございます。

7番（西沢さん） 最初の乳幼児健診事業の中で、これ戸別訪問されたりしたのは入っていないということですので、ちょっと確認なんですが、大体100%に届いているのかどうかという

ところでございます。

それから、学力向上事業のQ Uテスト業務委託費につきましては、学級内での心理調査ということで、それでは具体的にこの結果をどのように生かして、そしてその効果はあったかどうか。その2点お尋ねいたします。

保健センター所長（村田君） 乳幼児健診、健康相談につきまして個別相談を入れて100%になったかということでございますけれども、100%になるように全てご連絡は申し上げておりますが、それでも対応をしていただけない方も中にはおります。本当に若干名でございます。それとあと乳幼児訪問につきましては、していただいた市町村から返書が参りますので、そちらで管理をさせていただいています。

教育文化課長（宮下君） Q Uテストによりまして、例えばクラス編制に役立てる等、十分効果があつたと考えております。

2番（塩野入君） 57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4身体障害者福祉費、障害福祉計画策定事業についてですが、これ平成27年から29年までの3カ年の第4期坂城町障害計画、これですが、これが策定されました。これで計画は、これは国・県の基本趣旨にのっとりて地域の状況を勘案して策定されたと、こういうことですが、3期のどんなところを見直して、どんなような手順でこれが進められたのかをお聞きいたします。

続いて114ページから155ページにかけての款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、南条小学校建設事業について、この8月28日に新校舎の内覧会があり、順調に進んでいるようですが、この26年度4億9,600万円の工事費でどこまで進んだのでしょうか。お聞きをいたします。

続いて129ページ、同じく教育費の中の項4社会教育費、目4文化財保護費の大木久保遺跡Ⅱ発掘調査事業、これも南条小学校の新校舎の建設費の発掘調査であります。これは4月から6月までの3カ月間で発掘調査をやったということですが、実質何日間費やしたのでしょうか。そして、出土品はどんなのでしょうか、注目される出土品はありますでしょうか、お聞きをいたします。以上。

福祉健康課長（大井君） 障害福祉計画の見直しやその手順についてでございますが、初めに国の目標値の設定に対する指針を踏まえまして、施設入所の地域移行、福祉施設から一般就労への移行などの目標設定、またアンケートや過去のデータを精査する中で、サービス料の推計を行う見直しを行ってまいりました。見直しの手順といたしましては、民生委員会、障がい者団体、障がい者福祉施設の代表の方、大学教授などで組織された策定委員委員会を開催し、国の方針を踏まえ、町の計画の方向性についてご協議をいただいたところでございます。

その後、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳などをお持ちの1,140名の方から300名の方を抽出してアンケート調査を実施いたしました。その結果を踏まえて素案を策定

し、策定委員会や千曲・坂城地域自立支援協議会でもご意見を伺う中で計画を策定してまいりました。以上でございます。

教育文化課長（宮下君） 南条小学校の26年度事業で工事はどこまで進んだのかというご質問でございます。南条小学校改築事業につきましては、昨年8月に契約をし9月に起工式を行い着工いたしました。くい打ちなどの基礎工事から始まり、昨年は12月に降雪があり、その影響が心配されたところでございますけれども、平成26年度といたしますと中高学年が使用する北普通教室棟、職員室・昇降口等の管理特別教室棟、音楽堂棟そして低学年の利用する南普通教室棟の一部について躯体工事まで進んだところでございます。

続きまして、大木久保遺跡Ⅱ発掘調査事業でございます。南条小学校新校舎建設地は大木久保遺跡に属し、谷川によって形成された扇状地に位置する遺跡で、縄文時代から平安時代にかけて断続的に営まれた集落遺跡の一部であると考えられます。平成26年度の発掘調査でございますが、面積で約1,800m²、発掘調査期間は4月1日から6月6日までの間に46日間実施したところでございます。

発掘調査による出土品ですが、縄文時代から平安時代にかけての土器、石器、鉄器でございます。注目される出土品といたしましては、弥生時代末から古墳時代初頭を研究する上で貴重な資料となる土器、つぼ、かめの破片でございますが、出土したところでございます。以上でございます。

2番（塩野入君） この計画、まず障害福祉計画であります。この計画は地域社会における共生の実現を目指す、ということでもありますけれども、その第4期計画における成果目標の中にはですね、実績と目標値が示されているわけです。既にこれが動き出してから半年過ぎる中で進捗状況はどんなでしょうか、順調に進んでいますでしょうかを1点。

また、この推進に当たってはですね、今、千曲・坂城協議会など千曲・坂城地域が基本になるわけですが、千曲市との連携はどのような形で進められているのか、以上2点お聞きをいたします。

小学校建設事業ですが、これは来年の内訳ですが、国庫補助金、これは学校施設環境改善交付金の当初予算1億4,600万円が5,900万円と決算で5,100万円減額しております。そして県補助金、これは木造公共施設整備事業補助金に至っては、これは全額が減額ということであります。しかもこれが2月の補正で専決処分されているわけです。その原因と経過をお尋ねします。

それから、小学校の遺跡のほうですが、これは住居址が19、それから土坑、ピットが176基発掘されたと、ということでもあります。今縄文から平安というようなことですが、時代的な背景ですね、それはどんなでしょうか。ちょっとお聞きします。

それから、南条小学校一帯は地形的、歴史的な推察、地形的、歴史的でほかのほうも調べて

あるんですが、そういう推察はどんなふうにわかってきたのか、その２点お聞きをいたします。
意味がわかるかな。

福祉健康課長（大井君） この計画に向けての千曲・坂城地域自立支援協議会とともに連携する中で事業を推進しております。特に施設入所者の地域生活への移行につきましては、お一人の方が地域移行に向けて相談支援専門員や病院、ご家族等の方々と相談を現在行っているところでございます。

また、千曲市との連携というご質問であります。自立支援協議会の事務局会議が毎月一度行われて、事務レベルでの調整が行われているほか、各月ではございますけれども、運営委員会が開催され、この地域の当事者団体や事業者の代表、県や、市と町の担当者が出席をし、意見交換を行う中で連携を図らせていただいております。以上でございます。

教育文化課長（宮下君） 財源内訳についてでございます。国庫補助金学校施設環境改善交付金が当初１億４，６００万円であったものが、５，１００万円の減額で９，５００万円となっておりますということでございます。これにつきましては、当初見込んでおりました補助基準単価が平成２６年度に国から示された補助基準単価では減額となったことが、まず一つ挙げられます。また、当初見込んでおりました多目的スペース整備による補助基準面積の加算が見込めなくなったことにより減額となったところでございます。

続きまして、県補助金８８５万円全額が減額となっております。その原因と経過はということでございますけれども、木造公共施設整備事業補助金につきましては、県産材利用を推進する県の基金事業による補助金でありましたが、ご案内のとおり１回目の入札が不調になったことから、木質化については、年度内に部分的でも木材を使った内装ができ上がり、供用開始ができないと補助対象にならないということで、再三、県へ出向き調整を行ってきたところでありますが、対象とすることができない状況となり、減額補正を行わせていただいたところでございます。

続きまして、大木久保遺跡でございます。今回の調査の結果、多くの住居跡が見つかったことから南条小学校付近には昔から大勢の人々が暮らしていたことがわかりました。大木久保遺跡は千曲川と比較してやや標高が高いところであり、集落をつくっても千曲川の水害に遭うことがないこと、また周辺の低い土地には水田を開発することができること、東側の扇状地から飲み水が得られることなど、昔の人々にとって暮らしやすい場所であったことが確認されたところでございます。以上でございます。

９番（塩入君） ３点質問します。第１点ですが、ページ５１、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉費総務費、備考１９の民生委員活動交付金が２４９万９，７３０円になっています。そこで、３２ページにある実績報告書には３９名の民生委員の活動費に使われているわけですが、現在、子供もそうですし高齢者も増えていると。そういう中で民生児童委員含めての

この活動が大変になってきているということで、この人数でそういう課題に応えられるようになっていないのか、問題はないのかどうか。それから民生委員、金井では3人いるわけですが、各地区にも何人かいますが、その基準というのはどうなっているのか。これが第1点。

第2点ですが、61ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目8地域包括支援センター費、備考の上から3行目に緊急通報体制整備事業費381万6,837円となっています。実績報告書では42ページに書いてありますが、独り暮らし老人訪問員事業ですね、訪問員が88人いらっしゃいます。ひとり暮らしはだんだん増えて203人ということで、これからもますます増えていく傾向があると思います。そこで分担人数ですね、多い人は一体何人ぐらい担当しているのか。また、取り組みの状況は問題点があるのか、課題はあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

第3点、ページ、126ページ、款10項4の社会教育費、目3図書館費です。実績報告書の95ページ、そこに町民1人当たりの借りる平均冊数が3.8冊というふうになっております。坂城町は図書館利用は非常に少ないんですね、1人当たりですと。最近、本当に改善されてきて、図書館の活動も活発になってきております。しかし、まだ26年度では3.8冊ということで、ほかの市町村と比べても非常に少ない。そういう状況をこれからやはり脱却して、本当に図書館が坂城町の文化のセンターとして、そういう意味でこれからやっていくためにも、これをもっと多くするために、これからどんな取り組みを考えていくのか、以上3点です。

福祉健康課長（大井君） 初めに、民生委員さんについてでございますけれども、民生委員さんについては一昨年の12月から今期のご依頼を申し上げてございます。人数として39名の方をお願いしておりますが、その前の期のときには38名ということで1名増員をさせていただいてございます。

地区割りといいますか、分担でございますけれども、ある程度の規模を受け持っていただくということで行政区単位という形にはならないんですけれども、人口規模で各区配置をお願いしているところであります。ただ、議員さんおっしゃるとおり、さまざまな要望、事象が出てきております。年々受け持っていただくお仕事の内容というのは増えてきているというところではございますけれども、それぞれ熱意を持って対応をしていただいているというような状況でございます。

続きまして、独り暮らし訪問員の関係でございますけれども、独り暮らし訪問員としては88名の方、ご対応をしていただいております。独り暮らし老人台帳に登録をされている、いわゆるおひとり暮らしのご高齢の方は台帳上は203名おいでになるんですが、その中でも独り暮らし訪問員をご希望される方に対して、この訪問員制度を適用しておりますので、そういった方、相対ではばお一人のご高齢の方に訪問員お一人というような形で対応をさせていただいておりますという状況でございます。以上です。

教育文化課長（宮下君） 図書館の利用者数の増に向けての取り組みということでございます。

昨年度におきましては、利用者増に向けての取り組みといたしまして、館長中心に子供たちがゆっくりと本に親しめるように例えば畳コーナーの新設、また入り口の閲覧スペースを拡張するための書架の整理、また夏季期間の開館時間を早くしたり、また、さかきふれあい大学教養講座におきましては、ペンクラブ会長の浅田次郎さんをお招きして、講演等を行う中で図書館活動の取り組みを行ってきたところでございます。

今後の図書館におきましても、より適切な図書を選んで、魅力的な新着図書をそろえるのがまず一つあるんじゃないかと考えております。また、図書館を利用したことがない方もまだいらっしゃると思います。そういう方に広報等でPRに努めたり、またインターネット予約も増えてきております。そうした中で、そちらの啓発行動も行ったりしてまいりたいかなと考えております。また、特に当町におきましては企業への呼びかけも必要なかなと、大きな効果が得られると期待するところでありまして、あと児童館、また保育園、そういうところへも呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

また、生涯学習の一環として、例えば文化センターでもいろいろな行事があります。そういう行事と連携する中で、図書館を活用していただくような施策を考えてまいりたいなと考えておるところでございます。以上です。

9番（塩入君） 最初にですね、民生委員の活動についてですけれども、先ほど答弁にもありましたように非常に大変になってきていると思うし、それだけ民生委員の仕事が増えてきているということで、しかも一人一人の悩みがまた重い悩みにもなっているというようなこともあって、戸惑う民生委員もいらっしゃると思うんですが、そういう意味ではぜひ町がリードしていただいて、その辺を具体的にどう対応していったらいいのかも含めてですね、やっぱり民生委員に対する研修なり対策なども深めていただきたいというふうに思っています。

それから、図書館の問題ですね、やはり図書館というのは文化の中心ということで、これは町長にできれば答えていただきたいんですが、今図書館を中心にしながら、まちづくりを發展させていくと。今日の信毎にも岩手県の紫波町の実例が載っておりました。武雄市もそういうことでメンバーが視察に行ってみてきているわけですが、やはり坂城町のあそこの様子を見ると図書館があり、文化センターがあり、グラウンドがあり、夢の湯もあると。町の公共施設ですね、それが中心にあそこにあるわけですね。そういうところへ来たついでに図書館にも寄っていくということで、図書館を中心にしながら周りにさまざまな公共施設があって、ついでにまた寄ってみようかというような、そういうまちづくりがね、今行われてきていると。そういう点で町長が今後そういう図書館を中心にしてどういうふうにしていったらいいのか、文化センターも含めてですね、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（塚田君） 民生児童委員については、要望としておきます。

9 番（塩入君） それはいいです、はい。

町長（山村君） もう2年前になりますか、鈴木さんに公募で図書館長になっていただいて、日本ペンクラブの理事でもあるということもあって、彼のお願いというふうにしていただいて浅田次郎さんにも来ていただいたとか、青木裕子さんの朗読マラソンをやったりですね、非常に活発になってきているというふうに思っております。それから、インターネットで検索するためのアイパッドですか、あれを置いて、図書館の中でみんなが自由に検索できるようになったり、畳を置いて子供たちが畳の上で楽しく図書を読む、これら随分新しい企画が始まってきたと思っております。

それから格致学校についても、ああいうすばらしい施設があるわけですから、図書館、格致学校セットですね、それから今言われたように文化のセンターですね、あの辺は。ですから文化センターの道路を越えたところにも新しい駐車場を今整備しておりますけれども、とりあえず駐車場もできますし、いろんな方でいろんな形でこれからも検討できると思っております。ですから、新しいどんな使い方で図書館でプログラムができるか、館長とも相談しながらですね、進めていきたいと思っております。私も非常に大事なことだというふうに思っております。前と比べてみれば随分変わってきたと、もっと変えていくというところかなと思っております。以上です。

10 番（山崎君） それでは、3点ほどお伺いいたします。まずページ、37ページ、款2項1目6企画費、温泉関連事業であります。先ほどの歳入のところで配当金の話をいたしました。22万円という話ですが、全体で3千万円ですから、30万円の配当金が出ていると。それだけの配当金が出せるということは利益が上がっていると。純利益として幾ら上がっているのか、まずそれを1点。

この経営状況報告書の中には学校給食センター給食調理委託業務、また保育園給食管理委託業務とあります。合計しますと3,896万1,772円が町から支出、委託業務費としてされております。それによって委託業務ということですから、手数料等を恐らく振興公社で取らなければ、そういうことはやれないと思いますが、その部分はどうなっているのかまず1点、その部分は振興公社の部分であります。

続きまして、款2項1目7広報広聴費ですね、39ページです。款2項1目7有線放送操出金であります。有線放送によるインターネットを町内施設で回線を使って使用していると思うんですけども、小中学校等の施設で使っていると思うんですが、その状況。また、プロバイダー名とそのプロバイダーには光回線があるのか。今は光回線の時代ですから、それはどうなっているのか、まず1点お伺いいたします。

最後にもう1点はページ、86ページ、款6項1目3備考欄の19、下の坂城町PRイベント開催負担金、昨年度のねずみ大根まつりにおきましてコンテストがありまして、その中で優

秀作品がありました。それが庁舎の1階にもこの優秀作品がいろいろと張ってありました。そこで、実現するために何かその中からやるということをしていましたけど、その中で実現したもの、あるいはこれからやっていくものはどのようになっているか、まずそこをお伺いいたします。

企画調整係長（竹内君） 振興公社の純利益につきましては、14期の経営状況報告書のところの損益計算書の一番下にございます当期純利益のところにございますけれども、31万7,303円ということでございます。

それから、各委託事業につきましては各予算の費目、要は事業ごとの費目からですね、支出をしてございまして、基本的にはこの決算書の中にはちょっと含まれてはおりませんけれども、各課から支出をされているところでございます。

議長（塚田君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時39～再開 午後 3時50分）

議長（塚田君） 再開いたします。

引き続き、まち創生推進室長

まち創生推進室長（関君） 有線放送のインターネット利用の関係についてお答えさせていただきます。まず、有線放送の特別会計操出金事業につきましては、町の告知放送として一般会計から出しているということで、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、インターネット利用の関係につきましては末端、インフォバレーとかジャニスを使っていますが、そこにつきましてはADSLでございます。支局と本局をつないだりだとかしているところにつきましては、光の整備ができていう状況になっています。以上です。

（10番「町の施設でどこ、どういう施設ですか」の声あり）光で使っている末端のところ有線回線を使っているものにつきましてはありません。

産業振興課長（塚田君） さかきブランド推進事業の中で、坂城町PRイベント開催負担金に係ることでございますが、ねずこんアイデアコンテスト、通称ねずこんの中で出されてきたアイデアについて、どのくらいが実際にあらわれているかといいますか、使われているかというようなことでございます。全部で535件のアイデアが募集がございましたけれども、その中で主なものとしたしまして、まず母子手帳、坂城町の母子手帳がねずこんの表紙になりました。これは賞に入ったアイデアの中から採用させていただきました。また同じくカレンダー、これは手づくりなんです。ねずみ大根協議会のほうで手づくりでつくりました、ねずこんのカレンダー、これをねずみ大根協議会のほうで1枚100円でお分けするというような形でやっております。

また、今議会に予算計上させていただきましたが、駅前にあります169系、または公用車のほうにラッピングということで、その費用について今議会に予算計上をさせていただいてお

りますが、こちらで最優秀賞のアイデアをぜひ実現させたいということで進めております。また、本物の電車のほうにもラッピングをしたいということで、今しなの鉄道と鋭意できるだけお安くといえますか、やっただけのようなそんな交渉を進めているところでございます。なお、来年はねずこん生誕5周年ということで、そちらについても記念としてやっていければというふうに考えております。

10番（山崎君） 湯さん館の件であります、売り上げというか入館料が八千三百数万円で、最終的に総収入1億9,700、約2億円近くの収入があるという形になっているんですが、30万7千円ですか、最終的な利益と。それでもってなかなか少ないんだなという部分でちょっと理解できない部分があるんですけれども、それでもって今回の中で町の一般財源から211万6千円と。それがマイクロバスの賃借料と町民の優待券に回っているという形になっております。優待券も全部使われていないという話ですけれども、使われていない優待券の部分は町に返還されるようになっていないのか。

また、実際に配当金も払える、利益も上がっている。でもってバスの賃借料が町の一般会計から出ていると。やっぱりね、だったらその利益分はバスのほうに回して、足りない分を補填するくらいで私はいいと思うんですけれども、その部分は社長である町長に答えていただきたいと思います。

さっきのインターネットというか有線放送の回線、インターネットの関係ですけれども、今私も学校へ行きまして、有線放送からつながっているインターネットは遅いという部分で、今ITの時代で光回線を使っている時代になっています。教育現場でもこれからはそうやってパソコンを使いながら授業を進めていくという形になりますけれども、果たしてそれでいいのか。それも町長のご答弁をお願いいたします。

企画政策課長（柳澤君） 湯さん館に関します、まず使用している優待券という部分でございます。これにつきましては使用された部分の2分の1ということで助成をしている状況になっているところでございます。

それからマイクロバスの賃借料につきまして、湯さん館での支出はどうかということでございますけれども、湯さん館につきましては基本的には町の施設、これにつきまして指定管理ということで振興公社のほうにお願いをしている状況でございます。町の施設の送迎等の利便性を図る、こういったことから町のほうでの賃借とさせていただいている状況でございます。

学校におきます光回線というような状況でございますけれども、授業で動画等の利用という部分が想定をされているところでございます。これにつきましては、本年度教育費のほうで対応をするような状況となっているところでございます。

議長（塚田君） ほかにございませんか。

12番（大森君） ページ、89ページ、款6項2目2松くい虫防除対策事業です。一つとして

農薬の空中散布、これについての効果はどうであったかということでちょっとお聞きしたいんですが、とりあえずは平成25年度と比較して26年度、その辺のところを効果ありと認めたのか、それとも変化なし、あるいはより拡大したのか、その辺の判断はどうされていらっしゃるのか。それと伐倒駆除、これについても進んで、伐倒駆除がこの被害を抑える上で大分行われて効果は出ているのかどうか、その辺についてお尋ねします。

次に、99ページの款8項2目2道路維持一般経費ということで、道路維持工事は11件行われているんですが、金額的にいけばそう大した事業じゃないような気がするんですけども、どういう工事だったのか、お尋ねいたします。

最後1点ですが、138ページの町の基金についてお尋ねいたします。特に財政調整基金、前年度25年度に比べてですね、約5,300万円ほど増額になって22億4千万以上の財調になりました。これについてですね、以前、私一般質問でも一体どこまでの目安を持ってやるのかということで、以前だから20億ぐらいというお話があったんですが、ついに22億というところまでできました。これについても、その辺の判断はどういうことか。

これは逆に言えばですね、一般会計の中で町民に対していろんな事業、施策が行わなかったと、逆に言えばそういう形になるわけですね。そういう点でこの5,300万円増加になっていますけれども、これを28年度でやっぱりきちっと使っていくような、町民サービスに利用するということも考えるんですが、その点についてのご見解を求めます。

産業振興課長（塚田君） 松くい虫の効果についてでございます。昨年度から県のほうで、空中防除を行っている上平地区、それと苧屋原地区、苧屋原地区については有人ヘリによる薬剤散布でございますが、こちらの区域について定量数の松を観察するという形になっております。昨年からはまったばかりですので、まだ詳しい結果が出ておりません。現在ではその松くい虫の効果の判断というものは出されていないという状況でございます。

また、伐倒駆除の効果という問題でございます。伐倒駆除、毎年行っておるわけですが、ご覧のとおり、いろいろな場所で松くい虫が発生して拡大をしているというような状況でございます。やはり、どうしても隣の自治体のほうに、大きな松くい虫の被害の場所があるということで、どうしても移ってきてしまうのではないかというふうな感想を持っておりますけれども、これから減ることはまずないのではないかと思いますので、こちらの伐倒駆除については引き続き行うことが松くい虫を少しでも減らす、その一助となるというふうに感じております。以上です。

議長（塚田君） ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長します。

建設課長（青木君） 99ページ、道路維持工事の内容でございますが、全部で11カ所実施してございまして、主なものとしたしましては道路の排水を雨水がたまらないように地下浸透さ

せる工事ですとか、あと車どめの設置、アスファルトのオーバーレイ、横断のグレーチングの交換、横断水路の設置、あと一部駅前擁壁工などが主なものでございまして、最高４５万円から７万円ぐらいまでの工事費となっているところでございます。

財政係長（伊達君） 財政調整基金の残高の関係で、その考え方等についてご答弁を申し上げます。ご質問にございましたように、平成２６年度末基金残高のほうは２２億４千万円という状況になってございますが、この基金については例えば毎年度、当初予算において基金からの繰り入れで編成をしているといった状況がございまして。今年度２７年度の当初予算におきましても、２億２，７００万という繰り入れの予算化をしております。また、その後の補正におきましても繰り入れにより事業の展開をということで、最大３億１，２００万円ほど今年度については繰り入れの予算化をしたという状況になってございます。

ただ、今回の議会をお願いをしております第３号補正においてですね、普通交付税の算定がされたということで、一般財源の歳入が見込める状況となりましたので、基金への繰り戻しを今回の補正でさせていただいているという状況で、そこまで勘案をしますと、現行の３号補正まで終了した時点では１，３８０万円ほどの繰り入れという状況になってございます。

財調につきましては、基本的には町の施策でありますとか、今後の財政需要を見込むとともにですね、社会情勢、経済情勢なども考慮しつつ残高に留意をするということが重要であると考えております。したがって、当町においては特に景気の動向の影響を受けやすいという特性に加えて、昨年、今年度については小学校建てかえということで基金全体の減少も見られております。また、今後におきましても例えば、ごみ処理施設でありますとか、既存のインフラの長寿命化といったような、多額の費用が長期間にわたって必要となるといったような課題も出てきておりますので、そうしたことを考えると２０億というのは一つの目安というような現在までの答弁がありましたけれども、現行としましては、その前後で動いているという状況でございます。以上でございます。

１２番（大森君） 松くい虫の防除の件ですが、これは面的に広がってくるということですので、坂城でもっと空中散布をやったとしてもですね、上田市がああいう状態であればならないというか、被害を抑えることはできないということじゃないですかね。それじゃあ上田市とそういう交渉をするかどうかということですよ。あんたのところがやらないから坂城まで影響が来ているじゃないかという、そういう交渉をぜひやっていただきたいと思います。坂城だけの責任で処分しなきゃいけない点については、それは坂城でやりますが、よそ等の影響もあるというふうな判断があれば、それは上田市とぜひ交渉をしてください。そのことを強く要望しておきたいと思います。

それから、町道の道路維持の件でございますが、もう以前からずっと言われて、町道がもうアスファルトが割れて、相当そこらじゅう穴ぼこになっているんですよ。見ればわかるが、

補修してあるものがあちこち丸くなっているんですよ。やはりこれ一つの面であれば、この路線については何年度にきちっとやるという、そういう計画をやっぱりぜひ立てる必要があると思います。長寿命化ということでこれから計画されると思いますけれども、この1路線をきちんと舗装をし直したというのは、この10年、20年、全くないと思うんですよ。やっぱりそういう点ではですね、ただただ貯金するだけ、財調に入れるだけではなくて、町民生活それから社会資本の整備をきちんとやっていくと、こういう政策をぜひ実現していただきたいということ。その辺についてのお考えを求めたいと思います。そういう意味で財政調整基金、やっぱりもっとこういうインフラに使うようにということも要望しておきたいと思いますが、それについてご答弁ください。

建設課長（青木君） 町道の補修でございますが、アスファルトが大分傷んでいるということで、面的に一気に整備をしていきたいということでございます。町といたしまして平成26年度、国の補助事業を使いまして道路ストック総点検事業を実施いたしました。その結果を受けまして、今年度27年度に一番舗装が傷んでいるという上平地区、それと2番目の鼠橋通り、今年度舗装の修繕工事を実施してまいります。以降、来年度以降もその結果をもとにしまして、傷んでいる順番から産業道路ですとか、ほかの地域、交通量また傷みぐあい等を勘案する中で、年次計画で国の補助事業を使って実施してまいりたいと考えているところでございます。

議長（塚田君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。お諮りいたします。

日程第3「議案第38号」から日程第8「議案第43号」までの6議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塚田君) 異議なしと認めます。

よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第38号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(塚田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(塚田君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第4「議案第39号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(塚田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(塚田君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第40号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(塚田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(塚田君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第41号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(塚田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第7「議案第42号 平成26年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

2番（塩野入君） 介護保険特会233ページ、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料の滞納繰越で不納欠損2,200円あります。その内容をお聞きいたします。また、収入未済額が現年度分203万円、滞納繰越分で931万円ありますが、これらは何件で最高額はどのくらいで、最長滞納は何年間でしょうか、お聞きをします。

次に、8月1日から一定以上の所得がある高齢者が介護保険サービスを利用した際、自己負担額が1割から2割へ引き上げられました。例えば要介護5の場合、平均2万7千円が2倍の5万4千円にもなります。負担上限が4万4,400円であり、単純に倍にはなりませんが、大きな自己負担であります。本町の2割負担の対象者は何人で、率にして何%になるのかお聞きをいたします。

収納対策推進幹（池上君） 不納欠損2,200円の理由でございしますが、外国人の海外出国による欠損でございます。

続いて、未済額の件数及び最高額であります。現年度未済額203万2,215円につきましては人数64人、372件でございします。滞納繰越分931万1,781円につきましては95人、件数が1,959件ということでございします。それぞれ最高額でございしますが、現年分が6万6千円、滞納繰越分が46万192円ということでございします。どのくらい古いものがあるかと申しますと、平成12年からの滞納がある状況でございします。以上でございします。

福祉健康課長（大井君） 本年度8月1日から介護保険の自己負担が1割負担と2割負担という形で制度が実施をされてまいりました。8月末現在の状況を申し上げます。8月末で介護認定者698名の方が認定をされております。そのうち47名、率にして6.7%の方が2割負担という形でございします。以上です。

2番（塩野入君） 収入未済額、前年度より滞納分が増加していますが、その滞納額の減少に向けてどのような対策が行われているのでしょうかお聞きをします。

それから、自己負担2割の法改正は昨年6月に出されていますが、対象が高齢者であるにもかかわらず周知が徹底されてこなかった。それは政府が周知徹底の手だてを尽くさなかったこと、これは大きな原因であります。町でも「広報さかき」の7月号に載せてはありますが、

あのお知らせ記事程度では町民、特に該当する高齢者には伝わっていないはずであります。サービス利用の際は保険証と今回発行された介護保険負担割合証を2枚一緒に提出することなど、その対象が高齢者でありますから、手順や仕組みを文書だけでなく老人クラブなどの高齢者組織や団体を通じて周知徹底を図っていただきたいが、そのお考えをお聞きをいたします。

収納対策推進幹（池上君） 収入未済額につきましては、前年度より滞納分が増加しているという状況でございますが、現年分につきましては若干減少の傾向ということでございますけれど、滞納繰越分を含みますと増加になってきている状況でございます。

介護保険につきましては65歳からということでございますので、加入した段階で納付書を送る際に口座振替でやっていただきたいということで、口座振替の周知をしておるところでございます。また、介護保険係と協力をし、サービス給付の相談等もございますので、連携をとりながら、また状況に応じては滞納額の多い方については、分納で納入をお願いするなどに努めてまいりたいというふうに考えております。

福祉健康課長（大井君） 周知徹底というところでございますが、初めに昨年6月に介護保険法の改正はなされたわけですが、法改正の具体的な政令等が本年3月31日付で公布をされております。そこで所得金額160万円以上の方が、利用者負担割合2割とするということが示されてまいりました。このことを受けて26年の所得が確定する6月以降に広報等で実施をしてまいったところでございます。具体的には直接的な周知といたしまして、介護保険負担者割合証を全ての介護認定を受けられた方に発行しており、負担割合証を送付する際にも負担割合の仕組みのお知らせを同封させていただいたところでございます。

また、間接的となりますが、住民の方への周知として6月に配付をいたしましたお年寄りのための老人保健福祉・介護保険サービスガイドや、先ほど議員さんのほうからお話ありました「広報さかき」の7月号、町のホームページへの掲載、さらに介護施設や医療機関へポスター等の掲示をし、広く啓発を図ったところでございます。

また、ご指摘のとおりなかなか制度が複雑な部分もございますので、介護認定を受けられている方が混乱しないように、かかわりのあるケアマネジャーであったり、介護施設の職員の方に制度を事前に説明をさせていただきました。そのケアマネジャーですとか、施設の職員の方からそれぞれの利用者の方にもご説明をいただいたというような形で啓発、周知を図ってまいったところでございます。今後も制度、2割負担のご理解をいただくように周知徹底は図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第8「議案第43号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

議長（塚田君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第37号」から日程第8「議案第43号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から9月16日までの6日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、明日11日から9月16日までの6日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月17日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時25分）

9月17日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	塚 田 正 平 君	8 番議員	吉川 まゆみ 君
2 〃	塩野入 猛 君	9 〃	塩 入 弘 文 君
3 〃	朝 倉 国 勝 君	10 〃	山 崎 正 志 君
4 〃	小宮山 定 彦 君	11 〃	中 嶋 登 君
5 〃	柳 沢 収 君	12 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	滝 沢 幸 映 君	13 〃	塚 田 忠 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	入 日 時 子 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関 貞 巳 君
総 務 課 長 補 佐	臼 井 洋 一 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小宮山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願について
- 第 2 発委第 6 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 3 議案第 37 号 平成 26 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 38 号 平成 26 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 39 号 平成 26 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 40 号 平成 26 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 41 号 平成 26 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 42 号 平成 26 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 43 号 平成 26 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 44 号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 45 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 46 号 平成 27 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 13 議案第 47 号 平成 27 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 14 議案第 48 号 平成 27 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 15 議案第 49 号 平成 27 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 16 議案第 50 号 平成 27 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 17 議案第 51 号 平成 27 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 18 議案第 52 号 平成 27 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 議案第 53 号 平成 27 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 2 発委第 7 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 追加第 3 発委第 8 号 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見

書について

追加第 4 発議第 6 号 安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書について

追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「請願について」

議長（塚田君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第 3 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

◎日程第 2 「発委第 6 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） 日程第 3 「議案第 37 号」から日程第 9 「議案第 43 号」までの平成 26 年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る 9 月 10 日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果については各常任委員長から報告がなされております。

◎日程第 3 「議案第 37 号 平成 26 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月11、14日の2日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審議を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 個人住民税現年分の収入未済について、人数及び最高額は。また不納欠損の理由と滞納解消に向けての取り組みは。
 - △ 収入未済は149名、最高額は町分で24万2,300円である。毎月の滞納整理に加え、年末・年度末には福祉健康課と連携して滞納整理を行っている。税や使用料について収納対策推進会議で協議するとともに、困難案件を長野県地方税滞納整理機構へ移管をしている。
- 法人住民税の補正額3億4,630万円について、当初の見積もりは適正か。
 - △ 国の行う景気対策に影響を受ける企業が多く、景気対策による効果が予想より早く出たため、今後も景気対策や景気動向を勘案する中で予算計上をしていきたい。
- 軽自動車税の滞納について人数と最高額は。また不納欠損の理由は。
 - △ 現年分は48名で最高額は15,200円、滞納繰越分は175名で最高額は37万3,500円である。不納欠損の主な理由は、居所不明が3年継続したもの。外国人の出国によるものが主である。
- 滞納整理機構へ移管した10件の金額と効果は。
 - △ 本税分約1,198万円を移管し、約803万円が収入となった。
- 入湯税について、1人当たり金額と年間入館者数は。
 - △ 1人当たり30円。平成26年度の入館者数は23万9,944名である。
- 普通交付税について、臨時財政対策債の減少等により8.1%増額したが、臨財債が及ぼした影響額は。
 - △ 臨時財政対策債は、基準財政需要額から控除されるため、前年度から減少した約5千万円が影響額である。

- 26年度交付要求額は、また、収入になった額は。
- △ 交付要求は6件で220万円、収入になった額は2,471円である。
- 保育料滞納解消に向けての取り組みは。
- △ 園長を初め保育士とも協力し、滞納解消に向けて努力している
- ファミリー農園使用料及び直売施設用地使用料の内訳は。
- △ ファミリー農園は栗田16、中之条16、金井19、上五明19区画をそれぞれ2,700円で貸し付けているほか、月見区への貸付分2万8,300円である。直売施設用地使用料は年額24万円のほか電柱用地使用料として2本分2,600円である。
- ふるさと寄附金は前年度より倍になっているが、収入増に力を入れてもよいのでは。
- △ 全国へのPR、観光への波及効果等もあるので、今後検討したい。
- 臨時財政対策債は限度額まで借入れをしているか。また、この制度はいつまでか。
- △ 可能額まで借入れを起こしている。この制度は28年度までの措置となっている。

<歳出>

(総務課)

- 非核都市宣言自治体連絡協議会とは。
- △ 非核に関する宣言を実施した全国の自治体が加盟する協議会の組織で、核兵器の廃絶と平和宣言を呼びかけるとともに、平和に関する情報提供を行っている。
- 接遇研修と人事評価研修の内容は。また、職員の海外研修が実施されていないが、必要ではないか。
- △ 接遇研修は窓口対応、電話対応などで、短期間に2回行うことで効果を上げる工夫をした。人事評価制度研修は、28年度からの導入義務化に先立ち制度の内容について研修した。海外研修については、高校生のタイ国研修などの機会を捉えて実施していきたい。
- 省エネに取り組む中で光熱水費が増額しているが、なぜか。
- △ 節電対策により使用量は減少したが、消費税や単価の引き上げにより支払額が増える結果となった。
- ペレットボイラーの導入効果は。
- △ 燃料費全体で16万円の削減となった。
- がんばる地域交付金260万円を財源として行った事業は。
- △ 省エネルギー推進のため、庁用車にハイブリッド車1台の導入経費に充当した。
- 滞納整理機構への移管の基準と連携の取り方は。
- △ 町での折衝が困難であり、滞納額おおむね50万以上のものを対象とし、移管後は滞納整理機構が単独で進め、町は情報提供をしている。
- 固定資産評価基礎資料整備422万5,200円の内訳と村上地区のバイパス計画により、

土地評価額の見直しは。

△ 長野県不動産鑑定士協会への標準宅地の鑑定評価の委託料が34万200円、委託業者への路線価や地図情報の管理のための評価がえ業務委託料が388万5千円である。また、土地の評価額は前年に比べおよそ2%下落している。村上地区の評価の見直しは、バイパスが完成次第検討していく。

○ 公債費の状況と小学校建設費に係る借入れの今後の影響は。また、一括償還はできないか。

△ 前年度に対し元金償還は約2,400万円の減、利子償還は約1,100万円の減である。

26年度借入れ分の償還は、据置期間により30年度から利子に加え元金の償還が始まるが、それまでに利率の高い借入れの償還が進むので、それほど増加するとは見込んでいない。有利な条件に該当するものがあるが、各年度のバランスを考慮する中で一括償還を検討したい。

(会計室)

○ 役務費の手数料の内容は。

△ 役場からの支払時に発生する口座振替手数料、町への納付時に発生する公金収納手数料、役場内の八十二銀行派出所の業務手数料である。なお、公金収納手数料は、八十二銀行窓口での納付は1件32.4円、コンビニよりの納付は1件61.56円である。

○ 八十二銀行、役場派出所の利用状況は。

△ 利用件数は4,037件、八十二銀行で納付された件数の28%に当たる。

○ 指定金融機関検査状況について。

△ 半分ずつ2年間で全ての金融機関を検査し、帳簿等も正確に処理されていることを確認している。

(企画政策課)

○ 財産処分6件の内容は。

△ 住宅1件、工場3件、道路1件、六ヶ郷用水1件である。

○ 鼠区環境整備事業等補助金の内容は。

△ 鼠区との共有地について平成17年1月に鼠区と町で取り交わした覚書により、用地代金の2分の1を補助金として区に支払ったものである。

○ 企画政策推進費の旅費の内容は。

△ 今年度実施される高校生のタイ国研修の事前調査費用である。

○ タイ国を選んだ理由と研修内容は。また政情不安についてはどう考えるか。

△ タイ国には町内企業9社が進出、多感な高校生に町内企業が活躍している状況を見てほしいと考えている。研修内容は海外で活躍する町内企業の見学、現地学生との交流、異文化体験等を予定している。

○ 東京坂城会の会員数は。また、ふるさと納税のお願いをしたらどうか。

△ 会員数は約３３０名である。ふるさと納税については、総会や会報を通じてPRを行っている。

○ スマートコミュニティの取り組み状況と調査委託及びスマートタウンホームページ製作委託の委託先は。また、今後の利用方法は。

△ スマートタウン構想に基づき進めており、家庭用太陽光発電の普及拡大のほか信州大学工学部とテクノさかき工業団地内の企業とともに、効率的なエネルギーマネジメントに向けた調査研究を継続的に実施している。なお、調査委託は信州大学に、ホームページは富士通長野支社に委託した。町ホームページの中にスマートタウンのページを設け、公共施設の太陽光発電の状況やスマートタウンの進捗状況等を発信していく。

○ 電算費委託料のシステム改修費の内容は。

△ ２８年１月からのマイナンバー利用に対応するためのシステム改修を行ったものである。

○ マイナンバー制度利用に向け、町のセキュリティー対策は。

△ 国の仕様に基づく対策のほか必要に応じ対策を行い、また職員向けの研修も実施していく。

○ 人権同和推進費の運動団体補助の理由は。

△ 継続して人権啓発や人権同和に係る諸問題の解決が必要であり、明るい地域づくりのために活動している運動団体への補助である。

○ さかきワイナリー形成事業委託料の内容は。

△ 巨峰ワインの販売促進、千曲川ワインバレー構想関連などのイベントへの出展等を通じて、ワインの普及啓発をするための振興公社への委託料である。

（産業振興課）

○ 緊急雇用・企業人づくり推進事業の研修内容と効果は。

△ 町内企業に就職した若者たちの定着に向けた取り組みを社会人ステップアップ講座と位置づけ、社内教育担当者研修、若手フォローアップ研修や女性のためのスキルアップ研修等を開催している。特に若手社員のフォローアップ研修は早期離職防止に役立っている。

○ 青年就農給付金の状況と新規就農者増加に向けての取り組みは。

△ 交付は９名でそのうち夫婦は２組である。若手の担い手確保、育成を目指すとともに、県や広域で開催する就農相談等で募集していく。

○ ワインブドウ産地化補助金の受給者数と品種、本数は。

△ ２名に補助。作付面積は３９ａで、ソーヴィニオン・ブラン５５０本、リースリング４０本である。

○ さかき地場産直売所あいさいの運営状況は。

△ 緩やかではあるが、売り上げは増加傾向にある。会員数は約１２０名で年間を通じて安定した生産販売活動に努めている。

- さかきブランドづくり事業の内訳は。
- △ 町内 2 事業所、6 件の地域農産物や資源を使った新商品開発、改良、販売促進に対し補助金を交付した。
- 有害鳥獣に対する電気柵の事故防止の対応は。
- △ 電気柵の補助金申請に対し、法適用のメーカー装置を正しく使用するよう指導している。なお 8 月中旬にちくま農協と協力し、安全な使用についての講習会を行うとともに町内全戸を対象に回覧板での周知を図った。
- 町単補助工事の箇所決定の方法は。
- △ 各自治会の要望をもとに建設課、産業振興課の担当とで現地を確認し、緊急度合いと地元の要望順位を勘案し、庁内調整会議で箇所決定をしている。
- 多面的機能支払交付金事業の内訳は。
- △ 農地の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業用水路、農道等を地域の農業者が共同で行う維持管理、補修を支援するための補助で、補助率は国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 である。
- 中小企業振興資金の貸し付け状況は。
- △ 町融資 27 件、県融資 14 件で計 41 件の利用があった。
- 産学官連携事業の内容は。
- △ 町内企業 21 社が会員となり、企業、大学、行政との連携を目的に行政とのマッチング、企業の人材確保、大学との共同研究を行っている。今年からコーディネーターを委嘱し、企業と大学とのマッチング強化を図っている。

(建設課)

- 小網地区上水道の進捗状況は。
- △ 24 年度から整備を進め、26 年度小網地区の北側半分を整備し、布設は全て完了した。
- 町単補助事業の箇所数及び継続して実施している箇所は。
- △ 25 区、133 カ所の申請があった。実施箇所 33 カ所中、継続実施は 11 カ所である。
- 町単補助事業において全ての区にではなく、重点的に予算を配分したほうが効率的ではないか。
- △ 重点配分について区長会でも検討したが、区長の任期が 1 年という区が多く、毎年実施の要望が多かった。
- 道路維持一般経費の委託料の内容は。
- △ 道路ストック総点検の舗装路面の調査委託で、主に幹線道路の A 級、B 級の町道の点検を実施した。
- 昭和橋修繕事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づくものか。また、今後の計画は。

△ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき25年度から着手している。26年度は伸縮装置3カ所、排水ます10カ所の設置工事を実施、27年度からは国の大規模修繕の補助事業に移行し、36年度までに全て完了の予定である。

○ 水路しゅんせつ工事の内容と町内冠水しやすい箇所の把握は。

△ しゅんせつ箇所は現地の土砂の堆積状況を見ながら選定している。冠水しやすい箇所については降雨の際、職員が巡視する中で把握し対応している。

○ 公営住宅等総合改善事業の内容は。

△ 横尾団地60戸の下水道接続工事で、24年度に設計、25年度から3カ年計画である。26年度はA、B、E棟の18戸の下水道接続工事を実施、27年度26戸の工事で完了となる。

○ バラ公園整備の内容は。また、ばら祭りにおいて自転車駐輪場の案内は。

△ バラ公園の園路の整備とアーチの改修等である。駐輪場はイベント広場入り口に設置した。来年度、案内看板を設置していく。

○ 高速交通一般経費繰り越し事業の経過内容は。

△ 坂城駅エレベーターは、事業主体のしなの鉄道で機材の調達がおくれたため繰り越しとなり、5月に竣工。観光列車ろくもんについては車両改造に期間を要し繰り越しとなり、7月からの運行開始となった。

(議会事務局)

○ 消耗品の内容は。

△ 参考図書の追録代と事務用品等が主である。

○ 会議録反訳料の委託業者は入札で決めているか。

△ 業者選定委員会を経て随意契約をしている。今後入札の実施も検討したい。

○ 普通旅費と費用弁償の内容と数年間の増減は。

△ 普通旅費は議員に随行する場合の職員旅費、費用弁償は議員の視察研修等の旅費で、ここ数年大きな変動はない。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 社会文教任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月11日、14日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、文化財センター所長、子育て推進室長、各保育園長、保健センター所長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告を申し上げます。

（住民環境課）

- 防犯灯について、LEDが普及している、町内の普及率は。また、LED化の工事は。
- △ 町内の防犯灯は1,562灯あり、LEDは71灯で普及率は4.5%である。平成26年度は20灯をLED化した。LED新設工事費は約6万円である。
- 防犯灯の町管理、区管理の数は。またそのうちLED化の状況は。
- △ 1,562灯中、町管理が677灯、うちLEDは61灯。区管理は885灯で、うちLEDは10灯である。
- 東信地区交通災害共済の加入者数は、また前年比率は。
- △ 加入者数は7,660名、前年比マイナス143名で98.2%である。
- 外国人登録者の内容は。
- △ 平成26年度末現在の外国人登録者数は全16カ国、合計311人である。主な内訳は上位から中国122人、ブラジル80人、フィリピン38人、韓国24人、タイ11人、ペルー9人ほかの順となっている。
- 企業へ就職している外国人が転入の手続に来庁する際、企業の担当者も来庁するが、未納者への対策も含め、住民税等の説明を行っているか。
- △ 登録時には通訳等も来庁して手続きするので、住民税等の説明を通訳を通じて行っている。
- 不法投棄防止パトロールの実施状況及び不法投棄の量は。
- △ 不法投棄防止パトロールは月に二、三回実施している。量は平成25年度、可燃物が

1, 600kg、不燃物が1, 185kg。平成26年度、可燃物が1, 340kg、不燃物が750kgであり、それぞれ減少している。

○ 狂犬病予防接種の未接種48頭あるが、対応は。

△ 未接種の飼い主に対し文書にて2回、また電話による催告を行った。

○ 常備消防費の千曲坂城消防組合負担金の内訳と消防防災航空隊の負担金の内訳は。

△ 千曲坂城消防組合負担金は、千曲市と坂城町で負担しているが、均等割5%と人口割95%で算出をしている。長野県消防防災航空隊負担金は、基準財政需要割額と人口割で算出し負担金を支払っている。

○ ドクターヘリ要請について、出動件数や傷病の把握はしているか。

△ 平成26年度の町内の出動件数は6件であり、出動の際には消防本部から連絡があり、状況等についても報告を受けている。

○ 婦人消防隊の人数、組織数、活動状況は。

△ 609名で26区にあり、活動内容は毎年2月に消防署、婦人消防隊、民生委員でひとり暮らし高齢者宅の防火指導等を行っている。

○ ひとり暮らし高齢者宅の防火指導を実施して、住宅用火災警報器未設置の場合の指導方法は。また、町内の設置率は。

△ 消防署職員により設置指導を行っている。千曲坂城消防本部管内の設置率は81%である。

○ 町には消防ポンプ車が5台あり、うち1台が役場に備えてある。役場の1台について平成26年度の出動状況や配備しておく必要性は。

△ 平成26年度は火災等の出動はない。機械器具点検で水出しによる点検を年2回行っており、特段メンテナンスの費用はない。火災のほか水害等においても利用できることから配備をしておきたい。

(福祉健康課)

○ 心身障害者町単事業の希望の旅事業費補助金の内容は。

△ 社会福祉協議会に補助金を交付し、身体障がい者が参加する旅行の支援事業で、昨年度は上諏訪に行き、38名の参加があった。

○ 民生委員活動で、要保護児童の発見の通告、仲介が32件あった。平成25年は8件で増えているが、内容は。

△ 町の就学援助制度の相談に積極的にかかわっていただいた結果であると考えている。

○ 社会福祉協議会の会員数の状況は。

△ 社会福祉協議会の事業報告によると、昨年の実績はアパート等の入居者も含め6, 050世帯のうち4, 152世帯、67%の加入率で、新規の一般会員が46名減少、特別会員は11名減少、賛助会員は10社増加した。

- 老人クラブの補助金による支援は、今後増額を考えているか。
- △ 当面は現行の補助を行っていききたい。補助金額の内訳は均等割で1クラブ当たり1万8千円と会員割1人当たり750円を交付している。老人クラブの活動は高齢者の方が地域の中で生き生きと暮らしていただく上で重要だと考えているので、引き続き支援していきたい。
- 高齢者生活支援事業の外出支援サービスの実績は。
- △ 平成26年度の外出支援サービスは登録制になっており、登録者数は31名、利用人数は延べ70人である。
- 補装具支給等支援事業の利用者29名の支援内訳は。
- △ 車椅子が11名、義足が2名、補聴器等の交付、修理の支援である。
- 独り暮らし老人訪問員の人数は、また地域的な構成は。
- △ 訪問員は88名に委嘱し、地域性ではなく本人やご家族が見守りをしていただきたいと希望があった方に対して、訪問員を選定をお願いしている。
- 訪問員はあんしん電話とどのように関係しているのか。また、昼間は社協で夜は美里園に通報されるが、平成26年度は電話で緊急的な連絡があったか。
- △ あんしん電話を導入すると、訪問員と民生委員の2名を協力員として登録させてもらっている。昼間は社協、夜は美里園に通報が入り、協力員が現場に行って対応する。平成26年度は3件の通報が入っているが、大事には至らず救急搬送はない。
- 家族介護支援事業の介護慰労金の支給人数は。また、老老介護の件数は把握しているか。
- △ 介護慰労金の支給実件数は97件である。また老老介護の状況は、平成26年9月の調査では介護者の101人中、75歳以上の方が19人で全体の約2割を占めている。
- 訪問理美容の利用率は。
- △ 実際に利用した方は21人で18%の方が利用している。
- 家庭児童相談員は虐待相談などを行っているか。また何名で業務を行っているのか。
- △ 家庭児童相談員は1名で、児童虐待相談、育児相談、家庭の相談等多岐にわたって相談を受けている。
- どんな相談があるのか。
- △ 子供たちの発達障がい傾向がある保護者の相談、不登校になっているお子さん、家族関係、夫婦関係、経済面での相談、また信頼してくださってご家庭のことなどの相談がある。
- 臨床心理士の仕事内容は。
- △ 基本、毎週水曜日、保育園を回って、子供たちの発達を見てもらっている。保護者との面接も行っている。また、個別支援計画にも携わっていただいている。
- すくすく相談が5歳児で始まって効果が出ているか。
- △ すくすく相談では保護者にも一緒に見ていただいて個人面談も行い、必要に応じ応援計画を

つくり支援している。就学相談へのつながりもスムーズになってきている。

○ 加配保育士をつける判断はどこがするのか。

△ 保育園の入園申請の際の面接と医師等の診断書や意見書、家庭相談員、臨床心理士と協議をしている。

○ 広域入所の状況と負担割合は。

△ 上田市7名、千曲市6名、長野市2名で、受け入れる保育園の規模、年齢によって負担額は変わってくる。

○ 村上保育園の修繕料の内容は。

△ 給食室のトイレ、職員トイレを衛生面から洋式にし、浄化槽のプロアは2カ所のうち1カ所の修繕である。

○ 不妊治療費の補助について申請者4人とあるが、申請者のほかに相談等があったか。

△ 10件ほどの相談があった。

○ 篠ノ井総合病院への補助金について、坂城町の負担は近隣市町村と比較するとどのような状況か。

△ 当町については長野市の補助額を参考にしており、長野市の補助額が人口1人当たりになると573円の換算となることから、当町の人口に573円を乗じて総額900万円の補助額とし、300万円ずつ3年間の計画で補助を行っている。

○ 健康増進事業について。各種検診の受診率はどうか。

△ 胃検診は8.5%、大腸検診は25.3%、肺がん検診は25.6%、乳房検診はクーポン検診も含み20.3%、子宮頸がん検診はクーポン検診含み18.6。前立腺がん検診は19%の受診率となっている。

○ 歯周疾患の節目検診について。開始から数年経過した中で受診率の伸びがないようだが、受診率向上の対策は。

△ 町の検診を利用せず、直接歯科医療機関で治療や検査を行っている方も多くいると考えている。受診率向上の対策としては、平成26年度は7月から12月の実施期間であったが、27年度は7月から2月までと期間を延長し、また期間途中で未受診者への受診勧奨通知を行う予定である。

○ 保健センターの設備について。玄関口や事務室が手狭であると思われるが、建物の改修予定は。

△ 事務室については以前に改修し、事務スペース等を広げた経緯がある。また、多目的トイレのオストメイト対応等、徐々に施設整備は進めている。今後も限られた予算内ではあるが、必要な整備は進めていきたい。

(教育文化課)

- 南条児童館に関する検討は。
- △ 平成26年度は建設の候補地確認及び解体した記念館の部材を使用することなどを検討した。
- 規模は今の南条児童館と比較してどうか。
- △ 平成27年度の制度改正により、小学校6年生までが対象となること踏まえ、小学校の空き教室の利用も含めて検討している。
- 全国学力テストの結果を受けて、町としての評価はどうか。
- △ 平成26年度は、小学校分については「広報さかき」、中学校分については学校便りにして公表したが、坂城町では活用問題に力を入れる必要があると把握している。
- 問題を抱える子ども等自立支援事業について、大峰教室に通級している子供は何人いるか。また、教室には何人戻れたか。
- △ 人数は5名である。大峰教室から坂城中学校内にあるフレンドリールームに戻れた生徒は2名、フレンドリールームから通常学級に戻れた生徒は3名であった。
- 夏休み明けの不登校の状況はどうだったか。
- △ 夏休み明けから不登校になったという事例はなかった。いわゆる中1ギャップの一つである学業不振の対策として夏休み中の補修などを実施している。
- 坂城高校振興補助金の使途内容は。
- △ 坂城高校で実施している町内企業見学会でのバスの借り上げ費や講師謝礼などのである。平成26年度は町内の12事業所を見学している。
- 坂城高校から町内企業への就職の状況はどうか。
- △ 平成26年度卒業生の就職率は約46%であり、うち町内企業への就職者は約12%、6名であった。
- 坂城幼稚園補助金について。町として坂城幼稚園の経営の監査はしているのか。また、経営状況はどうか。
- △ 町では実施していない。園児数は横ばいであるが、子供が減っている状況の中で経営は大変だと聞いている。
- 小・中学校のセキュリティー対策として防犯カメラなどの設置状況は。
- △ 町内小・中学校において、平成26年度までは防犯カメラの設置はなかった。平成27年度には新しい南条小学校に設置され、今後、他の小・中学校においても設置を検討していきたいと考えている。
- ICT化に係る学校格差の状況はどうか。
- △ 南条小学校は平成27年度に新校舎に移行したことにより、ICT環境が大分整備された。他の小学校においても実施計画等、年次計画の中で検討をしている。
- 教員の加配の状況は。

- △ 児童生徒支援事業として3小学校に各2名、中学校に1名の支援員を配置した。
- 平成26年度の就学援助費の支給の状況は。
- △ 国の基準額に準じて支給している。兄弟関係により小・中学校にまたがる世帯もあるが、南条、中之条地区で42世帯、坂城地区で27世帯、村上地区で9世帯の合計78世帯へ支給した。
- 社会教育の補助金を支出している団体の基準は。
- △ 社会教育、文化の振興に尽力いただいている団体であること。
- 補助金交付団体の状況は。
- △ 文化協会は27年4月段階で35グループ、748人、婦人会は49人、坂城陣太鼓保存会は18名、町PTA連合会は小学校、中学校の保護者等によって構成されている。びんぐしの里薪能実行委員会は、おおむね50名である。
- 分館等施設整備事業補助金について。町横尾公民館が改築ではなく耐震改修を選択した経過は。
- △ 区の中で方向性を検討、協議して決めたと把握している。
- 公民館の耐震診断の状況は。
- △ 耐震診断事業については建設課で担当しており、詳細は耐震診断不要が16分館、実施済みが9分館、未実施が2分館という状況である。
- 図書館の開館、利用時間を変更する考えはあるか。
- △ 開館時間は午前10時から午後6時となっているが、3年前から夏休み期間中は、午前9時半に開館を早めている。
- 図書購入の基準はどんなものか。
- △ 選書基準に沿って選書を行っている。流通している新刊情報を図書館職員全員が目を通し、利用状況や希望を鑑みて司書が決めている。あくまで利用者の立場による選書を目指している。
- 町立図書館の特色は。
- △ 産業、社会関係、郷土関係の書籍が充実している。また、大橋文庫があり、それも特色となっている。
- 視聴覚資料の貸し出しの考えは。
- △ 現在は視聴覚資料の提供は行っていない。エコールのほかの図書館からも破損などのおそれがあるため、取り寄せることはできない。
- 文化センター使用に際し、社会教育団体の扱いは。また、登録された団体はあるのか。
- △ 文化協会、体育協会等に参加している文化・スポーツの振興をしている団体は使用料金を8割減免している。社会教育団体として登録された団体はない。
- さかきふれあい大学の講座内容、講師の検証は。

△ 講座受講に関しアンケートの記入をお願いしている。また、生涯学習審議会等でも検証内容を報告し、ご審議いただいている。

○ 長野大学講座の受講者数が少ないようだが、また多くなるように関係団体に声がけをしているか。

△ 長野大学で専門的な内容で実施しており、B. I プラザさかきにて講座を受講いただくので、定員を設けている。関係する団体等へは声がけを行っている。

○ 給食への地元食材の比率は。

△ 平成26年度、野菜は約2万9千kgを使用しているが、うち長野県産が31.94%であり、さらにその中で43.86%が坂城町の食材である。

○ 町内産の野菜について、団体からの納入は。

△ 団体の主は坂城町青果組合、または味ロッジで、ほかは個人経営の農家から納入している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（塩野入君） 議案第37号「平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

政府は、平成26年度において第2次安倍政権の目玉政策となるまち・ひと・しごと創生を基本理念とする地方創生を全面的に打ち出し、地方の自主性と創意工夫の中で新たな地方の活性化を進めるための所要の経費について予算化をしたところであります。

地方創生については、今議会でも多くの議員から一般質問があったところでありますが、当町においても坂城町人口ビジョンや、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向け、鋭意取り組みを進められているとのこととであります。高齢化、少子化の進行により人口減少社会を迎える中で創造性あふれる魅力ある施策が展開されますことを期待するところであります。

国内の経済情勢については、昨年4月の消費増税に伴う個人消費の一時的な落ち込みはあっ

たものの、緩やかな回復基調で推移をしたところではありますが、ここに来て世界の主要マーケットである中国経済の減速懸念により、世界経済全体に不透明感が広がっている状況であります。町におかれましても、経済動向には十分注視いただき、町内企業に影響を及ぼさないようご尽力をお願いするところであります。

さて、町の平成26年度一般会計歳入歳出決算であります。ここ数年減収が続いていた町税収入が増加し明るい兆しが見えたところでもあります。自主財源の根幹をなす町税については、固定資産税とたばこ税で若干の減少はあったものの、景気の回復に加え円安も追い風となり、法人町民税が前年度に対して3億4千万以上の増収となり、町税全体で前年度に対しプラス15.3%、3億5,600万円という大きな伸びにつながりました。

一方、個人町民税現年分についても、前年度対比プラス2.5%の増収となったものの、法人町民税に比べ低い伸び率となっており、今後、企業の収益が個人所得にも波及することを期待するところでもあります。

また、徴収率についても多くの税目で前年度を上回り、町税全体の収入未済額も500万円以上減少するなど、大変なご努力をいただいたと推察いたしますが、引き続き財源の確保や負担の公平の観点からも地方税滞納整理機構などとも連携し、改善に努めていただくよう要望するところでもあります。

地方交付税交付金については基準財政需要額の伸びなどにより、前年度に対し5.9%の増額となりましたが、これまでも国の財政事情により、たびたび一方的な削減などがされる場合があります。地方交付税は一定の行政サービスを提供するための財源保証の仕組みであり、本来、地方固有の財源でありますので、交付税総額の安定確保について国・県等関係団体に対し働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金及び県支出金については、その年の実施事業により金額が変わってくるもので、県支出金においては一昨年のバイオマスボイラー導入や特別養護老人ホーム建設に対する補助などがなかったことから減額となっておりますが、国庫支出金については南条小学校建設事業に9,500万円の補助金が交付されるなど大幅な増額となっており、各事業において有利な補助金を有効に活用し、一般財源の支出を抑えた努力がうかがえます。

繰入金については、小学校建設の大型事業などがあったわけですが、あらかじめ積み立てをしておいた文教施設整備基金からの繰り入れにより、最終的には財政調整基金や減債基金の繰り入れはなかったわけであります。今後もさまざまな財政需要が予想される中、基金については計画的かつ的確な取り扱いをお願いする次第であります。

一方、歳出であります。多様化する町民ニーズを把握するとともに、財源の確保にもご尽力をいただき、公共事業の展開がなされました。何といたっても懸案事項でありました南条小学校の耐震化が全面改築という形で着手し、今議会開会日には完成した新校舎でののはじまりの会

が行われました。新たな南条小学校には特色ある学校で子供たちが伸び伸びと学校生活を送ることができる学校教育施設として、また新設された音楽堂など社会開放により町民誰もが広く活用できる社会教育施設として、さらには南条地域住民の安心・安全の拠点としても機能することを期待しております。引き続き旧校舎の解体やグラウンドの造成、外構工事についても安全に工事を進めていただくようお願いいたします。

また、町内基盤の整備や長寿命化に向けＡＯ１号線道路改良事業や昭和橋等の橋梁修繕事業、町営横尾団地の下水道接続工事などにも継続して取り組まれたほか、しなの鉄道坂城駅に設置をしたエレベーターを起点とし、駅周辺の段差解消やグリーンベルトの設置、乗降ステップや乗降ブザーなどを備えた循環バスの更新など、高齢者、障がい者にも優しいバリアフリーのまちづくりも着実に実行され、町民生活の向上に努められています。基盤の整備は、地域の安心や安全の確保といった面でも重要であり、昨年より運用が始まった、さかきまちすぐメールなどのソフト面の充実とあわせて一層の推進を図っていただきたいと思います。

産業振興の面では、さかきテクノセンターの設立２０周年にあわせ、町内企業の卓越した技術力を町内外に発信する、さかきものづくり展を開催し工業のさらなる発展を図るとともに、山村町政の柱の一つでもあるワイナリー形成事業では、試験圃場で栽培を進めているブドウにより試験醸造ではありますが、ワインとして実を結ぶ段階となりました。今後は坂城産ワインを広くＰＲし、６次産業化に向けた取り組みが進みますよう期待をするところであります。

また、昨年２月の豪雪は町内にも大きな影響を及ぼし、特に農業用ハウスなどへの被害は甚大でありましたが、国・県とも連携する中でハウスの撤去や再建に５，７００万円を超える補助金を交付し、迅速な災害復旧に努められました。

子育て分野では、不妊治療費助成制度や保育園の第３子保育料軽減制度を新たに設け、坂城町で子供を産み育てる環境形成を強く進められていると評価をするところであります。

このほかにも種々さまざまな事業に取り組まれる中、当町の財政力指数は０．６３９と県内順位では６番目、町村では３番目と引き続き上位に位置しています。また、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標についても、一層の改善が図られているとの報告があり、安心をしているところでありますが、今後においても起債残高等に留意するとともに一層の健全化に向けた取り組みをお願いする次第であります。

多様化する住民ニーズを的確に捉え、人口減少社会の中でそれぞれ地方の特性を生かし、創意工夫を凝らした事業を展開していくことが求められます。行政と地域が一体となって、町長の公約に掲げる輝く元気な町づくりを目指して前進することを期待申し上げ、私は議案第３７号「平成２６年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

９番（塩入君） 議案第３７号「平成２６年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論を行います。

平成２６年度決算状況について、一般会計歳入総額は前年度対比１７．１％増の６８億９，５９７万８千円で、歳出総額は対前年度対比１９．８％増の６８億１，２９７万５千円となりました。歳入歳出差引残高は８，３００万３千円で、前年度対比１億２，１４４万２千円減の決算状況となりました。

財政構造をあらわす指標である経常収支比率は、町民税の税収、特に法人町民税の大幅な伸びと地方交付税の増加で７９．８％となり、前年度対比４．７％と財政状況が改善されました。財政力指数は単年度０．６３１ポイント、３年平均で０．６３９ポイントとなり、県下市町村では昨年と同じく第６位、町村では軽井沢、南相木村に次ぐ３番目となりました。公債費比率は９．９％で前年度より１．４ポイント減少しました。実質公債費比率は単独で８．５ポイントで、前年度比３．２ポイント減少したことにより、３年平均では２．３ポイントの減少となり、より健全化に推移しています。将来にわたる負担を負うものであり、減らしていくことは大変重要であります。評価したいと思います。

次に歳入について。町税全体では前年度比１３．３％増で、３億５，６００万円の増収となりました。町民税全体について前年度対比４０．６％増の３億５，８５５万１千円となりました。

個人町民税は現年課税分が前年度比１，６４６万５千円で２．５％増となりました。滞納繰越分では職員の努力により７７４万２千円の収納があり、前年度比０．７％増となり、あわせて２．４％増となりました。また、法人町民税では輸出関連企業の業績が好調だったことから、前年度比１６６．４％増の３億５，８５５万１千円増となりました。安定財源である固定資産税は、土地価格の下落によりマイナス０．１％とわずかに減少しました。

町税の収入未済額いわゆる滞納額は前年と比して、５２７万２，２６９円の減となり、収入率も改善されています。職員の徴収への努力がうかがえます。しかし、町税の滞納額の合計額は２億６，７４９万２，９７３円であり、引き続き新たな滞納者を生まないように取り組んでいただきたいと思います。

地方交付税については、算定の基礎である基準財政需要額が増額算定されたことで交付税が増税となり、交付税全体で５．９％増の７，２５０万円となりました。

次に、評価できる事業、また継続すべき事業について述べたいと思います。

子供の安全と一人一人に行き届いた保育をするために、正規の保育士２名採用されたことは大変評価するところです。今後においても計画的に正規保育士の採用に努力していただきたい。また、障害を持つ子供たちが増えていますが、安心して過ごせるよう加配の配慮がされていま

すが、今後通年加配の対応をより必要と考えます。

子供の医療費無料化については中学生の通院も対象としたこと、そして28年度は高校卒業まで拡大し、町単独でも窓口無料化を模索するなど大いに評価するところです。

すくすく相談が始まり、保育者も一緒に参加することで、子供の発達状況が相談スタッフと共有されることになり、個別指導計画がつくられ、就学相談に生かすことができるようになりました。大変すばらしいことと考えています。

南条小学校の改築については、建設資材の高騰で一旦は入札が不調になりましたが、事業費の増額で工事着工の運びとなり、新校舎は最新鋭の設備でこの9月から利用する運びとなりました。今後は旧校舎の取り壊しと、その跡地にグラウンドを整備し、来年3月完成の運びとなります。

地域包括支援センターが役場庁舎に移転したことで、町民にとってワンストップ相談ができるようになりました。

まちづくり推進事業については18区が申請し、前年度より3区広がりました。住民参加の協働のまちづくりとコミュニティ活動を活発にするために、申請していない区に対しても具体的な支援が必要と考えます。

坂城駅エレベーター設置が竣工し、このことで坂城周辺のバリアフリー化が取り組まれ、誰にも優しいまちづくりが始まりました。太陽光発電システム設置事業補助金は434万6千円と拡大し、町民の自然エネルギー利用の促進を図ることができました。スマートタウン構想では、大学と町内企業と提携し、ソフト開発を初め具体的検証運用が始まりました。今後、町民にもイメージができるよう取り組んでいただきたい。

住宅リフォーム補助事業では39件の申請があり、379万9千円の補助で経済効果は4,500万円以上となり、町内企業の活性化に役立っています。今後も重要施策として取り組んでいただきたい。

第9回ばら祭りでは薔薇人の会を中心にばら祭り実行委員会と協力して、職員の土日返上での健闘で3万6千人が来園しました。祭り期間中15社が出店し530万円の売り上げがありました。また、チラシでの割引券で湯さん館に704名、鉄の展示館に280名が入館しました。波及効果も出てきており、地域の活性化にも役立っていくことはうれしいものです。

次に、もっと力を入れてもらいたい事業、また改善すべき事業について述べたいと思います。

障害者施策について、総合自立支援法を具体化するため、千曲・坂城自立支援協議会の意見も聞きながら、グループホームやケアハウスなどの整備が必要です。特に精神障害者が地域移行ができる施設や地域住民への啓蒙活動が求められています。

温泉管理事業のびんぐし湯さん館について、町民の利用は3割程度です。また、町民優待券事業では、世帯人数に関係なく1世帯5回分1枚が配付されていますけれども、公平な対応と

は言えません。しかも、現在利用率が47%となっています。高齢者や障害者への優待も考えられないでしょうか。

さかきワイナリー形成事業は、今年度から新品種のワイン用ブドウが収穫され、試験的にワインの委託醸造がされます。事業化するためには収益を上げることが課題です。町民の声を聞きながら進めてほしいと思います。

農業振興を図るため、若者たちの新規就農者9名の経営を支援するため、1人当たり年間150万円の補助金が交付されています。農業後継者を増やすために町独自の施策も検討すべきだと考えます。

土木事業については、町単補助事業で1千万円が計上されました。25区133カ所の申請があり24区が対象となりましたが、まだ要望に十分応えるものになっていません。今後ゲリラ豪雨、土石流など自然災害が多く発生している中、安心・安全のまちづくりに事業費を大幅に増額すべきと考えます。また、町道の傷みが全路線に広がっています。早急な対応が必要ではないでしょうか。

松枯れ対策について、26年度も松くい虫防除対策としてネオニコチノイド系農薬を使った空中散布が行われました。このネオニコチノイド系農薬は、今世界的に見直されています。散布の結果、成果はまだ確認されていません。成果がはっきり確認されないまま、安全がまだ確認されていないネオニコチノイド系農薬を使うのは危険だと思います。松枯れの原因についても今さまざまな意見が出されています。酸性雨や排気ガス等による大気汚染など松の気孔を防ぎ窒息させていく。また里山が荒れ、山が富栄養化となり松枯れになることもあります。これらの原因を考えながら松枯れ対策を考えていくことが今後重要だと思います。

次に、廃止すべき事業について、運動団体である解放同盟坂城町協議会に対し120万円の補助金が出ています。既に国や県では補助金は禁止しております。これらの補助金の支出はきっぱりと廃止すべきだと考えます。

財政調整基金の運用について、財政調整基金の基金残高は22億4,111万2千円で、前年度より5,298万9千円の増となっています。年々増加しています。財政調整基金残高はあればあるほどいいという考えでなく、一応の基準を設け節度ある基金運営を望みます。

以上で前進面を評価し、問題点を指摘して、議案第37号「平成26年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場からの討論とします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これについて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（塚田君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため１０分間休憩いたします。

(休憩 午前１１時１０分～再開 午前１１時２１分)

議長（塚田君） 再開いたします。

◎日程第４「議案第３８号 平成２６年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る９月１０日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第３８号「平成２６年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」９月１４日の委員会において、説明員として企画政策課長、まち創生推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 加入金について、新規７件の内訳は。
- △ 加入金１万５千円は臨時分３件で、新規加入７件はスピーカーのみの加入で７件あり、加入推進キャンペーン中のため無料となっている。
- 有線の更新にあわせ構築する新情報システムの状況は。
- △ 今年１月の職員ワークショップの意見を集約し、まとめたビジョンマップをもとに、トータルメディアコミュニケーションと呼ぶ新情報システム構築に向け検討している。
- 広告放送料の件数と主な内容は。また、放送料増額については。
- △ 申込件数は２７件、放送回数は１５１回で２０万９，５００円である。内訳は店舗の宣伝が１９件、求人３件、迷い犬などの個人放送が５件である。放送料増額に向けてＰＲに努める。
- 有線施設移転工事等の件数と内容は。
- △ 主に電柱移転で２７件である。
- 移設工事費負担金の内容は。
- △ 電柱の移設、交換は有線本部が負担し、個人の理由による移設に関しては一部負担としている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第３８号「平成２６年度坂

城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第5「議案第39号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 保険税の滞納金が約9千万円とあるが、徴収の見込みは。
- △ 平成24年度では、滞納額は1億円を超えていたが、26年度では9千万円と減少させている。今後も減少に努めたい。
- 徴収はどのような方法をとっているのか。また、差し押さえも行っているのか。
- △ 臨戸訪問や納税相談を経ての分納対応など、方法はさまざまである。差し押さえも行っているが、あくまでも最終手段として考えており、そうならないよう滞納者の自主的納付を主として進めている。
- 滞納件数の状況及び26年度新たに滞納となった世帯数は。
- △ 26年度末の過年度繰り越しは279世帯、現年度分滞納件数は122世帯となっている。うち26年度の新規に滞納となったものは9世帯である。
- 保険税を滞納した場合の保険証の制限等の経年状況は。
- △ 資格証明書交付世帯は、25年度の10件から26年度は5件に減、6カ月短期証交付世帯は13件から2件に減、3カ月短期証は16件から6件に減、1カ月短期証は58件から51件に減となっている。
- 特定健診の受診率について、経年での状況は。
- △ 過去3年で24年度が48.2%で過去最高値である。25年度は47.1%、26年度は速報値であるが、47.6%となっている。
- 1人当たり医療費の県内状況は。

△ 26年度速報値での坂城町の1人当たり医療費は35万9,870円で、金額が高いほうからの県内順位は11位。前年度は8位であった。

○ 健康家庭表彰について、対象とその件数は。

△ 長野県国民健康保険団体連合会が実施するもので、対象は5年間無受診かつ保険税未納なし世帯のうち、過去に同表彰を受けたことのない世帯である。26年度の坂城町国保での対象世帯は5件であった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

12番（大森君） 私は、議案第39号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論を行います。

26年度の歳入決算額は16億8,487万6,260円、歳出決算額が16億7,368万3,008円です。歳入歳出差引残高は1,119万3,252円です。国保の加入世帯数は2,226世帯で、全世帯の36.6%に当たります。

26年度の国保税の滞納額は、現年課税分と滞納繰越分の合計で9,044万8千円になります。前年度より755万9,563円の減少となりました。滞納件数は過年度繰り越しは279世帯、現年度分滞納件数は122世帯、うち26年度において新規に滞納になったのは9世帯でした。また、滞納者に対するペナルティー世帯は資格証明書発行が5世帯、短期証扱いが1カ月が51世帯、3カ月が6世帯、6カ月が2世帯で、合わせて59世帯になります。未交付で窓口預かりが9世帯です。前年度末との比較では、これらのペナルティーは半減をしております。

1人当たり医療費は速報値で35万9,870円で、県内順位では金額が高いほうから前年度は8位であったのが11番目となりました。これは町職員の皆さんの並々ならぬご努力の結果と評価するところであります。しかし、国民健康保険証は命のとりでとしての保険証であります。医療機関にかかりづらい資格証明書の発行はやめるべきです。これは、人権にかかわる大きな問題として取り扱わなければなりません。

千曲市は22年度から資格証明書の発行は取りやめ、坂城町に近隣する上小・更埴地域の範囲内では、坂城町だけが資格証明書を発行している自治体となりました。特定健診の受診率向上のため受診勧奨を行っておりますけれども、経年の受診率状況は47から48%の推移をしております。受診率向上のための知恵を絞った抜本的な方策を考える必要があるのではないのでしょうか。

日本は国民皆保険制度を確立し、全ての医療保険に入ることは原則となっております。しかし、今それが崩れつつあります。国保加入者の年収状況は33万円以下の世帯が23.2%、33万円から100万円未満が22.8%です。また、年金生活の方や失業の方も加入するこの国保は、もともと国庫負担なしには成り立たない制度であります。このような低所得者の皆さんの約1カ月分に当たる負担となるわけです。低所得者にとっては非常に重い負担となっております。

国はこの保険制度を始めるときは、45%の補助金を各自治体に出していました。今ではそれが半分近くまで削減し、どこの自治体でも国保財政は一層困難になっております。国保税の負担を軽減するためには、まず一つは一般会計からの繰り入れをすることが必要であります。県内でも繰り入れを実施している自治体は幾つもあります。二つ目には後期高齢者の医療を見ましても、1人当たり93万5,234円で、4年連続の県下ワーストワンとなっています。病気が重くならないためには予防医療を充実させ、町を挙げて健康づくりに取り組むことが必要ではないのでしょうか。最後に町はこれまでも国への働きかけはしているという答弁もありますが、ますます国への働きかけを強めていただき、国庫負担の増額を要求していただきたいと思います。

以上、前進面を評価し問題点を指摘いたしまして、議案第39号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（滝沢君） 私は、議案第39号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、地域住民である加入者が安心して医療を受けられる支えとして、ますますその役割の重要性が増す一方、高齢化社会の進行や医療の高度化などによる医療費の増加など事業の運営はますます厳しさを増しております。さらに医療費増加の一つの要因である生活習慣病の予防・改善を図るため特定健診の受診率向上に努めるなど、いかに健全な財政運営の確保に努めていくかが今後の重要な課題であると考えております。

また、昨今の社会経済状況の急激な変動により、収納環境の悪化や医療制度改正による財源構成の変更に加え、各制度への拠出負担金の増加も国保財政を圧迫する要因となっております。

このような状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に際しても急激な経済状況の変動により

厳しい状況が続いておりますが、個別相談や納税相談、夜間臨戸徴収等、年間を通じて国保税の徴収に努力されたことにより、昨年度と比較して改善するなど、税収の確保には常に大変なご苦勞をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額全体で11億6,816万円と前年より4.4%減少しております。医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして実施されている特定健診、特定保健指導による疾病の重度化の未然予防や健康づくりの推進、特定健診の始まる40歳の方には40歳スタート健診とし健康意識の高揚を図り、またジェネリック医薬品の普及啓発、差額通知の実施など中長期的な医療費の抑制に対する事業を展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られております。

したがいまして、被保険者の負担の公平の観点から、国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第39号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第6「議案第40号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第40号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 収入未済への対策は。

△ 本人や保証人に対して督促や戸別訪問を行い、改めて残債確認の署名を徴するなど対応を図った。

○ 起債残額は。

△ 26年度末、391万円である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第41号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第41号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 受益者負担金と使用料の不納欠損の理由は。

△ 受益者負担金は1名で収入がなく、養護老人ホームに入所、執行停止後3年を経過したもの。使用料の不納欠損は4名で、死亡後相続放棄されたもの、生活保護受給者となったもの、あと2名は外国人で出国後所在不明となり、いずれも執行停止後3年を経過したものである。

○ 滞納対策はどうしているか。

△ 訪問し、分納誓約をしている。使用料については使用開始時に口座振替を推進している。

○ 起債残高が54億1,800万円で、前年より8,200万円ほど減額となっているが、今後は。また、起債の据え置き期間は。

△ 起債残高のピークは25年度。元利償還については35年度がピークで、元利合わせて4億2,700万円となる予定である。5年間元金据え置きの借り入れとなっている。

○ 網掛3、4工区の状況は。

△ 福沢地区の関係で27年1月末に竣工。マンホールポンプも2カ所設置しており稼働中であ

る。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第42号 平成26年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第42号「平成26年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

（歳入）

○ 平成26年度の町の介護保険料の納付者数及び平成25年度の対比増減は。

△ 町に介護保険料を納めていただいている平成26年度の納付者数は、特別徴収、普通徴収を合わせて5,272名である。平成25年度については5,197名となっているため、納付者数は増えている。

（歳出）

○ 寝たきり老人等介護者交流事業の内容は。

△ 介護者に対して介護技術や健康に関する教室の開催、また介護者の情報交換やリフレッシュの場の提供として実施し、年会6回、延べ43名の参加があった。

○ 配食サービス事業の内容と利用人数は。

△ ひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方に栄養管理及び食事の提供を行うとともに、安否の確認をすることを目的とした事業である。平成26年度の利用実績は年間延べ205名、2,644食である。

○ 介護施設の待機人数は。また、待機期間はどのくらいか。

△ 平成26年3月末で62名であったが、平成26年4月には第二美里園が開所したこともあり減少し、平成27年3月末時点では51名となった。また、待機期間はおおむね1年程度と

思われる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第４２号「平成２６年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第９「議案第４３号 平成２６年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る９月１０日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第４３号「平成２６年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」９月１１日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

（歳入）

○ 滞納額の内訳は。

△ 現年度分１６万９千円、滞納繰越分１万７，３００円で、滞納者５名である。

（歳出）

○ ７５歳到達者の人数は。

△ １６６名である。

○ 長野県後期高齢者医療広域連合議会に要望、陳情することはできるのか。

△ 市町村と広域連合との意見交換が定期に実施されているので、その中で要望することができる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第４３号「平成２６年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

審議の途中ですが、昼食のため午後１時３０分まで休憩をいたします。

(休憩 午前 11 時 54 分～再開 午後 1 時 30)

議長（塚田君） 再開いたします。お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第 10 「議案第 44 号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

14 番（入日さん） これは法定受託事務なので地方自治体は従うしかないので、昨年 1 年間で日本へのサイバー攻撃が 250 億件起きているということで、このままでは日本のシステムが壊れるのではないかとというふうにも言われています。特に、政府の各省庁への攻撃が物すごいということをテレビの報道でやっていました。

今サイバー攻撃のマルウェアは 100 万種以上ありまして、年々高度化されています。マルウェアにより端末が勝手に外部サーバーにアクセスするなどのサイバー攻撃が起きているんですが、そういう対策はきちんとできているのでしょうか。

企画調整係長（竹内君） サイバー攻撃に対する関係でございますけれども、当町におきましては、それぞれ各自管理するデータ関係につきまして暗号化をしてですね、それを保管するとかですね、そういったことでそういった攻撃の際には対応できるような対策はとっておりますし、あとそれぞれの事象、要はそのサイバー攻撃の内容等についてですね、全職員を対象として研修会を行う中でですね、そういったものへの管理について徹底をしているところでございます。

14 番（入日さん） マイナンバーカードはね、顔写真つきだといっても、カードの内部の IC チップに本人の顔だとか指紋だとかね、そういう個人情報が入っているわけではないんです。ただ、表の写真だけなので、今までもパスポートの偽造などありましたけれど、そういう写真さえ取りかえれば、なりすましとかカード自体の偽造もできるわけですね。そういうことがあるのに、まだ今担当者のそういうセキュリティーぐらいで、本当のこういうものに対してのセキュリティーというものが非常にまだ確立されていないような気がするんです。

情報が漏えいし、不正取得され被害が発生した場合は、町が損害賠償対象となる可能性もあるんですが、そういうことで、そのカード普及より住基カード以上の慎重な交付をすべきだと思いますし、町民にマイナンバー制度のことを詳しく知らせる必要があると思います。そういうことに対しては、どう考えているのでしょうか。

それから、準備にもうこれでいいということはないので、本当にどのような安全対策がとれるか、今政府でも日々サイバー攻撃をされて対応に非常に苦慮しているんですよね。その点で、そういう人員がいるのか、あるいはそういう人材を育てるのに今後どのように取り組むのか、その点についても伺います。

企画政策課長（柳澤君） マイナンバー法の部分でございます。この部分につきましては、国家的な対応というようなところで、必要な改修というような部分、国の指示に従って行っているところであります。それに従うというのが一つ。

それから、先ほど担当のほうから申し上げましたけれども、当町においては少なくとも住基関係あるいは情報系という部分については接続がされていないというところで確立がされているところであります。また、サイバー攻撃に対する標的型メールというような部分につきましても、6月に全職員に研修を行いまして、そういうことの対応をとっているところでありますし、万が一そういう状況にあったとしても、暗号化を図ることで対応の徹底を図っているところであります。そういった中で、国の指示に基づきまして被害がないような対策をとっているところであります。

また、人的な配置という部分でございますけれども、今回、企画政策課ではないんですけれども、住基カード交付担当窓口のところに臨時職員を配置して対応をとるというような、現在体制をとっているところでございます。（14番「住民への徹底は」の声あり）

失礼しました。住民への対応という部分でございます。この部分につきましては広報、ホームページを使いながら、お知らせに努めているところでございます。

12番（大森君） マイナンバーカード、これについて先ほどの答弁では暗号化してあるということですが、この暗号化はそれなりの法則に基づいてつくられているわけですよね。ただだめちやくちやなものにはならないと思います。幾ら複雑にしようが、それは何らかの法則に基づいているわけです。これが一旦、国民全体のものが漏れれば、その解読することができることによれば、全ての国民の情報は流出するということだと思うんですが、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

企画政策課長（柳澤君） 番号に関するプライバシーという部分でございます。この部分につきましては、仮に番号が漏れた場合という部分でありますけれども、必要な対策が講じられてありますので、仮に個人番号カードが盗まれたりすることで、マイナンバーが他人に漏れたとしても、カード自体に全ての情報が入っているわけではないということであります。また、それを使って全てデータベースにアクセスするということでもありますので、プライバシーが侵されることはないというふうに考えております。また、暗号化されているというような状況でありますので、個々のそれぞれの方々が把握されるということはないというふうに理解をしているところでございます。

12番（大森君） 今、暗号化されているからわからない、幾ら情報を取ってもわからないというようなご答弁ですけれども、だからサブのサーバーのところへアクセスされれば、例えば坂城町からじゃなくても、どこかからのところからアクセスされれば、それは坂城町の市民の情報も漏れる可能性は幾らでもあります。それについて、もう一度答弁をお願いしたいんですが、それからもう1点はインターネット、外との接続はしていないということなんですが、これまでのいろんな事例はただコンピュータ関係だけじゃありません。いろんな災害やいろいろな事故についても、あるいはコンビナートの火災についてもほとんどが人的ミスなんです。たまたまうっかりつないでしまうということは幾らでもあると思うんです。だから、そういう体制はどのようにとられているのかご答弁願います。

企画政策課長（柳澤君） まず、町の情報保護という部分でございます。これにつきましては、先ほど少し触れましたけれども、住民基本台帳あるいは税情報といった個人情報につきましては、基幹系端末で使用することで外部とは接続ができないネットワーク環境になっております。

また、外部と接続する情報系端末につきましては、ファイアウォールと呼ばれる防御壁ですとか、係におきましては毎日更新されるウイルスパターン対策を全端末に施しまして、情報の保護を図っております。物理的、技術的にはかなり高いレベルの情報保護の環境は整っていると考えております。また、マイナンバーをとりアクセスしにいったときでありますけれども、その都度暗号化されるというような仕組みになっておりますので、特定の個人が特定されるというような状況にないというふうに考えております。

それから、体制というような状況であります。この部分につきましては、まず職員全員を対象としましてインターネットを活用しました学習形態でありますeラーニングと呼ばれる部分の研修につきまして、マイナンバー制度の研修を行う。それから、また実際その事務に携わる部分の特定をされた職員で対応するというような対応をとりまして、体制的に漏えいのないような仕組みをつくっているところでございます。以上です。

12番（大森君） 今のご答弁で私どもが検証できませんので、信用するしかないということで白紙委任しかないわけですが、一緒にお尋ねすればよかったんですが、3回目で最後ですけれども、この点について質問いたします。

第15条に次の1項を加えるということで、新しく加わった項目があります。ここで実施期間は人の生命、身体または財産保護のために云々とありまして、または本人の同意を得ることが困難な場合にということで、情報を目的外に出力することができるということになっています。その後ただしのことで、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときはこの限りではないということで、この第三者の権利利益というのは、どうやって判断するのか、どういう方法でそれを判断されるのか、そしてまた誰が決定するのか、これについてご答弁願います。

総務係長（臼井君） 15条の関係ですね、外部提供の制限というものが設けられておりますけれども、基本的には災害ですとか、そういった部分に目的外使用については限定をされるという部分になっております。基本的には命ですとか身体ですね、そういったものにかかわる部分を除いてはマイナンバーについては目的外の使用ができないということになっておりますので、そういう状況となつてございます。（12番「議長、質問と全然答弁が違いますが。第三者の権利利益を不当に侵害するというのは、誰が判断するのか。」の声あり）

失礼いたしました。目的外の利用につきましては、基本的には先ほど申し上げたような状況でございますけれども、不当に侵害をするおそれがあるという場合についての判断につきましては、（12番「答弁不能だから休憩だ。こんな条例出してもらっちゃ困る。」の声あり）ちょっとお時間を頂戴したいと思います。

議長（塚田君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時46分～再開 午後 1時53分）

議長（塚田君） 再開いたします。

総務係長（臼井君） 大変失礼をいたしました。お時間を頂戴してありがとうございました。第15条ただし書き以降の関係でありますけれども、こちらについては災害ですとか身体、財産に影響するときは目的外使用ができるという規定をしておりますけれども、実際にそれを提供することで第三者に不利益がこうむるような場合には提供しないこともあり得るということがあります。そちらの判断につきましては実施機関、今想定されますのは町ですとか教育委員会、そういったところが状況と内容を判断する中で対応を決定していくということでございます。

11番（中嶋君） 私もこの間のお話のとおり、パソコンやそういうものは素人でありまして、8.1って威張ってみたら、横にいる大森先生はよく知っているから、中嶋さん10っていうのが出たわなんつってじき構われちゃうんですが、そんな程度のことですから、あれです。パソコンや今のコンピュータの世界はあんまり私はよくわかりませんが、ただわからない人間というやつは、動物的な臭覚というかね、何かあるぞと。こういうのが私はあるような、自分が気はしているんですよ。

その中で、今のマイナンバーってやつは、これはもう国が決めてくることだからいろんなことを言っただけ、これは全部大体通ると思うんです。通っても構わない。ただでもね、例えば私みたいにそそっかしい人間だから、そのカードを落としてしまったと、銀行のカードなんか何回も落としてね、あちこちから警察官まで入ってどうたらなんていうようなことがあったんですが、ただ、マイナンバーを落としちゃったときに悪用をされたとします、例えば。そのときの補償とか、そういうことはこれだけの規則事をつくるんだから、町がきっちり補償してくれるのかなと。その辺のほうを俺は心配します。これは決して俺は阻止するものじゃない。阻止したとしても通るものだと思っていますから。だったら、それはそれでいいよと。ただ、ば

あやん、じいちゃんになったとき、落としたときにそれを悪用されたら、悪用されてえらい損をこいちゃったということになったときには、町が全部それを補償してくれるかどうか、そこらちょっとご答弁願いたいですが、お願いします。

企画政策課長（柳澤君） マイナンバー法に基づきます、なくしてしまったりあるいは盗まれてしまったりするというような、いろんなケースがあろうかと思います。そういった中で全ての部分を町で対応することはなかなか難しいのかなという部分でございます。例えば、盗まれてしまってというような状況でありますれば、それはそういったところの加害者がやはり対応をしなければいけないというような状況かと思います。そういったところの原因者というような方々の部分にも当然対応をしていただくということは考えられるところでございます。

1 1 番（中嶋君） 俺いつも言っているんだけど、真面目な課長さんだからきちっとしていい答弁をしているけれども、全てはだめだって言えば全部だめだよね。ということは自己責任ということですかね。落としちゃったときは。これ、でかく落とすと思うだよね。そうすると全部自己責任という認識でよろしゅうございますか。その辺のご答弁をお願いいたします。全部俺のせいかな、落としちゃったら。盗まれちゃった、悪いこと全部されたら。そこをちょっとお尋ねしておかないと、町民もいろんな大勢の町民の皆さんがいるから、いろんな人がいるから、ちゃんときちっとうまくあれですよ、持っているつきりじゃなくて、慌てて落としちゃうような人もいっぱいいるという、そういう心配事であります。

企画政策課長（柳澤君） いろいろなケースによって変わってこようかと思います。例えばなくしてしまったというような部分につきましては、やはり自己責任的な部分の要素が強くなると思います。そういった部分につきましては手続をとっていただいて、やはり再交付をしていたかどうかというような状況で対応をするような仕組みになっているところでございます。

1 1 番（中嶋君） これ3回目かや、これで終わりですけども。今の総合的なお話を聞けば、ちょっと微妙なことは言っていたけれども、一部補償してくれるのかな。それが難しいよな、今。幾つでもさっきの話じゃないけど盛り込んであるんだから。ここのところはいいとかつてのは、あるのかね。それからもし逆に言えば、それはいいんですよ、法的につくるんだったら。自己責任だと。いいんですよ、それで。落としたらおまえの責任だと。落とした者が悪いから、盗まれようが何と言おうが町は補償しないよと、国も補償しないよと、おまえが悪いだと。いいんですよ、それで。そのかわり町の広報できちっとそういうふうを書いてね、落としたら100%あなたの責任だよと。だから、そういうものはうんと大事なもののだから、金よりも大事だからもうそれこそあれですよ、金庫の一番奥へしまっておいてという理論も私はあると思います。ただ、中にはね、やっぱり使いたいから、こういうものはどうだろうというものもあるでしょうけれども、自己責任ということはそういうことですよ、やっぱり、自分の問題だもの。だから、どうしてもおっかなくて嫌なら金庫へしまっておかなきゃね。一生末生使わな

きやいいんだから。でも、もし本当にそういうことがもう言えるんだったら、正々堂々と町の広報、有線なりを使って、それがあるときには100%おまえの責任だぞと。言うなれば余りお勧めできないと。そそっかしい慌てるような人は、俺みたいな落としちゃうような人は。そのぐらいのことをね、きちっとやってもらわないと、ただでたためにみんなにくれたから、うまいことやたら何でもできるから、これでやたら使えなんてような広報を流しちゃうとえらいことになっちゃうと思いますので、そこまであれですよ、腹をくくってできますか。そこだけ聞けば、あとは4回目ないから終わり。どうぞ。

副町長（宮下君） マイナンバーカードにつきましては、当初1回目につきましては国のほうでお金を使って皆さんにお配りします。ただ2回目、もしなくされたとか再交付する場合につきましては、それにかかわる経費の支払いをお願いするということになっています。ただ、使い過ぎて摩耗したというような場合につきましては、それはまた違う状況だということでありますけれども、その辺も含めまして今、議員さんがおっしゃったとおり、この使い方というのは、今まだ国のほうでも、どういう形で使えるのかと今検討している最中でもあります。

そういった中でこのカード、ナンバーカード、個人の写真の入ったカードという形の2種類のカードまで出てきてしまうという状況もありますので、その辺の使い方、それから重要性というものにつきましては、繰り返しになるかもしれませんが、広報等で周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番（大森君） この条例は賛成か反対か、議員一人一人の態度表明が必要になります。そういう意味からいけば、私はこの坂城町情報公開及び個人情報保護法に関する条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場で討論いたします。

この一部改正条例は、来年1月から運用されるマイナンバー実施のための改正であります。これまでの国会での審議でも全く議論になっていなかった軽減税率の還付金も個人カードに記録するような話も出てきています。こうしますと何でもかんでもこのマイナンバーに取り込んでいこうと、こういう方向性が見えております。個人情報の登録がどこまで広がるか歯どめがなくなります。国民全員の全ての個人情報が最終的には1カ所に集約されます。不正アクセス者にとっては、これほどありがたい情報はありません。

個人情報は暗号化された数字の羅列で、漏れても何の心配もないと、このような答弁もありますが、何らかの法則に基づいてこれは行われているはずであります。そして人的ミスもあり、絶対の安全は保証されておりません。データ管理者はどのようにも情報を整理し、どのようにも利用できることになります。国民、町民に知らされず秘密裏に行うことができます。さきに法制化された特定秘密保護法でますます明らかにされず、国による国民統制が行われる可能性

が非常に大きくなっております。そういう意味で、マイナンバー利用のための情報公開及び個人情報に関する条例の一部を改正する条例について反対の討論といたします。

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１１「議案第４５号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第１２「議案第４６号 平成２７年度坂城町一般会計補正予算（第３号）について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

２番（塩野入君） １０ページ、款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費０１０２４３戸籍住民基本台帳費一般経費について、ここにはマイナンバー制度に基づく１０月の番号通知や来年１月からの個人番号カードなどを扱う職員と臨時職員の人件費が計上されています。先ほどの今の条例の一部改正も質疑がありましたが、今プライバシーやセキュリティの問題が取り沙汰がされていますが、職員と臨時職員はどういう業務を行うのでしょうか。特に臨時職員はどこまでかかわって、どの程度のことをするのでしょうかお尋ねをいたします。

続いて２０ページ、款８土木費、項４住宅費、目１住宅管理費０１０８２４住宅リフォーム補助事業について、当初予算で修繕工事３０件、３００万円が計上され、今回そこへ新たに２００万円の追加補正で合計５００万円の予算であります。昨年度２６年度の決算では３９件３７９万９千円の実績があります。事業費の２０％、限度額１０万円の満杯申し込みだと、今年度５０件が見込まれますが、増加の原因はどこにあるとお考えでしょうか。また、これからまだ残り半分、半年ある中でさらに増加見込みも想定されますが、これは制限なく補正対応していくつもりでしょうか、お尋ねをいたします。

もう一つ２３ページ、款１０教育費、項４社会教育費、目４文化センター管理費の工事等負担金６００万円の内容をお聞きいたします。以上。

住民環境課長（金子君） １０ページの目１戸籍住民基本台帳費の人件費にかかわる部分でございますが、節２給料及び職員手当等につきましては、現在の職員配置に合わせた人件費の調整分でありまして、マイナンバー業務にかかわるものではございません。

マイナンバー業務にかかわる人件費は臨時職員の賃金の部分でありまして、臨時職員１名分として４９万３千円を計上いたしました。マイナンバーにかかわる業務でございますが、１０月から順次通知カードが各世帯に送付されますが、住民票の住所地にお住まいでない場合には不着として町に返戻されます。この返戻された通知カードの保管と居住地等の調査等がございます。また、来年１月から個人の交付申請によって発行されます個人番号カードにつきましては、国の指定機関により作成され、市町村の窓口において交付することとなっておりますので、交付に伴う通知業務、窓口での本人確認、交付台帳の管理などカード交付にかかわる業務が主なものでございます。

臨時職員についても業務上知り得た情報について守秘義務を厳守しつつ、これらの業務を行う担当職員の補助的な業務を行うこととなりますが、個人がカードの暗証番号を設定するなどの重要な個人情報にかかわる手続きにつきましては担当職員が行ってまいります。

マイナンバー業務については、担当職員により随時チェックを行い、個人情報の管理、保護等について適正な取り扱いを行ってまいります。

建設課長（青木君） ２０ページ、住宅リフォーム補助金につきましてご説明申し上げます。住宅リフォーム補助事業は、町内に在住の方が町内の事業所が工事を行う条件で、５０万円の工事に対し上限１０万円ということで補助を行っているものでございます。この事業につきましては、平成２５年度から２７年までの３年間の計画で事業を実施しているものでございまして、国の社会資本総合整備交付金を活用して実施しているものでございます。

平成２５年度につきましては４０件、平成２６年度につきましては３９件の申請がございました。これは経済効果のみならず火災報知器の設置ですとか、下水道接続等にも利用されたものでございます。火災報知器につきましては対象にならないんですけれども、この事業によりまして設置をしたというものでございます。

また、今年度の補助金でございますけれども、この９月分、この９月議会で２０件の追加補正をお願いしたものでございますが、今回２０件お願いしたものでございます。これにつきましては、７月に発売いたしました坂城町の商品券の活用ですとか、消費税の増税も見据える中で、昨年よりも多く２０件というようなことを見込んでいるところでございます。また、今年度は最終年度ということもございまして、また周知等をかけて、利用の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後の補正でございますけれども、今年度につきましては、これ以上の補正というものは予定してございません。

教育文化課長（宮下君） ２３ページ、社会教育費、文化センター管理費の工事費負担金６００万円でございますけれども、文化センター東側、社会福祉協議会夢の湯とセブンイレブン中之条店の間の土地２，１５７㎡、約６５２坪につきまして文教福祉関係事業用地として町

土地開発公社に先行取得をお願いしたところでございます。

現在、造成工事も行っておりますけれども、文化センターで開催される町民運動会等大きなイベントの際に駐車場が不足していることから、当面は文化センター駐車場として活用してまいりたいと考えております。今回計上いたしました負担金につきましては、この先行取得事業にかかわる造成工事費などの経費の一部を土地開発公社へ負担をするものでございます。

2番（塩野入君） これは基幹系住基システムの改修が26年度に400万かけて既に終えて、既に制度改修に向けて体制は完了していると、こういうことなのですが、この住基システムとインターネットにつながる情報系システムの分離もされて、先ほどされているようですが、システム上での情報漏れ対策については万全でしょうかお聞きをいたします。また、その職員の研修にも力を入れていくと、こういうことで先ほどこれも研修は6月にも行ってきたようですが、その研修内容についてお聞きをいたします。

それから、今、リフォームの関係で申し込みから交付金の交付までの手続、これはどんな手順で行えばよいか、またその申し込みから交付までの期間、どのくらいの期間がありますでしょうか。その辺をお聞きします。今、お聞きをしましたら、今年27年度で終わりだと、3年間で終わりだと、こういうことでありますが、これ今後も続けていく予定があるのでしょうか。もしですね、続けていくということになれば、今は人件費や資材高騰で修繕工事も高どまり傾向にありますので、補助率やあるいは限度額の見直しの検討も必要かと思いますが、先のことで、もしそうなればですね、その辺のことをお願いしたいんですが、その辺のところはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

それから教育費ですが、今いろいろ大会でやると、こういうもうお答えが出ましたが、今既に完了しているのでしょうか。もうじきあれですね、10月4日運動会、そして私も、交通安全町民大会があるわけですが、これはいろいろ私も安協の支部長を仰せつかっている中で、交通整理の中でこの駐車場不足というものを目の当たりにしていますので、ぜひ間に合わせて、今、間に合わせるつもりでやっているのかどうか、その辺のところを、見込みについてお聞きをいたします。以上です。

企画政策課長（柳澤君） まず、町の情報セキュリティという部分でございます。現在の情報保護につきましては、システムの安全性あるいはデータの機密性を保つために住民基本台帳あるいは税情報といった個人情報につきましては、基幹系端末を使用することで外部とは接続ができないネットワーク環境になっております。

また、外部と接続する情報系端末につきましては、さっきもちょっと触れたんですが、ファイアウォールと呼ばれます防御壁あるいは企画政策課におきまして毎日更新をされておりますウイルスパターンの対策を全端末に施しております。そういったことで情報の保護を図っておりまして、物理的、技術的にはかなり高いレベルの情報保護の環境は整っていると思う

ところであります。マイナンバーの制度におきましても、情報漏えいの防止策として同じシステム構成で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、研修という部分でございます。これまでも全般的な情報セキュリティー知識の習得ですとか、マイナンバー制度の概要やシステムの概要について全職員を対象に研修を行ってまいりました。その中で日本年金機構ですとか、あるいは近隣市におきまして標的型メールがウイルスによって感染するというような被害が生じたわけであります。こういった部分を当町におきましても備えなければいけないというところで、まず標的型攻撃メールの研修を行ったところであります。これにつきましてはどういったメールが怪しいのか、あるいは怪しいメールについてはすぐに開かずに関先に電話確認をする中で確認をするといったような研修をしておるところでございます。また、万一感染をしても個人情報の漏えいは防止しなくては行けませんので、そういったことで厳重なデータの暗号化というような管理方法の研修も行ったところでございます。

あと、今後なんですけれども、マイナンバーに関しましては、来年の1月からの利用開始に向けまして、全職員を対象といたしましたマイナンバー制度の知識の習得というようなインターネットを通じましたeラーニングによる研修、またマイナンバーを取り扱う職員を対象といたしました研修という部分で研修を開催していく予定となっております。

建設課長（青木君） まず申し込みの手続の手順でございますが、最初、申し込みにつきましては申請書を建設課のほうに出していただきまして、それを審査いたしまして交付決定、そして工事に取りかかっていただき、工事完了後実績報告を提出いただき、それに基づき審査をいたしまして補助金の交付ということでございますので、工事期間等もございまして、実績報告書を出していただいてから半月程度ぐらいでの支払いを予定しているところでございます。

また、3月までに工事を完成しなければいけないという条件がございますので、申請後すぐに交付決定できるように、審査内容等に不備がなければ、翌日には交付決定が出せるように迅速に処理してまいりたいと考えているところでございます。

また支払い、工事内容等建設費が高騰してきているので補助金の内容の見直しをということでございますけれども、先ほど申し上げました、一応今年度で終了という事業でございます。年度途中も含めまして、補助金の見直しというものは現在考えていないところでございます。

教育文化課長（宮下君） 10月4日に開催されます町民運動会また交通安全町民大会までに駐車場の整備が間に合うのかというご質問でございますけれども、駐車場の造成工事につきましては、最近雨天続きで非常に工事の進捗も心配されたところではありますけれども、先日、駐車スペースの区画69台分でございますけれども、整備も終了し、明後日19日に南条小学校の運動会が文化センターグラウンドで開催されますけれども、その運動会から使用できるということになったところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第47号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第48号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第49号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第50号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第51号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第18「議案第52号 平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第53号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」から追加日程第4「発議第6号 安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書について」までの4件を一括議題として議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では議案第53号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万2千円を追加し、歳入歳出決算の総額を72億355万2千円といたすものでございます。

内容といたしましては、県が9月を目途に「ながの子育て家庭優待パスポート」事業として実施する多子世帯向けクーポン券等の申請について、市町村に申請書類の送付を委託することによる所要経費の計上及び大規模修繕・更新補助事業に移行した昭和橋修繕工事の設計・施工管理業務について、高度な専門知識を要することから、県と協議の上、調整を進めてきました公益財団法人長野県建設技術センターに委託するための経費を計上するものであります。

歳入の内容につきましては、昭和橋修繕事業にかかわる国庫支出金137万5千円、多子世帯向けクーポン券申請事務にかかわる県支出金2万1千円、財政調整基金からの繰入金162万6千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

一方、歳出の内容につきましては、県の多子世帯向けクーポン券等申請書類送付経費2万2千円、昭和橋修繕事業にかかわる委託料300万円をそれぞれ増額いたすものでございます。以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 次に、趣旨説明を求めます。

8番（吉川さん） 私からは、発委第7号及び第8号の2件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

次に、発委第8号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校3年生まで順次改正することとし、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、その後、平成25年度、平成26年度と35人学級拡大の動きは進まなかった。平成27年度予算編成において、財務省は「小学校1年生も40人学級に戻すべき」という提案を行い、35人学級を求める国民の強い声の前にこのことは断念されたが、大幅な教職員定数減の予算となった。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、これで小・中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題などの多様化する学校現場に対処し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進む中で県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

12番（大森君） 発議第6号につきまして趣旨説明を行います。

発議第6号「安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

安倍内閣は9月17日にも安全保障関連法案を強行採決しようとしている。「もう審議は尽くされた」「決めるべき時には決める」と、国民の6割以上が今国会での採決に反対している

にもかかわらず、耳を貸そうとしない。審議は尽くされたと言っているが、審議すればするほど次々と疑問が湧き、政府答弁は二転三転し、さらには答弁できず中断される場面も数多くあった。

「砂川事件最高裁判決で集団的自衛権が認められたから、憲法に違反しない」などの見解は誤りで、多くの憲法学者や元最高裁長官・判事、元法制局長官などから、この法案は憲法違反であると批判されている。安倍内閣は、歴代内閣が「できない」としてきたことを「できる」に変えている。本来ならば、憲法改正によって実現を目指すのが筋である。

また、「後方支援であるので自衛隊にリスクはない」「総合的判断で決める」とのあいまいな答弁に、多くの国民は納得していない。

このように今国会において審議は十分に尽くされておらず、国民からはますます疑問の声が上がっている。このような状況で日本の将来を左右する安全保障関連法案を強行採決すれば、将来に大きな禍根を残すことになる。

よって、安全保障関連法案を強行採決しないよう強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（塚田君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時41分～再開 午後 2時52分）

議長（塚田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第53号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第8号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発議第6号 安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方の発言を許します。

8番（吉川さん） 私は、発議第6号の安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書に対して、意見書提出に反対の立場から討論を行います。

まず、今回の平和安全法制の審議や報道で現実と乖離した極端な議論は、民主的な安全保障政策の形成を損ねて周辺諸国にも不要な警戒を与え、日本の安全保障によい結果をもたらさないと考えます。日本を取り巻く安全保障の大きな変化を理解する必要があり、今の法体系では現在の国際情勢に対応し切れない時を迎えております。

この法案で最も大事なポイントは二つあります。1点は日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生を契機とする事態であっても、日本に死活的な影響が及ぶことが明白な場合には自衛の措置をとれることとしたことです。ただし、日本は国連憲章51条により、集団的自衛権の全面的な行使は憲法上の制約があるため、引き続き認めていません。日本は今後も海外派兵は行いません。

もう1点は、国連決議が出され国連加盟国に対し行動要請が出される事態などに対し、日本にふさわしい貢献を積極的に行うことです。日本の自衛隊の活動は憲法上の制約があるため、戦闘が行われていない現場での後方支援活動に限定されます。日本が今後好戦的になるなどの批判は間違いです。大切なことは、日本の将来と将来に対する責任です。今の日本を取り巻く環境を考えたとき、戦争法案などと言う前に、しっかりとした政策議論で安全環境をつくることが第一と考えます。よって、坂城町議会として議員各位の賢明な判断を願います。

以上で、この意見書提出に対しての反対討論といたします。

議長（塚田君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

9番（塩入君） 私は、この意見書に賛成する立場から討論をします。

この安保法案は、戦後最悪の法案だと思います。なぜなら、戦後70年間、憲法9条により平和外交で平和を守ってきました。それを安倍自公政権はこの憲法9条を解釈改憲によって、アメリカと一緒に戦争をするための法案にしようとしているわけです。日本は日本の平和を守るか、また戦争への道を繰り返すか、今、日本は最大の岐路に立っていると思います。今までの審議を見ても多くの憲法学者、また最高裁判所の裁判官からも憲法に違反すると指摘がされてきました。15日に行われた中央公聴会でも、元最高裁判所の判事である濱田さんが憲法違反だと断じております。

自公政権はこの中央公聴会の後、すぐに特別委員会で締めくくりの総括質疑をして採決をする予定でした。今まで重要法案は必ず中央公聴会、そして地方公聴会を開き、国民の声を十分聞きながら進めてきたのが今までのやり方です。ところが、中央公聴会だけで済まそうとして

いたわけですが、野党や国民の声に押されて、昨日、地方公聴会を開いたわけです。その中でも憲法違反、強行採決するなという声が出されております。しかし、安倍政権は形式的にやっただけですぐ採決しようと昨夜6時からやっておりましたけれども、皆様ご存じのとおり、今日にずれ込んでおります。せっかく公聴人が参加して、口述をしたにもかかわらず、それを無視してすぐ採決ということは、余りにも国民の声、民主主義を無視したやり方ではないでしょうか。

このような安倍自公政権は、国民の声を今でも聞こうとしません。国会での議論でもこの法案の根拠が次々と崩れてきています。安倍首相は日本人の命を守ると言っていて、日本人輸送中の米軍艦船の防護についても、今ではこういうふうに答えています。「日本人が乗っていないでも守るんだ」と180度変えています。また、中東のホルムズ海峡の機雷掃海についても「現実的に発生することは想定しない」と当初の答弁を覆してきております。二つの典型的な事例の根拠が崩れている今、何のための新3要件かわかりません。

今、高校生、大学生、若いママさん、中高生、医師、宗教者、文化人、全ての分野の人が、みずから自分の意思を表明し国会へ駆けつけています。若者たち、子供や孫たちを再び戦場に送ることは絶対に許されません。憲法9条、立憲主義、民主主義を根本から破壊する戦後最悪のこの法案は撤回、廃案にすべきです。国民の6割以上が今国会での強行採決に反対している事実を重視し、強行採決は絶対させないよう強く要望してこの意見書に賛成するものです。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

3番（朝倉君） 発議第6号、安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書に対して、反対する立場から討論をいたします。

今国会に上程されている安全保障法案は、近隣諸国の脅威や有事に対する我が国を守ることにより最低限整備しなければならない法律と理解をしているところでございます。我が国を取り巻く近隣諸国は、ご案内のとおり独裁国家や民主主義が確立しない一党独裁国家、さらに日本の領土をも占領している国等、いわゆる国際法も通用しない国家が多く存在していることを忘れてはなりません。

とりわけ尖閣諸島では日々の生活に大変危険を感じている石垣島の市長さんの話として、頻繁に我が国の領海を侵犯し、漁業も危険のためにできないという大変危険な現実の状況を、問題として私どもは理解しなければなりません。市長はこのような状況を早急に今回の安保法案の成立を期して、国として毅然と対応できるようにしてほしいと強く訴えております。このような現場の叫びも早急に解決する必要があるのではないのでしょうか。また、沖縄、小笠原諸島のサンゴの密漁のように、国際法も無視し好き勝手に振る舞ってきた報道が今でも目に焼きつきます。今後も同様の事案が懸念されます。

また、核兵器の製造や長距離ミサイルの発射を平気で行う国も存在しております。このよう

に大変危険な環境が存在しており、いつ有事に発展するか危惧をされる中で、日本には憲法 9 条があるから我が国は平和だろうごとく論じる考え方がありますが、このような考え方で今後、国民の安全・安心が今のままの法体系で可能でしょうか。国民一人一人が真剣に考える必要があります。私は残念ながら法を整備して、現状の石垣島、小笠原諸島のような事案の有事が発生しても迅速な対応が国としてできる法の整備や、他国に対しても新しい法の整備を丁寧に説明しながら、専守防衛を基本とした我が国の防衛の考え方を伝え、ひいては自国の抑止力を高めることが喫緊の課題と考えるものであります。

今、日本は戦後 70 年を迎え、さらなる平和を望み、戦争をするなんて考える人は誰ひとりいるのでしょうか。戦争法案をとする考えは、憲法 9 条を声高々に叫ぶ皆さんにこの席から申し上げたい。国内に向けた安保法案反対の前に近隣の中国、北朝鮮、ロシア、あるいは偏った歴史認識の韓国に向かって、皆さんの考え方を大きな声で有事の解決の努力が本来やるべきことではないでしょうか。余りにも観念的な理論とパフォーマンスの政局のみでなく、大きく変化する国際環境に目を向けた生産的な会話を私は望みたいと思います。戦争法案として大きな声を上げる政党がありますが、皆さんの主張で周辺有事の際に対処できるか、本当に真摯に考えるときではないでしょうか。このようなことから、この意見書については声を大にして反対を申し上げたいと思います。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11 番（中嶋君） 何年もこの席に立っていなかったもので、今出てくるのを忘れてかけて、議長にどうやって頭を下げたらいいかなと思って。確かこの下の段で頭を下げたかなと思いながら久々にこの場所へ立たせていただきます。原案に賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

本来でしたら皆さん、みんな上手にあれです、3 日くらい前から原稿を書いて、ここで正々堂々とやるんだと、皆さん見事でした、立派にできた。ただ、私は突然今、周りでやってくれやなんて言われた部分もあるし、そうは言ってもやっぱり自己責任でありますから、出たからにはやっぱり物を言わなきゃいけない、ここで。

私が一番言いたいことはですね、今まで安倍総理は自分の先輩の総理たちは、ちょっとそれはやめておけやと。みんなね、あれです。戦後 70 年、歴代総理大臣たちは場合によっては自分の兄ちゃんが特攻隊へ行ったりとか、自分の父ちゃんが戦争で死んじゃったとか、そういう自民党の私の知っている代議士もありました。だから、そういうときには、そういう歯どめが効いておったと思います。それが 70 年もたつと、少しずつそういう戦争体験者、自分の身内が戦争で殺されたとか、自分の父ちゃんが戦争で死んじゃったとか、兄弟が死んじゃったとか、隣のうちのおっちゃんが死んじゃったとか、そういうことが 70 年もたてば、なくなってきちゃうから少し薄れてきたのかなと。

それから、今の広島、長崎もそうですよね。もう 70 年もたっちゃったということで、えら

い薄れてきちゃったと。だから、そういうことを継続してみんなに、こういうおっかないことがあったんだよということを教えていかなければいけないなんて言って、今のそういうことをしゃべってね、教えていくようなことができてきたり、それから今のあれですか、満州では、えらい大勢死んでいます。私の兄も、この間もちょっと一般質問の中へ入れましたが、3人死んでいます。そういうようなことを考えると、一番根本は何だいと。戦争があったから死んだということは、これは事実です。だから、戦争なんていうことは絶対やっちゃいけないと、そういうようなところでのあれです、歯どめは私は憲法9条があったからだと思います。

ただ、そうは言いましてもね、さっきのあれですか、個人情報がどうたらこうたらなんてやかましいことを言ったと思ったら、このマイナンバーでもってみんなわかっていることを、今度は国や町に全部、何だか難しい時代になっちゃってね。でも、やっぱりそうは言っても私はさっきマイナンバーに対しては、ちょっと苦言は言ったけれども賛成しましたよ。これはやっぱり時代ですよ。やっぱりね、科学がこれだけ進んできてやっぱりあれですよ、人類が追求していくのはもう科学がどんどん進んで、それでみんながいい生活ができて、安心安全、その安心安全というようなことだって、坂城町でね、町長だって一生懸命安心安全だって、ごもっともでありますと。ぜひ町長頼みますよということで、町長も一生懸命おやりになっている。敬意を表しているわけです。

ただ、その総合的なことを考えてみるとね、今の70年代からのことをずっと考えると、少しなんか怪しくなってきたというふうに思った。やっぱり安倍総理なんかもやっぱりね。若い総理でありますから、戦争体験がないわけですよ。だから、そういう部分を考えればね、でも安倍総理は安倍総理で一生懸命日本のために、ひとつ安心安全でいい国にするぞということは、私は考えているとは思いますが、やはり今は時期尚早と言いましょうか、慌て過ぎるといいますかね、国民の皆さんによくまていに説明できたかって言えば、何時間やったとかで。そういう問題じゃなくて、時間なんか私はどうでもいいと思うんですよ。うんと簡単にわかりやすく言えば、もう1分、2分でもって、ああ、総理大臣、おらは納得したわいと、それならやるだし、俺が納得していないって言ったら200時間だろうと300時間だろうと365日だろうと、私は国民の皆さんが納得するようにやるべきだと思っております。

国民じゃないんだ、本来言えば。ここは坂城町議会なんだよ。坂城の町民の皆さんがなるほどと、安倍総理はうまいこと言っていると。そしたらみんなはそれでいいし、だけれどもだ、ここで俺の一番言いたいことはね、やっぱり本来だったらね、朝倉議員も少し入れていたのかな、この話をね。憲法9条を改定してからね、やれば正々堂々としたものだと思っているの。憲法9条を改定しないで、その憲法の解釈だけでもってね、今までの自分の先輩だった、それこそ羽田総理もいたわ、そういう総理大臣がうんと大勢いた人たちが、おいだめでよと言ったことをさ、憲法9条をいじっちゃったんだ。そういうふうなんですよ。だから、私は憲法

9条を全部改定して、正々堂々と安倍総理が言うようなことを俺はやってもいいと思う。改正でもしてからだ。それが、その前に9条の解釈というのは、これは私は自民党の今までの政権の中で安倍総理はね、自分の先輩の総理大臣のところを愚弄していますよ、これは。ばかにしているよ。だめだだめだと言っていたやつを。ここへ来て俺が決めるだよなんて言ってやっていて。そこのところが俺が一番大事だと思うんだ。

それからもう一つはですね、これは私は坂城町議会の坂城町の議員であります。13年議員を張っていますよ。誰に何と言われようと。私は自分の真意を持っていますから。支持者の中にだって、私のところを反対した人もいる。そのかわり登、頑張れというのもうんと大勢いる。私はあれですよ、600人ばかりの支持者を俺のところへ投票してくれたけれども、中には登ばかやろう、つまらないことこくじゃないわと言っている自民党寄りの人もいますよ、はっきり言って。だけど、私はそうは言ってもあれですよ、それだけの600人の皆さんに後押しされたんだから。俺が好きなことを言ってもいいかといって言ったら、最後はおまえがやれと。そのかわり責任を持ってやれと。私は責任を持ってやっていますよ、正々堂々と。

その中でなぜ私が声を大にして言い始めたかという、この前の一般質問の冒頭の中で私も入れましたけれども、坂城町でですね、平和集会というやつが行われまして、その平和集会をやったときにあれですよ、今のいろんなその話が出たわけではありますが、その中の学識経験者のメンバーを見て、俺は余計になるほどそういうものかなと。町のあれですよ、重要なところを握っていた方もいたんですよ、その中にね、ついこの間の。学校関係であるとか、それから町の今の三役であるとか、そういうところで一生懸命、ついこの間もここにいたんだよ、こっち側に。そういう人たちも出てきて、ましてや我が議会で言えばあれですよ、名前はこの場所だから俺は挙げないけれども、議長経験者も何人かおりました。坂城町議員の議長経験者。それから、今の議長だけじゃなくて議員もその中におりました。

そういうことを考えてみると、坂城町の学識経験者も大勢、その今のおる場所だったんです、そこは。俺もどうするかなと迷いましたよ。難しいところだからあれですよ、どうしたらいいかなと。だけれども今度はよく見たら、後援が坂城町になっているんですよ。だから、なるほどこれはあれですよ、学識経験者、俺の知っています先輩も含めて町のいうなれば三役の偉い人たちだとか、そういう人たちの名が連なっていたんですよ。それじゃあ俺も余り利口じゃないから、そこへ行っていろいろお話を聞いたり勉強をさせてもらおうと思って一生懸命勉強させてもらったら、なるほどそれはちょっと、これはあれだぞ、早急に今の法律で成立されちゃえばちょっとまずいわなと。それでシュプレヒコールっていうんですかね、それをやりながら立町と横町、これは廃案にしたほうがいいというようなことで、町民の皆さんに訴えるような行進といいましょうかね、デモというんですかね、そんなようなこともやってきたということを皆さんよくあれですよ、坂城町はそういうこともあったんですよ、私に言わせれば。こ

れは坂城町の中で歴史的なことですよ。しょっちゅうデモなんかやっていないんだよ。

そんな大それた坂城町町民の皆さんに訴えるようなことを、この坂城町の言うなれば頭のほうをやっていた学識経験者の人たちも、こういうことはやめたほうがいいぞというようなことをおっしゃっていましたので、私もそれじゃあそういうものかなと思いつつ、今の憲法改正をきちんとしてから、そういうことはやるべきじゃないかと、こんなふうに思ったので、ここの場に立たせていただいて、この件に関しては賛成の討論をさせていただきました。

ひとついろいろよく皆さん考えておくん、しっかり。坂城町のことなんです。日本国の我々は国民であるけれども、我々議会人はね、坂城町の子供からじいやんからばあやんを守る立場にいるんですよ、私たちは。そこのところをよく考えてですね、手を挙げるなり下げるなりやっていただきたいと思います。これ以上やると、登またしつこい。登節だなんて言われそうだから、ここらでやめておきますが。そうは言いましても、皆さんひとつよくお考えになって決めていつていただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第5「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（塚田君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成27年第3回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日に開会されました本定例会は、本日までの17日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、専決報告、条例の一部改正、平成26年度一般会計及び特別会計の認定、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算、追加でお願いいたしました一般会計補正予算、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜りました。まことにありがとうございます。

さて、今月10日から11日にかけて、台風18号の影響による大雨で、関東・東北地方では、豪雨により多くの死傷者が出るなど、甚大な水害が発生いたしました。特に、大規模な水害に見舞われました茨城県常総市では、鬼怒川の堤防が決壊し、浸水被害は1万1千棟に上りました。被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧されますことをお祈り申し上げます。

1級河川である鬼怒川の堤防が決壊するという大惨事は、千曲川が流れる坂城町でも他人事ではありません。町といたしましては、現在、洪水・土砂災害ハザードマップの見直しを行っており、来年度のできるだけ早い段階で、改正後のハザードマップを全世帯にお配りしたいと考えております。

また、10月4日には、「防災関係機関と地域住民が連携し、災害時に即応できる体制の確立とともに、広く防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上を資する」ことを目的に、長野県総合防災訓練が千曲市大西緑地公園を主会場に開催されます。この千曲川での実践的な水防訓練等に坂城町消防団も参加いたします。また、地震による火災を想定した大規模火災の消火訓練として一斉放水・空中消火訓練にも出動いたします。全国各地で数十年に一度という大きな災害が頻発しております。この訓練が各防災機関との連携強化、地域防災力の向上につながることを期待いたします。

次に、本会議では多くの議員の皆様から、人口ビジョン及び地方創生総合戦略についてのご質問をいただきました。消滅可能性自治体についても、私の考えを答弁させていただきましたが、当町は、特に人口ビジョンにおいて経済動向と人口動向が連動しやすいという特徴がうかがえます。社会動態は、雇用・就労の影響が大きく、今後の景気の動向も注視していく必要がありますし、経済が安定して成長を続け、転入人口が増加するといった社会動態の伸びを期待しているところでもあります。

現在、抽出による町民の皆さんや町外への転出者向けアンケート調査を実施中ではありますが、そういった意見なども反映させ、町の独自性を生かし、地域経済のさらなる発展に結びついて行かれる「坂城町人口ビジョン」、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を、第

5次長期総合計画後期基本計画とともに進めてまいります。

さて、町では、若者や子育て世代に対するさまざまな支援を行っております。昨年、町で行っているこの各種支援策を一目でわかりやすくPRするために、「町の若者・子育て世代支援プログラム」としてひとまとめにしたパンフレットを作成いたしました。今年度も女性職員のグループからの提案で引き続き、子育て世代支援策のPRをするため、パンフレットをリニューアルするとともに、新たにポスターの作成を進めております。昨年度制作したパンフレットは、グループのメンバーが町内企業や商店にお伺いし、配布にご協力をいただきました。今年度も同様に、町内企業や商店にPRにご協力をお願いする計画を立てております。このPRが若者・子育て世代に伝わり、坂城町の人口増加につながっていくことを期待いたします。

さて、新校舎での授業が始まりました南条小学校では、先日、南条小学校改築記念実行委員会より机、椅子380組の寄附申し出をいただきました。「新しい校舎で生活する子どもたちに、新しい机と椅子をそろえてあげたい」という地域の皆さんの温かい思いのこもったご寄附でありましたので、町といたしましてもありがたくお受けいたしました。心より感謝申し上げます。

また、使用できるものは使用するという、もったいない精神に基づきまして、まだ使用できる机、椅子につきましては、新校舎の児童会室などに80組、町内のほかの小・中学校に100組、9月2日に行われました旧校舎の最終見学会において、地域の皆様に80組をお譲りしたところであります。

実りの秋となりました。さかき地場産直売所あいさいでは、あさって19日土曜日からのシルバーウィークは休まず営業し、町内で生産された秋野菜や収穫時期となった原木きのこ、ブドウなどを販売いたします。21日月曜日には、坂城特産の各種ブドウの販売促進と消費宣伝を目的として、生産者にご協力をいただき、ぶどう祭りを開催し、26日土曜日には、おへい原木会が生産した原木マイタケ、ヤマブシタケなどの販売や原木キノコの収穫体験、きのこ汁のお振る舞いなどを行う、きのこ祭りを開催いたします。

また、同日にはちくま農協ぶどう部会による、ぶどう祭りも坂城支所駐車場を会場に開催され、巨峰、シャインマスカット、ナガノパープルなど豊富な品種をそろえて販売が行われます。坂城の秋の味覚がたっぷり味わえる季節です。町民の皆様におかれましては、この機会にお出かけをいただきたいと思います。

さて、ワイナリー形成事業につきましては、一般質問でもお答えいたしましたが、試験圃場において栽培している醸造用ブドウが植えてから3年目を迎え、初めて収穫ができることになり、今月末から来月にかけて収穫する予定となっております。収穫したワインブドウの醸造につきましては、本日の信濃毎日新聞の新聞報道でもありましたが、これまで圃場において鳥獣被害対策や病害対策についていろいろアドバイスをいただいております、サントリーワイン

インターナショナル株式会社との協議が整い、試験醸造をお願いすることになりました。同社は、小ロットでも対応可能な施設を持つことはもちろんのこと、技術的にも安定し、坂城町産の醸造ブドウの品質について検証・評価ができます。当町の醸造用ブドウ、そしてできあがるワインが高い評価をいただき、6次産業化につながる大きなステップであるとも期待しております。

さて、来週21日月曜日から30日までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。期間中の30日には、国道18号線田町交差点において交通指導所を開設し、交通安全の啓発を行います。「交通事故のない町をめざして」を重点目標として、関係機関、関係団体と連携のもと運動を展開してまいります。

国道バイパス坂城町区間につきましては、今年度、小網・網掛地区の用地買収を進めているところであります。今月28日には、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の総会を文化センターで予定しております。また、11月には、上田市から長野市までの沿線市町で組織する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会と上田市と東御市の地元関係者で組織する国道18号上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会と合同で、国への要望活動が予定されております。今後も引き続き地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、関係機関と連携して、国道バイパスの早期完成に取り組んでまいりたいと考えております。

10月4日には第55回町民運動会と第37回交通安全町民大会が文化センターグラウンドにおいて開催されます。また、バリアフリーのまちづくりへの取り組みとして、今回の町民運動会で3回目となる、レクリエーション・交流ブースを文化センター体育館で開催いたします。このブースは、障がいの有無にかかわらず、どなたでも気軽に参加でき交流を図っていただくものであります。当日は、町民の多くの皆様にご参加いただき、町民が一堂に会しての楽しい運動会になればと考えております。

さて、10月6日から11月23日まで、鉄の展示館では「エヴァンゲリオンと日本刀展」がいよいよ開催されます。一般公募によるボランティアスタッフによるおもてなしや商工会や観光協会を中心に町内の店舗にもご協力いただき、ご来店の方限定企画など、より多くの皆さんにご来場いただきますよう、地域と一体となった展覧会を盛り上げてまいりたいと考えております。また美術的、精神的な存在としても人々に大切にされてきた、日本刀の魅力を広く伝えられる貴重な機会と捉え、日本刀の展示館である「鉄の展示館」を広くPRするとともに、本展メイン作品を手がけた宮入小左衛門行平刀匠を初めとする、刀匠たちの町「坂城」を全国に発信したいと考えております。

また、10月24日、25日の2日間にわたりまして、文化センターを主会場として「したしむ・つくる・ふれあう・ささえる」をテーマに、第44回坂城町文化祭、あわせて第33回坂城町消費生活展が開催されます。文化祭初日の午後には、町内出身で現在、東京農業大学名

菅教授の中西載慶さんをお招きして、「日本の食卓は学びの宝庫～身近な食物は魅力いっぱい～」と題した講演会を行います。多くの町民の皆さんのご聴講をお願いいたします。なお、今年の文化祭は、町民の皆さんの移動を少なくし、観覧しやすくするため、文化センター、体育館及び夢の湯の3会場に展示が集約され、また、展示方法等が見直されますので、大勢の町民の皆さんにお出かけいただきたいと思います。

また11月8日日曜日には、文化センターにおいて、信州大学副学長の笹本正治さんをコディネーターにお招きし、「信濃村上氏フォーラム」を開催いたします。長野県内の研究者に講演をいただき、また、瀬戸内海で活躍した村上水軍の末裔の久留島さん、慶応大学福沢研究センターからもご出席いただく予定であります。町の歴史を知り、ふるさとを見直すよい機会になると思われまますので、大勢の町民の皆さんのご来場をお待ちしております。なお、文化センターの駐車場につきましては、文化センター東側の用地を取得し、現在約70台分の駐車場を整備しておりますので、ご利用いただきたいと思います。

スポーツの秋、文化の秋、芸術の秋が本番を迎えます。今週末には、坂城小学校及び南条小学校の運動会が開催されます。さらに、坂城中学校の大峰祭、町内3保育園、坂城幼稚園の運動会、町民運動会、町文化祭など数多くのイベントがめじろ押しであります。議員各位の皆様におかれましても、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げて閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（塚田君） これにて平成27年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚 田 正 平

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 吉川 まゆみ

坂城町議会議員 塩 入 弘 文

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 地方創生の問題と課題 イ. 自治体消滅論についてどう考えるか ロ. 地方創生の問題点について ハ. 町の「総合戦略」にどうとりくむか ニ. プレミアム商品券の販売と検証について	9 番 塩 入 弘 文	町 長 企画政策課長 産業振興課長
2	1. 公園の整備、拡充について イ. 公園整備計画は ロ. 新設公園の設置は ハ. 親水公園の整備、拡充を 2. ワイナリー形成事業について イ. 単独特区から広域特区への移行での連携体制は ロ. 6次産業化に向けて	10番 山 崎 正 志	町 長 建 設 課 長 企画政策課長
3	1. 坂城バイパスの開通とまちづくりについて イ. 地域からの要望事項に対する現在までの対応と課題は ロ. バイパスの開通と村上地域のまちづくり構想は ハ. バイパスの開通に際し土地利用の考え方は 2. 町の施設の音響対策について イ. 町の施設の音響について ロ. 南条小学校音楽堂の音響と今後の利用について ハ. 音響の専任担当者の配置の考えは	3 番 朝 倉 国 勝	町 長 教 育 長 建 設 課 長 総 務 課 長 教育文化課長
4	1. 地域づくり（その2）について イ. 地域づくり活動支援事業及び県の元気づくり支援金について ロ. 地域おこし協力隊・集落支援員について ハ. 各自治区の公園について ニ. 健康遊具について 2. 町の情報発信について イ. 町勢ポケット版について	6 番 滝 沢 幸 映	町 長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 障害者に対し住みやすいまちづくりへ イ. 障害者総合支援法について ロ. 精神障害者に対する施策は ハ. 心のバリアフリー化の施策は 2. 教育大綱のめざすものは イ. 教育大綱は ロ. 基本計画の策定にむけて 3. マイナンバーは誰のためか イ. マイナンバー活用は中止を	1 2 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長 企画政策課長
6	1. プレミアム付商品券について イ. 経済効果は ロ. 販売方法の反省点は 2. 自主防災会の実状は イ. 各区の取組状況は ロ. 命のカプセル配付状況は ハ. 町として今後の取組は 3. 3 ワクチンについて イ. 5 年間の推移は ロ. 子宮頸がんワクチンは ハ. 今後の対応は	1 1 番 中 嶋 登	町 長 住民環境課長 企画政策課長 保健センター所長
7	1. 南条小学校の寄付について イ. 寄付金の使用目的は 2. 地域づくり活動支援事業について イ. 2 8 年度で終わるのか ロ. 継続事業について 3. 通学路について イ. 苅屋原の歩道について ロ. 国道の中学校入口に横断歩道を 4. 災害時の対応について イ. 区に入っていない人の対応は ロ. 混在する地域について	1 4 番 入 日 時 子	町 長 教 育 長 企画政策課長 建 設 課 長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 国道バイパスの早期建設 イ. 進捗状況は ロ. 用地補償について ハ. 今後のスケジュールは 2. 「地方創生」に向けて イ. 策定状況は ロ. 県・広域との整合は ハ. 策定に向けて	2 番 塩野入 猛	町 長 建 設 課 長 企画政策課長
9	1. 坂城町総合戦略について イ. 策定の状況は ロ. 総合戦略推進について 2. 教育について イ. 教育大綱制定に向けて ロ. 全国学力テストについて 3. 空き家対策について イ. 空き家対策について	7 番 西 沢 悦 子	町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長
10	1. 「大人からのあいさつ運動」について イ. 「大人からのあいさつ運動」の後援団体に町はなれないのか 2. 坂城町の人材づくりについて イ. 町職員の人材づくりの基本姿勢はオールマイティ型かスペシャリスト型か ロ. 新たな地域コミュニティの中心人材づくり 3. 「さかきの未来」について イ. 町における消費電力量の推移と今後の予想は ロ. 新エネルギーにはどのようなものがあるか ハ. 「水素社会」実現に向けての日本の動きについていくことは	5 番 柳 沢 収	町 長 教 育 長 企画政策課長

発順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. 坂城町の農業施策について イ. 中山間地農業について ロ. 「坂城町農業振興地域整備計画書」について ハ. 人・農地プランについて 2. 障がい児保育（療育）について イ. 通所施設について ロ. 障がいの程度と保育園入園の可否について ハ. 就学前の障がい児の親に対する相談体制について	4 番 小宮山定彦	町 長 産業振興課長 子育て推進室長
1 2	1. 千曲川さかきパーキングエリアについて イ. 千曲川さかきパーキングエリア利用の出店計画は 2. 町道一部拡幅について イ. 後退した空地进行を町で買上げを ロ. 道路際の空家対策 3. 防災訓練について イ. 町内各地に見合った防災訓練を ロ. 千曲川氾濫を想定した訓練を 4. 有線放送について イ. 加入状況は ロ. 使用料を安くできないか ハ. 加入者の減る現状をどう打開するか	1 3 番 塚 田 忠	町 長 産業振興課長 建設課長 企画政策課長
1 3	1. 坂城町総合戦略について イ. 住民協働の戦略づくりを ロ. 人口減少対策について 2. 政治意識向上へ イ. 1 8 歳選挙権について ロ. 子ども議会の開催について	8 番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 企画政策課長 保健センター所長 総 務 課 長

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿

文部科学大臣 下 村 博 文 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塚 田 正 平

国の責任による３５人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

平成２３年国会において、小学校１年生に３５人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校２年生以降中学校３年生まで順次改正することとし、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成２４年度は小学校２年生を３５人学級としたものの法改正は行われず、その後、平成２５年度、平成２６年度と３５人学級拡大の動きは進まなかった。平成２７年度予算編成において、財務省は「小学校１年生も４０人学級に戻すべき」という提案を行い、３５人学級を求める国民の強い声の前にこのことは断念されたが、大幅な教職員定数減の予算となった。

長野県では平成２５年度に３５人学級を中学校３年生まで拡大し、これで小中学校全学年において３５人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題などの多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に３５人学級を実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に３５人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年９月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿
文部科学大臣 下 村 博 文 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平

安全保障関連法案の強行採決に反対する意見書

安倍内閣は９月１７日にも安全保障関連法案を強行採決しようとしている。「もう審議は尽くされた」「決めるべき時には決める」と、国民の６割以上が今国会での採決に反対しているにもかかわらず、耳を貸そうとしない。審議は尽くされたと言っているが、審議すればするほど次々と疑問がわき、政府答弁は二転三転し、さらには答弁できず中断される場面も数多くあった。

「砂川事件最高裁判決で集団的自衛権が認められたから、憲法に違反しない」などの見解は誤りで、多くの憲法学者や元最高裁長官・判事、元法制局長官などから、この法案は憲法違反であると批判されている。安倍内閣は、歴代内閣が「できない」としてきたことを「できる」に変えている。本来ならば、憲法改正によって実現をめざするのが筋である。

また、「後方支援であるので自衛隊にリスクはない」「総合的判断で決める」とのあいまいな答弁に、多くの国民は納得していない。

このように今国会において審議は十分に尽くされておらず、国民からはますます疑問の声が上がっている。このような状況で日本の将来を左右する安全保障関連法案を強行採決すれば、将来に大きな禍根を残すことになる。

よって、安全保障関連法案を強行採決しないよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年９月 日

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

外 務 大 臣 岸 田 文 雄 殿

防 衛 大 臣 中 谷 元 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塚 田 正 平